

令和 6 年

第 4 回定例会  
決算審査特別委員会会議録

令和 6 年 9 月 13 日

）

令和 6 年 9 月 18 日

田 上 町 議 会

令和 6 年 第 4 回 定 例 会  
決算審査特別委員会会議録  
(第 1 日)

---

1 場 所 大会議室

2 開 会 令和 6 年 9 月 1 3 日 午前 9 時

3 出席委員

|     |           |       |           |
|-----|-----------|-------|-----------|
| 1 番 | 吉 原 亜紀子 君 | 9 番   | 小 嶋 謙 一 君 |
| 2 番 | 轡 田 禎 君   | 1 0 番 | 中 野 和 美 君 |
| 3 番 | 渡 邊 菜穂美 君 | 1 1 番 | 今 井 幸 代 君 |
| 4 番 | 青 野 秀 幸 君 | 1 2 番 | 椿 一 春 君   |
| 5 番 | 森 山 晴 理 君 | 1 3 番 | 池 井 豊 君   |
| 6 番 | 小野澤 健 一 君 | 1 4 番 | 高 橋 秀 昌 君 |
| 8 番 | 渡 邊 勝 衛 君 |       |           |

4 委員外出席議員

議長 藤 田 直 一 君

5 欠席委員

な し

6 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

|           |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|
| 総 務 課 長   | 田 中 國 明 | 庶務防災係長  | 今 井 俊   |
| 政策推進室長    | 中 野 貴 行 | 保 健 係 長 | 泉 田 健 一 |
| 町 民 課 長   | 本 間 秀 之 | 保 健 師 長 | 三 本 智 子 |
| 会 計 管 理 者 |         |         |         |
| 保健福祉課長    | 棚 橋 康 夫 |         |         |

7 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 渡 辺 明  
書 記 板屋越 麻衣子

8 傍聴人

三條新聞社

9 本日の会議に付した事件

認定第 1 号 令和 5 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について中

歳 入

歳 出      1 款   議会費

            2 款   総務費

            9 款   消防費

          1 1 款   公債費

          1 2 款   予備費

認定第 4 号   同年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5 号   同年度田上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6 号   同年度田上町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号   同年度田上町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

---

午前 9 時 0 0 分      開 会

---

委員長（中野和美君） おはようございます。令和 5 年度の決算審査特別委員会、皆さんよろしくお願いいたします。

昨日から田上町民の「バンブーブー」の見学が始まりまして、地域学習センターの隣の竹林すごく人が入っていました。町民の方、行列をつくって見に来ていらっしゃっていました。楽しみにしていらしたのだろかなと思っています。今日もまたもう一日ありますので、皆さんに見ていただけたらなと本当に思います。バンブーブーも田上町を盛り上げるとても大きなイベントとなっておりますので、皆さんも協力して盛り上げていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一番大事な決算のほうです。本日の出席は14名全員です。

傍聴に関しまして、三條新聞社から傍聴の申出がありまして、これを許可しましたので、報告いたします。

議長から挨拶をお願いいたします。

議長（藤田直一君） おはようございます。ご苦労さまでございます。

今日から 3 日間、決算審査が行われるわけであります。委員の皆様方におかれましては、しっかりと精査をしていただいて、問題点がありましたらしっかりと指摘をしていただいて、改善に向けてまた進んでいただきたいと思います。3 日間よろしくお願いをいたします。

委員長（中野和美君） これから審査に入りますが、本委員会に付託された議案は認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 件です。日程については、配付済みの日程表に従って進めてまいります。

また、決算審査に当たり私から皆様をお願いしておきたい点がございます。質疑、意見は、趣旨を明確にして発言を簡潔をお願いいたします。資料の提出を求める場合や総括質疑として町長に答弁を求める場合は、その旨を明確にしてください。総括質疑をされる方は、内容を所定の用紙にまとめ、本日の審査報告前までに委員長に提出してください。

それでは、これより決算内容並びに一般会計歳入の全般について説明をお願いいたします。

総務課長（田中國明君） おはようございます。それでは、本日から 3 日間という長丁

場になりますが、よろしくお願いをいたします。できるだけ分かりやすく、ゆっくりと説明をさせていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、本日、委員長の許可を得まして、追加で総務課のほうで資料を2つ提出をさせていただいております。まず1つ目が、令和5年度決算説明参考資料一般会計総務課という表題がついているものが1つと。それから令和5年度総合計画進捗確認シート、総合戦略の関係になりますが、その評価した内容のもの。これについては総合計画、それから総合戦略審議会を8月中に開催しまして、そこで報告をさせていただいている内容で、取り組んできた内容のものを総括させていただいたものを皆様のお手元のほうに提出させていただいておりますので、そこについては後ほど確認をいただければよろしいかなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、早速ではありますが、決算の説明のほうに入らせていただきたいと思います。それでは、最初に令和5年度決算主要施策の成果説明書をお出しいただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、説明のほうをさせていただきます。

まず、令和5年度の総括という部分で若干説明をさせていただきたいと思います。令和5年度につきましては町制施行50周年という大きな節目の年でございました。そのような年でありましたが、第6次総合計画及び総合戦略に沿ったまちづくりを推進をしてきたという状況でございます。その一方で、令和元年から続きます新型コロナウイルス感染症対策、具体的にはワクチン接種の対応などがありましたし、それに加えまして電力・ガス・食料品等高騰対策、これは国の交付金等を十分に活用させていただきまして、低所得者に対する給付金の給付、あるいは僅か1か月分ではございましたが、子育て世帯の負担軽減のため学校給食費に対する支援、それから全町民を対象としました1人4,000円の生活応援券の交付などを実施してきたところでございます。さらに、令和5年度にありましては、記録的な猛暑による異常気象によりまして米の品質低下が顕著であったことから、議会あるいは農業委員会等とも協議をさせていただく中で、米の減収支援に取り組むなど、町民生活を守るための各種の施策を展開をしてきたということが言えるのではないかなというふうなことで考えているところであります。

それでは、具体的にその内容になりますが、1ページを御覧いただきたいと思います。一般会計決算の状況ということで、先ほど言いました、令和5年度予算については①、②、③と上段にあります。それら3つの視点を掲げまして予算を作成

し、その執行に努めてきたということでもあります。

それで、具体的に①の第6次総合計画及び総合戦略の目標達成の実現に向け取り組んだ新規事業ということで、1つは「誰もが安心して暮らせるまち」という部分では消雪パイプの布設替工事、それから除雪車の更新、これら新規事業として取り組んだということでございます。「安心して健やかにすごせるあたたかいまち」の部分につきましては、子ども医療費の入院に係る自己負担を無料としまして取り組みを進めてきたというところでございます。それから、不妊治療、子どもを持ちたいという願いをかなえるために不妊治療で新たに自己負担の2分の1を補助する制度を創設しまして、決算額は8万円ということで少ないのですが、その辺取り組みも進めてきたと。それから、「集いと学びで希望あふれるまち」につきましては、小中学校のスクールバスがかなりもう、15年、16年経過したということで、新たにバスをリースで6台入替えをさせていただいているということ。

それから、「交流とにぎわいで活力あふれるまち」については、新たに園芸作物、僅か販売農家1万円ではありましたが、それらの支援、それから有害鳥獣対策に対しましてもいろいろと策を打ってきたという状況でございます。

それから最後に、「きずなと協働でつながるまち」、先ほども申し上げましたが、町政施行50周年を迎えるに当たり、記念式典の開催、それから町出身者、音楽家のコンサートなどの記念事業を開催をさせていただき、なかなか忙しい年であったなというような状況です。

それから、2つ目の視点、新型コロナウイルスワクチン接種の関係であります、そこに記載のとおりでございます。

それから、3番目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業につきましては、それぞれ町民向けに生活応援券等の交付を様々対応してきたという状況です。そこに持ってきて最後に、先ほども言いましたが、異常気象による農家に対する所得補償的な部分で支出をしたというような状況でございました。

それで、それらを踏まえた中で、1ページはぐっていただきますと2ページ目になりますが、令和5年度の決算規模の状況でございます。町の決算規模ですが、令和5年度の一般会計歳入歳出決算額につきましては、歳入総額51億2,629万8,000円、それから歳出総額48億8,654万3,000円ということでした。これにつきましては、令和4年度と比較いたしますと、歳入では1億6,968万円の減、歳出は1億7,947万5,000円のそれぞれ減となっております。歳入が減額になった主な要因と

しましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び電力・ガス・食料品等の価格高騰緊急支援給付金の減でございました。その一方で、交付税は増えて入ってきたというような状況でございます。

それから、歳出の1億7,947万5,000円の減につきましては、衛生費におきまして新型コロナウイルス対策費、それから新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減ということで、それぞれ減額になっているという状況でございます。

それから、2番目の決算収支の状況であります。ここにつきましては、5ページの一番上に令和5年度一般会計歳入歳出決算の状況ということで、1、決算収支の状況という表が載っておりますが、ここを御覧いただければと思います。まず最初に、歳入歳出総額から差し引きました形式収支であります。その表の真ん中辺りの(C)というところを見ていただきたいと思います。2億3,975万5,000円でございます。それから、翌年度へ繰り越すべき一般財源が588万3,000円ございましたので、それを差し引きをした実質収支、(E)欄になりますが、そこが2億3,387万2,000円という状況でございます。

それから、実質収支の令和5年度から実質収支の令和4年度の金額を差し引いた単年度収支の関係であります。1,018万4,000円という結果でございます。

それで、最後に実質単年度収支の関係であります。これについては、先ほどの単年度収支に、財政調整基金に積み立てたのが今回1億1,233万2,000円ございました。それをプラスしまして、取崩し額が令和5年度では2,971万9,000円ございましたので、それらを差し引きしますと、実質単年度収支といたしまして9,279万7,000円という決算の収支の状況でございます。

それでは、内容について説明のほうをさせていただきます。2ページ目でいいますと3の歳入の状況というところに行くわけですが、委員の皆様方には6ページに歳入の状況ということで1款から23款まで一覧で載っていますので、そこを見ていただいて、私のほうで2ページ、3ページの説明の部分について説明をさせていただきますので、お願いしたいと思います。

まず、1点目の町税の関係でございます。令和5年度は、11億3万5,000円ということで、増減率0.00ということでございました。ここにつきましては、町税が久しぶりに11億円を超えたということで、令和元年以来の状況でありまして、それだけある程度一定程度収入を得られる方がいらしたということになるのかなと思っています。この内容については、令和5年度固定資産税の生産設備を導入した新型コロナの関係での軽減もあった中で11億円を超えたということでございまして、令和

5年度はよかったのかなというふうなことで考えているところであります。詳細については後ほど町民課のほうから説明があると思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、2つ目の地方譲与税の関係であります。これは例年どおり収納できたという状況でございます。

それから、3番目の利子割交付金から9番目の環境性能割交付金につきましては、総額で3億1,507万2,000円の収入をしてございます。令和4年度と比較いたしますと約470万円ほど増えてはおりますが、多少の増減はございますけれども、例年同規模の収納実績ということでございました。その中で1つ、8番目のゴルフ場利用税の関係であります。ここが1,431万7,000円ということで、対前年で23.2%の減となっております。ここについては、湯田上カントリークラブのほうで税率が若干、今まで700円だったものが600円に引き下がったというようなことで、ここはマイナスという状況でございます。

それから、10番目の地方特例交付金でございますが、1,491万6,000円ということで、57.4%の増でございます。ここにつきましては、中小企業者等が所有いたします償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減に伴う減収分の財源措置がございまして、新型コロナウイルス感染症対策地方税収補てん特別交付金、これが565万1,000円入っておりますので、その関係でこれだけ増えているという状況で、その代わり先ほど言いましたように町税のほうではその分がマイナスになっているという状況ですが、11億円を数年ぶりに超えたという状況でした。

それから、11番目の地方交付税の関係であります。21億7,344万8,000円ということで、3.8%の増というふうな状況になってございます。ここにつきましては、令和4年度と比べますと7,579万8,000円の増額となっております。その内訳といたしましては、普通交付税が6,612万8,000円の増、それから特別交付税が966万9,000円の増というような状況でございまして、普通交付税につきましては国の令和5年度補正予算第1号によりまして、新たに臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金費が追加されたことなどによりまして増額になっているというような状況でございます。

なお、特別交付税の増額分につきましては、ここはルール分とブラックボックス分とあるわけでございますが、ブラックボックス分、要は中身がよく分からないというような部分での増額というような状況でございます。

それから、15番目の国庫支出金の関係でございます。5億350万8,000円、令和4

年度と比較いたしますと25.4%の減ということでございます。ここにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2,249万7,000円、それから新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金3,098万7,000円、これらが減額になったことによるものでございます。その一方で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6,472万円は増額となっておりますが、これらの状況でここは減額になっているという状況です。

それから、16番目、県支出金でございます。2億7,396万7,000円ということでございまして、令和4年度と比較いたしますと7.7%の減という状況でございます。減となった主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金1,188万6,000円、それから令和5年度は選挙の関係がありまして、選挙の委託費の関係が減になったことによりまして、県支出金については減額となっているところでございます。

それから、17番目、財産収入711万9,000円でございます。伸び率が153.9%という状況になってございますが、財産収入が増えた主な要因といたしましては、先ほども説明しましたが、スクールバス6台の売却に伴う物品の売払収入436万2,000円の増などによることで増えているという状況でございます。

それから、18番目、寄附金でございます。2,762万1,000円ということで、20.7%の減ということですが、寄附金収入につきましては、新潟県労働者信用基金協会解散に伴う精算金が令和4年度は590万円あったのですけれども、それがなくなった関係で減っているという状況です。

それから、ふるさと納税につきましては、単純に比較しますと、令和5年度2,695万2,000円ということで、令和4年度と比較いたしますと約70万円弱減っているという状況で、それなりに頑張らせていただいたというところでございます。

それから、続きまして19番目、繰入金の関係でございますが、5,769万9,000円ということで、58.4%の減ということでございます。繰入金の減となった要因につきましては、財政調整基金繰入金8,314万1,000円の減などによりましてここは減額という状況になってございます。

それから、21番目、諸収入1億6,123万5,000円ですが、8.8%の減ということでございまして、減となった要因につきましては、中小企業不況対策等緊急特別支援金、従来7,000万円を予算計上しておりましたが、ここを半分の3,500万円に減らした関係で減になってございます。その一方で、道の駅管理負担金ということで908万6,000円の収入をしてございます。令和5年度はそのような状況でここは減

になっているということでございます。

それから最後、町債の関係であります、1億6,168万9,000円、5.8%の減という状況でございます。要因といたしましては、臨時財政対策債が2,597万7,000円の減、それから道路拡幅工事あるいは圃場整備などに伴います公共事業等債1,500万円の減などによりましてここは、町債は減になっているという状況でございます。

歳入の主な内容については以上でございます。

それでは、続きまして1ページおはぐりいただきますと、8ページに歳出の状況が載っておりますので、こちらを御覧いただきたいと思います。まず、8ページの一番上、7というところで、目的別の歳出の状況ということでございますので、まず目的別について説明をさせていただきます。

まず、1つ目の議会費であります、決算額8,112万8,000円ということで、増減率が3.6%の増という状況でございます。ここにつきましては、増の主な要因といたしましては、議員皆様方の報酬改定による増という状況が一番大きい部分でございますので、お願いします。

それから、2番目の総務費の関係であります、6億2,197万6,000円でございます。増減率でいいますと9.2%の増ということございまして、増の主な要因といたしましては、電力・ガス・食料品等価格高騰支援追加給付金事業6,484万3,000円ほどあったのですが、それらに伴いましてここが増えてくるという状況でございます。

それから、3番目の民生費の関係でございます、13億3,946万3,000円、3.3%の増でございます。ここにつきましては、増の要因といたしましては、障がい介護給付費1,008万2,000円の増、あるいは地域型給付費負担金1,321万円の増ということで、幼稚園に関わる部分になるかと思いますが、それらの経費の増ということで民生費は増えている状況でございます。

それから、4番目の衛生費の関係であります、5億9,200万6,000円でありまして、37.2%という状況で大幅な減になってございますが、ここにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業の減、9,082万7,000円ほどございますし、それから新型コロナウイルス対策事業費、これが一番大きく、2億5,129万1,000円ほどここが減額になっている関係で衛生費も減っているというような状況でございます。

それから、5番目の労働費の関係であります、1,627万6,000円ということで、ここが10.7%の増ということでございます。ここにつきましては、公共交通関係、

ゴマンド号の関係ですね、その運行の業務補助金98万6,000円、あるいは地方バス路線対策補助金763万円の増などによりましてここは増えているという状況でございます。

それから、6番目の農林水産業費2億3,466万7,000円でございますが、12.6%の増でございます。その増の要因といたしましては、異常気象に伴います米の品質低下による収入減少に対する支援金の増額、これが2,461万4,000円ございまして、その関係で農林水産業費は増となっております。

それから、7番目の商工費2億9,795万5,000円、ここについては0.5%の増ということでございますが、商工費につきましては湯っ多里館空調設備更新工事、これが2,904万円ございました。ただ、その一方で、先ほど歳入の説明をさせていただきましたが、中小企業不況対策事業緊急特別貸付金、これが3,500万円減額になっておりますので、微増という状況でございました。

それから、8款土木費の関係でございますが、5億4,256万4,000円でございますが、5.7%の減という状況でございます。土木費につきましては、社会資本整備総合交付金事業が2,178万2,000円ほど減額になっておりますし、併せて下水道事業特別会計への繰出金が2,000万円ほど減になっているというような状況でございまして土木費も減っているという状況でございます。

それから、9款消防費であります。2億5,252万6,000円ということで、3.8%の減でございます。消防費につきましては、消防衛生保育組合の負担金については1,016万6,000円ほど増額になっておりますが、自動車分団のポンプ車庫の建て替え908万円が皆減でございますし、第1分団の積載車の入替えが令和4年度で終わっております。それが532万4,000円等ございまして、結果的にマイナスになっているという状況でございます。

それから、10番目の教育費の関係であります。4億7,662万1,000円ということで、教育費は18.1%の増という状況でございます。教育費につきましては、その増の要因ですが、羽生田小学校体育館屋根改修工事、これが皆増でございまして、2,475万円かかってございます。そのほか、田上中学校プール建屋改修工事、これが1,585万2,000円など、1,000万円級の工事がめじろ押しだったというような形で教育費のほうは増えているという状況です。

それから、11番目、公債費の関係であります。利子を含めて4億3,136万1,000円、3.0%の増ということでございまして、この増の要因といたしましては、令和元年度借入れの臨時財政対策債の元金の償還759万3,000円等が始まりましたの

で、ここは増えているという状況でございます。

目的別の状況については以上になります。

それから、その下、性質別経費の状況でございますが、まず1つ目の人件費であります。9億9,285万2,000円、ここが1.7%の増ということで、金額としては1,614万4,000円ほど増えてございます。ここについては、先ほども説明させていただきましたが、議員報酬の改定に伴う増、それから正職あるいは会計年度任用職員の単価といいますか、賃金が上昇していますので、それらの影響を受けてここは増えているという状況です。

それから、2番目の物件費の関係になりますが、5億6,299万5,000円、ここは13.2%の減ということでございまして、そこにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種関連業務委託料1,777万7,000円の減であったり、あるいは情報セキュリティ強化対策事業ということで、主にパソコンの関係の、セキュリティの関係ですね、それらの経費が1,043万2,000円等減額になっておりますので、それらによりまして物件費は減額であったという状況です。

それから、4番目の扶助費の関係であります。6億4,171万8,000円、4.9%の減ということでありまして、扶助費につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰生活支援金2,709万円の皆増によるものでございます。

それから、5番目の補助費等でございますが、7億7,715万4,000円ということで、21.2%の減となつてございます。5番目の補助費等につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業補助金返還金、これが令和4年度5,500万円ほどあったのですが、それらが皆減になったことに伴います減ということでございます。

それから、6番目の公債費であります。4億5,136万1,000円ということで、ここは2.9%の増でございます。これにつきましては、先ほど説明したとおり、令和元年借入れの臨時財政対策債の元金の償還759万3,000円があったことからこれが増えているという状況でございます。

それから、7番目の投資及び出資金の関係であります。1,565万7,000円でございます。ここが84.2%の増ということになっておりますが、ここにつきましては、企業団の2系の浄水場処理施設の造成工事が始まったということでここは増えている状況でございます。

それから、9番目の積立金でございます。1億2,891万5,000円ということで、ここが40%増えているということでございます。ここにつきましては、財政調整基金、元金積立金が令和4年度よりもさらに2,000万円増えて積み立てられたと

ということと。あとは国のほうから減債基金の償還に充てなさいということで1,536万7,000円を頂いていますから、そこを減債基金に積み立てていますから、その関係でここは増えているという状況でございます。

それから、10番目の繰出金の関係でございます。6億9,106万1,000円、ここが3.4%の減ということでございまして、繰出金につきましては、下水道事業特別会計への繰出金が2,027万7,000円減っておりますので、その関係でここは減っているという状況です。

それから、11番目の普通建設事業費の関係であります。3億2,564万9,000円ということで、ここは28.5%増えております。まず、その下の(1)の補助事業分3,783万8,000円、ここについては46.8%の減になっておりますが、それにつきましては、補助事業費については社会資本整備総合交付金事業を活用して対応しておりました保明・後藤線路肩拡幅工事3,345万6,000円、これらの減によりまして補助事業分については減になっているという状況です。

それから、単独事業分については2億6,982万1,000円ということで、ここは今年度64%増えている状況であります。これにつきましては、湯っ多里館の空調設備更新工事、あるいは先ほどご説明しましたが、羽生田小学校体育館の屋根改修工事2,475万円などの増によりまして単独事業が増えるという状況でございます。

それから、(4)番目の県営事業負担金、ここについては圃場整備の関係であります。ここは前年と同規模という状況でございます。

歳出の状況については以上になります。

それで、9ページお願いしたいと思います。町債の現在高のほうを御覧いただきたいと思いますが、令和5年度、総額で39億7,761万7,000円という数字になってございまして、相変わらず多いのが12番目の臨時財政対策債ということで、ここが約18億9,900万円ほどのつかっている状況で、あくまで令和5年度においてもその割合が、起債の半分が臨財債だというような状況が見てとれるかと思っておりますので、お願いしたいと思います。

それから、1ページはぐっていただきますと、10ページ、町債年度別償還予定状況ということで、令和5年度の一般会計合計のところを見ていただきたいと思います。合計で4億3,136万1,000円、これは先ほど説明した数字になります。近年でいうと令和5年度が一番ピークでございまして、令和6年度の見込みでは約1,000万円下がりまして4億2,163万9,000円ということで、そういう少なくなってきた合間を見ながらまた様々な事業に取り組んでいく必要があるというふうなことで考えて

いるところであります。

それから、11ページにつきましては、起債償還の最終年度、主な事業ということで掲載をしているところであります。直近で終わるのが来年度、防災情報システム整備ということで、それが680万円の借入額であります、これがようやくまた1つ終わるというような状況でございますので、その辺状況をよく御覧になっていただければと思います。

それでは、ページを戻っていただきまして5ページをお願いをしたいと思います。決算額の推移というところの表が、決算収支の状況の下に棒グラフがついているかと思いますが、そこを御覧いただきたいと思います。予算のときからお話をさせていただいているところではあります、令和元年から令和5年までの5年分がのっておりますが、田上町としてはいろいろな事情、状況がこの間あったかと思えますけれども、なかなかやっぱり高止まりしているのかなというような状況です。状況で説明させていただきますと、令和元年度につきましては、交流会館の整備等があった関係でここは歳入で52億5,700万円、歳出で47億3,800万円というような状況でした。それから、令和2年度につきましては、歳入73億4,300万円、歳出70億7,100万円ということで、ここにつきましては、新型コロナの関係、その影響を受けて町民1人当たり10万円の給付があった特別定額給付金事業、あるいは道の駅、それから地域学習センターの建設等によってここがマックス、一番大きいような状況であったということです。令和3年度につきましても、歳入54億8,500万円、歳出53億200万円ということで、ここについても、かなり低減はしてきておりますが、ワクチン接種、それから新型コロナ対策にそれぞれ、ワクチン接種には約1億円、それから新型コロナ対策については3.5億円を要していたというようなことでここは大きくなっていると。このときに国のほうで交付税の措置がかなりなされたということで、この年、財調に積み立てたのが約5億9,700万円ということで、今の財調の残高になっているというような状況です。それから、令和4年度、令和5年度も、新型コロナの影響を受けつつ、新たに今度は物価高騰であったり、様々そういったような要因を受けて今日に至っているというような状況が見てとれるかと思えますので、お願いをしたいと思います。

それから、その下になりますが、基金の状況ということで、令和5年度、財政調整基金14億9,068万6,000円、減災基金5億4,533万3,000円ということで、合計いたしますと20億3,601万9,000円というような状況でございます。

それから、基金残高の推移ということで、右肩上がりとはまではいきませんが、そ

れなりにしっかり予算を締めるところは締めて対応してきている部分で、若干基金残高は伸びているというような状況でございます。

それから、財政指数の状況であります。令和5年度のところを見ていただきたいと思います。まず、実質収支比率でございます。この実質収支比率につきましては、標準財政規模、田上町35億5,823万6,000円ということで、標準財政規模に対する実質収支の割合ということで、令和5年度は6.6%というような状況でございます。基準の範囲は3.0から5%という部分でいいですと少し多いのかなというような状況であります。ここにつきましてはなかなかやっぱりワクチン接種、国からいただいている補助金ですとか、足が出るわけにはいきませんので、若干多めにどうしても交付申請する必要もあろうかと思えます。そういう関係で、昨日社会文教常任委員会の中でも返還金等の補正もあったかと思えますが、そのようなことでここは増えているということでご理解いただければと思います。

それから、その下の経常収支比率の関係であります。83.9%ということでございます。ここにつきましては、令和4年度から見ますと若干減っております。0.3%の減となっております。ここについては、普通交付税が6,612万8,000円多く入ってきましたよという話をさせていただきましたが、その関係で経常収支比率が少しよくなっているというような状況でございます。

それから、その下、実質赤字比率、連結実質赤字比率等につきましては、田上町は赤字がございませんので算定はされないということでお願いしたいと思えます。

それから、実質公債費比率であります。7.6%ということで、令和4年度から見るとまた0.2%下がっているということでございます。

それから、将来負担比率、ここにつきましても、17.0%ということで、将来にわたっての負担もそこまで多くないというような状況、今のところはそういうふうなことが見てとれると思えます。

最後、財政力指数になりますが、0.362ということで、前年度に比べますと0.014%下回ったところでございます。財政力指数が高いほど普通交付税上の留保財源が大きいことになりますので、財源に余裕があるということになります。田上町はそこまで財源に余裕がないこと、正直な話、そういうような見方になろうかと思えますので、お願いをしたいと思います。

概要については以上になります。

それでは、本日お配りさせていただきました令和5年度の決算説明参考資料のほうを御覧いただきたいと思えますが、よろしいですか。では、1ページお開きいた

だきまして、まずちょっと1年遅れにはなりますが、令和4年度の新潟県内10町村の普通会計収支決算の状況ということで説明をさせていただきたいと思います。

まず最初に、財政調整基金残高でございます。田上町は、今回5番目ということで、14億2,844万円でございます。これ去年は4番目に位置しておりましたが、津南町のお金が結構余ったのでしょうか、積み増ししていきまして、田上町抜かれたというような状況でございます。実質田上町の決算でいきますと2,000万円ほど基金が先ほど、入れっ放しにしていますから、その分減っているという状況です。

それから、積立金の残高の合計ということで、田上町は19億9,627万円ということでございまして、ここも6番目に順位を落としているという状況です。令和3年度は5番目でございます。

それから最後、地方債の現在高になりますが、42億3,489万円ということでございまして、ここについては5番目を維持しているという状況です。これ見ていただくと分かるとおり、町民1万1,023人で割っていますが、積立金の残高は18万1,000円あるのですが、逆に地方債の現在高でいきますとその倍以上、38万4,000円あるというような状況をご理解いただければと思っています。

それから、1ページおはぐりいただきまして3ページ目を御覧いただきたいと思います。令和5年度の税金の関係、あるいは収納の関係の不納欠損の額を、件数です、それらを一覧にまとめてございますので、これはまた後ほど御覧いただきたいと思います。

それから、4ページ目の令和5年度予備費充用一覧表ということで、令和5年度では予備費413万8,000円を使わせていただいておりますが、その予備費を使った内訳でございますので、これもまた後ほど御覧いただければと思っています。

それから、もう一ページおはぐりいただきまして5ページ目、町内の人口及び自然増減、社会増減の推移について若干説明のほうをさせていただきたいと思いますが、それぞれの棒グラフの表の下に各3つほど表が載っていますが、その令和5年度を見ていただきたいと思います。令和5年度年度末人口ということで1万716人ということで、増減率が2.13%ということで、ここに載っています表の年度でいうと一番令和5年度は多かったというような状況でございます。それで、自然増減、出生、死亡の部分であります、令和5年度を見ていただきますと出生数が30人、それから死亡数が179人ということで、自然増減でいきますと149人少なくなったという状況でございます。

それから、社会増減、転入転出の関係であります、令和5年度、転入が191人、

転出が274人ということで、83人転出超過というような状況でございました。これ一旦令和4年度、減り方といいますか、そこがなだらかになったように感じておったのですが、今回は83人ということで、かなりまた転出のほうが多かったということです。その詳細な部分についてまでまだうちのほうで分析はできておりませんが、今考えられるのは、仕事に関係する転出者の数、これ20代の方ですが、そういうのが多いということと、あとは結婚等による転出の数が増えていると。これも20代が結構いるのですが。そのようなことで、令和5年5月8日で新型コロナウイルス感染症が5類に引き下がったというような状況を鑑みますと、ようやくまた今までの動きから少し動きが活発になってきたのかなというふうなことで見ているところでございます。

以降6ページ目、それから7ページ目、8ページ目等につきましては、決算において参考にしていただければよろしいかなと思ひまして、電気料の昨年の比較ですとかガスの比較表もつけてございますので、お願いをしたいと思います。

私のほうは、簡単ですが、以上で説明のほうを終わらせていただきます。

委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

今の決算の概要につきまして何か質疑がございますでしょうか。

13番（池井 豊君） 総務課長の説明の中で気になった言葉が1つというか、私もう高止まっているという、決算額というか、高止まっているという点がありましたけれども。その前に令和5年度の決算、非常にいい決算だと思います。よく頑張ったと私は思っていますし、すばらしくバランスが取れているし、いい決算だったなと思っております。それを前提に高止まっているというのは、課長はもうベテランで、私も二十数年前から決算を見ていますと、イメージ的に当時はというか、四十二、三億円から45億円ぐらいが田上町の通常の予算ベース、決算ベースなのではないかというイメージがありました。この数年は新型コロナやら何やらがあって乱高下で、もう何が何だか分からないような状況だったのですけれども、やっと通常ベースに戻ってきた令和5年度を見て、課長は高止まっていると。では、この数字について、田上町の決算規模、財政規模に対するものは幾らが適切になってきているのかなというところをまず聞きたいところです。というのは、私もこれから今関連するのかどうか聞きたいのですけれども、6ページの歳入の状況の中で、地方交付税が久しぶりに40%を超えて42%という、構成比が。構成比が4割ということなのです。これが交付税に依存しているというふうに見るべきなのか。またはうまいこと交付税もらったなというふうに見るべきなのかというところもあるのですけれども、こ

れも田上町の財政規模としてはどうなのかというところもお伺いしたいのです。

もう一つ気になるのが、8ページの性質別で人件費。人件費が20%、構成比、超えてきているわけなのです。田上町に余剰な人員というか、余っている職員がいないというところか、足りないところばかりだと思うのだけれども、これは人勧の引上げやら会計年度任用職員の待遇改善で上がってきているというようなのがあろうと思うのですけれども、ここの捉え方も、だから人件費が20%超えてくるというのももうこれは普通のことなのだなというふうに捉えなければならないかなんて思っています。という中で、田上町の財政というか、年間の予算決算規模がどのくらいが適切にこれからなっていくのかというところを聞きたいのが1点。

それから、もう一つは、小野澤委員の一般質問に関わってくるのですけれども。令和5年度末の財調というか、財調で14億9,000万円という、これちょっとため過ぎではないかなと思うのですけれども、町長の答弁だけれども課長だと思うのですが、課長が財政担当として、私は7億円でいいと思う。大きい額だけれども、どうなの、これ。あのときあの質疑も経て、本気のところ財調というか、基金は7億円ぐらいでいいのではないかなと思うのだけれども、ここはちょっとぶっちゃけた話ししてください。

以上お願いします。

総務課長（田中國明君） 私も基本的には今池井委員が言われたような財政規模で考えているところであります。それから、46億円、その程度が田上町の実力だろうと思っています。ただ、池井委員ご指摘されましたが、人件費が上がっている、その他諸物価も上がっている、働き方改革によって工事費等も上がってくる、それらをのみ込んだとすると、48億5,000万円程度が田上町としての今の、実力的に言えば財政の一つのベンチマークになるのではないかなというふうには考えているところでございます。

それから、財政調整基金の在り方についてのご質問であります。確かに町長も一般質問で小野澤議員の質問に答弁しましたが、基本的には標準財政規模の10%、今ほど言いましたように当時45億円程度だったものが48億円になってくれば当然標準財政規模も上がってきますよね。そうなったときに、7億円から8億円の財政調整基金は最低限確保しておく必要があるだろうというふうに考えております。それを踏まえた上で、では残り単純に言うと7億円ぐらい残るかというお話だと思うのですけれども、その7億円については今後、例えば町民体育館の問題、様々な町内の施設の老朽化の問題等があるかと思えます。それぞれそういう部分の事業が明確

になった段階で、余剰と見られているその7億円の基金についてはちゃんと目的基金を設置をして、そちらのほうに基金を移し替えていって運用していきたいなというふうなことで財政のほうとしては考えているところであります。ですので、今は確かに14億何がしあるかと思いますが、そこについては財政調整基金に、本来必要となるべき金額は約7億円から8億円であるが、そこに今仮置きをしている状況だというような中で見ていただけると私どもも非常にありがたいと思っています。

13番（池井 豊君） 交付税について答えていない。交付税40%というのは。

総務課長（田中國明君） それはなかなか、国のほうのまた裁量による部分でありまして、今回40%を超えたという部分については、町としては基本的にはそれだけ自主財源はないというような状況にも見れますし、そればかりではなく、その辺のところについてはスタンダードな部分であるのかなというふうに感じています。

委員長（中野和美君） 皆さんに申し上げます。

手を挙げるときは委員長と一言声を上げていただいて手を挙げていただきたい、質疑していただきたいと思います。

6 番（小野澤健一君） では、1つ質問させていただきます。

財政規模の部分に関わるのかもしれませんが、5ページのところで、令和5年度、最終的には歳入が51億円、それから歳出が48億円、こういう形で決算を迎えて、決算の内容としては、最終的には実質単年度収支もプラスなので、悪くはないのだろうというふうに思う。私が気になるのは、要はこのときの当初予算というのは48億2,300万円でした。そこから補正予算をどんどん組んでいって、最終的にここに積み上がったわけだ。その補正予算も要は我々皆賛成をしてきたのだけれども、振り返って結果として見ると、歳入に関しては48億2,300万円だったのがこの金額になって、3億円増えているわけ。片や今度歳出のほうを見ると6,000万円程度しか増えていない。増えていない。そうすると、この差というのは、多分補正予算の中でいろいろ説明があって、そのときはうんなんて思ったのだけれども、振り返ってみるとどうも釈然としない。何が言いたいかというと、使うべきものをしっかりと使っているのかなという、こういう疑問をちょっと感じるのだ。例えば交付金であれば返還金ということで歳出にのせるわけだからそれはいいのだけれども、それ以外の何かの要因でこれだけの差額、初めは当たり前だけれども、歳出、歳入48億2,300万円という数字から、ここだけ歳出がどっと増えて、それよりも歳出のほうが少ないものでしかない。当然その間差額が出るからそれはプラスマイナス、それはプラスになるよねというふうに思うのだけれども、この要因というのは、私

はなかなか自分で整理しようと思うのだけれども、できないのだけれども、これ何か要因的なものってあるのでしょうか。もし分かったら教えてもらいたい。

総務課長（田中國明君） 今ほどの小野澤委員の質疑であります。決算書の10ページ、11ページを見ていただければよろしいかなと、一番いいかなと思うのですが。まず歳出合計のところを見ていただきたいと思います。支出済額が48億8,654万3,260円ということで、そこに今ほど小野澤委員からご指摘のあったその2億数千万円の中には、翌年度へ繰り越す部分が、1億2,282万8,000円が既にもう入ってございます。ですので、単純に今小野澤委員が言われた金額からそれを引くと約1億2,000万円ほど残るかと思いますが、それがその隣の不用額、1億5,276万2,000円という金額が載っているかと思いますが、基本的にはそういうことで、既に令和5年度で予算は盛ってあるのだけれども、令和5年度から繰り越していく部分が大半あるということで、それで小野澤委員が先ほど言われた歳入から歳出を差し引いただけの増減の原因というのはそこにあるのかなというふうなことで考えているところであります。決して本来使うべきところを使ってこなかったのではないのかということはありませんので、そのようなご理解をいただければと思っています。

6番（小野澤健一君） ありがとうございます。本当さっき言ったように補正予算をみんな賛成しておきながら何で今、いろいろそういう意味では翌年度に繰り越した金額、ここによってかなり乖離が出てくると、こういうことで理解をいたします。

それから、もう一つ。これは町の見解というよりも、ちょっと私気になるのだけれども、最近財政指数の中で経常収支比率というのが一時期、議員が事あるごとに、そういう話をしていたのだけれども、最近しなくなったのだけれども。経常収支比率、国が定める基準値よりも超えているという状況があるわけです。私は、今若干超えている、この程度であればと思うのだけれども、我々も勘違いがあるのではないかなというのは自分でもちょっと感じている。というのは、これ国の算式の中で出てくる経常収支比率というのがあると思うのだけれども、町の予算、まちづくり財政計画を見ると、新しいものをやろうとしてもきつきつ内容になっているわけだ。今日ここにはないけれども、例えば道路とか橋とか、ああいう社会インフラの整備、いわゆる地域整備課が持っているような予算というのは、例えば道路に穴が空いているのに、いや、修繕しなくていいとか、いや、砂利道なんて舗装しなくていい、あるいは舗装ががたがたしているから直さなくたっていいというわけにはいかない。こういったものも本来国の定める経常経費とは言えないかもしれないけれども、実質的には経常経費だろうと思うのだ。もうやらなければいけない事業だ

ろうと。こういうのを考えると、私は実質的にはそういうのを要は加減乗除をしていけば経常収支比率で90%を優に超えているというふうに思うのです。だから、超えていないのであれば、本来であれば財政に弾力性があるって、我々が提案する部分に対していろいろ予算をつけられるのだけれども、それが実質的にはできないというのが実態ではないかと思うのだけれども、この辺私はそういうふうに考えているのだけれども、総務課長あるいは財政当局というのはどの程度、そういうふうに思っているのかどうなのか、その辺を見解を聞きたいなというふうに思います。

総務課長（田中國明君） 確かに今ほど小野澤委員が言われたように、地域整備課等が、仕事する部分については、決算統計上は臨時的経費に計上されますので、実際経常収支比率を算定する際には臨時のところに入ってくるわけです。ですので、それらの工事費を含めれば確かにもっとここの経常収支比率は上がってくるだろうというふうには考えているところであります。それにしたって地域整備課の業務をしなくたっていいというわけにはいきませんから、そういうことを考えれば財政的な余裕というのはもう少し今よりも落ちるようなことにもなるかと思っています。

6 番（小野澤健一君） ありがとうございます。私が思っているのと同じようなものなのかなというふうに思います。であれば、今回総括質疑にしませんけれども、いろんな施策を統廃合していく必要があると思うのです。効率よく施策を回していく。それはこの中で若干やっていますよみたいなものは出てきているのだけれども、急いでそういったものを、統合できる施策については統合していく、そういったものを急いでやらないと、このままいくと本当に焼却場の問題とか体育館の問題が出てきたときに、田上はなかなか対処できなくなっていくのではないかなという気がします。そういった意味も込めて経常収支比率、実質的にはもっと高くて、結構もう財政の弾力性がかなり限界に来ているのではないかと私は思ったから今質問したのだけれども。もしそうであれば、歳出を減らせとは言わないけれども、施策の合理的な統合、これも急いでやってもらいたいなというふうに思うのだけれども、これについてどう思いますか。最後の質問です。

総務課長（田中國明君） 基本的に各年の予算をつくるときには、今小野澤委員が言われるような部分もお願いしている部分であります。なかなか一回始めると思い切って変えていけないという部分ありますので、今ほど小野澤委員からご指摘いただいた部分については、少し時間はかかるかもしれませんが、そういう視点を持って対応してまいりたいと考えております。

14番（高橋秀昌君） 私は、町の今の決算の状況を見れば極めていい状態だと思う。い

ろいろ課長は不安みたいなことを言っているが、極めていい状態だと思っている。ただ、私は行政がやる上でどこに目をつけていくかと思うのだ。今住民の暮らしは大変な物価高の中で苦勞しているわけだ。その苦勞に対してどれだけ財政投資をして、投資という表現が正しいかどうかは知らないが、投下をして住民の暮らしを守っていく上で一助にする。本来であれば、物価高騰に対しては責任持っているのは国なの、本来は。その国が今のこういう状態で単発資金しか出していかない。低所得者に対して何万円出します、1回きりとか、足りなければまた追加で出すという、そういうことを繰り返しているだけでは今の住民の暮らし守り切れないというのはあるのです。では、田上町がそれを全面的に守れるかと、そんなことはできないと。できないのだけれども、そこにどういう努力をするかという、この視点での決算が私は必要だと思うの、来年度の予算つくる上でも。私たちの議会の中でも議論してきた学校給食の無償化への前進とか、これは私の提起ですが、子どもたちの入院については無料化したけれども、通院も無料化していくとか、ささやかなものなのだけれども、そこにそれだけの予算をどうつけるかということ、そういうところに目を向けていく必要あると思うのです。つまり子どもたちが、残念ながら全国的には人口が減っているわけなので、そのことで子どもが増えるということはないのだけれども、しかしながらそういう努力をしていかないと、財政当局は今の課長の話のように数字ができるだけ合えばいいみたいなふうにしか私には聞こえてこないのです。ぜひ総務課としても、町長への提言をする上で、どこまで可能かを明確にしていくと。町長の判断しやすい状況をつくっていく必要があると。私はそう思うのですが、いかがですか。

総務課長（田中國明君） 高橋委員のほうから常日頃からそういうふうなことで言われているところでありますが、言われることは重々承知はしているところです。ただ、そういう中でも、この先のことも見据えていった中で、田上町としてできることについてはしっかり総務課としても町長のほうに提言をしていきたいなというふうには考えてはいるところでございます。

14番（高橋秀昌君） そこで、1つ苦言を言わせてください。というのは、一部事務組合の件です。一部事務組合、いわゆる消防衛生保育組合は、令和元年から加茂市長と田上町長の提案の下に特別委員会をつくって焼却場を建設しようということで走ってきたのです。ところが、令和5年、昨年8月、加茂市長が突然、お金がないから考えさせてくださいと言って、その後何が起こったかと。消防署を造らなければならないから、消防をやらなければ駄目だからといって、事実上執行は清掃セン

ターをほごにしてしまったのです。議会の側はあくまでも造るべきだと主張しているのに、金がないからと言いながら消防署を造る、消防署及び消防車両などを入れることをもうどんどん先へ進める。私は、このときに田上町としても自主性、自覚性が足りなかったのではないかと思うのです。なぜか。この前の全協の中で明らかになったが、当時管理者である加茂市長は消防のことについても知っていたと、こう言っているのです。知っていながら、知っているのに、知っていた上で、焼却場を建設しようという方向で加茂、田上が一致して、議会もそこで一致してやってきているのに突然変えていくということ自体、そういうことが起こったがゆえに田上町は独自で計画していた体育館も造れなくなったわけでしょう。このとき私は総務課としても町長としても、順番が違うと言うべきだと思うのです。あれだけ議論をして体育館を新しく造ると言った。消防署の計画がなければ造る方向でずっと進んでいるのです。ところが、それを加茂市長の言うことに対して正面から反論しなかったものだから、今のような事態が生まれている。これはゆゆしきことだと思うのです。それは総務課としても、田上町議会で体育館を造ると明言したしたわけだから、これを邪魔してきたのは実は後出しのほうの消防署、様々なことの後出しで、そっちが優先されたために消防署を造れないと、このままでいったら、ことになったわけでしょう。そして、結局消防署を造れるようにするには、加茂市長が言うみたいに消防関係を優先して、焼却場を後回しにすると。つまり三条へ委託すると。この流れをつくっていったのです。私は、ここは田上町の総務課としても自立性が弱いと、そう言わざるを得ないのです。

それで、苦言なのですが、苦言。そういう自主的、自覚的、自立的な思想がなければ今後また大きな市のほうに巻かれていくと。この危険性はあると感じるから言っているのです。どんな小さな自治体でも五分なのだ。例えば県政、県知事と田上町長としたって本来は五分なのです。力関係は断然あっちが強いですが、本来政治的には五分なのだ。小さな町こそ目の前の住民の状況がよく見えるから、だからこそなおさらのこと自立性、自覚性、自主性が求められるのだと思うのです。この点、私は率直に言って令和5年度以降の動きは足りなかったと言わざるを得ません。しかしながら、議会はいまだに頑張っているのです。そんなこと駄目だと。造れ。そこの議会を無視したようなことをやるべきでない。そのためには、あなた方は、官僚とは言わないが、事務方のトップですから、町長にも正面から提言していく、そういう思想性をしっかりつけてもらいたいということで苦言と提案をしたいと思いますが、お答え願いたいと思います。

総務課長（田中國明君） どこから話をすればいいかなというところもあるのですが、実際流れは、今高橋委員が言われたことはそういう流れで進んできました。でも、そういう中で、田上町としても事あるごとに加茂市、管理者にはしっかり話をしています。決して主従関係ではないのだというのを念頭に置いて、そういう折衝なりいろいろなことをさせていただいてきているという事実はあるということとはまずご理解いただければと思います。その上で、最終的に今高橋委員が言われるのは、例えば清掃センターを造るにしても背中を押すのは私らの役目ではないかということでのお話かとも聞いていました。そういう部分では、確かに明確にすぐ言えなかったという部分は自分の至らなさであるかなとは思っているところであります。でも、今後のことについてはしっかりまたそれらも含めまして町長、副町長ともよく話をしながら対応をしていければと考えておりますので、お願いしたいと思います。

委員長（中野和美君） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） そうしましたら、暫時休憩といたします。再開は10時25分からとします。

午前10時11分 休 憩

---

午前10時26分 再 開

委員長（中野和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計歳入の全般について説明をお願いいたします。

町民課長（本間秀之君） おはようございます。それでは、決算書のほう12ページ、13ページお開きいただきたいと思います。町税の関係について説明をさせていただきますと思います。

それから、本日、皆様のお手元のほうに町民課の追加資料といたしまして、町税の収入の状況ということで過去5年分の収納状況等をお出ししておりますので、そちらについても参考にしていただければというふうに思っております。

令和5年度の町税全体の決算額といたしましては、収入済額11億3万5,181円ということでございまして、町税全体、令和4年度との比較で19万2,396円、率にして0.01%の増というような形になりまして、ほぼ横ばいというような状況でございました。令和5年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行や、それから様々な国際情勢、それから円高に伴う物価高騰、賃上げなどといった税収に影響する様々な要因がありましたが、結果として町税全体といたしましては、プラ

スマイナスそれぞれの影響の結果、ほぼ横ばいということになったというふうなことで考えているところでございます。資料のほうの下のほうにありますけれども、滞納繰越分を含みます収納率につきましては、令和4年度の98%に対しまして97.5%というふうなことになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、まず1款1項1目個人住民税の関係ですけれども、現年分の収入済額といたしましては4億2,977万6,052円ということでございまして、令和4年度と比較いたしまして約450万円、率にして1.1%ほど増加をしているというような状況でございまして。増額の主な要因といたしましては、納税義務者数自体は人手不足等の影響もあってか、前年と同程度ということになっておりまして、また給与所得者においては賃上げ等の影響によるものというふうに捉えておりますけれども、各個人の給与収入が増加したことが要因となっている状況でございまして、全体で約600万円ほど給与所得の部分については増になっている状況でございまして。

次に、2目の法人の関係でございまして、収入済額4,009万7,200円ということでございました。令和4年度との比較では、146万200円、率にして3.8%の増となっております。法人につきましても、建設業、それから小売業のほうで増となっているというような状況でありました。ちなみに、令和5年度における法人税の課税事業所数といたしましては272事業所でありまして、令和4年度からは8件の増というふうなことになっておりまして、こちらも全体として業績がやや上向いた結果というふうにも分析しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2項1目の固定資産税の関係でございまして。収入済額4億8,145万6,600円ということでございまして、令和4年度との比較で423万9,400円、率にして0.9%の減になりました。これにつきましては、土地については地籍調査、それから画地補正の変更、それから下落修正に伴い約100万円の減というふうなことではございますし、田上町の83の状況類似地区のうち80地点で下落、標準宅地平均価格におきましては平米当たり、令和4年度が9,240円に対しまして、令和5年度は9,023円というふうな状況でございました。

それから、家屋におきましては、新增築が令和4年度45件から59件に増加したことです。それから240平方メートル以上を超える工場の新増築が複数あったことにより、約500万円の増というふうな状況になっております。また、償却資産におきましては、鉄道関連会社の資産が減少したことを理由といたしまして約200万円の減というふうな状況になっております。収納率につきましては97.6%となっております、令和4年度と比較いたしまして1.2ポイントの減というふうな状況でございまして。

これにつきましては、令和５年度中に破産した事業所の関係で未納額が約500万円ほど発生したことが主な要因となっておることでございますので、お願いします。

それから、３項１目の軽自動車税の関係でございます。収入済額4,462万3,300円ということございまして、令和４年度と比較すると、92万3,000円、率にして2.1％増えているような状況でございます。こちらに関しましての要因としては、車両の入替えによる旧税率の適用車が減少いたし、標準税率の適用車が増加したことであります。内容といたしましては、旧税率のほうで227台の減、標準税率の適用が190台の増、乗用の従価税におきましては38台の増、貨物の従価税につきましても14台の増というようなことございまして、収納率は99％ということになっております。

次に、２目の環境性能割でありますけれども、収入済額247万5,300円でありまして、令和４年度と比較いたしまして17万400円の増というふうになっております。原因といたしましては、税率の燃費達成目標が引き上げられたことにより、税率区分が変更されたことで増額となっているというようなものでございます。

それから、４款１項の町たばこ税の関係でありますけれども、7,150万88円ということございまして、令和４年度と比較いたしますと約99万5,000円、率にして1.4％の減となっているというような状況でございます。これにつきましては、売上げ本数の減が要因でございまして、令和４年度と比較すると14万本ほど減少しているということであります。これまで令和３年、令和４年と売上げ本数が伸びて、道の駅開業に伴うものとしてこれまで説明をしておりましてけれども、その状況も落ち着いて、多分市町村と同様に喫煙者の減少により売上げ本数が減少したものであるというふうに捉えております。よろしくお願いいたします。

それから、５項の入湯税の関係です。こちらにつきましては、収入済額が2,555万1,150円ということございまして、令和４年度と比較で82万2,150円の減ということになっております。要因といたしましては、湯っ多里館の納税者につきましては対令和４年度でプラスの1,155人となった一方、旅館関係では約6,600人の減というような状況になってございまして、理由といたしまして、産業振興課のほうにも確認しましたけれども、宴会等を含む日帰り客のほうが増えていないということで、入湯税収入にいたしましても、令和３年、令和４年とちょっと回復傾向にありましたけれども、一歩後退となったような状況であります。

簡単ですけれども、私のほうからの説明を終わらせていただきます。

総務課長（田中國明君） それでは、先ほど概要のところでは歳入についてはあらかじめ説明をさせていただきました。ですので、ポイントを絞って説明をさせていただけれ

ばと思いますので、お願いします。

それでは、決算書の16ページを御覧いただきたいと思います。16、17ページでございます。8款のゴルフ場利用税交付金の関係の部分でございます。令和5年度の収入済額といたしましては1,431万7,380円ということで、令和4年度と比較いたしますと432万1,000円ほど減額になってございます。これにつきましては、先ほども説明させていただきましたが、税率の引下げがなされたということで、700円から600円に引き下がった関係でここは収入が少なくなっていると。あわせて、高齢化に伴って、70歳以上になりますとゴルフ場利用税かからないと、非課税になるということですので、その対象の方が増えているのではないかなということで見えています。ただ、入り込み客数については変わらないというようなことで聞いておりますので、お願いしたいと思います。

それでは、1ページ進んでいただきまして18、19ページをお願いをいたします。13款の分担金及び負担金の関係でございます。収入済額が2,247万9,207円ということでございまして、これにつきましては、令和4年度と比較をいたしますと4%ほど増えてございます。それについては、保育所保育料等が増えているということでここは増えてございます。

それから、その下の14款の使用料及び手数料、収入済額といたしましては1,506万5,016円ということになってございますが、これにつきましては1.8%の減ということになってございまして、その主な要因につきましては、し尿汲取り手数料の減等が主な要因でございます。そういう中で、交流会館等の使用料については28万円ほどここは伸びているというような状況でございます。

それでは、進んでいただきまして22ページ、23ページを御覧いただきたいと思います。15款の国庫支出金の関係でございます。収入済額が5億350万8,210円ということでございます。目を右のほうにやっていただきますと、収入未済額ということで6,582万4,385円という数字が載っているかと思いますが、繰り越した事業の財源が翌年度入ってくるという部分になりまして、それが何なのだということになりますが、2項の衛生費国庫負担金のところをまず御覧いただきたいと思いますが、2節の新型コロナワクチン接種事業負担金というところに39万6,385円の収入未済額がまずあるかと思いますが、これにつきましては、接種委託料の繰越し分であります。これは町ではなくて、ほかのところで受けた方の請求が年度を越えてから来るということで、その分繰り越しているという内容のものでございます。

それから、その下の2項の国庫補助金の関係でございまして、1目の総務費国庫

補助金、ここでまた収入未済額が5,155万8,000円とございまして、その下を見ていただきますと、1節の総務管理費補助金、ここが937万7,000円収入未済額がございます。ここにつきましては、戸籍関係、それから住民基本台帳システムの改修業務委託料、社会保障・税番号制度システムの整備補助金を、繰り越してシステムの改修をしますから、その関係でこれが収入未済額になっているということでございまして。それからその下の2節の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、ここでも収入未済額が4,218万1,000円ございますが、これにつきましては、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業、それから学校給食費、2か月分無償にする予定ですが、その経費がこれも収入未済額となっているという状況です。

それで、1ページおはぐりいただきまして24、25ページをお願いをしたいと思います。3目の衛生費国庫補助金でございます。2節の新型コロナウイルス対策事業補助金、ここで37万8,000円の収入未済額がございますが、ここについては、新型コロナワクチン接種で使用しておりましたディープフリーザー、超低温の冷蔵庫の処分費等について、ここで繰越しをさせていただいて今年度処分するという内容のものでございます。

それから、4目の土木費国庫補助金のほうを御覧いただきたいと思います。1節道路橋梁費補助金、ここでも1,349万2,000円の収入未済額がございます。これにつきましては、消雪パイプリフレッシュ事業、それから橋梁定期点検、それから坂田・湯川2号線側溝改良工事等に伴います繰越し分の財源ということになりますので、お願いをしたいと思います。

それから、1ページ進んでいただきまして26、27ページをお願いをしたいと思います。続いては16款の県支出金の関係でございます。ここでも291万1,000円の収入未済額がございます。

それでは、収入未済額について説明させていただきたいと思いますので、もう1ページおはぐりいただけますでしょうか。そうしますと、下のほう、5目の農林水産業費県補助金というところを御覧いただきたいと思います。その3節農業振興費補助金というところがございます。そこに292万1,000円の収入未済額が出てきておりますが、これにつきましては、省エネルギー対応農業生産条件整備支援事業ということで、エコな田植機のリースを受ける方が横場地区にいらっしゃるということで、その関係でこの分も繰越しをさせていただいているという状況でございまして。

それでは、ずっと進んでいっていただきまして、最後に行ってもいいでしょうか。

諸収入を超えて、最後町債の関係を御覧いただきたいと思いますので、40ページ、41ページをお願いをしたいと思います。よろしいですか。町債の関係でも、先ほどのその事業をやる上で有利な起債を借入れますので、その関係で繰り越している部分もございますので、その部分について説明をさせてください。

まず、1目の衛生債の関係であります。980万円の収入未済額があるかと思えます。これについては、三条地域水道用水供給企業団の出資金に充てるものでございまして、令和5年度国の補正予算対応分で、令和6年度の事業を前倒ししてやる関係でこの分を起債をすると、出資金の関係をお願いをするものであります。それからもう一ページはぐっていただきますと、42、43ページであります。2目の農林水産業費、ここに3,200万円の収入未済額がございます。これにつきましては、上横場地区、新津郷地区の圃場整備事業、それと田上郷の排水機場で実施をしておりますストマネ事業、防災・減災の関係になりますが、それらの経費がここで令和5年度の予算をつけていただいて、令和6年度で実施をしていくという内容でございます。

それと、3目の土木債640万円ありますが、これにつきましても先ほど説明しました消パイリフレッシュ、あるいは坂田・湯川2号線の側溝改良工事に伴いまして起債するものでございますので、お願いしたいと思います。

それで、最後になりますが、23款に自動車取得税交付金というものが59万7,000円出てございます。これについては、昨年もあったのですが、とある自動車メーカーが排ガス等の試験において不正行為があったということで、過年度にわたりその追加徴収分で田上町に入ってくる分を令和5年度でいただいているというのがこの57万9,000円でございますので、お願いをしたいと思います。これは、多分恐らく今年度で最後になるのかなというふうに聞いております。

内容のほうは、簡単であります。以上であります。よろしくお願いします。

委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

13番（池井 豊君） すみません。自動車税があつて、軽自動車税等々に関連してなのですけれども、今、原付とかがここに入っているのです。原付の自動車税もここに入っているのですけれども、たしか令和5年度から例の小さいナンバープレートが導入されたと思うのですけれども、交付されたかどうかという話と。原動機付自転車の保有台数みたいなというのが変動しているかどうかというのを聞きたいところです。というのは、何か今ちまたでは50ccの、普通免許証で乗れるバイクが50cc

から125までに拡大されて、パワーが少ないと25ccになっていくという話があると思うのですけれども、今後、だから何かそこら辺の自動車税大分、令和5年度は決まっていなくても、推移していくと思うので、原付の納税、徴税の状況がどういうふうになっているかというのも聞きたいところです。今の数年の流れでいくと軽自動車はどんどん、どんどん増えていくという流れで来ていると思うのですけれども、田上町において普通車から軽自動車にいったほうが田上町にとってはいいのか。それとも普通車の重量税とか取得税とかそういうのが減って軽自動車が増えたほうがいいのか。そこら辺がどの程度軽自動車のほうがいいのか。多分軽自動車だって圧倒的に増えているのはもう全国的な流れだとは思っているのですけれども、そこら辺のことを聞かせてもらっていいですか。

委員長（中野和美君） 町民課、資料ありますか。

13番（池井 豊君） 後でもいい、もしだったら。

委員長（中野和美君） もし今すぐ答えられなければ後ほど。

13番（池井 豊君） すみません。ちょっと言葉足らずだったので。その推移とかを後でまとめられて出せるようだったら。多分今言っても無理だと思うので。町税の話してもらいたいの。ちょっと私自身今すごく混乱をされていて、電動キックボードにナンバーがつくのか。あと自転車にナンバーがつくようなのを、パワーがあり過ぎて自転車にナンバーつけて、ついている自転車なのに信号無視をしたりしていったというニュースが出ていたので、そういう今原付のナンバーというか、課税状況というのがちょっと私の頭の中混乱しているので、そこら辺も含めて田上町ではどんなになっているか。ちょっと台数が分かればいいのだけれども、困った顔している。後でいいので、資料を出してもらおうよう取り計らいをお願いします。

町民課長（本間秀之君） では、その辺資料のほうに関してはちょっと調べてみて、用意ができるようであれば提示させていただきたいと思いますし、あと最初にありました電動のキックボードについては、ナンバープレートの交付というのは今のところ一台もございません。

総務課長（田中國明君） 軽自がいいか、自動車関係に伴う交付金で受けたほうがいいかというお話ですが、基本的には軽自動車税で受けたほうが交付税算定上25%財源流用できますからいいのかなというふうには考えておりますが、今ほど言われたような視点で見たことがないので何とも言えませんが、恐らくは多分そういうことになるのではないかなとは考えています。

委員長（中野和美君） それでは、今請求がありました資料につきましては、池井委員

個人だけではなく皆さんも資料を頂きたいということであればそのようにお願いすることになると思いますが、いかがでしょう、町民課長。資料提出はできそうですか。今でなくても、後日でも。

町民課長（本間秀之君） 準備します。

委員長（中野和美君） よろしくお願いいたします。

14番（高橋秀昌君） ちょっと確認なのですが、収入未収額の件で、2億円近いみたいな感じするのだけれども、それはもう既に、当初予算には多分間に合わなかったと思うのだけれども、補正で入れてあるのか。もう既決予算になっている。

総務課長（田中國明君） 令和5年度から繰り越しているのです。

14番（高橋秀昌君） 繰越しか。

総務課長（田中國明君） さっき言いました部分については、令和5年度の予算を措置して、全て繰越しをさせていただいて、その繰越しの関係もお認めいただいている内容になります。

14番（高橋秀昌君） 当初予算にもう入っているということ。

総務課長（田中國明君） 当初予算に入っているというか、令和5年度からの繰越しで令和6年度でやるという内容です。

4番（青野秀幸君） 町税の徴収率についてお伺いしたいのですけれども。この頂いた参考資料の3ページのところなのですが、不納欠損額ということで一覧になっているのですが、町税、町民税、固定資産税等の中で時効というのがあるのだけれども、時効というのは防ぐことはできないのでしょうか。もしくは、その辺のルールとか時効になるとか、民法も変わっていたと思うのですけれども、時効にならないような策ができないものか、その辺のところをお伺いしたい。

町民課長（本間秀之君） まず、調停等の時効に関しましては、一応時効までの期間として5年間というものがございます。停止させる方法といたしましては、滞納処分等を実施いたしまして、差押え等を実施すればその時効を停止することができるわけですが、例えばですが、その差押え等をするための財産がないような方に関しましては、調査したけれども差し押えられるような財産がないということに関しましては、どうしてもそのまま時効を迎えてしまうというようなことがございますので、100%時効を迎えないようにするということはちょっと難しいかというふうには考えております。

4番（青野秀幸君） では、収納努力、差押え等もされたりしながらやっているけれども、どうしても時効になってしまうということがあるということでございましょう

か。請求手続を続ければ時効にはならないと思うのですけれども。差押えする財産のない方はもうこれはどうしようもないかもしれないのですが、財産があるのに時効を迎えることがあってはならないと思うのですが、そういうことはなかったでしょうか。

町民課長（本間秀之君） 時効を迎えた方、執行停止経過、基本的に時効を迎えられる方に関しましては財産調査等を実施した上で、差し押えられるべき財産がないということで、そういった方に関しては基本的に執行停止等もかけながらやっておりますので、基本的に財産があるのに時効を迎えたというのに関してはないように適切な調査等を実施してやっております。

4 番（青野秀幸君） 他市町の例で、固定資産を滞納している関係で、催促が必ず毎年来ているというふうな事例も聞いたことございますので、極力そういうことがないように対応していただきたいと思います。

町民課長（本間秀之君） そういった催告等については毎年実施しておりますし、そういった方に関してきちんと納めていただく、自主的に納付していただけるような形も取りながら、それでも納付がない場合に例えば差押えであるとかそういったところにも行くわけですが、そういったことはきちっと適切に実施しておりますので、お願いします。

11 番（今井幸代君） すみません。ちょうど同じページで質疑をさせていただきます。

国保のほうで国外転出 2 人というふうになっておるのですけれども、この方というのは、国籍等がもともと日本の方が海外に行ってしまったということなのか、外国籍の方が来られて母国に戻られてしまったというようなケースなのか、その辺り内容を教えていただきたいのと。あと固定資産税のほうで相続人なしということで 22 件あるのですけれども、その辺りの推移といいたいまいしょうか、相続放棄をされる方も昨今増えてきているようにも思えますし、身寄りがいない方という方も少しずつ増えてきている中なので、こういった辺りの方法といいたいまいしょうか、今後増えていくのではなかろうかというふうな懸念はあるのですけれども、ここの辺りの動きといいたいまいしょうか、流れみたいなものがあればお聞かせ願いたいと思うのですけれども。

町民課長（本間秀之君） まず、国民健康保険の国外転出の部分につきましては、もともと外国籍の方で、田上町のほうに来られて就職と。国籍は外国籍です。

11 番（今井幸代君） どこの国籍とか分かっていますか。ベトナム。結構おられるという、田上は。

町民課長（本間秀之君） すみません。多分ですけども、名前から察するにベトナムとかというふうには。

11番（今井幸代君） 恐らく、ではないかと。

町民課長（本間秀之君） そういった方がそのまま、納められないまま帰国されてしまって既に徴収が不可能になってしまっているというような状況でございますので、不納欠損とさせていただいたというような状況でございます。

それから、固定資産税の現年分の相続人なしというのですけれども。今井委員がおっしゃられるように、年々年々件数は増えていっております。理由といたしましては、今井委員おっしゃられたとおり、相続放棄とか、あと本当に身寄りがなくて誰も相続者がいないというような状況が発生して、結局もう誰からも徴収できない状況になっているというものが年間でいいますと一、二件ぐらいずつ増えているというような状況がずっと続いているというようなので、今のところこの22人の方が令和5年度に関しては該当したという状況でございます。恐らくこの先もまた増えていくのではないかとはいえますけれども。

11番（今井幸代君） 固定資産税の件は分かりました。ありがとうございます。

国保の国外転出の件に関してなのですけれども、一時的な就労等で田上のほうに来られる研修生、実習生の方なんかもらっしゃいますし、町内の事業所等にも、こういったことが大丈夫になってしまうと、そのコミュニティの中で別にあんなの払わなくてどうにでもなるのだというような話が蔓延していく、これはもう全国的な話ですけども、そういった部分もあるので、この辺りの取扱いといいましょうか、町内の企業等も、外国人雇用をしているような企業等にもこういった部分の支払いに関してしっかりと指導をしていただくような部分も商工会と連携してやるように努力をしていただきたいと思いますと思いますが、その辺りのこと対応等はいかがでしょう。

町民課長（本間秀之君） そういったことが発生しないようになるべく事業所等に協力を依頼しまして、例えば帰国する前に必ず役場のほうでそういった精算をするようにとかというのについてもお願いをしているところでありますし、そういった部分についてはきちんと周知もまたさらに広めていきたいというふうに考えております。

14番（高橋秀昌君） 町民課に伺いたいのですが、令和5年度の廃業数及び倒産数というのを把握していたら報告してくれませんか。できれば令和4年、令和3年あたりとの変化を見たいのですが、いかがでしょう。

町民課長（本間秀之君） 今ちょっと手持ちに資料がございませんので、後で用意させていただきますと思いますが。

14番（高橋秀昌君） 資料はあるということ。

町民課長（本間秀之君） はい、あります。

委員長（中野和美君） そうしましたら、資料請求に関しましては後で、戻ると資料があるということですので、後ほど提出していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。お願いいたします。

12番（椿 一春君） 先ほどの決算説明書、総務課のところの3ページで、国民健康保険の海外転出2名についてなのですが、いろんな情報を見ていると、海外から治療目的で日本へやってきて、割と健康保険で、すぐ与えられるのが日本の国なので与えられて、それが用が済んだらもうすぐ海外へ逃げるといふいろいろな報道で見ているのですけれども。まず国民健康保険が海外の方で取得できる何か条件というのがどういふようなものがあるのか聞かせてもらいたいのと。今国外転出2名とあるのはこれは全然そういった何も、治療目的で来て海外へ行ったというそういったことが考えられるのか、その辺はどんなものなのか聞かせてください。

町民課長（本間秀之君） まず、外国籍の方の国保の加入条件ですけれども、田上であれば、田上の町内に住所を置いて生活するのであれば国保は加入権は得られます。今回の2名の方に関しては、今椿委員のおっしゃられたような治療目的で来たというものではなくて、就労のときにこちらに住所を置いてある程度就労していたのだけれども、途中で帰ってしまったというか、納めないまま帰られたというような形の方になりますので、その治療目的での加入というものには当たらないかと思います。

委員長（中野和美君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） なければ一般会計歳入の全般についての質疑を終わります。

次に、歳出のほうについて説明をお願いしたいと思います。

まず、1款、議会事務局お願いいたします。

議会事務局長（渡辺 明君） それでは、歳出のほうを説明させていただきます。

決算書の44、45ページを御覧ください。1款議会費、1項議会費、1目議会費、決算額8,112万7,366円です。前年度比284万4,117円、4.6%の増となっております。主な要因としましては、令和5年度より議員報酬の改定が行われたことによる増、改選後における議会だより及び会議録作成委託料の増となっております。

それでは、節ごとに説明をさせていただきますので、備考欄を御覧ください。まず、1節報酬3,554万4,209円、前年度より155万2,300円、4.4%の増となっており、これは令和5年度よりの議員報酬の改定によるものです。

10款需用費、印刷製本費になりますけれども、101万9,920円、前年度より34万9,096円、52%の増となっており、改選に伴う議会だよりのページ数の増及び臨時号の発行、物価高騰に伴う紙の価格上昇となっております。

続きまして、12節委託料、会議録作成委託料は、241万1,145円、前年度より22万825円、10.1%の増となっており、改選に伴う本会議の時間の増及び物価高騰に伴う用紙代及び人件費上昇による単価の増によるものです。

続きまして、18節負担金補助及び交付金190万9,495円、各種負担金及び政務活動費となっております。

ページをはぐっていただきまして46、47ページの4段目の政務活動費は、8名の方から26万円ほどの返金がありました。

なお、主要施策の成果の説明の12ページに議会関係を掲載してありますので、御覧願いたいと思います。

議会費の関係の説明は以上となります。

委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

質疑のある方いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） それでは、説明をお願いいたします。

2款総務費、総務課お願いいたします。

総務課長（田中國明君） それでは、2款のほうを説明させていただきます。

主要成果の説明書でいいますと13ページからが総務課の関係のものになってございますので、そちらも御覧になりながらまたお願いしたいと思います。

それでは、2款1項1目一般管理費でございますが、これについては総務課職員等の人件費のほか、業務上必要な電算関係経費などの事務的経費が支出の主な内容となっております。令和5年度の支出済額といたしましては、2億733万7,447円でございます。令和4年度と比較をいたしますと約2,000万円ほど減額となっております。その減額となった主な要因でございますが、インターネット系サーバーの入替えの終了及びホームページのリニューアルが完了したことに伴いまして減額となったものでございます。

それでは、予算書46ページから進んでいただきまして50、51ページを御覧いただ

きたいと思いますが、今ほど説明をさせていただきましたホームページの作成委託料232万1,000円ということで載ってございます。令和4年度と令和5年度で継続費を組ませていただきまして、全体事業費として733万7,000円をかけてリニューアルをさせていただいたということでございます。それで、リニューアルをした結果でございしますが、閲覧数としましては令和5年9月1日から令和6年8月31日までの間10万6,409件の閲覧があったということでございます。では、これが前のホームページと比較してどうなのだという事になるかと思えますけれども、実はカウントする仕方が、グーグルが令和5年4月から変えたのだそうです。その関係で正しい比較がなかなかできないということをご理解いただいた上で、そうはいうものの何かしらで一定程度、どうだったのだよという話になると思いますので、今まで新型コロナウイルスの関係とかが結構ホームページからの予約受け付けたりとかということがありましたので、令和2年、令和3年、令和4年となかなかそういうレアケースだったのだろうなということで、令和元年度の件数でいいますと9万4,912件でした、何もない平常時が。それからすると1万2,000件程度は増えていますので、見やすくして、より進みやすくもなったし、自分が知りたい情報も得やすくなったのかなというようなことで、一定程度の評価をさせていただいているところでありますので、お願いをしたいと思えます。

それでは、1ページおはぐりいただきまして52、53ページをお願いをしたいと思えます。2目の財政管理費の関係です。財政管理費につきましては、財政担当の時間外勤務手当、あるいは予算書、決算書の印刷製本費が主な内容となつてございまして、令和5年度の支出済額といたしましては135万262円でございます。これについては、例年同規模の支出済額となつてございますので、お願いをしたいと思えます。

続いて、3目財産管理費につきましては、庁舎の維持管理に係る経常経費を支出しているものでございます。令和5年度の支出済額といたしましては1億6,895万7,394円でございます。令和4年度と比較をいたしますと3,562万5,000円ほど増額となつてございます。その増額となりました主な要因につきましては、財政調整基金への積立てが令和4年度9,200万円であつたのですが、令和5年度は1億1,200万円を積んだということで、ここは2,000万円の増。それと、今後の臨財債の償還に充てるために交付税により措置されました財源、それが1,536万7,000円ございまして、この財源を減債基金に積み立てて、令和6年度、令和7年度で起債の償還をやっていくということで、それらを積み立てたことによるものでございます。

また、庁舎の光熱費、10節の需用費の関係になりますが、133万3,745円の不用額、ここがちょっと大きく残ってございますが、ここについては、もう少し高止まり、高くなるかなと光熱水費見ておったのですが、令和4年度と同程度で済んだということでここは執行残として出ているという状況でございますので、お願いをしたいと思います。

それでは、1ページおはぐりいただきまして54、55ページ、4目の交通安全対策費の関係になります。ここにつきましては、町が設置をいたしますカーブミラー等の交通安全施設の新設、修繕、あるいはそれらの経費を支出しているものでありますけれども、令和5年度の支出済額といたしましては241万5,943円ということでございまして、この支出額につきましても例年同程度というような内容となっております。令和4年度で実施をいたしました修繕、あるいは工事関係につきましては、修繕関係でいいますとカーブミラー修繕8基、約76万6,000円ほどかけてございまして、工事関係でいいますとカーブミラーの設置工事が4基、それが77万2,000円、それからクロスマークの路面標示工事、これについては、それぞれ14か所ほど実施しておりますが、それら33万円程度の予算を使いまして実施をさせていただいたという内容となっております。

それでは、1ページおはぐりいただきまして56、57ページをお願いをいたしたいと思います。5目の自治振興費の関係でございますが、ここにつきましては、総務課が所管する部分といたしましては、右側の説明欄のほうを見ていただくとよろしいのですが、表彰式典事業及び防犯推進事業ということで、例年実施させていただいております町の表彰及び防犯灯の設置修繕等を実施をさせていただいているものであります。この中で、不用額といたしまして10節の需用費に152万3,892円ということで、ここは執行残が多いのでございますが、これにつきましては、防犯灯の電気料の執行残ということになってございますので、お願いをしたいと思います。

それから、19節扶助費に支出済額ゼロ、不用額40万円ということで載ってございますが、これにつきましては、犯罪被害者見舞金、田上町はそういう犯罪がなかったということで、遺族見舞金及び重傷病見舞金が一件もなかったためにここは執行残として残っているものでございますので、よろしくをお願いいたします。

一旦ここで説明のほうを代わらせていただきます。

町民課長（本間秀之君） それでは、その下のほうのひし形になりますけれども、自治振興費について説明させていただきたいと思います。

自治振興費につきましては、区長、それからそれぞれの行政区に対する経費とい

うことをございまして、町民課のほうで執行させていただいておるものでございまして。令和5年度の支出合計につきましては1,651万914円でありまして、令和4年度と比較いたしますと97万2,857円の増というような決算でございました。増額となりました要因につきましては、59ページのほうをお願いいたします。ここにありまされども、コミュニティ助成事業助成金ということでございまして、こちらにつきまして、令和4年度につきましては交付希望がありませんでしたけれども、令和5年度は上野地区において公民館へのエアコン設置などの希望がありまして、120万円の交付を行ったことによりまして増額となっているというような状況でございまして。

そのほかの内容につきましては、区長の報酬、報償、それから区長補助員への助成金等を支出させていただいているほか、令和5年度につきましては集落集会場の整備補助ということで、四ツ合地区の四千堂におきまして、今回能登半島地震の影響で内壁にひびが入ったというようなことで、補修が必要だということで予備費を活用させていただきまして5万5,250円支出しているような状況でございまして。

委員長（中野和美君） 会計管理者、引き続きお願いいたします。

会計管理者（本間秀之君） 続きまして、6目の会計管理費について説明させていただきます。

会計管理費につきましては、支出済額が595万800円でございます。ほぼ前年並みの決算というような状況になっております。主な支出といたしましては、11節の役務費の手数料でございまして、町税等の公金を収納した際に指定金融機関、あるいは収納代理金融機関のほうに支払う手数料として382万1,356円を支出しているものでございます。そのほかについては、ほぼ経常的な経費でございますので、説明は割愛させていただきます。

説明を代わります。

総務課長（田中國明君） それでは、7目の企画費について説明をさせていただきたいと思っております。

主要施策の成果の説明書でいいますと14ページが企画費からの成果説明書になってございますので、お願いをしたいと思います。

7目の企画費でございますけれども、総合計画等の推進に係る関連経費及びふるさと応援寄附金に係る経費を支出しているものでございまして、令和5年度の支出額といたしましては1,247万1,129円でございます。令和4年度と比較をいたしますと、80万円ほどこ減額になってございます。減額となりました主な要因につき

ましては、総合計画の冊子印刷代の減、それからふるさと応援寄附金事業支援業務委託料の減額によるものでございます。その一方で、令和5年度におきましては町制50周年の大きな節目の年でありまして、議会の皆様方からもご協力をいただく中で、記念式典のほか、町内出身者の音楽家の皆さんによりますコンサートの開催などに要した経費142万471円を支出をさせていただいているものでございます。その中で、不用額の多い部分として、7節の報償費の関係で83万7,760円執行残が、不用額が出てございますが、これについてはふるさと応援寄附金の記念品の執行残ということでございますし、1ページおはぐりいただきまして60ページ、61ページを見ていただきますと、12節委託料におきましても不用額が48万1,567円残ってございます。これについても同じくふるさと応援寄附金事業支援業務委託料の執行残ということになってございますので、お願いをしたいと思います。

それでは、続きまして8目の地域づくり推進事業費のほうを説明させていただきます。8目の地域づくり推進事業費につきましては、東京都板橋区成増地区との児童交流に関わる経費であったり、成増地区等におきます各種イベント等に参加する経費を支出させていただいているものでございます。令和5年度の支出済額といたしましては、13万7,360円でございます。その内容は、板橋区成増地区の農業まつり及び梅まつりに町として参加した経費になってございます。

なお、令和5年度につきましては、児童交流、成増地区のほうにお伺いをして様々交流してくる予定でおったのですが、相手方、成増地区の、板橋区の都合によりまして中止というふうなことでできませんでした。その関係の経費については過去の議会の中で補正をさせていただいているところでありますが、そのような状況でございました。

それでは、1ページおはぐりいただきまして62、63ページをお願いをしたいと思います。9目広報費の関係でございます。ここにつきましては、町広報紙「きずな」の作成に関する経費でございまして、令和5年度の支出済額といたしましては24万3,756円の支出をしております。令和4年度と比較いたしますと、82万円ほど減額となっております。その主な要因といたしましては、町の施策をPRするために道の駅情報発信施設及び交流会館に大型モニターを前年度は買わせていただいて設置をさせていただきました。それらの事業完了によりまして備品購入費が皆減になったことに伴う減額という状況でございます。

それから、10目の少子化・定住対策費でございますが、そこについては、総務課が担当する部分といたしましては入学祝品の関係、それから移住、定住に向けた各

種の補助金の交付事業を担っておるところでございます。令和５年度の支出済額といたしましては453万9,273円ということでございまして、令和４年度と比較をいたしますと310万円ほど増額となっている状況でございます。その増額の要因であります、新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給金の新制度移行に伴う増額、それから結婚新生活支援事業補助金、新たに令和５年度補正をさせていただいて取り組んだ内容になりますが、それらの経費が59万円ほどあったということで310万円の増額となっているというものでございます。

なお、不用額の多い18節負担金補助及び交付金、不用額405万9,500円、これにつきましては、結婚新生活支援事業補助金の執行残ということで、予算額といたしましては360万円ほど計上させていただいておったのですが、出ていったのが59万円ということで、その差額が丸々残ってしまったというような状況でございます。実績としては、これを使われた方が２件ありましたので、全く実績ゼロではございませんでしたので、そのような状況でございました。

町民課長（本間秀之君） では、続きまして決算書のほう64ページ、65ページの下のようになります。２項の徴税費、１目税務総務費でございます。支出済額が3,072万9,591円でございます。こちらのほうの内容につきましては、税務係５名分の人件費が主なものでございまして、経常経費がほとんどでございます。決算額につきまして、令和４年度と比較いたしますと724万円ほどの減額となっております、その主な要因といたしましては、人事異動に伴って人員が減になったこと。それから令和５年度中の年度途中で退職者が１名出ましたので、そちらの退職に伴いまして職員給与等の差額が不用額ということになったというのが主なものでございまして、不用額となりました435万8,232円につきましても同様の理由での執行残ということになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次のページへ進んでいただきまして、66ページ、67ページの中段よりやや下のようになりますが、２目の賦課徴収費でございます。支出済額は、目全体で1,559万3,177円でございます。内容につきましては、町税の賦課徴収に必要な電算関連業務の委託料、それから各種税目別の納税通知書等の印刷代等、送達に関する郵送料のほか、固定資産税の土地の部分、それからその評価に関する委託料等を支出させていただいているものであります。令和５年度の決算額については、令和４年度との比較で507万9,222円の減となっております。

主な要因といたしましては、次のページへ進んでいただきまして69ページのほうをお願いいたします。固定資産税の適正課税その他事業の12節委託料におきまして、

令和４年度に実施しました確定標準地鑑定評価業務委託料584万4,696円、こちらが事業終了に伴いまして皆減となったためということでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、３項１目の戸籍市住民基本台帳費でございます。支出済額といたしましては、6,324万4,435円でございます。令和４年度と比較いたしますと、1,081万5,888円の減となっております。その要因といたしましては、人事異動に伴って係員の数が減少したことに伴います人件費の減、それから令和４年度に実施した12節の戸籍情報システム改修業務委託料532万4,000円が事業終了に伴い皆減となったためでございます。こちらの目の内容といたしましては、住民係、それから保険系の職員の人件費、それから総合窓口業務で使用いたします戸籍関係の電算業務委託料、それからシステムの使用料のほか、次の70ページ、71ページのところにもありますけれども、住民基本台帳ネットワークに係る電算委託料、それからマイナンバーカードの交付に関する経費等を支出させていただいているということでございますので、よろしくお願いいたします。

71ページの下の方にありますマイナンバーカード事業の12節委託料のマイナポイント等申込支援業務委託につきましては、こちら国のマイナンバーカード普及策として実施されましたマイナポイント付与ということでありましたけれども、これによりまして窓口が大変混雑したことから、専用窓口を開設するために業務委託を実施したものでありますので、よろしくお願いいたします。

ちなみに、令和５年度のマイナンバーカードの交付枚数につきましては、主要施策の成果の説明書の16ページのほうを御覧いただけますでしょうか。こちらのところにあります、ちょうど真ん中辺りのその成果のところにありますけれども、令和５年度における発行枚数としては2,043枚、累計で8,237枚のカードを交付しておりまして、交付率といたしましては76.9%というふうになりました。

私のほうの説明は以上です。

総務課長（田中國明君） それでは、引き続きまして４項１目の選挙管理委員会費について説明をさせていただきます。

ここにつきましては、選挙管理委員４名分の報酬等、経常的な経費を支出しているものでございます。令和５年度の支出済額といたしましては52万3,676円でございます。年４回の定時登録に係るものでありまして、例年と同規模の支出済額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、１ページおはぐりいただきまして72、73ページを御覧いただきたいと

思います。2目の新潟県議会議員一般選挙費でございます。これにつきましては、令和5年3月から準備をさせていただいて、今回、この分についてはその準備経費ではなく、執行した経費になります。令和5年4月9日執行でございます。投票率は47.36%ということでございました。支出済額といたしましては、412万2,578円ということでございました。これについては、主要施策の成果の説明書16ページに記載がございますので、お願いをしたいと思います。

次に、3目の田上町議会議員一般選挙費でございます。令和5年4月23日執行でございます。初めて選挙公営で実施をさせていただいた町議会議員選挙ということでございます。投票率につきましては、56.62%でございました。支出した額といたしましては、823万7,289円でございます。2目、3目につきましては、いずれも令和5年度皆増という状況でございますので、お願いをいたします。

それでは、1ページおはぐりいただきまして74、75ページをお願いをしたいと思います。5項1目の統計調査総務費の関係になりますが、これにつきましては、統計事務を担当する職員1名分の人件費等の経常経費が主なものでございます。令和5年度の支出済額といたしましては379万7,518円でありまして、内容といたしましては統計の職員1名分の人件費でありますので、お願いをしたいと思います。

それから、2目の経済統計調査費の関係であります。これにつきましては、令和5年度で実施をさせていただきました調査として住宅・土地統計調査がございました。その結果、支出済額といたしましては28万8,685円でございます。調査員の報酬等をお支払いしている状況でございます。

それから、3目の教育統計調査費であります。これは毎年実施をしております学校基本調査に係る経費でございます。9,015円の支出済額であったということでございますので、よろしくをお願いをいたします。

私のほうの説明は一旦ここで終わらせていただきます。

議会事務局長（渡辺 明君） 続きまして、6項監査委員費、1目監査委員費です。決算額119万4,390円で、2名の監査委員の報酬、旅費等の経常経費となっております。

以上で2款の説明終わります。

委員長（中野和美君） それでは、2款の説明が終わりました。

これから質疑をしていきます。質疑のある方いらっしゃいませんか。

議長（藤田直一君） 決算書の57ページの自治振興費、この右側の備考欄の中で、防犯灯の修繕料79万893円、それから防犯灯設置工事が35万7,500円。これを見ますと、修繕に11灯。そうすると、1灯当たり約7万円。それから、防犯灯設置工事、これ

が6か所で35万円。1灯当たり約6万円。この内容なのですが、まずは防犯灯の修繕費79万円というのは結局修繕をやって1灯当たり、平均1灯7万円と私は言っているのですけれども、内容はちょっと分かりません。でも、新設と修繕が大体金額が1灯当たり六、七万円かかっているわけですから、この辺についてはどんなふうな内容をやっているのか。まず、修繕で11灯どのような内容。そして、この新設、ポールも立てたり、またはポールは要らないのとかあるのだとか、修繕もポールがついたのを修繕しているのか、それともポールがなくてどこかの古いものを修繕しているのか、その辺ちょっと具体的に聞かせてもらいたいのですが。

総務課長（田中國明君） 個別具体の中身になりますので、担当係長より答弁させていただきます。

庶務防災係長（今井 俊君） では、私のほうから防犯灯の関係について説明させていただきます。

まず、修繕の関係ですが、確かに藤田議長が言われたとおり修繕には様々な内容がここに含まれておりまして、基本的には電線のたるみ、たるんでしまって、その電線を直した内容が1つあったり、完全に吹雪によってポールが折れてしまって1灯そのまま直してしまったり、直したものがあったりということで、修繕には様々な修繕内容が含まれております。それで、平均すると今議長が言われた金額になりますが、その箇所、その箇所によって高いもの、高額のものを安価に終わったものが様々な状態です。新設については、実際に令和5年度で行ったものが全部で6か所ありました。6か所のうち1つ予算を上げてさせていただいたのが1灯、ポールに設置したものが1つ。そのほか5か所については電柱に設置したものになります。したがって、電柱に器具を設置するものについては非常に安価でできましたので、平均するとそのような金額になりましたので、設置する内容によって様々な金額が変わってくるものになります。

以上です。

13番（池井 豊君） 2点ばかり質問させてもらおうのですけれども。1点、ページでいえば53ページになるのかな、電気料のことです。電気料のことというよりは、予算の組み方のことです、課長。結果的に電気料が余った、それから今言った防犯灯の電気料も余ったって言って、高く見積もって、予測して電気料を予算に盛って執行したわけですね。結果的に電気料が思ったほど上がらなかったということなのだけれども、これは予算の組み方として、前年実績である程度組んでおいて、上がった分を補正で補うとか、そういうふうにしたほうがいいのではないの。そうではな

いと、高めに予算組んでおいて、そうではなかったらほかの事業に予算振り分けられたのが振り分けられずに執行残として残ってしまう。こういう状況はあまりよろしくないのではないかなと思います。だから、前年実績に基づいて予算編成して、上がった分を補正するというほうがいいような気がするのですが、そこら辺の見解を聞かせてもらいたいのが1点。

それから、少子化対策のほうです。ページでいえば63ページ、資料の説明で15ページなのですが、ハートマッチにいがた入会手数料の件が実績1名で、それから結婚新生活支援が2世帯であったということで大幅減額になっているのですが、これはちょっと、どう言ったらいいか、事業のPRが悪かったのか、事業の組み方が悪かったのか。ハートマッチにいがたなんかは1点というのは非常に残念な結果なのですが、それによって出生数に関わっているって言ったらまたあれなのかもしれませんが、ここら辺の事業の展開に関する反省、評価、自己評価どのようになっているのか聞かせください。

総務課長（田中國明君） では、1点目の部分であります。基本的には、先ほどの池井委員ご指摘のとおり、うちでいうと予算をこれからつくっていきますから、前年11月から当年10月までの年間の電気料なりそれぞれの実績、それに基づいて予算を計上するということ、それぞれの課には周知はしてございます。ただ、そういう中であっても、どうしても乱高下する部分がありますから、それらを見込んで、最終的には多少、僅かですが、多めに見ていたという部分が確かにあるかと思えます。それで、できればその結果が、今回監査委員の指摘にもあったのですが、結果的に2月、3月の実績で見た段階で減額補正をするということが必要だったなというふうに思っておりますが、その辺がなかなか見込みが足りなかったというような部分がちょっとございましてこのような結果になっておりますので、今ほどの指摘の部分については、令和7年度の予算をつくる段階でしっかりちゃんと周知しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

もう一点、少子化対策事業については室長のほうから答弁させていただきますので、お願いします。

政策推進室長（中野貴行君） それでは、少子化対策の施策の部分になります。まず、ハートマッチと新婚生活の支援補助についてのお尋ねですが、新婚生活の部分につきましては周知が足りないのではないかなということなのですから、2世帯にとどまっている現実として、なかなか結婚というのが少なくなっているという現状で2世帯ということになっているのだらうと思います。周知については広報紙とかホ

ームページとかもやっていますし、新婚生活の支援補助につきましては、実際婚姻届等出れば窓口のほうでも周知していただいているということになります。あとハートマッチにいがたにつきましても先ほど言ったホームページ、広報紙等もありますし、併せて交流会館を会場にしてハートマッチに登録という事業もやっています。そんなことで周知はしているのですけれども、ただこれだけの数値になっているところの反省ということなのですが、この辺は私どもなかなか結婚を支援していくというか、結婚をしていただくような形でのアプローチの仕方というのはなかなか正直難しいと思っていまして、お金を交付するから、ではすぐマッチングサイトあるから、補助するからすぐ利用してみないかといっても、本人たちが結婚してもらおうという意識がないとなかなか結びつかないのだろうなと思っていまして、そういう部分でなかなか難しい部分もあるので、まずは結婚をしないという要因にどのようにプロセスしていったらいいかというのを今総合戦略事業の見直しと併せて検討しておりますので、それに対して施策はもう少し見直しさせていただきたいなと思っているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

13番（池井 豊君） 電気料の件は分かりましたので、そういうふうにやってください。

それと、少子化対策。本当に分かるので、つらいところ。うちも若干26歳の娘がいるということで、気持ちはよく分かります。これは推進室だけではなくて総務課全体というか、庁内全体でこの事業の組み方、事業が事業としていい事業になっているのかという点検と。それからいい事業なのだけれども広報が足りなくて駄目なのかというところを、どっちなのかというところ。事業の組み方が悪かったらまた新しい事業に組み替えて再チャレンジすればいいだけの話なので、それをしっかり評価して、結婚する人が少なかったといえればそれまでの話なのです。だから、私マッチングのほうはもっとあってもいいなと思っているのです、ハートマッチ。どう言ったらいいかな、若い、適齢期の人にアプローチするのか、その親御さんにアプローチするのか、これもちょっとそういう検討をしてもらいたいところでもあります。なかなか町の地勢というよりもっと攻めていかなければならないのだなと思っておりますので、ちょっと課長、課を挙げてちょっと、戦略室ばかりに任せないで、事業展開や事業評価、組替えやら様々取り組んでいただきたいと思ひます。要望になります、見解ありましたらお願ひします。

総務課長（田中國明君） まず、今回総合戦略の関係もちょっと見直しをさせていただきたいというようなお話もさせていただいてたかと思ひます。そういう中で、今ほど池井委員のほうで指摘された周知の仕方、それらなんかも少し取り組みをもう

少し前に進めるための提案なんかもいろいろ政策推進のほうで考えてもいますし、それに係る予算についてはしっかりまた総務課のほうでもつけるような形で対応していきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

11番（今井幸代君） 今の池井委員の質疑に関連して。

参考までに令和5年度の、これちょっと総務課から外れるかもしれませんが、婚姻数がどの程度になるのか。例えば今回の新生活支援事業補助金でいえば対象者は39歳以下のご夫婦になると思ひます。基本的には国がやっている、国の事業を市町村のほうでもやっているというふうなものだと理解しているのですけれども、その対象世代の婚姻数が実際どの程度今あるものなのかということをもまず1点お願ひします。

委員長（中野和美君） 資料すぐ出そうでしょうか。

政策推進室長（中野貴行君） 申し訳ございません。今手元に直近の婚姻届の届出件数というのは持っておりませんので、もし委員長必要であれば、それはでは調べてお出しするような形というようになります。というようなことでさせて……婚姻率というか、人口1,000人当たりなんていうデータは私手元で、令和4年田上町は何件とかであるのですけれども、それだけだとまた足りないと思ひますので、恐らく件数の話ですから、その辺につきましては一応もしよろしければ調べさせていただいて提示させていただければと思ひますけれども、そのようにお諮りしてよろしいでしょうか。

委員長（中野和美君） 今井委員、いつの。令和5年度が必要なのか、この傾向が必要なのかということをお願ひします。

11番（今井幸代君） 今回の支援事業に関して、そもそもの対象者となる母数の方たちがどの程度いて、実際に引っ越しの費用とかリフォームであったりとか、そういったものがあつた場合の対象経費になってくると思ひるので、あまり結婚に伴う、例えば大きな引っ越しとかリフォームするとかそういったものがない場合は対象になつてこない事業になるので、結婚はいろんなケースがあるので、ただ母数が分からないと、実際の周知がなかなか足りていないというか、周知はしているけれども対象者の方たちに理解されていない、届いていないということなのか、その辺りがもう少し分析できるといいのではないかなというふうに思ひました。というのも、令和5年ではないのですけれども、令和6年度でこの事業を紹介したご夫婦が私はいました。その方たちは実際に結婚されて、新しくおうちを少しリフォームするということで、対象になる方だったのでご紹介したのですけれども、そのご夫婦はそうい

う事業があることをよく理解していなかったというふうな部分があったので、その辺りがどういうふうな形で、案内としていただいているとは思っただけけれども、案内はしているけれどもその理解につながっていないというケースもあるのかなというふうに思うので、その辺りをもう少し確認できればと思いました。

現実問題にあと、ちょっとこの事業から外れますけれども、どんどん少子化でいえばお父さん、お母さんになれる人たちが減ってきている中で婚姻数も、いろんな考え方がありますから、結婚をすることを選ばないという方もおられます。大学生とかと最近話をしていると、「少子化、少子化って言われれば言われるほど自分たちすごくしんどいんですよね」って言うのです。少子化の問題って自分たちが引き起した問題ではないのに、さも自分たちのほうに課せられている課題かのように言われてしまっているのがすごくしんどいというふうな声を聞きました。これも本当に当事者の方たちというか、その世代の方たちの結構リアルな気持ちなのではないかなと思うと、私たちの少子化対策のアプローチとか伝え方みたいなことも少しその世代の方たちに寄り添うことを考えないといけないのではないかなというふうに大学生と話をしていて気づいた部分ではあるので、今総合戦略の見直しをしているという部分もあるので、そういった発信の目線というところも一つ考えていく必要があるだろうと思うので、その辺りはぜひ検討していただきたいと思います、いかがでしょう。

委員長（中野和美君） 今井委員、そうしますと今資料請求されました令和5年度の数字でいいのか、それとも今現在の数字でよろしかったのか。

11番（今井幸代君） 令和5年でいいです。

委員長（中野和美君） その資料で参考になるということで。

11番（今井幸代君） 別に資料でなくても。口頭でいいのです。資料とは特段申し上げません。

委員長（中野和美君） それもちょうと調べていただいて。今分からなければ。

11番（今井幸代君） 後で回答いただければ大丈夫です。

委員長（中野和美君） 回答お願いします。

11番（今井幸代君） 個別の回答でも別にいいですし。

政策推進室長（中野貴行君） 今ほどの結婚支援のPRの仕方ということでありますので、そういう事例があったということですから、もう少しPRの仕方、どういうふうな仕方がいいか検討しつつ、強化するように注力していきたいと思います。

あわせて、結婚に関しての支援の仕方ということなのですが、今まさにそういう

部分を総合戦略の見直しに併せて検討しているところでありまして、どちらかというと我々今まで少子化対策の支援というと子育て世代にばかり支援で、ただお金をまけばいいやという形の支援ばかりやったのかなという反省を正直しています。そんな部分で、まずは今言ったとおり少子化の原因というのは未婚化、晩婚化というのは分かっているわけですから、そこにどうやってアプローチしていこうか、いかに結婚前の人たちに対してどういうアプローチの仕方がいいかどうかというのは今まさに考えていて、これから提案をさせてもらおうかと思っていますので、もうしばらくお待ちいただければ。

委員長（中野和美君） 今井委員、よろしいですか。

11番（今井幸代君） 後で回答もらいたいと思います。

委員長（中野和美君） 皆さん、これから質疑をされたいという方もう一度手を挙げていただいてよろしいですか。

（何事か声あり）

委員長（中野和美君） そうしましたら、お昼になりますので休憩を取らせていただきまして、今の6名の方は再開いたしましてから質疑をさせていただきたいと思います。

それでは、お昼のため休憩いたします。

午前 11時52分 休 憩

---

午後 1時15分 再 開

委員長（中野和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑のある方。

6番（小野澤健一君） では、時間がないので、手いっぱいちょっと質問していきたいと思います。

主要施策のところの13ページ、一番上です。ホームページの作成事業というところ。ホームページ、つくって終わりというわけではなくて、一番初めに出てくる映像、タケノコの絵であるとかいろいろある。こういったものについて、運用開始から1年たつわけですがけれども、画像のリニューアルというのは定期的に行うのかどうなのか、ひとつお聞かせをいただきたい。

それから、15ページの一番上、少子化・定住対策費で、入学お祝い品贈呈事業ということですがけれども、今まで米と体操着の選択というような形で、どっちにしますかということなのですが、今回米の分がないということは米というのは永遠に廃

止をする、そういう形になったのかどうなのか、ここを聞かせてください。

それから、もう一つ。最後になりますが、16ページの選挙費のところ。先ほど総務課長からの説明で、今回我々の直近の選挙というのは公費でもってやった選挙で、大分お金をかけたわけですがけれども、投票率60%を切ってしまっている。今までたしか町議会議員の選挙は大体60%を超えての投票率がずっと続いてきたというふうに私理解をしているのですけれども、この投票率が下がったその要因を町のほうはどういうふうにして捉えているのか。私も高齢者の中で足の不自由な人とか、そういった人たちがなかなか投票所まで足を運ぶ機会が少なくなってきた、それで減ったのかと自分なりに思っているのですが、その辺分かればお聞かせをいただきたい。

以上3つ。

総務課長（田中國明君） それでは、最初の1点目、2点目については後ほど政策推進室長のほうから答弁をさせていただきたいと思いますが、投票率の関係についてです。確かに今委員ご指摘のとおり、平成31年4月21日執行の町議会議員選挙では61.2%の投票率であったということです。それが今回56.62%ということで、5%程度下がってしまっているという状況です。そこについてなのですが、基本的に国の選挙、あるいは県の選挙でもそうですけれども、投票率が年々低下をしてきているということで、田上町においても平成31年と令和5年4月13日執行の町議選挙では全年代において投票率が下がってしまっているというのが現状であります。そういう中で、80代あるいは70代、一番高いのが70代なのです、投票率が高いのが。ここが77%ぐらいありまして、80代にいくと50%にまで低減してしまうというのは、今委員ご指摘のとおり、投票所まで行けないというような人も中にはいらっしゃるのかなというふうには感じているところであります。その代わりと言ってはなんです、期日前投票ということで、役場の庁舎の入ってすぐのところで投票していますので、そういうふうな制度をしっかりと周知していく中で少しでもまた投票率のほうの向上を目指したいというふうに考えておりますし、一番低いのは20代なのです。10代よりもむしろ20代のほうが投票率が低いので、若い世代に向けての情報発信なんかを積極的に展開しまして、近々衆議院の総選挙もあるようでありますので、その辺に向けてまた努力していきたいなというふうに考えております。

政策推進室長（中野貴行君） それでは、まずホームページのトップページの画像のリニューアルの関係ですがけれども、この画像については一応現状においても時期を見ながら担当のほうで変えているということでもありますので、また時期を見て変えていきたいなと思っております。というと、多分恐らく今アジサイが載っているとい

う話で、時期がちょっと合っていないのではないかということになるかもしれませんが、その辺についても秋とか冬に向けて画像をちょっと変えていきたいというふうに思っております。四季に合わせてということですので、4回ぐらい。その程度だそうです。

2点目の入学祝金の関係です。お米については今後支給しないのかということなのですけども。これについては、委員おっしゃられるとおり、当初は地産地消ということで田上町で取れた米を入学者の方に配っていたという事情がありました。そこから体操着のほうがいいという希望があったりとかして希望制にしてみたりということに来ていて、近年であれば体操着ばかりだったという状況があります。また、最近になりますと、農協さんも合併した関係もありまして、田上町で取れた米というのは入手することがなかなか、提供いただくような方もなかなか難しいものですから、令和5年から体操着一本にさせていただいたところでもありますので、よろしくをお願いします。

6番（小野澤健一君） ありがとうございます。選挙の投票率アップについては同じような認識があるし、周知しなければいけないと思うし、あと足腰の悪い人というのはどうしても行きづらくなるというか、そうかといって、ではお年寄りはそのような選挙に参加しなくていいのかというわけにもいかない。そうかといって一人ひとり迎えに行くのがどうなのかというのもあるけれども、ちゃんと投票率がしっかりとした中で出た結果というのは投票率が少ないよりも確実性があるわけですから、そういった投票率アップの施策を講じてもらいたいなというふうに思います。

それから、ホームページについては、今言ったように、今の時期はアジサイはないだろうと。変えているよと言っている割には変えていないではないかと。だから、そういうことをやるなら田上って秋になるとアジサイが咲くのかと、こういう話になるわけです。だから、そういうのはやっぱり駄目なのだ。雪が降ったら雪の風景、夏だったら夏の風景、そういうものを誰がチェックするのだ、担当課任せにしているのではないのかと。だから、せっかくリニューアルしたって何をリニューアルした、その恩恵がないではないかという話。だったら春夏秋冬一年中使えるようなものを作ってあげばいいではないかと。だから、そういうふうな形で、田上町を見るときってあれがある意味では、だって「竹あかりバンブーブー」とかそういうのを、来ない人はあれを初めに見るわけでしょう。そういう意味では、要は秋にアジサイが咲くのかいなんていう話になったらおかしい話になるから、それはちゃんと直してもらいたい。

それからあと、入学お祝金については、言われるように本来地産地消という崇高な考えの下で出来上がった制度なはずなのだ。私すごいなと思っていた。ところが、確かに米の需要であるとか、田上産の米が選定しづらいとか、そういう中で体操着に変わってきた、これは時代の流れかもしれないけれども、一番初めにこの制度をつくったときの趣旨というか、設立の思いというものを残すべきだろうし、もし体操着になるのであればこれは趣旨等はかなり大きく変わってきているわけだから、制度自体をもう一回私は変えていく必要があると思うのだ。だから、米は今度ちょっと高くなって、米の市場が今米騒動みたいになっていて、ここはどうか分からないけれども、その初めの趣旨と現状が変わってきたのであれば変えるのか、あるいは前の地産地消、いわゆる地域循環型の経済的なものの発想の中で戻すのか、これを明確にしないと、いや、相手がこれがいいって言ったからそれしますという、それは私は施策ではないと思っているから。だから、その辺を気をつけてもらいたいなというふうに思います。

以上です。

政策推進室長（中野貴行君） 今ほどのホームページの関係であります、十分注意しながらしっかり取り組んでまいりたいと思います。

2点目の入学祝金の関係です。委員おっしゃるとおりだと思います。当初の目的と趣旨が変わってきているのだから、ここはひとつ見直すタイミングであろうと思っております。それについては同感であります。現在、総合戦略の見直しと併せてこの事業についても見直しというのを考えておりますので、また改めてその機会にお話しさせていただければと思います。よろしくお願いします。

1番（吉原亜紀子君） 私もホームページに関連してなのですけども。先ほどの総務課長の話だと、ホームページリニューアルの成果に対してですと閲覧数の増加が見られたので一定のホームページのリニューアルが成功したというふうにちょっと受け取れたのですけれども。もちろん一つとして閲覧数の増加というのは一つの基準になるかとは思いますが、ただ重要なのは知りたい情報がきちんと取れているのかというところが一番重要だと思っていまして、今大体ホームページって見に来た情報がきちんと取れましたか、どうですかというふうに回答できるそういうページみたいな、アイコンというか、出るのです。ただ、田上町ってそういうのがないので、要は本当にホームページを見に来た人が探したい情報が取れたのかどうかって今は知るすべがないなと思っているのです。このままいくとまた10年とか15年ぐらいたってもう一回リニューアルしようかみたいな、そんな話になるのかなと思っ

てしまっているのです、その辺り今後のホームページの方向性としてそういう機能もつけなければいけないなと思っているのです。でないと、今田上町で情報がきちんと取れるのってホームページしかないのに、そのホームページが探しづらいとか、探したけれども分からないとかということであれば、ホームページのその意味がなくなってしまうのは非常にもったいないと思っていますし、この予算、決算額を見る限り決して多くはないので、限られた予算の中で精いっぱいつくられたというのは重々分かってはいるのですけれども、今後どういう方向性で改修を進めようとしているのか、その時期、例えば2年後なのか3年後なのかということも含めてもし考えているようであればお聞かせください。

政策推進室長（中野貴行君） 今ほどのホームページの関係であります。知りたい情報が取れているのかということです。この辺ホームページの効果というとなかなかその評価というのは難しいと思います。民間事業者であればホームページ見た人がどれだけ問合せに行ったとか、どれだけ購入に至ったとかというような達成率を出す指標もあるのかもしれませんが、市町村のほうの事務についてはなかなか難しいという認識は持って、同様に難しいと思っております。そんな中で、確かに委員おっしゃられるとおりほかの市町村等でも、例えばホームページ見た後にこの情報は役に立ちましたか、はいとかいいえとかクリックするところがあるのです。そういうような方法も一つあるかと思しますので、果たしてそれが有効なのかどうかとか、そもそも今のこのシステムで使えるかどうかとかということもぜひ検討させていただきたいなというふうに思っております。

あと、今後の改修の方向というか、時期とかというお話ですけれども、まずはリニューアルさせていただきましたと。これにつきましては、一応対外的では見やすくなったとか、スマホにも対応できるようになってよかったというような声も聞く一方、これリニューアルして終わりということではないと思います。実際1年間やった中で我々もいろいろな問題点とか疑問点多々あるかと思しますので、やらなければいけないことはこれからもいっぱいあるのだろうという認識でおります。そんな中で、まずは今ある問題点等をちょっと整理させていただいて、それでまず町のほうで課題を見た中で今後どういう方向で運用していったらいいのかというようなことをちょっと検討させていただきたいと思います。その上で、このシステムの改修はどういうところが必要であろうかというのがあれば、またその改修について具体的に検討していきたいなと思っておりますが、まずは既存の問題点を洗い出すところから始めなければいけないと思いますので、改修の時期についてということと

お尋ねですが、それについては今のところちょっと申し上げられないので、ご理解いただきたいと思います。

1 番（吉原亜紀子君） 問題点とか、どれぐらい困っているかというのが正確に分からないと今後の予算の取りようもないと思うのです。なので、その辺りしっかり洗い出しをしていただいて、しっかり予算を取っていただきたいなと思っています。ありがとうございます。

4 番（青野秀幸君） 主要施策の成果の説明書の15ページ、2 項徴税費、2 目賦課徴収費、地番図分合筆修正業務委託と地積測量図データ変換・地番現況図接合業務委託、時点修正鑑定評価業務委託、内容にそれぞれ違いはあると思うのですが。地番図分合筆修正業務委託というのは、毎年やられているということかと思うのですがけれども、毎年これだけの経費が必要なのでしょうか。例えば町内の分合筆を超えた数が1 個あった場合と100個あった場合でも値段同じなのでしょうか。その辺のところ、今後の経費というのはどうなっていくのかなというところを教えていただきたいと思います。

地番現況図接合業務委託、これも似たようなところあるかと思うのですが。成果のところ、令和5 年度末時点で曾根、下横場、保明新田、千苺、石田新田、坂田、川船河の地番図の修正が完了とあるのですが、これは今後まだ町内の各地域でやられていくのか、固定的経費がかかっていくのでしょうか。その辺のところ。

あと、鑑定評価の業務委託、これはもう毎年なのでしょうか。県の地価調査によって当町の基準地の価格が全て下落傾向にあったためとあるのですが、これが変化しなければそもそも行わなくて済んで経費がかからないのか。その辺のところの考え方、今後の経費の見通しについて教えてください。

町民課長（本間秀之君） まず、こちらのほうの固定の関係の業務委託ということでございますけれども。こちらに関しましては、それぞれ毎年度実施をしている業務委託であります。例年同程度の規模の予算決算での事業というような形になっております。内容といたしましては、地番の分合筆につきましても例年おおよそ100万円ちょっとぐらいの金額の部分の異動があったものに関しての修正を行っているものでございますので、こちらは今後もこの程度の金額で推移していくであろうというふうなものでございます。ほかにつきましてもそうなりますが、地積測量図のデータ変換につきましては、令和5 年度末までの地籍調査によって地番図等が修正になった部分についてはこの部分で修正が完了しておりますけれども。今後、地積調査の先の部分というのはちょっと私は把握しておりませんので、この先がどういうふ

うに推移していくのかというのは、地籍調査の進捗によるものになるかと思うので、私のほうではちょっと把握はしておりません。

総務課長（田中國明君） 若干補足して説明をさせていただきますが、まず先ほど1つ目の地番の分合筆修正業務委託、これにつきましては、田上町、整形地あるいは不整形地によって補正係数を掛けて固定資産税を算定してございます。そういうことで、分合筆があると土地の形が変わるわけです。それらを調査してもらうがための委託ということで、大体年間何筆というのがありますから、それに基づいて契約をさせていただいて、その年によって多い少ないというのがあるかと思うので、そういう場合は変更契約をして対応しているということでもありますので、ここはお願いしたいと思います。補正係数、固定資産税、土地の価格を確定するために、必要な課税標準額を出すために行っている業務でありますので、お願いしたいと思います。

それから、2つ目の地籍測量図データ変換、それから地番現況図接合業務委託については、今現在、田上町におきましても地籍調査、国土調査、それについては休止をしておる状況でございまして、これは過去にやった分のものが、ワンサイクル3年かかるということでありまして、恐らく令和5年度が最後ではないのかなと思いますが、たしかそうだと思うのですけれども、そういうことで、今後この部分については、一時今休止の状態ですから、出てこない予定でいるところです。

それから、最後の時点修正の鑑定評価業務、これにつきましては、土地が年々下落しておりまして、これについては平成13年から、バブルが崩壊してから土地の価格が毎年引き下がってきておりますので、そろそろ適正な価格を設定する必要があるということで、これについては今のところ国の法律に基づいて毎年見直すような形になっておりますので、これについては今後とも引き続き、まだ田上町そこまでいっていないのだろーと思いますので、もう少し、若干土地の価格というのは引き下がる可能性があるということで、これについてもまた令和7年度の予算措置がなされる部分ではないかなと思っております。

以上ですが、すみません、お願いしたいと思います。

4番（青野秀幸君） ありがとうございます。最初の分合筆の修正の業務委託なのですが、田上の土地が全部で何筆あるか分かりませんが、これをどうやって調べるのか。実務的にどうやるのかなとか私非常に疑問なのですけれども、法務局に行って調べるということなののでしょうか。非常に何か膨大な作業があるようにも思えるのですけれども、この辺のところはどのようなになっているか。

総務課長（田中國明君） そこにつきましては、当然登記をかけるわけですから、法務局から登記の通知済書をいただいて、それに基づいて作業をしていただくという形になりますので、お願いします。

8 番（渡邊勝衛君） 私のほうからは、町の防災士数についてお聞きいたします。

佐野町長は、防災士、各地区 1 名確保したいと。

（何事か声あり）

委員長（中野和美君） 9 款でやりますので、お願いします。

11 番（今井幸代君） すみません。庁舎管理の件で 1 点だけお願いしたいと思うのですが、役場前の駐車場なのですけれども、皆さん特段外灯の検討等はしてないと思います。実際に去年の決算等にも質疑をさせていただいたのですが、ちょっと担当課のほうに個別で話もしたのですが、夜間暗いのです。交流会館の明かりがあるからということで特段検討しなくてもというふうな話だったのですが、明るいところから、交流会館を利用して駐車場を出ますというと、明るいところから急に暗いところに行くので、目が慣れていない分さらに暗く感じます。そういったところを考えると、夜間、10 時頃までとかのこの外灯の検討等は必要ではないかなというふうに思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

総務課長（田中國明君） 基本的に、今 10 時と言われましたが、職員駐車場は 8 時まで点灯はさせていただいておるのですが、10 時までというのはさすがに、一般の来客の駐車場になりますから少し長いような気もしておるのですが、ちょっとまた状況を確認をさせていただければと思います。

11 番（今井幸代君） 交流会館は一応 9 時ですよ。9 時になるので、閉館時間ぐらいまでは会議等だったり利用した方が駐車場を利用するときに、交流開館を利用した人が少し駐車場でお話をしたりすると、黒っぽい服を着たりすると全然いることすら分からなかったりするんで、結構高齢の方たちからはもうちょっと駐車場を明るくできないのだろうかなんていうふうなご要望もいただいたりする部分もありますので、この辺りは交流会館の閉館時間と併せて次年度以降対応を考えていただきたいなと思います。

以上です。

総務課長（田中國明君） 少し確認させていただいて、その一部分だけでも対応可能かどうか一応協議させていただければと思います。

5 番（森山晴理君） カーブミラーの件なのですが、カーブミラーの修繕に清掃、維持管理は入っているかどうか。安全管理で清掃などが 2 款に入っているものかどうか

お聞かせいただけますか。

総務課長（田中國明君） 直接的には入ってはございません。ただ、条件によって、例えば汚れて見づらいとか何かそういうことがあれば、例えばうちのほうである程度の地区、役員の方とかいらっしゃいますので、そういう方からご協力を得た中で対応はさせていただいていることもございますが、直接的には入っておりませんので、お願いします。

5 番（森山晴理君） カーブミラーが清掃しないと見えにくくなるので、そこら辺の維持管理を地区で各担当がやればいいのですけれども、高いところにあったりして危険だったりとかいろいろあるので、その辺も考えていただいて、そこにちょっと含まれるようだったら考えていただきたいと思います。

以上です。

総務課長（田中國明君） 例えば移設であるとか、様々そういったようなときもあります。そういうタイミングを見計らってそういうこともまた対応できればなというふうに考えています。

委員長（中野和美君） 2 款にほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） では、町民課長、次に。

町民課長（本間秀之君） すみません。午前中に今井委員のほうからご質疑あった件で、田上町での婚姻数ということで数字のほうをつかみましたので、報告させていただきたいと思います。

町民課のほうで確認できる数字というのが戸籍における婚姻の届出数ということになりまして、田上の住民でない方も本籍がある方であればこちらのカウントされるというものになりますので、純然たる田上の町民の方の婚姻数ではないということだけご留意いただきたいと思います。令和 5 年度中の婚姻の件数、戸籍における婚姻の届出件数の総数が 97 件ということでございました。

（対象者世代ということで。それではの声あり）

町民課長（本間秀之君） 年齢層とかそういったものについてはちょっと統計を取っておりませんので、あくまでも件数のみということになっておりますので、お願いいたします。

11 番（今井幸代君） 全体で 97 件ということなのですからけれども。今ほど課長から回答あったとおり、まさに本籍地に出すので、実際に田上に住んでいなくとも本籍地が田上であれば田上に婚姻届を出すので、そうなってくると窓口で婚姻届を受け取った

方にこの周知をしても実際に住所は全く田上とは関係ないところの方だったりするケースが往々にしてあると思います。実際に私が今年、令和6年度にこの制度をご紹介した方も本籍地が新潟の方だったので、特段そういった案内はなかったというふうに聞いています。ですので、そうなってくるとあとは転出入等で届出等があればそういった対象となる世代の方なんかには案内を、多分リーフレットとかあるのですね、チラシみたいな。そういったものをお渡しするとかそういった形ではないと実際にその対象者の方に本当に情報が行き届かないということは生まれてくるのだらうなというふうに思いますので、なかなか、国のもともとは事業を市町村がやっているというところがあるので、国のほうもそういったアナウンスをもっとしっかりしてほしいなと思うのですけれども。また当課としてそういった対象となる、結婚で入ってくる方もおられるわけですから、そういった方に情報の漏れがないように検討というか、対応を考えていただけるといいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

政策推進室長（中野貴行君） 少なくなっている事情があるということも、今井委員言われた例もあったということでもありますので、ちょっと今具体的にではこうしますということとは言えませんが、周知できるような方法を検討してまいりたいと思いますので、お願いします。

委員長（中野和美君） 2款、ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） そうしましたら、次9款の説明をお願いいたします。

総務課長（田中國明君） それでは、決算書154ページ、155ページをお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、9款1項1日常備消防費の関係でございます。この常備消防費につきましては、加茂市・田上町消防衛生保育組合におきます消防業務に対する負担金でございます。令和5年度の支出済額といたしましては2億2,432万8,000円でございます。令和4年度と比較をいたしますと1,016万6,000円の増額となっております。その要因といたしましては、消防指令車の購入、それから通信指令機の直流電源装置の更新などによるもののほか、消防費に対する田上町の負担割合が令和4年度は35.72%であったものが、令和4年度の地方交付税の基準財政需要額の常備消防費のその歳入された割合によりまして37.56%に1.84%増えたことによりましてこの負担が増えているという状況でございますので、お願いをしたいと思います。

それから、2目の非常備消防費の関係であります。消防団活動に必要な経費を

支出しているものでございまして、令和5年度の支出済額といたしましては2,007万1,789円でございます、例年同規模の決算状況となっております。

それから、2目で不用額が多い部分であります、1節の報酬173万6,433円でございますけれども、これは火災等による消防団員の出動がなかったことによるものでございます。主要施策の成果の説明書でいいますと49ページに記載がございますので、お願いしたいと思えます。

それでは、1ページおはぐりいただきまして156、157ページをお願いをいたします。3目の消防設備費の関係になりますが、ここにつきましては、消防団が消防活動等で使用をいたします積載車の維持管理費のほか、町内各所におきます消火栓の維持管理費などの経費を支出しているものでございます。令和5年度の支出済額といたしましては282万8,519円でございます、令和4年度と比較をいたしますと1,690万円ほど大幅な減額となっております。減額となりましたその要因であります、自動車分団の消防ポンプ車庫の建て替え工事の終了、それから第1分団の積載車の入替え等が完了したことによります皆減でございます。不用額の多い部分につきましては、10節需用費69万6,471円の執行残であります、これについては、積載車修繕料、あるいは消火栓の修繕料が思いのほかかからなかったことによる執行残でございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それから、18節負担金補助及び交付金、ここで不用額が31万3,152円出ております、これにつきましても消火栓維持管理負担金の執行残でございますので、お願いしたいと思います。

それでは、1ページをおはぐりいただきまして158、159ページを御覧いただきたいと思えます。4目防災費の関係でございます。ここにつきましては、防災行政無線に係る維持管理経費であったり、自主防災組織への支援に対する経費を支出しているものでございます。令和5年度の支出済額といたしましては529万7,598円でございます、令和4年度と比較をいたしますと約400万円ほどの減額となっております。減額の主な要因でございますが、新潟県防災訓練に係る経費及び令和4年8月発生の大雨による被害を受けました村上市及び関川村に田上町の職員も「チームにいがた」として災害派遣をしております。その関連経費の皆減によるものでございますので、よろしくをお願いをいたします。

なお、そのページの4目防災費の一番下のところに地域防災力向上支援事業補助金ということで53万7,597円の支出をしてございますが、これについては各自主防災組織、令和5年度は中店、保明、川船河、羽生田、下吉田、それぞれの地区に防

災資機材の整備を行った際に補助金として支出をしているものでございますので、  
よろしくお願いをしたいと思います。

説明のほうは以上になります。

委員長（中野和美君） 9 款について質疑のある方いらっしゃいますか。

8 番（渡邊勝衛君） それでは、私のほうから令和 5 年度町の防災士数についてお聞き  
いたします。

町長は、できれば各地区、21地区に防災士を 1 名置きたいということで話をされ  
ておりますが、令和 5 年度の実績として防災士の数と、21地区あるわけございま  
すけれども、全部各地区の防災士をそろえたのかお聞きしたいと思います。

総務課長（田中國明君） それでは、防災士の配置状況等について担当係長のほうから  
説明させますので、お願いします。

庶務防災係長（今井 俊君） 防災士になりますが、現在、防災士は町内に41名おりま  
す。そして、各自主防災組織、21地区ありますが、全部で19地区に防災士が養成さ  
れております。もう 2 地区のみとなっております。

以上です。

8 番（渡邊勝衛君） それで、先ほど令和 5 年の実績は聞きましたけれども、令和 6 年  
度、これから多分講習会があるというような状況になかったと思いますけれども、  
それによって21地区は全部そろうような状態ですか。

総務課長（田中國明君） 担当係長から説明させますので、お願いします。

庶務防災係長（今井 俊君） 今年度防災士の養成に行かれる方なのですが、地区なの  
ですが、既に防災士が養成されている地区になりますので、その残りの 2 地区から  
の要望ではありませんでした。

8 番（渡邊勝衛君） 今ほど防災士足りない地区は 2 地区と言われましたけれども、 2  
地区とも申請はされなかったということでご理解していいですか。

総務課長（田中國明君） 渡邊委員お見込みのとおりでございます。

11 番（今井幸代君） 消防団関係、女性消防団のことで少し確認をしたいのですけれど  
も、質疑したいのですけれども。基本的には消防団の各分団それぞれの年間の活動  
計画等あると思うのですけれども、それに応じて各分団活動をされておられると思  
うのですが、女性広報班になってくると、例えば地区の P T A 行事とか P T A 活動  
とか年度が替わらないと決まらないような行事の中で、防災教室をやるから女性消  
防団になんていうふうな話があっても、そもそも前年度計画をされていないような  
ものだと対応できないというようなケースがありました。というのも、定例会議の

ときにどの地区でそういった子どもたちもいるような防災教室があるから、広報班としては行きたいのだけれどもという話が班の中であったのですけれども、消防署の担当署員の方々からは、そもそもそれを年間の活動計画に入れているものではないので、予算のこともあるのでちょっとそれはできませんというふうに言われたことがありました。でも、そもそも女性広報班の仕事のといいましょうか、与えられているミッションでいえば、そういったところに積極的に邪魔をして、防火だったりとか防災等を含めたほうが広報活動が大きな主の活動になってくると思うので、そういった年度の中でも対応できるようなやり方が必要なのではないかなというふうに思ったのですけれども、それが消防本署のほうがそういうふうに勘違いをしてしまっているのか、町としての認識がどういうふうになっているのか。町としての認識がそもそも年間活動計画に計上されているもの以外はそういった活動はできないというふうに考えているのか。ちょっとその辺りが分からないなと思ったのですけれども、そういったのはどういった考え方になるのかお聞かせいただけますか。

総務課長（田中國明君） 今ほど今井委員のお話については初めてお聞かせいただいたような状況ですので、決して年間計画にないのでそれはできないというふうなことではないのかなと考えています。なので、今ほど言われたことについては少しまた、実際の消防の事務については加茂地域消防で担っていただいていますので、今ほどいただいたお話は事務担のほうとまた詰めさせていただいて、臨機応変な対応が可能なのであればそれなりの対応をさせていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

11番（今井幸代君） せっかく広報班の皆さんたちは出てそういうふうに活動したいというふうに思っているけども、予算計上、そもそも活動の計画を要求していないのでできませんというふうになると本末転倒だなというふうに思いますので、ぜひ本署のほうともよく話をさせていただいて、臨機応変に機能的に活動できるように検討していただきたいな、対応していただきたいと思います。

以上です。

委員長（中野和美君） ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） なければ、11款、12款の説明をお願いしたいと思います。

総務課長（田中國明君） それでは、すみません、決算書198ページ、199ページをお願いしたいと思います。

まず、11款公債費の関係でございます。1目の元金支払済額が4億1,896万2,319円ということでございまして、令和4年度と比較をいたしますと1,265万8,000円ほど増額となってございます。増額の要因といたしましては、地域学習センター及び令和元年度に借入れを行っております臨時財政対策債の元金の償還が始まったことによる増ということでございます。

それから、2目の利子につきましては、支出済額1,239万8,966円でございます。令和4年度と比較をいたしますと80万円ほど減額となっております。これにつきましては、利率の見直し等によるものでありますので、よろしくお願いしたいと思っております。

それから、予備費につきましては、先ほど予備費の充用一覧表の中で説明をさせていただきましたが、413万8,000円の支出をさせていただいているという状況でございますので、よろしくお願いをいたします。

説明のほうは以上です。

委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

11款、12款質疑ございますか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） それでは、質疑を終了します。

総務課長（田中國明君） すみません。追加で説明させていただきたいことがあるのですが、決算書の202ページ、203ページ、財産の異動があった部分について私総体説明の中でしようと思ったのですが、ちょっと飛ばしてしまして、そこを説明させていただきたいと思っておりますので、202ページ、203ページを御覧いただきたいと思います。よろしいですか。財産に関する調書でございます。まず、向かっていただいて土地の関係になります。まず、上の行政財産から決算年度中、要は令和5年度中の増減額として2,064平米マイナスになってございます。これについては、その下の普通財産のところを見ていただきますと宅地で1,904平米というものがプラスになっていますが、これが教育財産、要は行政財産のほうから旧公民館を廃止したことに伴いまして普通財産に令和5年中に所管替えをしたことによりまして、ここの財産が増えているという部分でございます。

それから、その下、その他の土地という部分が三角の661平米ということで載っておりますが、これ地域整備課関係の絡みになりますが、下吉田ナンバー3の調整池の用地、それから下水道管渠布設に伴う改良用土地、というのはここら辺公会計に移行するというので、よくよく調査をしていったら道路用地だったという部分

があったということで、それがちょっと錯誤がありましたので、それらを訂正をさせていただきたいということで、合計しますと821平米の減の異動があったということでございます。それで、道路用地等については財産調書の中に含めないということに法律上なっておりますので、それは入っていないという状況でございます。

それから、203ページのほうですけれども、建物の関係です。その他の施設のところで、決算年度中増減高ということで三角の20ということですが、これ非木造の部分でありまして、旧公民館に一部プレハブの部分があるということで、その分がここに上がってくるというようなことになります。それ以外の部分は、その202ページの木造のところの1,175平米に含まれておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、1ページはぐっていただきまして、出資による権利の部分でございます。三条地域水道用水供給企業団の出資債の関係になりますが、1,565万7,000円。これも総体説明の中で説明しましたが、令和5年度その分だけの出資が増えたという状況でございます。

それから、1ページはぐっていただきまして206、207ページであります。今度物品、備品の関係でございます。令和5年度中の異動といたしまして、普通乗合自動車、これスクールバスの関係であります。これについてはリースで入替えをさせていただきましましたので、令和5年度中に売払いをさせていただいた6台がマイナスをされております。それで、リースですので、決算年度末の現在高としては、町の資産ではありませんから、ここにはカウントされないということで2ということです。2については、幼稚園で使用している部分になろうかと思います。

それから、その下の普通貨物自動車、給食運搬車でございます。これについては、決算年度中の増減高ということで、1台購入させていただいておりますから合計で2台ということで、そのもう一台は令和6年度に入り入札をし、売却は済んでおりますが、一応この段階では2台あるということでのカウントとなってございますので、お願いしたいと思います。

それで、最後になりますが、208ページ、209ページ、基金の状況でございます。先ほど来から説明してきておりますので、これ以上の説明は不要かと思いますが、そのような動きをしておるということでご理解いただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

どうも飛ばしてすみませんでした。よろしくお願いします。

委員長（中野和美君）　ただいまの説明に対しまして質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長（中野和美君） それでは、1 款、2 款、9 款、11 款、12 款終了いたしましたので。

(何事か声あり)

総務課長（田中國明君） 大変申し訳ありませんが、時間の関係もありますので、ご確認いただければありがたいと思っています。よろしくお願いします。もし何かございましたらまた個々に話のほうを聞かせていただければと思っていますので、よろしくお願いします。

(何事か声あり)

総務課長（田中國明君） 一生懸命務めさせていただいたつもりでおりますので。どうもありがとうございました。

委員長（中野和美君） 総務課はお疲れさまでした。

それでは、保健福祉課のほうから 2 款のほうを説明お願いいたします。

保健福祉課長（棚橋康夫君） お疲れさまです。保健福祉課の棚橋です。よろしくお願いします。

それでは、説明は 62 ページ、63 ページの一番下のところになります。それで、最初に保健福祉課の令和 5 年度の状況についてちょっと説明といいますか、話をさせていただきますと思います。

まず、保健福祉課につきましては、以前より予算の執行につきまして事業実施、進捗管理、不用額の精査などにつきまして、その部分については課としてしっかり意識を持った中で執行するということでお話をいただいております。令和 5 年度の決算につきましてはおおむねそのような内容で進めてこれたのかなというふうに思っているところです。ただ、令和 5 年度は、保健福祉課の人員体制にとってちょっと大きく変わった年でした。年度当初は 4 月の段階では予算措置、予定していた職員数にちょっと配置が足りず、保健師 1 名減でスタートしたのですけれども、その後 6 月に副町長人事の関係で当時の田中保健福祉課長が総務課長になりまして、その関係で私が課長になりまして、補佐が副参事から補佐になって、そのまま人の手当てがないまま 1 名減、トータルで 2 名減というような形で事業を進めてきました。それから、コロナの関連でいいますと、令和 5 年度も集団接種ありまして、春開始接種、春接種とあと秋接種ということで、それぞれ集団接種を実施してきました。去年の 5 月 8 日には 2 類相当から 5 類感染症に移行したことによりまして、だんだん通常の事業も復活、再開してきたということで、接種を行いながら通

常の事業だんだん増えてきたということで、そういう意味では保健福祉課としては精いっぱい取り組みを行ってきたというような年でありました。

すみません。ちょっと前置き長くなりましたが、それでは2款のほうを説明させていただきたいと思います。2款1項11目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業です。支出済額が6,484万3,102円ということで、こちら令和5年度初めての事業でしたので、皆増というような形となっております。この事業としては2つありまして、1つは電力・ガス・食料品等価格高騰支援生活給付金事業ということで、主要施策でいいますと15ページのほうを御覧いただきたいと思います。15ページの真ん中にあるものですが、令和5年度住民税の非課税世帯に対して1世帯当たり7万円を給付して、912世帯ということで6,384万円を給付した事業ということで行ったものです。

それから、決算書はぐっていただきまして64、65ページになりますが、真ん中ほどの備考欄ですが、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業ということで、こちら本体の執行自体は令和6年度への繰越しということで行ったものになりますが、この事業自体は令和6年1月17日の専決で予算をお願いしたものでして、今ほどの非課税世帯に対して、均等割のみ世帯に対して10万円。それから子育て加算ということで子ども1人当たり5万円を支給するものになりますが、令和5年度に予算をつけまして、それを令和6年度に繰り越して令和6年度に実施を行ったものとなります。

それで、ちょっと1ページ戻っていただきまして、63ページの翌年度繰越額という欄に4,262万6,000円ということで入っておりますが、この中の3,518万1,000円分が今ほど説明した低所得者支援の部分になります。あと学校給食支援事業ということで教育委員会の関係になりますが、744万5,000円ということで、この2つが令和6年度に繰越しを行って事業を行ったものとなります。

簡単ですが、2款は以上となります。

委員長（中野和美君） 2款、説明が終わりました。

質疑のある方いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） では、3款をお願いいたします。

保健福祉課長（棚橋康夫君） それでは、3款ということで76ページ、77ページのほうをお願いいたします。

それでは、改めて民生費ということで若干説明させていただきたいと思いますが、

民生費としましては社会福祉の充実に係る経費を支出する費目でして、高齢者、障がい者、母子、父子、老人福祉施設、それから教育委員会の所管になりますが、2項のほうにあります児童福祉ということで幼稚園等に係る経費を支出いたしました。令和5年度の3款民生費の支出済額は、77ページのところにありますが、13億3,946万3,222円となりまして、令和4年度決算と比較しまして約4,200万円、3.3%の増額決算となりました。このうち幼稚園に係る部分が約3億5,000万円ありますので、保健福祉課の部分でいいますと約10億円が3款として支出をさせていただきました。増減の主な理由といたしましては、1項2目老人福祉費におきまして特別会計、後期高齢と介護保険への繰り出しですとか、あと後期高齢者医療におきます給付費の負担金ということで、それらを合わせますと約950万円の増。それから1項3目の障がい者福祉費におきまして、障がいの介護給付費ということで約1,300万円の増。それから教育委員会の関係であります、2項児童福祉費において2,300円の増などがありまして、全体として増額の決算となりました。逆に減額したものとしましては、1項1目にあります社会福祉総務費におきまして、先ほどもちょっと申し上げましたが、人事異動等に伴いまして人件費約800万円が減となっております。

なお、3款民生費というのは、款別に見ますと一番決算額が大きな款となっております。一般会計全体の27.4%の決算額となっております。

ちょっと長くなりましたが、それでは1ページはぐっていただきまして78、79ページのほうをお願いいたします。そうしましたら、例年のものですとか、あと主要施策に掲載してあるものはなるべく割愛させていただきまして、特徴的なものなどを中心に説明させていただきたいと思います。

3款1項1目社会福祉総務費です。こちらは、社会福祉に係る総務的な経費ということで支出させていただいておりますが、支出済額1億5,111万9,706円ということで、対令和4年度に比べまして約1,000万円の減額となりました。その内容、主なものにつきましては、こちら福祉係の人件費になりますが、こちらが約800万円の減額となっております。

その他大きなものとしましては、備考欄になりますが、下から4行目のところに社会福祉協議会補助金ということで1,750万円。これは、令和4年度に比べまして50万円の減額、少なく支出をしているところです。

ページはぐっていただきまして80、81ページです。備考欄の2つ目の事業のところから一番最後の事業のところ灯油購入費助成事業ということで、476万円ほど

の支出をさせていただいておりますが、令和4年度から始まり、令和4年度に引き続き令和5年度につきましても非課税世帯に対しまして冬場の灯油購入費の助成ということで、5,000円を910世帯に支出をさせていただきました。

なお、約2分の1は県のほうから補助金をいただいております。これは、主要施策でいいますと18ページのところに3款から載っておりますので、こちらもちよっと併せて御覧いただければと思います。

続きまして、2目老人福祉費です。こちら費目が高齢者の在宅生活等を支援するための経費となりまして、支出済額といたしまして3億8,955万8,376円となりまして、対令和4年度と比べまして約1,000万円のこちら増額の決算となりました。この増額の主な内容につきましては先ほどもちよっと申し上げましたが、それぞれ特別会計、後期高齢と介護保険への繰り出し、それから後期高齢者医療費の関係をこれら3つ合わせると大体800万円程度の増額となっておりますので、こちらが一番大きな増となっております。

その他ちよっと特徴的なものをご説明申し上げますと、備考欄になりますが、下から3行目のところですが、広域養護老人ホーム施設組合負担金ということで、令和5年度初めから支出が出てきたものになりますが、県央寮の空調設備の改修工事がありまして、それに係る分担金ということで、令和5年度から令和15年度まで支出が出てくるものになりますが、決算としましては今回初めて出てきたものです。

それから、その1つ下に魅力ある老人クラブ活動負担金32万円ということで、これは単年度、令和5年度に限り、老人クラブ活動を支援するというもので、目的に制限を設けないような形で、老人クラブのほうである程度活動に自由に使えるお金ということで、老人会のほうから要望をいただいていたものを令和5年度に限り支出したのとなっております。

2目は以上となりまして、次、ページはぐっていただきまして82、83ページですが、3目のほうをお願いいたします。障がい者福祉費です。こちらは、障がい者の在宅生活や施設入所に係る経費を支出するものになりますが、支出済額といたしましては3億662万8,517円となりまして、令和4年度と比較しますと1,688万円ほど増額の予算となっております。その増額の主なものといたしましては、1ページはぐっていただきまして84、85ページのほうをお願いしたいと思いますが、この中で下から4つ目のところに障がい介護給付費、2億一千百何万円ということでありますが、こちら障がい者に係る給付費ということで約1,334万円ほど増額となっておりますし。あと85ページの一番上になりますが、重度心身障害者医療費助成2,929万

円とありますが、280万円ほどの増額の決算となっております。

では次、進んでいただきまして86、87ページのほうをお願いいたします。4目母子父子福祉費です。こちらは事業としては1つとなりまして、ひとり親家庭等の医療費助成事業を行いました。支出済額は489万8,765円ということで、こちらはおむね例年どおりの執行となりましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、5目老人福祉施設費です。こちらは川船河の老人福祉センター、それから山田にあります老人憩の家心起園に係る経費を支出したところでして、支出済額は2,274万403円でした。令和4年度と比較しまして、209万円ほどの増額となりました。この増額となった主な要因といたしましては、1ページはぐっていただきまして88、89ページのところの一番下のところに心起園に係る修繕料ということで243万円ということで記載がありますが、こちら大きなものでいいますとガスセパレーター外部保護塗裝修繕ということで148万5,000円ほか、ボイラー排気支持金具修繕ですとかそういった修繕が出てきまして、こちらが200万円ほど令和4年度と比べると大きくなったものとしてありました。

それでは次、2目から教育委員会になりますので、ちょっとページを飛ばしていただきまして、96、97ページのほうをお願いいたします。96、97ページですが、3目児童手当費、こちらは児童手当及び児童扶養手当に係る経費を支出したところになります。支出済額といたしまして1億1,079万4,846円となりました。こちらは、令和4年度と比較しまして約400万円の減額となりました。減額となった主な内容としましては、児童手当、手当の本体自体が約395万円ということで、子どもが少なくなっている関係もありまして減額という決算となっております。

ちょっと駆け足でしたが、3款の説明は以上となります。

委員長（中野和美君） 3款の説明が終わりました。

質疑はございますか。

13番（池井 豊君） 81ページのところで、魅力ある老人クラブ。私の記憶が定かならば、老人クラブの今までのあれが、お茶とか何か飲んだりするのには使えなくて、非常に使いにくいお金なのでということで多分出てきたものではないかと思うのですが、説明ありましたか。これについてはどうだったのですか。評判よかったのか。単年度で何か終わるというふうに言ったのだけれども、できれば毎年度上げていきたいということなのか、5年に1回ぐらいはやっていきたいとか、老人クラブからは非常によかったのもたまたま要望があったとか、ちょっとそこら辺の評価もしっかり聞かせてください。

保健福祉課長（棚橋康夫君）　今ほどの質疑につきましては、老人クラブ連合会のほうからここずっと何年もちよとなかなか連合会の運営が厳しいということで、町のほうから何とか支援等していただけないでしょうかということで話をいただいていた中で、前の課長のときでしたけれども、まず老人クラブのほうでも見直せるところを見直したりした中でまたちよと相談しましょうという話をしていた中で、老人クラブとして上部団体から脱退したりとか、負担金ですとか、そういったところを見直して努力をかなりされていまして、それでいてもなかなか活動費がうまく回せないというような相談をいただいていた中で、町長のほうで、そういうことであれば毎年度ではなくて単年度、単年度1回支出してしばらくはそれで何とか老人クラブのほうで活用しながら有効に使っていただいて、また老人クラブのほうとしては数年後にまたそういう話をもしかしたらこちらのほうにあるのかもしれませんが、町としてはその辺、これはあくまでも単年度で、毎年支援するというのではないので、その辺はよく老人クラブのほうでもちよと使い道を検討してくださいというお話をして了解をいただいた中で、令和5年度に限り出させていただいたものです。ですので、今後数年たってまたこういう話が出てくるかもしれませんが、今は毎年これを補助するという予定はありませんので、よろしくお願いいたします。

6 番（小野澤健一君）　各課のも入り交じっているのも、老人福祉費は保健福祉課だね。主要施策の成果の説明書の20ページ、老人福祉費の敬老会地区開催助成、これについて伺いたいと思ひまして、昨今、人口減少の中で子育て、子育てというのが非常に耳に入って、それはそれで大事なのだろうけれども、それと対をなすのが私は敬老事業だろうと思ひているのです。新型コロナ等の中でなかなか地区の敬老会開催できなかつた。ここに書いてあるとおりなのだけれども。75歳以上の人の参加者は1人当たり2,300円補助しますよと。ただ、年寄りの中で当然足腰が弱って出れない人は結構いるのです。それで、新型コロナのときにこれに代わるものということで、初めは1人500円、それから200円アップで700円なんていってやったけれども、700円で何が来るねということになると大体赤飯と紅白まんじゅう。大体それで終わりぐらいなの。だから、何が言いたいかというと、こういったところもある程度高齢者に対する尊崇の念ではないけれども、我々の田上町をしょって今まで来てくれたわけだ。そういう人たちに対する御礼ではないけれども、その敬老会に入っている人たちはまたいろいろあるのだろうけれども、そうではない人たちが多いわけ。参加者はこれを見ても老人の対象者の中ほんの何%ぐらいでしかないのではないかと思ひます。だから、内に籠もって出れないような人に対してももう

少し、どう言ったらいいかな、先ほど言った赤飯がいいか何がいいかは別だよ。お金をやるとかそういうことではなくて。今日あたりから何か配り出しているのではなかったっけ。そうだよ。だから、そういった品物の内容、枕であるとかという話も聞いたのだけれども、枕がいいのか悪いのかも分からないけれども、お年寄りの人たちに対してもう少し、お金をかけていいのではないかなという気がちょっとするのです。このままいくと、いや、年配の人だからあと幾ばくもないとは思われないけれども、何か寂しい気がちょっとするので。だから、私が言いたいのは、出れば2,300円補助するけれども、出なければ当然ゼロだよ。ゼロなわけだよ。今回はね。コロナのときではないから。そうなってくると、それもちっとどうなのだと。出たくても足腰が悪くて出られないなんていう人もいるわけだし。では、そうかといって一人ひとりの都合まで全部聞いてやろうなんて、そんなやばなことを言っているわけではないのだけれども、この敬老会事業というものに対して予算をもう少しつけて、地区の敬老会に出られない人に対しても相応のお祝いをしながらやれるような、そんなものをつくってもいいのではないかななんて。それはなぜかという、あまりにも子育ての支援策と比べて高齢者のこういう事業に対してちょっと見劣りがあるような気はちょっとしている。それについて、町としての考え方まで問いませんけれども、課長としてはどういうふうに思っているか、それだけお聞かせいただきたい。

保健福祉課長（棚橋康夫君） 敬老会、敬老事業につきましては、今年度も昨年度に引き続きまして、令和5年度は出席された方は2,300円、それで欠席された方に対しては、開催をした地区で欠席した方には200円を補助、開催しなかった地区には1人当たり700円を助成させていただいたのですが、その700円の根拠というのが先ほど小野澤委員おっしゃったように赤飯と紅白まんじゅう、大体最初にこの制度というかをコロナのときに始めたときに各区長にお聞きして、そういう配るときに何配りますかということで聞いたときに赤飯と紅白まんじゅうということでしたので、当時の物価といいますか、相場を見てその単価を決めさせていただいたところなのですが、令和6年度につきましても同じように、ただ2,300円は2,500円に上げさせていただいたのですが、あと700円というのは同じように令和6年度もさせていただいております。

そうした中で、毎年敬老会終わった後に敬老会の検討委員会でまた次年度以降等に向けた中で区長ですとか、老人クラブ連合会のほうと話をしていくのですけれども、そこの中でもまた皆さんいろんな意見がありまして、なかなか区としてもおっ

しゃったように集まらなくなってきたりして、集めるの自体はなかなか大変だというような話もある中で、県内でも敬老会自体はもう取りやめ始めているような市町村もありまして、またその辺の情報もその検討会の中で話をした中で、今年も敬老会開催した後にまた話し合いをしますが、その辺の皆さん、実際出てられる方のご意見も聞いた中で進めていきたいとは思いますが。というのがまず敬老会の実情として。今小野澤委員おっしゃったのは、町として高齢者に対するいろんな事業というかが少ないのではないかという部分なのですが、金額的なことはいろいろ考えるとそういう部分もあるかもしれないのですが、ただ介護保険等も含めた中でいろいろ高齢者に対するものも保健福祉課としてはそれなりにやっているつもりでいますので。ただそうはいっても委員からそういう見方というのものもあるということで今お話しいただきましたので、またその辺はもう一度課内で話し合いをした中でどういったことができるか考えてみたいとは思いますが、私としてはそれなりに十分やってこれているのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

6 番（小野澤健一君） ありがとうございます。では、敬老会事業についてはそういう年に1度反省会というか、そういう総括をしているということですね。であれば、その中でしっかりと。私が言っているのは私だけの意見であって、町民の皆さんの声を代弁しているなんていう、そこまでは私は思っていないので、存続も含めて議論する時期に来ているのだろうし。あと、先ほど言ったように赤飯と紅白まんじゅうって、それがいいか悪いかは別だよ。けれども、それをめどにしているのであれば700円ぐらいだよな。1,000円まではいかない。けれども、1,000円にして何か豪華なものをちょっと1つ入れるとか、そんなものも含めて。医療については、病気になったら治してねという。これが長く生きてくれてありがとうねと、田上のためにありがとうございますと、これからもまた余生は健康でいてくださいと、こういう意味もあるわけなので、お年寄りというのは我々と違ってこういうささいなもの、ささいなものと言ったら失礼だけれども、紅白まんじゅうであるとか赤飯とか、こういったものは非常に喜ぶのです。だから、ささやかな喜びではないけれども、期待に沿えるように、ぜひとも年々いいような形で変えていってもらいたいなというふうに思っています。

以上です。

14番（高橋秀昌君） 決算書の81ページの右、一番下魅力ある老人クラブ活動負担金と老人クラブ補助金及び主要施策の説明書の20ページのところの一番下から2段目の老人クラブ助成事業、2つの点でちょっと確認をしておきたいのですが。魅力ある

老人クラブ活動負担金32万円はあくまでも令和5年度のみということで、単位老人会ではなくて田上町老人クラブ連合会に支給したものだよという、それでよろしいでしょうか。

保健福祉課長（棚橋康夫君） おっしゃるとおりです。そのとおりです。

14番（高橋秀昌君） その下にある老人クラブ補助金というのは、私は先般一般質問でもやりましたが、単位老人クラブについては4万円の支給をする、その合計という捉え方でよろしいでしょうか。

保健福祉課長（棚橋康夫君） その単位老人クラブの4万円の各クラブの合計と連合会への助成を含めた金額になります。両方を足した金額となります。ちなみに内訳を言いますと、連合会分が74万2,859円、それから単位老人クラブの合計が45万1,995円。これを合計したものがこちらの119万4,854円です。

14番（高橋秀昌君） そういうふうに理解するの。単位老人クラブについて74万2,859円のほかに、令和5年度に限って32万円を出しているわけ。違うの。単位老人クラブ45万1,995円でしょう。これと74万2,858円を足すと119万4,854円になるわけだね。74万2,859円は、田上町老人クラブ連合会にやっているよと。そのほかに、32万円は別口で令和5年度に限ってやるのだよ、そういう理解の仕方でいいの。

保健福祉課長（棚橋康夫君） そのとおりです。別口で単年度限り32万円を補助といいますか、負担金として出しております。

14番（高橋秀昌君） 先ほど地区単位での敬老会の話が出ましたが、今現実に全ての地区の合計、それと実際に地区で敬老会をやっている地区は幾つあるのかつかんできますか。令和5年でもいいです。今年の計画でなくて結構です。

保健福祉課長（棚橋康夫君） 主要施策の20ページのところに、一番上のところの表の下の米印のところに令和5年度は8地区ということで記載させていただいております。20地区ですので、3分の1程度でしょうか。8地区の開催です。

14番（高橋秀昌君） 佐藤町長のときに全町でやっていたものが地区でやるようになったのですね。そのときの数年、それ以降覚えていないのですけれども、私ももう聞いていなかったかもしれないのだけれども、そのときは全町でやるよりも地区でやったときの合計数がはるかに多かったのです。だから、ある意味では地区単位でやることで高齢者の皆さんが集まってきやすいという予算があったのですが、現在これを見ると20地区中8地区しかやっていないということです。私は、これこのまま、地区任せのままでいいのかなというふうに感じているのです。もちろん地区でやることについて否定しているわけではないのだが、私もいろいろ高齢者の人たち

と若干の交流なんかやっていると、私も年だからとか、そういうことが時々聞かれるのです。私は、そういうときには、そうではないと、私は100歳まで生きるのだからあなたも100歳まで生きろとかって言ってすごく飛ばしているのだけれども、私すごく感じるのは、マスコミの影響だと思うのだけれども、高齢社会、超高齢社会、これしょっちゅう、毎日必ずそういう言葉がラジオなんかで流れるのも分かるのです。高齢者の皆さんも、長く生きていることが何か誇りに思えないというのがどんどん、この日本の風潮のように感じるのです。実際に子どもたちを支援するために75歳以上の医療から負担金を取るなどということを平気で国がやっているわけ。こういうときに高齢者をどう支えていくか。気持ちの上でどう支えるか。物理的ではなくて、気持ちの上でそれをどう支えるかというのは、私は行政としても必要ではないかと思うのです。気持ちというのはお金がかからないように見えるけれども、でも励ましていくにはお金がかかります。お菓子をあげるとかプレゼントするという意味でも、例えば「きずな」、なかなかホームページを高齢者には見てくれる人少ないかもしれないけれども、「きずな」などを通じて高齢者に誇りを思えるような宣伝というか、そういうものは必要ではないかというふうに感じているのです。高齢者の皆さんも本当に上を向いて気持ちよく健康で生きられるという姿をどうつくっていくかというのは、私は町の、行政にとっての大きな課題の一つだと思っています。なぜか。高齢者は1割やそこらでないでしょう。全人口の4割に近づいていくわけですから。高齢者の比率が高いのは単純なのです。子どもが減るから、いわゆる65歳以下の人たちが減るから高齢者の比率が高いだけの話で、高齢者には全く責任がない。まず、理論的にも高齢者とは何だかということ。それから、精神的にもどうやって高齢者を励ましていくか。ただ高齢者は元気で長生きしましょうなんて誰でも言えることだし、いろいろ保健福祉課はそのための様々な取り組みはやっていることは分かるのですが、一番中心的な精神的に、私は町のこの考えが好きだ、そういうことが思えるような取り組みが必要ではないかと。そのことが高齢者の皆さんが健康で長生きする一つになるのではないかと。もちろん健康診断とかそういうのは大事なのですが、今高齢者の皆さんに関わっていると皆さん何かみんな下向いているような感じがします。私は、もうそういうときには田上の町長見なさいよと、後期高齢者であれだけ生き生きしていると、顔だけはと言ってジョークでやるのですが、そう言って励ましていくようなことというのはやるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょう。今までこういう提起したことあんまりないのだけれども、どうでしょう。

保健福祉課長（棚橋康夫君） 高齢者に係る部分ですけれども、よく健康寿命、自分の寿命ではなくて健康でいられる寿命、健康寿命、自分である程度自由に動いたり、日常の生活のこと、お風呂だったりトイレとかができる、そういう健康寿命をなるべく延ばして、その先のちょっと介護の世話になる期間が短いようにというのはずっと言われてきまして、実際それが一番まず幸せなのかなというふうには私自身思っていてまして、後でまた介護保険のところでちょっと私お話ししようと思っていたのですけれども、そんな中で田上町、介護保険自体はそれなりにいろんな介護予防ですとか、そういった教室ですとか取り組みがそれなりにある程度効果が、目にはそんなに見えない形なのですけれども、効果がある程度来た中で、それこそ第9期計画でちょっと介護保険料を下げさせていただけたのも、皆さん割と高齢者の方が、田上は全国から見ても県内で見ても割と元気な方で、サービスを使う量が少なかったので基金がちょっとたまってというか、増えて、それをまた還元して保険料を下げられましたので、そういった意味ではうまく来ているというふうにも感じています。ただ、田上町、我々の保健福祉課内の職員、地域包括センターの中の職員の面から見るとそれはそれでうまくはいつているのですけれども、なかなかまたその先、今後高齢者がさらに増えていった中で、今の状態がずっと維持できていくのかというのはちょっと疑問に思いながら仕事をここ何年かしているのです、正直に言いますと。そんな中で、国のほうの事業で、いろんな地域の市町村ごとの課題を、ちょっとそこを相談していろんなまた新しい方向、その町、市に合った形でいろんな取り組みを進めるヒントをもらう、何かそういった事業がありまして、令和6年度、今年度ですけれども、田上町ちょっと手を挙げて、そこでいろんな今ヒントをもらいながら、答えが出るかどうかは別なのですけれども、簡単に言いますと今は町が例えば教室をつくってというか、用意して、そこに興味のある方が参加してくれているのですけれども、ある程度固定化されてきて、広くみんながなかなか参加してくれないといえますか、参加する人はもうどこの教室にも顔出してくれるのですけれども、あんまり来ない人はあんまり来なくて、そうするとみんながそういった介護予防になっているかというところとちょっとどうだろうかというかなりの思いがありまして、そういったのをどうやって、なるべくみんなが参加して、どういった形にしたらいかなというのをちょうど今話し合っているときでして、そういった意味で今はそれなりにうまくは来ているとは思いますが、ただこの先のことを考えると今ある意味転換期かな、それは町だけではなくて全国的にそういう傾向なので、ちょっとそんなことを思いながら今、日々課内では仕事をさせていただいていると

ころです。

14番（高橋秀昌君） 課長、介護保険とかそういうものによって成果を求め始めると、常に健康寿命ということが強調されるの。私はちょっと考え方を変えたのはパラリンピックだったのです。私は見に行ったこともないし、キュウリの収穫をしながらラジオ聞いただけなのだけれども、あそこで強調しているのは、今回フランスなのですが、ものすごくパラリンピックに対するファンが多いのだそうです、あの国の特徴らしいの。そこで話されていることで、障がい者という認識がないのです。それ自体が個性なのだという、そういう認識で語られているということに驚いたのです。それを田上がもう4割近い、4割を超える高齢者を考えたときに、健康で長生きしたいのは誰もが思うことなのです。しかしながら、現実が高齢になれば病気になるのがある意味では当たり前のことになるのです。なりたくなくたってなるのだから。これをならないようにしましょうというだけを叫ぶのは、どうも今の高齢者には合わないのではないかと。いいではないですか、1つや2つの病気あったって、一緒に歩きましょうや、一緒に語りましょうやという、こういう思想性というのはすごく大事なのではないかと。これは、行政として物理的に何かを与えたり、何かをしてあげるのとは質が全然違う分野なのです。私その分野についても正面から研究する必要があるのではないかとということをパラリンピック、ほんの僅かな、2時間程度しかラジオ聞かないのだけれども、そこを通じて感じたのです。今の高齢者の皆さんと話をしていると、病気があるからということでどんどん落ち込むのです。そういうのを見ていると、いいではない、1つや2つ病気あってもというふうに、なかなかまだ私も言える段階ではないのだけれども、そういうことで高齢者の人たちを励ましていくという、そういう一つ価値観を少し変えて、健康寿命を延ばしましょうだけではなくて、そういったそのまま、ありのまま認めて、そこが大事なのですよというふうにしていくということが、そういう考え方というか、思想性というか、決して押しつけるつもりはありませんので、ぜひ保健福祉としての研究をぜひやっていただきたいということを強く要請しておきたいと思います。

保健福祉課長（棚橋康夫君） 今保健福祉課でちょっとその事業というかで話をしてい  
る中でも、町として教室を用意しても、町が、行政が用意したのってなかなか人が  
決めたのって皆さんあまり、積極的にという思いになる人はあまりいないのかもしれ  
ないのですけれども、そういうふうに考えたときに、田上町高齢者元気なの何で  
だろうというふうに考えたら、自分が好きなことはいつまでもずっとやれたりとか、  
極端に言うとお金がかかっても時間がかかっても、それを何かやっている人と

いうのは元気だよねというのが、田上町、保健師とか割と顔が見えるような関係なので、そういう元気な人を思い浮かべるとそういう何かに、別に運動だけではなくていろんな好きなことに熱中している人はいつまでも若いよねというような話もいろんな話をした中で出てきていますので、今の高橋委員のお話もちょうとまたそこにフィードバックというか、落とした中で、また課として、どういう方向、形が出るか分かりませんが、研究したいと思います。

委員長（中野和美君） それでは、ほかに３款に質疑ございませんか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） ここで暫時休憩いたします。

午後２時４８分 休 憩

---

午後３時０５分 再 開

委員長（中野和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

４款衛生費、説明お願いいたします。

保健福祉課長（棚橋康夫君） それでは、４款、９６ページ、９７ページのほうをお願いいたします。

改めて衛生費についてちょっと説明をさせていただきますと、衛生費は健康で衛生的な環境を保持するための経費を支出する費目で、疾病予防や健康増進、それから環境保全、あと今でいいますと新型コロナ関連の経費などを支出いたしました。令和５年度、４款衛生費の支出済額は５億９,２００万６,３４２円ということで、令和４年度決算と比較しまして約３億５,０００万円の減額決算となりました。減額の主な理由といたしましては、５目にあります新型コロナウイルス接種対策費においてワクチン接種費用が約９,０００万円の減、それから６目にあります新型コロナウイルス対策費において新型コロナに関連する各種支援事業ですとか給付金支給などの経費が約２億５,０００万円の減となったことなどによるものです。４款衛生費は、款別に見ますと令和５年度は多いほうから３番目の決算となりまして、一般会計全体の１２.１％の決算額となりました。令和４年度は多いほうから２番目だったのですが、新型コロナ関連の経費が減ったことによりまして、款別で見ますと３番目の決算額となりました。

それでは、４款の中身のほうの説明させていただきますが、４款１項１目保健衛生総務費です。こちらは、保健衛生に係る総務的な経費を支出いたしました。支出済額は１億５,９３７万８,６２６円ということで、令和４年度と比較しまして５６６万円ほど

の増額の決算となりました。その増額となりました主な内容、理由としましては、104、105ページまではぐっていただきますと、104、105ページの1目の一番最後から2番目のところにありますが、三条地域水道用水供給企業団出資金1,565万7,000円ということで、こちらのところで715万円ほど令和4年度から見ますと増額となっております。こちらの内容につきましては、戻っていただいて、96、97ページに戻っていただきますと、96、97のその97の真ん中辺りに繰越明許費ということで983万1,000円ということでこの欄に記載がありますが、こちらの経費を繰越しということで令和6年度に繰越しをさせていただいております。この繰越しをした内容なのですが、令和6年3月議会で3月補正の際に、水道事業というものの所管が今まで厚生労働省だったものが国土交通省に移管するというので、その関係で令和6年度に水道の関係で予定している事業を前倒しして、令和5年度に予算をつけてそれを令和6年度に繰り越すということで説明をさせていただいておりますが、その分が983万1,000円ということで繰越明許費のほうをこちらのほうに掲載させていただいておりますので、これがこの内容となりますので、よろしく願いいたします。

それから、ではページ1枚はぐっていただきまして98、99ページのほうをお願いいたします。1目の主な内容だけちょっと説明させていただきますと、ちょうど備考欄の真ん中ほど、母子健康診査事業の7節のところに臨床心理士勤務報償15万6,000円ということで支出をさせていただきました。これは、令和5年度から取り組みました臨床心理士が1歳6か月健診、それから3歳児健診において臨床心理士から見ていただいていたということで、それぞれ1歳6か月健診では6回、12人、それから3歳児健診では5回、10名の親御さんを見ていただいて、相談等を受けさせていただきました。

それから、10個ほどちょっと下がっていただいて、17節の検査機器ということで130万6,800円。こちらは屈折検査機器、スポットビジョンスクリーナーということで、3歳児健診のときに弱視等の早期発見をする機械ということで、令和5年度、国2分の1、県4分の1の補助を使わせていただいた中で購入をさせていただきました。

ページはぐっていただきまして100ページ、101ページですが、上から2番目のひし形のところ、子ども医療費助成事業の中の19節ですが、医療費助成2,858万円ということで、こちら医療費助成は今までも行っていたのですが、令和5年度新規としまして入院に係る自己負担分、1日当たり1,200円を実質無償化ということでさ

せていただきました。入院の実績22件、16万3,200円ということで、これは主要施策は24款が26ページからになるのですが、その中で記載させていただいてまして、医療費の分が28ページのところに記載をさせていただいております。

それから、備考欄一番下のひし形まで下がっていただきまして、出産・子育て応援交付金事業332万1,000円ということで、こちら令和5年2月から国のほうの事業として開始したものでして、当初予算としては令和5年度に新規で上げさせていただいたものとなります。伴走型相談支援、それから経済的支援、給付ということでこちらの支出をさせていただいたところでは。

それから、次のページ102ページ、103ページ、それから104ページ、105ページのそのほかの事業につきましては、主要施策のほうで29ページのところまで記載をさせていただいておりますので、おおむね例年どおりの支出をさせていただいたところですので、割愛をさせていただきます。

続きまして、104ページ、105ページのほうをお願いいたします。2目予防費となります。予防費は、各種予防接種ですとか特定健診、あとがん検診等に係る経費を支出させていただきました。2目予防費につきましても例年と大きく変わるところはありませんで、こちら主要施策の成果の説明書の30ページから34ページのほうにそれぞれ細かく記載させていただいております。2目予防費の支出済額といたしましては4,478万8,114円ということで、こちら令和4年度と比較しますと143万円ほどの増額となりました。決算額からいきますと、大体おおむね例年どおりの事業をさせていただいたところでは。事業としましては、105ページのところですが、予防接種事業ということで、それぞれ各種予防接種、主要施策でいきますと32ページのところに記載をさせていただいておりますが、予防接種事業、それから決算書でいきますと106、107ページ、2つ目のひし形の事業名ですと健康増進事業ということで、これは主要施策でいきますと、ちょっと順番逆になるのですが、30ページから健康増進事業ということで特定健診ですとか各種がん検診をさせていただきました。30ページ以降記載してありますので、こちらのほうを御覧いただければと思います。

それから、108、109ページのほうちょっと進んでいただきますと、まず一番最初の2個なのですが、小児生活習慣病予防事業、それから保健衛生事業ということで、これらは主要施策でいきますと31ページのほうに内容を記載させていただいております。

それから、109ページ一番下、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事

業ということで、これが主要施策の34ページのほうにその内容ということで載せさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

2目の説明は以上になりますけれども、説明を代わります。

町民課長（本間秀之君） それでは、替わりまして決算書110ページ、111ページの3目環境衛生費について説明をさせていただきます。

支出済額といたしまして、目の合計で2億3,839万7,284円ということで、令和4年度と比較いたしますと1,211万8,312円の減額といったような決算になっております。減額となった要因につきましては、加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金におきます清掃費及び衛生費分の減額が主なものでございまして、約1,141万円減額となっております。内容といたしましては、清掃センター及び衛生センターの関係で施設の光熱水費の減、それから衛生センターにおきまして令和4年度に実施しました井戸水の水質改善工事が完了したことによる減が主なものとなっております。また、衛生費分におきましては、斎場での定期修繕料の減と光熱水費の減が主な要因となっているところでございます。

それでは、環境衛生費の内容についてですけれども、最初に決算書111ページの備考欄のところ、合併処理浄化槽補助事業ということでありますけれども、こちらにつきましては、令和5年度につきましては5人槽は3基、それから6から7人槽が2基ということで、補助金といたしまして99万9,000円を支出させていただいております。

次に、環境衛生事業でございます。こちらにつきましては、歳出のほとんどを先ほど申し上げました18節負担金補助及び交付金が占めておりまして、こちらで1億9,989万5,272円を支出しております。内容につきましては、先ほど申し上げました消防衛生保育組合負担金が主なものとなっております、こちらのほう減額となっておりますので、理由は先ほど申し上げたとおりですので、割愛させていただきます。

それから、主要事業の成果の説明書のほうの35ページのほうを御覧いただきたいと思えます。真ん中辺りのところに生ごみ処理機の購入費補助金がございます。13万6,600円を支出しております。こちら補助の内容といたしましては、電動の処理機について2基、それからコンポストで20基への購入補助を実施いたしました。令和4年度と比較いたしました補助件数について、電動は増減なしでしたが、コンポストについては8基の増ということになっておりまして、年々コンポストに対する需要が伸びてきているというような状況であります。制度開始から4年目を迎えたところで大分浸透してきたのではないかなというふうに感じておりますし、ごみの減

量化というのに対しても何らかの形で貢献できているのではないかというふうに感じているところでありますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、決算書の110ページ、111ページの一番下のところにあります4目の保健生活推進対策費でございます。支出額といたしましては46万9,797円でございます。令和4年度と比較いたしまして285万8,908円の減となっております。こちら要因といたしましては、令和4年度に実施いたしました人権教育啓発推進計画の策定が完了したため、その委託料などの関係経費分が減額となっているといったことが主な要因でございます。

その他、こちらのほうの支出につきましては、例年実施しております消費者行政に係る弁護士等への講師謝礼などの経費、それから消費者生活用のパンフレットの購入費用といった内容になりますので、よろしくお願いいたします。

私のほうの説明は以上で終わります。

保健福祉課長（棚橋康夫君） それでは、5目ということで112ページ、113ページのほうをお願いいたします。5目新型コロナウイルスワクチン接種対策費です。新型コロナワクチン接種に係る費用をこちらで支出いたしました。ワクチン接種につきましては、基本的に全額が国費で賄われております。それで、国の負担金と国の補助金でこのかかった経費全てを賄っているわけですが、歳出につきましては、全額国のしっかり補助を受けられるように若干余裕を持った中で予算組みをいたしまして、間違っても足りなくならないように、決算を迎えて翌年度の精算で不用額を返すというような、そういった形になっておりますので、その辺ご理解をよろしくお願いいたします。

それでは、5目の支出済額ですが、6,415万8,106円ということで、対令和4年度に比較しまして9,000万円ほどの減額予算となりました。令和5年度につきましては、集団接種会場の開設57日間行いまして、令和5年5月4日から一番多い方で6回目接種、それから令和5年9月20日から7回目接種ということで行ってまいりまして、接種者数の令和6年度、3月31日現在でいいますと9,158名の方が接種を受けたこととなります。

それで、113ページのところですが、不用額のところでちょっと多くなっていますので、内容だけ説明させていただきますと、まず7節報償費ということで予算額が1,537万円に対しまして447万円ということでちょっと多く残っていますが、これは接種謝金ということで、お医者様ですとか看護師、薬剤師、集団接種会場で勤務していただいた方に対する報償ということでお支払いする分ですが、決算のときに

しっかり補助金をちゃんともらえるようにちょっと多めに残っておりますが、その辺ご理解をいただければと思います。

それから、10節需用費につきましては237万8,939円ということで、こちらもちょうと多く残っていますが、一般事務用品ですとか光熱水費等、これらのほうから支出してちょっと残ったものとなります。

それから、12節委託料796万722円ということで、こちらもちょうと多く残っているのですが、集団接種会場の診療所開設の経費ということで、そこを運営していただく業者、それからコールセンターを設置しておりましたが、そちらを委託する委託料ということでちょっと残った部分となっております。

それでは、1ページはぐっていただきまして、次6目のほうをお願いいたします。新型コロナウイルス対策費です。こちらは、新型コロナによる影響に対する各種助成ですとか支援金、給付金等の支払いをそれぞれの事業でそれぞれ担当課ということで3つの課にまたがって行ったものとなっております。支出済額といたしましては8,481万4,415円ということで、令和4年度と比較しまして2億5,100万円ほどの減額決算となりました。

内容の説明ですが、備考欄ですが、最初の事業、電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金事業、こちらは主要施策でいいますと36ページのほうにその記載がありますので、主要施策36ページのほうをお願いいたします。主要施策36ページの4款1項6目の最初のところの事業になりますが、住民税非課税世帯に対しまして1世帯当たり3万円を支給したものとなりまして、903世帯に対しまして2,790万円の給付を行ったものとなります。

それから、主要施策でいいますと36ページの一番下の事業が保健福祉課の関係になるのですが、低所得の子育て世代に対する子育て生活支援特別給付金事業ということで、こちらもちょうと低所得ということで非課税世帯のお子さんに対しまして対象児童1人当たり5万円を支給したもので、それぞれ給付対象者37名の方に、お子さんで、児童の数でいいますと63名の方に315万円ということで支出をしたものです。決算書でいいますと、116、117ページのところの一番最後の事業が今ほど申し上げた子育て世帯に関する事業となりまして、そのほかのものとしまして、117ページの1つ上の事業に子育て世帯臨時特別給付金事業225万7,000円というのがあります。こちらは令和3年度の子育て世帯に対する支援特別給付金事業があったのですが、昨年、令和5年度の3号補正、6月補正のときに説明をさせていただいたものですが、新潟県のほうでその事業費の確定の時期にちょっと事務処理の遅延があり

まして、本来令和4年度に返還すべきものだったのですが、それが間に合わなくて、令和5年度に225万7,000円ということで予算措置をさせていただきまして支出したものとしますので、よろしくお願いいたします。

4款、説明は以上となります。

委員長（中野和美君） 4款の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

14番（高橋秀昌君） 主要施策では38ページの子ども医療費助成に関してですが、これ令和4年度初めて行った、言わば評価すべき中身なのですが、残念なことに償還払いといって、一旦は現金を払って後から町に請求をして町が振り込むというとても不便なやり方なのですが、これは令和6年で改善されていますでしょうか。何か反対のほうは受領委任払いというのだそうです。窓口払い、窓口で負担するからいいと思ったけれども、そうではないらしいのですよね。どうでしょうね、令和6年度。

保健福祉課長（棚橋康夫君） こちらは、令和6年度も同じく償還払いということになっております。

14番（高橋秀昌君） ご存じのように、入院した場合、医療費は今公費で出されます、一部負担を除いて。それ以外は給食費、それから病院での服、ほとんどが支払い、パジャマを自分で持っていけない限り支払い。中には歯ブラシまで一切合財1つのので。たしか1日幾らということで外部と契約をするというやり方で、なかなか負担が大きいのです。食事も安くありませんから。そういうことからすると、入院に限ってですが、せっかく一部負担をなくしたわけですから、これを契約すれば解決する中身なので、いわゆる直接負担をしなくてもいいやり方。受領委任払いというのだそうですが。これは医療機関がオーケーと言えはできるはずなので、令和7年度の新年度予算から実施できるように強く求めたいと思います。財政的には変わらないはずなので、入院だけではなくて通院も求めたいのだけれども、取りあえず今の入院に限ってだけでも一切本人負担がないように、あと町と医療機関で契約を結べばできるはずなので、ぜひそれをやってもらいたいと思うのですが、令和7年度から。要求します。いかがでしょう。できない理由があれば示してください。

保健福祉課長（棚橋康夫君） 令和7年度から現物給付ということなのですが、なかなか医療機関との契約等の関係でちょっと簡単にいかない部分などもありますので、今のご意見、お話をお聞きしましたので、できるかどうか含めてちょっと検討させていただければと思います。

以上です。

14番（高橋秀昌君） それ以外は医療機関と契約を結んで、一部負担を除いた部分についてはいいいわけでしょう。償還払いしていないわけ。つまりそういうのは全部医療機関と一つ一つ全部契約を結んだからできるわけ。そうすると、ここの部分が難しいということの意味がよく分からないのだけれども、説明してくれますか。

保健福祉課長（棚橋康夫君） すみません。では、詳しい内容を係長のほうから説明させます。

保健係長（泉田健一君） お疲れさまです。保健福祉課保健係の泉田です。よろしくお願いいたします。

今ほど高橋委員のご質疑に対してお答えをさせていただきます。確かに高橋委員がおっしゃられるように、医療機関のほうでそれを徴収しないようにする形としては、医療機関というよりは国保連であったり、あと支払基金であったりとの契約が必要になります。それ以外の部分でも必要な経費というのは生じてきません。というのは、今我々のほうで医療給付の関係の受給者証であったり資格管理というものをシステム上行っているのですが、そのことを現物給付に、医療機関のほうでお金をもらわないという形にしますと、どうしてもちょっとシステム改修が必要となっています。これは、細かな部分については複雑な話になりますので今この場では割愛をさせていただきますが、システム改修をすると、まだ正確な金額は分かりませんが、かなりの金額がかかるというふうに業者のほうからは聞いております。今回、実際にやってみた限りで、決算ですが、実際に十六、七万円の、約16万円の今回償還となりましたけれども、恐らく年間としてはそれほど、大体このぐらいかややもう少し高いぐらいの金額で収まるものだというふうに我々としては認識しておりますが、それ以上の改修費用をかけてやるよりは我々としてもそちらのほうが効率的にもいいのかなと。ただ、ご不便をかけることは重々承知しておりますので、そこについては、今ほど課長が申されましたように、どのようにしていくのがいいかというのはちょっと中で、また考えていければというふうに思っております。

14番（高橋秀昌君） 泉田係長の話よく分かった。でも、いかにしてやるかを考えるのであって、いかにしてやらないかを考えるのは間違っている。今の泉田係長の話は、僅か22件ぐらいののに、幾らか知らないけれども、数百万円のお金をかけるのはどういふものかという係長としての気持ちはよく分かる。でも、私に言わせると、そういう論理でいけば、投資した割には効果が少ないというような捉え方にするなら、それでは通院の人もいっそのことシステム改良すればいいではない。システムを変

えるというのは恐らく1,000万円ぐらいかかると思うのだが、そしたら通院も全部無料にすればいいではない。そしたら効率的には極めていいわけでしょう。効率的に言えば。だから、私の言っているのは効率がいいか悪いかの議論をしているのではない。私は、今回のときは通院について無料にしろというのは今言っていないわけ。もちろん求めるのだけれども。今のは、せつかく入院を無料にするのなら償還払いではなくて現物給付にすればいいではないかと。それにはお金がかかりますからという論理を立てるのであれば、だったら、繰り返して悪いけれども、通院も全部、そういう論理だけだったら通院もやればいいと、もう800万円あればできるのだから。でも、そこまではまだできませんというなら、では数百万円かかっても、今住民の人たちの負担を減らすというところに大きな意義があるわけだから、行政としてそのシステムを変えることで困る人は総務課長ぐらいなもので、あとは困らないのだから、それを強く求めておきたいと思います。今、回答は要らないから。これで議論し合うというつもりではなくて。あなた方もぜひ心配しないで、総務課長にお金を出せということで要求してもらいたいと思います。

終わります。

13番（池井 豊君） 棚橋課長の説明が私ちょっと何か響かないところがあって、特に新規事業でやった事業に関して、これに対してどうだったか、評判よかったとか、こういう病気を発見できるとか、そういうふうな具体的な何か成果を説明してもらいたいのです。特に思ったのが99ページの臨床心理士、今年もやりますよね。これは、主要施策のところを見るとよく書いてある。専門的な視点で何とかで育児不安を軽減しと書いてあるのだけれども、こういうことをちゃんとやったことによってこういう効果があったというのを説明したり。

あと、もう一つ、弱視の検査機器を導入したという130万円。これによって弱視の子どもが発見できたのかとか、または弱視ではないことが分かって喜んでもらえたとか、この130万円を入れたことによってどういう効果とか成果があったとか、そういう話を新規事業に関して特に聞かせてもらいたいのですが、そこら辺をちょっと。ここら辺だけお願いします。では、検査機器だけなのか。

保健福祉課長（棚橋康夫君） 説明が不足しておりまして申し訳ございませんでした。

まず、99ページの臨床心理士導入の関係についてなのですが、これはすごく評判もよくて、親御さんからもすごくよかったということで聞いております。というのは、子育てをした中で、例えば初めてお子さんを持ったお母さんですと、自分の子育て自体が合っているというか、間違っていないのかどうかというので不安の中で子育

てをしてきて、例えば1歳6か月健診ですとか3歳児健診に来たときに臨床心理士と、1回2人だけしか時間の関係で面談というか、お話できないのですけれども、そこで話を聞くと、ああ、自分のここは間違っていなかったのだということで専門的な見地から言葉をかけていただいて、保健師から聞くには、中にはそれを聞いてちょっと涙しながら、ああ、よかったというふうに喜んでいるお母さんもいらっしゃるということで、町としてはすごく効果もあるし、これはぜひ続けていきたいなというふうに思っております。ちょっと説明漏れておりまして申し訳ございませんでした。

それで、もう一件、検査機器、スポットビジョンスクリーナーについては、泉田係長のほうから説明をさせますので、すみません、お願いします。

保健係長（泉田健一君） では、私のほうから、昨年度導入しました屈折検査機について。今年度の3歳児健診から使用しております。昨年導入したのが3月の終わりでしたので、もう既に3歳児健診は終了しておりましたから、令和5年度は導入のみで、令和6年度の初回の3歳児健診から実施しております。これまでの成果ですが、4月から3回3歳児健診を行いまして、16人のお子様につきまして検査をいたしました。うち1人、検査値のほうに異常がありまして、医療機関のほうで検査をしてもらいましたら、こちらのほう弱視の疑いがあるということで判定を受けておりまして、今恐らく治療のほうを続けていられるかと思えます。

成果としては以上となります。

13番（池井 豊君） 私それと併せて聞きたかったのだけれども、臨床心理士、非常によかったと思うのですが、逆に主要施策の成果の27ページの療育教室というのが、今までずっと人数が多くて、40人近いぐらいのが急に令和5年度が19人に減っているのですが、逆に臨床心理士のほうで見てもらってこっちの相談が減ったとか、そういう関連性はないですね。減った要因って何かありますでしょうか。

保健福祉課長（棚橋康夫君） では、この件につきましては三本保健師長のほうから答弁させますので、お願いいたします。

保健師長（三本智子君） 保健福祉課、保健師の三本です。よろしくお願いいたします。

今ほど池井委員からのご指摘のありました療育教室の参加人数についてなのですが、療育教室ひまわりの会というものを保健福祉課のほうで実施しております。発達、発育に心配のあるお子さんと親御さんの遊びの会でして、親子で参加していただいて様々な遊びを通して発達を伸ばしていくというための教室です。対象となるお子さんは多くいらっしゃるのですけれども、今多くの保護者の方がお仕

事を持っていられて、なかなか平日の昼間の教室というところとお仕事をされていると参加が難しいという状況がありまして、参加数のほうが昨年度非常に減っております。今年度も同じ状況が続いていまして、何とか教室の参加を促したいというか、多くしたいということで、今年少し回数を減らしまして、何とか減らした中で皆さんから参加していただきたいというところで、教室の実施回数を今年度減らして実施しているところでございます。

以上です。

13番（池井 豊君） ここまでの質疑はよく分かりました。

さて、今回の令和5年度の核心を突く質問をします。令和5年度は、棚橋課長が最初冒頭言ったとおり、何と期の途中で課長を引き抜かれるという保健福祉課にとっては前代未聞の出来事がある、それでもって1人補充になってくるのかと思ったら補充もされず、町長部局というか、町長は総務課長を副町長にして、総務課は持って行って人数調整したということで、非常に被害と言ったらいいのか、とばかりを受けたのが保健福祉課だったと思うのですけれども、この人員体制で1年行ってきた本当はどうだったか聞かせください。

保健福祉課長（棚橋康夫君） 本当のところを言うと、私自身もちょっと経験もない中で不安だったというのがまず真っ先にそうでした。課長がそんな感じで不安だということと多分下といいますか、補佐はじめ係長もちょっと不安の中で始まったのかなとは思っているのですが。ただ課員の皆さんはそれなりに経験をしてきた中で専門的にいろんな知識ですとかそういったのも持っている、そういう意味では私が心配するほどではないというか、逆にちょっと頼りない課長を助けるのではないかなという形で、すごくそういう意味でうまく、回せたと言うとちょっと変ですけども、うまくいったのかな、不安の中でスタートしたけれども、走ってみたら何とか最低点というか、最低のラインは何とかやってこれたのかなというふうに思っております。

以上です。

13番（池井 豊君） よく頑張ったなと褒めておきたいと思いますが。棚橋課長はもしかすると課長の中で一番若いだろうか、庁議のメンバーの中では。だから、そういう中でなかなか先輩の中で発言しにくいとは思いますが、こんな年度の途中で課長を引き抜かれて人員1人減なんていう特殊な状況なんてのはあり得ないと思うので、こういうときはちゃんと声を上げて、課長を持っていくのだったらちゃんと人を1人回してくれというような形でちゃんと言えりような執行部体制

であってもらいたいなと私は思っていますので、切ないときはちゃんと声を上げてくださいということを言って終わりにします。

保健福祉課長（棚橋康夫君） ありがとうございます。今回につきましてもそこはしっかりと言わせていただいて、ちょっと不安というのもありますので、それはちょっとということで話はさせていただきました。結果はちょっとそのようになりましたけれども。ありがとうございます。

以上です。

委員長（中野和美君） ほか衛生費、4款についてございますか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） それでは、国保のほうお願いいたします。

町民課長（本間秀之君） それでは、決算書のほう249ページからになりますし、主要施策の成果の説明書につきましては69ページからになりますので、ご用意願います。令和5年度田上町国民健康保険特別会計の歳入歳出の決算になります。

それでは、まず最初に令和5年度の国民健康保険特別会計の主な内容について説明させていただきたいと思いますので、主要施策の成果の説明書のほうからお願いいたします。令和5年度につきましては、歳入総額12億4,243万6,000円、歳出総額が12億2,246万7,000円ということでございまして、歳入歳出の差引額が1,996万9,000円となりました。下のほうの歳入の状況の表を御覧ください。令和5年度につきましては、国保税収入においては、給与、それから農業の所得が増となったことで1人当たりの税額は増となりましたが、被保険者につきまして令和4年度と比較いたしまして119人減少したことで、決算額は1億8,021万1,000円、0.3%の増とほぼ前年並みとなっております。

では、70ページのほうお願いいたします。歳出のほうになります。歳出におきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行などの影響が考えられますが、2款の保険給付費において約4,600万円の増となっております。詳細については後で説明させていただきますが、今後もこの状況は続いていくのであろうということで、注視していかなければならないかなというふうに考えているところであります。

では、次に進みまして、決算書のほうですが、戻っていただきまして208ページ、209ページお願いいたします。一般会計の財産に関する仕訳のところになります。基金の表になりますが、下から4段目のところになります。合計抜いて4段目です。合計入れて5段目のところになりますが、国保の財政調整基金の欄のところですよ。令和5年度末の現在高として、こちら2億693万1,000円というふうな状況になって

おります。これらのことを考えまして、今後の国保運営といたしましては、年々減少傾向にある被保険者数と、それに反比例して増えていっている医療費について注視をしながら、加入者の負担増につながらないように、適正な財政運営と保健事業の継続による被保険者の健康維持に努めていきたいというふうに考えておるところであります。そのような状況の中でありまして、町の国民健康保険の令和5年度の運営方針といたしまして、1つ目は保険税の収納率の向上対策、それから2つ目として資格の適正化、それから3つ目といたしましては医療費の適正化、4つ目として保健事業の推進など、各種の取り組みを進めてまいりました。

なお、保険税等の収納率の関係でございますけれども、現年分といたしまして国民健康保険税の収納率は97.5%を目標としておりましたところ、実績といたしましては97.8%ということでございまして、目標に対しては0.3%の増、それから対前年度の収納率といたしましては0.5%の減というような状況になりました。引き続き、こちら加入者のご理解、ご協力を得ながら収納率を維持していけるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、滞納繰越分といたしまして15.1%ということでございまして、令和4年度との比較で1.3%の増というような状況でございました。こちら若干ではありますけれども、改善が見られたところでございます。今後も担税能力があり徴収可能な方に対しては適正な滞納処分等を実施し、負担の公平性の確保を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、個別の内容について説明をさせていただきますので、決算書254ページ、255ページのほうお願いいたします。まず、1款1項国民健康保険税の関係であります。1目一般被保険者国民健康保険税の関係ですけれども、歳入済額1億8,021万592円ということでございました。ここにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、対前年で比較いたしますと56万4,000円ほど増額になっておりまして、率にして0.3%の増ということになってございます。先ほども申し上げましたが、理由といたしましては給与、それから農業の所得が増になったこと。それから被保険者が年間平均の比較で119人減少したことが相殺されまして、ほぼ同額といったような状況になっているところでございます。

続きまして、その下の3款の県支出金であります。県支出金につきましては、9億5,269万993円の収入でございました。令和4年度から比較いたしますと5,030万5,166円、率にして5.8%の増となっております。主な理由といたしましては普通交付金でありまして、こちらは医療機関に払う医療費に対する交付金でありますけれ

ども、こちらについて医療費の実績が増になったことにより増額となっております。

次に、256ページ、257ページの中ほどになります。5款2項です。基金繰入金の関係です。国民健康保険財政調整基金繰入金でございます。収入額といたしまして1,499万円、令和4年度との比較は1,848万4,000円の減となっております。こちらにつきましては、税のところでも申し上げましたが、令和5年度は所得の伸び等もありまして税収が思ったよりも減らなかったことが主な要因でございます。また歳出の大半を占めます医療費については県からの交付金によって賄いますので、財源の不足する部分が令和4年度からの税率引下げの分のみであったというのが主な要因でこちら減額となっているというものでございます。

次に、歳出に行きたいと思いますので、決算書のほう262、263ページお願いいたします。こちら歳出の内容につきましては基本的に例年どおりであります。1款の総務費の1項総務管理費から3項の運営協議会費につきましては、主に国保事業の運営に係る事務費、それから国保税徴収に係る経常的な経費でありまして、例年どおりの支出となっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、次のページのところの264ページ、265ページの2款保険給付費ですが、こちら主要施策の成果の説明書の71ページも併せて御覧いただきたいと思います。保険給付費に関しましては、令和4年度までは新型コロナウイルスの影響や被保険者の減少によりまして、全体の規模として縮小傾向にあるというふうな説明もさせていただいておったところでございますけれども、令和5年度については、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類に移行したことによる受診機会の解消や医療機関での手術件数の増の影響というふうに考えられますが、こちら増加に転じたところであるというものでございます。令和5年度の療養給付費については、主要施策の成果の説明書の71ページの一番上の欄のところにあるとおりでございます。全体件数については減少しておりますが、1件当たり、1人当たりは増加しているといったような状況でございます。

また、その2つ下のところにあります2項の高額療養費につきましては、こちらにつきましては今度全体件数についても増えている状況でありますので、まだちょっと詳細な分析ができていないので断言できるものではないのですが、被保険者が減少を続けている状況でありますので、先ほども申し上げましたけれども、新型コロナの5類移行によって手術の件数増、それから医療の高度化による医療費の高額化などが影響しているというふうに考えておるところでございます。

そこで重要になってくるのが病気の早期発見、それから早期治療による重症化予

防をすることが重要になってくるわけございまして、決算書のほうの268ページ、269ページの中段よりやや下のところ、それから主要施策の成果の説明書については72ページのところになります。4款の保健事業費であります。4款保健事業費では、健康の増進を目的に保健事業の推進を図ってまいったところでありまして、内容といたしましては、まず特定健診に関連して健康ポイント制度、それから未受診者勧奨、それから人間ドック、脳ドック費用の助成、インフルエンザ、おたふく風邪の予防接種の費用助成等を実施したところであります。まず、人間ドック、脳ドックの助成につきましては、令和5年度の助成件数は人間ドックで174件、それから脳ドック5件ということでございまして、令和4年度については人間ドックのみの170件ということでございましたので、全体としては9件の増というような状況になりました。これについてもコロナ禍明けのところで人間ドック等の受入れ枠が戻ったこと、それから受診者である被保険者の方についてもそういったものを忌避しないでまた再び人間ドックを受けるようになったということが要因というふうに考えております。また、インフルエンザ、それからおたふくかぜの予防接種費用の助成の関係になりますけれども、疾病の罹患または重症化の予防を目的に令和元年度から実施をしてきておりまして、令和5年度に関しましては支出額11万4,000円、76回分の助成を実施したところであります。令和4年度との比較では、16回分の増というような状況になっております。

次に、決算書の270ページ、271ページのところお願いいたします。2項1目の特定健診等事業費の関係であります。令和5年度は支出済額1,108万6,565円で、令和4年度と比較して29万円ほど減額となりました。これは、被保険者数の減少によりまして特定健診の受診対象者数が減ったためでありまして、これも一つの要因となりましたが、令和5年度については特定健診の受診率が50.5%ということで、田上町として初めて50%を超えるという結果になりました。引き続き、広報等によりまして受診率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、決算書の271ページの10行目ということになりますけれども、健康ポイントの関係のものがございまして、健康ポイント事業につきましては健診受診者818名に対しましてその台紙配布させていただきまして、そのうち243名よりポイント交換の申出がありました。内容といたしましては、道の駅の商品券が384件、それから湯っ多里館の無料券が150件というような状況でありました。こちらにつきましても今後もより多くの皆さんが利用しやすいよう、引き続き内容を検討して、よりよいものにしていきたいというふうに考えておりますし、こちらが呼び水になって

さらに特定健診の受診者が増えてくれるようになることを努力してまいりたいと思っています。

令和5年度の決算としては、個々の内容といたしましては以上のような内容になっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

委員長（中野和美君） 国民健康保険特別会計の説明が終わりました。

質疑のある方いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） それでは、引き続き後期高齢者医療のほうに移りまして、その後、午前中の資料の配付がありますので、まず後期高齢お願いいたします。

町民課長（本間秀之君） それでは、引き続きまして決算書のほうは277ページからになります。それから、主要施策の成果の説明書でいきますと73ページということになりますので、よろしくお願いいたします。

令和5年度の後期高齢者医療特別会計の特徴でありますけれども、令和5年度については保険料率は据置きとなった2年目ということでございました。制度の主な変更点といたしましては、保険料の軽減措置のうち、2割、それから5割軽減の適用範囲が拡大されたというような制度変更があった年でございましたので、よろしくお願いいたします。

では、決算書の279ページになりますけれども、歳入総額、それから歳入合計の収入済額ということでございまして、こちら1億5,860万1,578円ということでございまして、令和4年度の比較でございますと約854万円の増、それから率にして5.7%の増といったような状況でございました。

次のページお願いいたします。支出済額につきましては1億5,749万6,313円ということでございまして、こちらにつきましても約935万6,000円増、率にして6.3%の増といったような状況でございました。後期高齢者医療特別会計につきましては、保険料の賦課に必要となる経常経費のほか、町で徴収した保険料を広域連合のほうに納付するといった会計でございまして、歳入歳出ともに増額となった主な要因につきましては、こちら主要施策の成果の説明書の74ページのところにあります上の表のところにありますけれども、加入者が令和4年度と比較いたしまして82人増加したことによる保険料収入の増と、それからそれに伴います広域連合のほうに支払う負担金の増というのが主な理由でございます。

簡単ですが、説明のほうを終わらせていただきます。

委員長（中野和美君） 後期高齢特別会計、説明が終わりました。

質疑のある方いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） それでは、今日午前中に質疑がありました資料を配付させていただきます。お願いします。

（資料配付）

委員長（中野和美君） それでは、資料の説明をお願いいたします。

町民課長（本間秀之君） それでは、今お手元にお配りさせていただきました午前中に質疑のありました、まず池井委員のほうからありました軽自動車関係の課税台数ということでございます。こちら令和5年度の調定額集計表ということで表のところにタイトルがございます。こちらのほうの表で資料に代えさせていただきたいと思っています。

まず、表の見方につきましては、こちら車種といっているところにつきましては、50cc、90cc、125ccということで、こちらバイクの部分というふうになりますし、その下のほうは今度ミニカーとか小型特殊という形で、それぞれの車種ごとのものになります。その隣のほうの欄のところにあります課税という欄がございますけれども、その課税の欄の上段のところにある、例えば50ccのところであると379という数字があるかと思います。こちらが50ccの原付バイクの課税されている台数ということになりまして、その1つ隣が減免ということで身体障がい者の減免を受けている数、それから減免その他ということで、それらのものもでございます。非課税のものということでございまして、非課税が4台になりますので、合計で383台が登録されている台数というようなことになります。

また、その2つ右隣のところにあります税率というのが、率と書いてありますけれども、税額ということになりますので、この金額を掛け合わせたものが税額というような形になります。そういったような形で表を御覧になっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、もう一枚のほうの表になります。こちら高橋委員のほうから請求のありました資料になりまして、令和3年度から令和5年度の田上町におきます法人住民税のほうで登録がありました閉鎖、解散の事業所ということになります。高橋委員のほうからは廃業と倒産ということであつたのですが、こちらのほう閉鎖と解散というような形になっておりまして、表の下のほうにあります、閉鎖というのが、本店が町外にあって町内の支店を閉鎖したものというのがこちらの閉鎖と

いう欄のほうに入っております。それから、解散というものにつきましては、町内に本店、本社等があるものにつきまして破産、それから自主的な理由等になりますけれども、それぞれ会社を閉じたというようなものになりますので、よろしくお願いいたします。要は令和3年度でいいますと閉鎖が2件、それから解散が1件ということでございまして、産業分類といたしまして食品の小売業であるとか、自動車運送業であるとか、土木建設工事業がそれぞれこの中に入っているというようなものでございますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上であります。

委員長（中野和美君） 資料に関しまして。

13番（池井 豊君） 非常にいい資料をありがとうございました。これ毎年出してもらえないだろうか、決算のときに。というのは、さっきも言ったように原付の制度改正が行われるというのと、今圧倒的に普通車から軽自動車に乗り換える人が増えているということで、5,874台、4,500万円の税金で支払うということなので、非常に注目して見ていきたいと思います。資料提出どうもありがとうございました。

委員長（中野和美君） 町民課の皆さん、お疲れさまでした。

次、訪問看護お願いいたします。

保健福祉課長（棚橋康夫君） それでは、決算書294、295ページお願いいたします。それから、主要施策のほうでいいますと75ページのほうとなりますので、お願いいたします。

まず、改めて訪問看護事業についてですが、訪問看護事業は病気や障がい、加齢により介護などが必要となっても住み慣れた自宅で暮らしたいという、ある意味ではそういう状況となった際誰しもがそう思うのかなと思いますが、そういったことで在宅医療、在宅介護における重要な役割を担っているものです。お医者さんの指示の下、訪問看護師がご自宅のほうへ訪問し、医療処置ですとか病状観察、在宅療養のお世話などを行っております。保健センターの中に事務所がありまして、訪問看護師、正職員4名、それから会計年度任用職員5名で業務に当たりました。主要施策の成果の説明書の75ページのところにありますとおり、最初のほうの表のところにちょっとありますが、表の右側から2番目にありますが、令和4年度と比較しますと訪問看護利用の実利用者12名の増ということで、内訳といたしましては医療保険4名プラス、それから介護保険利用者が8名で、訪問延べ回数でいいますと69回ということで、おおむね前年と大体同じような形でありました。

それから、その下の表の中のその成果というところに終了者数ということで、年

度計ということで68人の方が訪問看護の利用を終了しておりますし、また逆に新規登録者数ということで76名の方が新たに利用ということでありました。令和5年度の全体の概要としましては、令和4年度と大きく変わるところはありませんでした。

それで、訪問看護事業特別会計の全体というのも割と簡単な会計でして、歳入でいいますと訪問看護の利用料、医療保険として利用する方の利用料、それから介護保険の看護というものもありますので、介護保険の看護の利用料というものが入ってきてまして、あとそのほかに前年度からの繰越金等、それらが主な歳入となります。

今度294ページ、295ページのほうを見ていただきたいと思います。歳入の合計といたしましては4,935万1,859円ということで、令和4年度と比較しますと333万円ほどの増額となりました。この増額の主な要因といたしましては、5款の繰越金、これが約250万円の増額でしたし、あと2款介護給付費、介護サービス利用者の利用料となりますが、こちらが140万円ほどの増額ということで、これらが増額の主な要因となっております。

ページはぐっていただきまして、296、297ページの歳出をお願いいたします。歳出の合計といたしましては4,215万7,238円ということで、こちらも令和4年度と比較しますと321万円ほどの増額となりました。この増額の主な要因といたしましては、2款基金積立金ということで約204万円の増額。これは、年度中の補正等におきまして財源の調整、財源ちょっと余りが出た場合それを基金のほうに積むということで、こちらが令和5年度204万円ほど多かったですし、あと1款総務費ということでこちら117万円ほど増額となっておりますが、こちらは正職員4名の定期昇給等による人件費等ということで100万円ほど増額となっております。

それでは、中身のほうの説明になりますが、298、299ページのほうをお願いいたします。簡単に説明をさせていただきたいと思いますが、まず1款訪問看護料、こちらにつきまして、医療保険を利用した方の訪問看護料ということで、それぞれ療養費というのが医療保険者から入ってくるものになりますし、2目の利用料が個人負担ということで個人負担分として入ってきているものとなっております。これらは合計で、人数は増えていたのですが、収入額としましては59万円ほど減額となっております。

それから、次2款ですが、介護給付費ということで、こちらが介護保険のほうの訪問看護の利用者分ということで、1項が介護給付費ということで、これが介護保険のほうから9割から7割分ということで入ってくるもの、それから2項の利用料というのが自己負担分として1割から3割分入ってくるものということで、これら

は140万円ほどの増額となりました。

それから、下のほう行っただきまして5項の繰越金となりますが、こちらは707万2,032円ということで、前年度比で256万円ほどの増額となりました。

それでは、歳出のほうへ行っただきたいと思います。302ページ、303ページのほうお願いいたします。歳出となりますが、まず1項総務費ということで、こちらが主なものとなりますが、備考欄のほうを見ていただきますと、訪問看護事業ということで、まず一般職給料4人ということで4人分の正職員分の給料等がこちらにあります。これが前年度比で約119万円ほどプラスとなっております。

それから、そのページの一番下から3番目のところに繰出金、一般会計繰出金ということで170万円の繰り出しを行いました。これにつきましては、訪問看護ステーション、保健センターに事務所を構えておりますので、その面積案分の負担分と、あと保健福祉課長、私になりますが、私の1割分の人件費を訪問看護のほうから一般会計のほうへ繰り出しを行っているもの、それらを合計したものがこちら増額ということで支出をさせていただきました。

それから、1ページはぐっただきまして304ページ、305ページになりますが、1款の一番最後から3番目のところに庁用自動車97万9,000円ということで、訪問看護師が乗る庁用車、軽自動車1台を購入させていただきました。職員4名いますので、それぞれ1台ずつ車に乗ってまして、4台あるうち、計画的に令和3年度から令和6年度までの間1台ずつ順次更新今しておる途中でして、令和5年度3台目となりまして、令和6年度にもう一台購入しますと4台全て入れ替えるということになります。

それから次に、2款基金積立金ということで、訪問看護事業財政調整基金元金積立金262万9,355円ということで、財源調整ということで、余ったと言うとちょっと変ですけども、その分をこの額積み立てしております。その結果、令和5年度末の基金残高といたしましては、2,299万6,000円ということで基金残高となっております。

簡単ですが、説明は以上となります。

委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

訪問看護事業特別会計について質疑はございませんか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） それでは、引き続き介護保険特別会計の説明をお願いします。

保健福祉課長（棚橋康夫君） それでは、ようやく最後となりましたが、介護保険事業

のほうの説明をさせていただきたいと思います。決算書は310ページ、311ページ、それから主要施策のほうは76ページからとなりますので、よろしくお願いいたします。

改めて介護保険について若干説明させていただきたいと思いますが、介護保険事業特別会計は、介護保険法に基づきまして介護保険サービス、いわゆる介護給付費の支出、それから地域支援事業費ということで町の事業等を実施しまして、第8期計画、これが令和3年度から令和5年度までの3年間でしたが、その8期の最終年度の介護保険事業計画に基づきまして、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自らの健康を大切に、自分らしい暮らしを続けることができる町を目指しまして、介護予防ですとか認知症予防等に取り組んでまいりました。先ほど一般会計のところでもちょっと説明をさせていただきましたが、その結果、割と田上町は認定率も低くて、介護給付費もそれほど伸びてきませんでしたので、基金残高がちょっと増えた関係で、第9期、令和6年度から令和8年度の計画におきましては、介護保険料を月額基準額で6,000円から5,600円ということで若干下げさせていただくことができました。これは、先ほども申し上げましたが、それなりに効果があっただけで、そうであればうれしいなということで事業を進めてきているところです。

すみません。ちょっと前置き長くなりましたが、それでは内容ということで、まず歳入のほうの説明となりますが、歳入合計13億9,845万181円ということで、令和4年度比2,131万円の増額となりました。増額となった主な理由といたしましては、7款の基金繰入金の中の基金繰入金ということで、介護給付費準備基金を、3,615万円の繰入れを増額で行いましたので、主なものとしましては繰入れ分となっております。その結果、令和5年度末の基金残高といたしましては2億2,024万円ほどとなっております、残高となっております。

それから、1ページはぐっていただきまして、312、313ページです。歳出となりますが、支出済額が13億5,250万9,213円ということで、こちらは令和4年度と比較しまして3,258万円ほどの増額となりました。この増額となった主なものといたしましては、2款保険給付費ということで、こちらが約1,984万円ほどの増額となっておりますし、あと6款諸支出金の中で償還金等になりますが、こちらが約2,000万円の増額ということで、これらが増額の主なものとなっております。

主要施策の76ページのほうを御覧いただきたいと思います。76ページ、若干概要だけ説明させていただきますと、介護保険、65歳以上の被保険者、第1号被保険者

と呼びますが、令和5年度末において4,234人となりました。これは高齢者人口、高齢化率39.5%ということで、令和4年度は38.6%でしたので、0.9ポイント上昇しております。それに対しまして要介護者、支援者を含めまして認定者758人ということで、令和4年度末が718人でしたので、認定者自体は40人増加となっております。ただ、その中で、2つ下の表の要介護度別認定者のところちょっと見ていただきたいと思いますのですが、一番上、令和5年度の計ということで一番右、758人となっております。それで、一番下の令和元年度と比べていただきますと、令和元年度が709人ということで49人認定者自体は増えているのですが、ただこの中身を見ていただくと、要支援者、例えば要支援1のところを見ていただきますと令和元年度66人だったものが113人ということで、要支援者が47人増えております。このように見ますと、認定者自体49人増えているのですが、要支援者が47人増えているということで、残り2人分が要支援2から要介護までの間が増えているということで、そういう意味では軽い方、要支援者は増えているのですが、要介護の方はそれほど増えていないということが見てとれると思います。そういったことから、それなりに介護予防ですとかそういった取り組みが効果があるのかなというふうにもちょっと見方を変えれば思えるのかなということで、そこだけちょっと説明をさせていただきました。

それでは、決算書のほうに戻っていただきますと、314ページ、315ページからが歳入となりますが、介護保険の歳入につきましてはそれぞれ国、県支払基金、町の負担分が決まっております、それぞれ歳出に合わせてその負担割合分が入ってきますので、歳入につきましてはそういった意味で割愛をさせていただきます、歳出のほうを説明させていただきたいと思います。

324ページ、325ページのほうを御覧いただければと思います。324ページですが、1款というところが総務費ということで、介護保険に係るいろいろな総務的な経費がこちらのほうで計上しております。備考欄、一般管理費の中で、12節委託料の中で介護保険事業計画策定業務委託209万円ということで、第9期計画をつくる年でしたので、こちらの経費を支出をさせていただいております。そのほか、2項のところでは今度介護認定審査会ということで、認定審査会24回、月に2回開きますので24回、介護認定度を判定するためにそういったものを150万8,000円ということで支出させていただいております。あと325ページの一番下、手数料ですが、257万2,900円、これは審査会にかけて介護度を出すためにお医者様から医師意見書というのを書いていただきますので、その手数料ということで支出したものとなっております。

ります。

ページはぐっていただきまして326、327ページですが、2款ということで保険給付費です。これが一番介護保険の本体といいですか、給付に係る部分となりますが、2款1項が介護サービス等諸費ということで要介護1から要介護5の方の分、それからページはぐりますと2項ということで介護予防サービス等諸費ということですが、予防と入りますので、こちらが要支援1、要支援2の方の部分となります。それぞれ若干令和4年度と比較しますと増えておりますが、これ自体は第8期計画で計画していた数字の中に収まっていまして、もともと町が給付費が伸びるだろうというふうに予測していたものよりも下回っておりますので、そういった意味では給付がそれほど伸びていないというふうに町としてはちょっと考えているところですので、よろしくお願いいたします。

それから、330ページ、331ページに進んでいただきますと、一番下のところに3款ということで地域支援事業費というものが出てきます。先ほどの2款というのは、介護保険法のほうで単価ですとかそういったものが決まったものが2款となりますが、3款地域支援事業費というのは、町のほうでいろんな事業、取り組みを考えた中で、その地域に合わせていろんな取り組みを進めるものとなっております、こちらがページはぐっていただきますと次の332、333ページのところでいいまして、一番上の備考欄のところですが、通所型サービス事業費ということで、こちらの中で、12節の中で運営委託料1,013万円ということですが、これがコミュニティデイホームを今運営していますが、ふれあいの家、くつろぎの家に係る経費ですとか、あとまたページをはぐっていただきまして334、335ページのほうを見ていただきますと、備考欄のちょっと事業名だけ読みますと介護予防普及啓発事業ということで、この中で転倒予防事業ですとか認知症予防事業、それから12節の委託料の中で一般高齢者事業委託料ということで、こちらアクティブシニア教室、スポーツ協会のほうに委託して実施しておりますが、こういった事業を市町村が決めたといいますか、その地域の実情に合わせた事業ということで取り組んでいるところです。

それから、またページはぐっていただきまして336、337ページのところですが、3つ目のところには、5目生活支援体制整備事業563万円ということで、田上町社会福祉協議会に委託をしておりますが、生活支援コーディネーターの委託料ということで出ております。こちらにつきましては、令和5年度は9月24日に町制50周年事業と併せてフォーラムということで行いまして、その後、参加者の中から勉強会ということで3回にわたっていろんな活動を進めております。それで、令和6年度

については、そういった方から今度地域の助け合い事業ということでまた新たな動きを今ようやくちょっと進めているところですので、そういった形で地域に合わせた事業を３款の中でやらせていただいているところです。

それから、次のページに進んでいただきまして338、339ページになりますが、ちょっと金額多いところで6款の諸支出金というところになりますが、その中で2目の償還金ということで4,227万4,313円ということで支出がありますが、これは令和4年度の事業確定に伴いまして、国に介護給付費、2款の部分に係る給付費の国の負担分のもらい過ぎていた部分を返すもの、それから3款地域支援事業費のところでも同じように精算した分ということで国へ償還するもの、それから県に償還するものということで、それぞれ合計で4,200万円ほど令和4年度分の償還が出ておりますし、同じようにその下、2目繰出金の一般会計繰出金につきましても、令和4年度の事業費確定に伴いまして、一般会計が負担すべきものを令和5年度でちょっともらい過ぎていた部分をお返しするようなものを支出をさせていただいたところ です。

すみません。駆け足となりましたが、説明は以上となります。

委員長（中野和美君） 介護保険特別会計の説明が終わりました。

質疑のある方いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） それでは、質疑を終了します。

そうしますと、本日の審査はこれで終了いたしました。執行の皆様、お疲れさまでした。委員の皆さんはしばらくお待ちください。

本日の審査項目ですが、質疑数と総括質疑について副委員長から報告いたします。

副委員長、お願いいたします。

副委員長（渡邊菜穂美君） 皆さん、お疲れさまでした。

本日の質疑数ですが、39件です。総括質疑はございませんでした。

以上になります。

委員長（中野和美君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会といたします。

大変お疲れさまでした。

---

午後4時27分 散 会

令和 6 年 第 4 回 定 例 会  
決算審査特別委員会会議録  
(第 2 日)

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和 6 年 9 月 1 7 日 午前 9 時
- 3 出席委員
- |     |           |       |           |
|-----|-----------|-------|-----------|
| 1 番 | 吉 原 亜紀子 君 | 9 番   | 小 嶋 謙 一 君 |
| 2 番 | 轡 田 禎 君   | 1 0 番 | 中 野 和 美 君 |
| 3 番 | 渡 邊 菜穂美 君 | 1 1 番 | 今 井 幸 代 君 |
| 4 番 | 青 野 秀 幸 君 | 1 2 番 | 椿 一 春 君   |
| 5 番 | 森 山 晴 理 君 | 1 3 番 | 池 井 豊 君   |
| 6 番 | 小野澤 健 一 君 | 1 4 番 | 高 橋 秀 昌 君 |
| 8 番 | 渡 邊 勝 衛 君 |       |           |
- 4 委員外出席議員
- 議長 藤 田 直 一 君
- 5 欠席委員
- な し
- 6 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |           |         |         |       |
|-----------|---------|---------|-------|
| 地域整備課長    | 宮 嶋 敏 明 | 地域整備課参事 | 堀 内 誠 |
| 産業振興課長    | 近 藤 拓 哉 | 農 林 係 長 | 長谷川 暁 |
| 農業委員会事務局長 |         |         |       |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡 辺 明
- 書 記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社 新潟日報社
- 9 本日の会議に付した事件
- 認定第 1 号 令和 5 年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について中
- 歳 出 4 款 衛生費（1 項 6 目）
- 5 款 労働費

6 款 農林水産業費

7 款 商工費

8 款 土木費

認定第 2 号 同年度田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号 同年度田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 同年度田上町水道事業会計決算認定について

---

午前 9 時 0 分      開 議

---

委員長（中野和美君） 皆さん、おはようございます。決算審査特別委員会も 2 日目になりまして、中盤になってまいりました。慎重な審査をまたお願いいたします。

本日の出席は 14 名全員です。

三條新聞社、新潟日報社より傍聴の申出がありましたので、これを許可いたします。

これから審査に入りますが、先日引き続き審査を進めていきます。

今日も引き続きよろしくお願いいたします。

ここで、またバンブーブーの話をしますけれども、私最後のカウンターをしておりましたら、昨日 1 日だけで約 530 人いておりました。去年したときは日曜日でも 200 人いてすごいという話をしていたのですが、昨日は 530 人ってすごいペースでいっているのではないかと思います。日曜日ちょっと雨で数が少なかったのかなと思うのですけれども、皆さん楽しみにしてくださっているのだらうなと思って、本当実行委員会の方々にも頭が下がります。

では、それに負けず決算審査のほうもよろしくお願いいたします。

それでは、これより 4 款の産業振興課の担当のところを説明をお願いいたします。

産業振興課長（近藤拓哉君） おはようございます。産業振興課の近藤です。よろしくお願いいたします。それでは、産業振興課と農業委員会の決算関係につきましてご説明のほうをいたします。時間の関係もございますので、主なものを中心にご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。また、先ほど当日配付ということで資料のほうを配付させていただきました。こちらは、今度上のほう、決算審査特別委員会資料ということで表題がありますけれども、こちらにつきましては以前委員のほうから委託関係のほうを取りまとめて提出してもらいたいということで、毎年出させていただいている資料でございます。内容につきましては、こちらのほう時間の関係もありますので、逐一説明せず、参考ということでお読み取りいただければと思います。また、その下、今度デマンドタクシーの関係ですけれども、こちらにつきましては後ほどご説明のほうを資料とともにいたしますし、あわせてましてその下、各施設の入場者、入館者の状況について、こちら後ほどそれぞれの款項目の中で説明のほうをさせていただければと思いますので、主に用いますものは

決算書と併せまして主要な施策の成果の説明書、この2点を用いましてご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速説明のほうに入りたいのですが、産業振興課のほうの部分は4款の一部、その後5款、6款、7款というふうに続きます。では、まず4款のほうからご説明いたします。決算書のほうでいきますと、114ページから115ページになります。目でいきますと6目新型コロナウイルス対策費、こちらとなります。4款衛生費、1項保健衛生費、6目新型コロナウイルス対策費です。こちらのほうなのですけれども、補正予算で9,113万6,000円計上させていただいております。このうち産業振興課に係る予算につきましては、うち4,730万円です。

それに対しまして、支出額のほうは、備考欄のほうを御覧いただきますと、下のほうの中ほどになりますけれども、田上町生活応援支援事業ということで4,509万7,581円、こちらのほうを支出してございます。生活応援事業ということで、こちらの内容につきましては、今度成果の説明書36ページのほうを御覧ください。説明書36ページの黒ポチで3番目になりますけれども、田上町生活応援券の運営事業補助金（産業振興課）ということで記載のほうがございます。こちらは、金額のほう掲載してある部分は18節負担金補助及び交付金の部分だけ説明してございますけれども、総体の部分では決算書のほうの金額、先ほど申し上げた4,500万円ほどになります。こちらのほうの内容になりますけれども、その成果ということになりますけれども、物価高騰、燃料価格の高騰を受ける町民の家計への負担の軽減ということになりますし、あと内容のほうになりますけれども、町民の方お1人当たり4,000円分の生活応援券のほうを支給してございます。使用の期間といたしましては、年末を挟んで11月から1月いっぱいということで、こちらのほうをご利用いただけるといった形になります。こちらのほうの利用率につきましては97%、細かく言うと97.26%で、生活応援券事業としてはおおむね大体97%から98%というのが今までの実績ですので、ほぼ今までの数字と変わらないような形でこちらのほうを終えてございます。

内容のほう簡単でございますけれども、説明のほう、4款のこちらの部分、以上で終えたいと思います。

以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長（中野和美君） 質疑はございますか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） 5款のほうに移らせていただきたいと思います。

それでは、5 款の説明をお願いいたします。

産業振興課長（近藤拓哉君） それでは、引き続き 5 款のほうに移ります。ページのほうは飛んでいただきまして、116、117ページになります。5 款労働費、こちらを御覧ください。こちらのほうですが、施策の説明のほうは次のページ、37ページとなります。

5 款労働費、1 項労働費、1 目労働諸費につきましては、当初予算が1,617万2,000円、補正で76万3,000円、予算の最終的な計といたしましては1,693万5,000円でした。それに対して、支出額ということで1,627万5,522円ということでこちらのほうになっております。こちらの事業の主な内容といたしましては、駐輪事業としての田上駅、羽生田駅の駐輪場の維持管理に係る経常経費、また雇用その他事業ということでご説明いたしますけれども、こちらのほう公共交通の関係の部分が大半を占めておりますけれども、こちらの部分の補助金、あわせて労働金庫の預託金などが主なものとなります。

それでは、備考欄のほうを御覧ください。備考欄になります。駐輪場事業につきましては、羽生田、田上両駅の駅の維持管理に関する経費ということで経常経費になりますので、こちら説明のほうを割愛させていただければと思います。

続きまして、その下、雇用その他事業ということで、こちらのほう公共交通に関する費用等になります。まず、報酬、旅費関係になりますけれども、地域公共交通会議を昨年 3 回実施してございます。こちらのほう、6 月16日、11月27日、3 月5日の計 3 回実施、開催をいたしております。こちらのほうを踏まえた中で、まず18節のほうになりますけれども、地方バスの路線対策補助金、一番下になりますが、617万2,000円、こちらにつきましては新潟交通観光バスへの補助という形になります。

1 枚ページのほう、決算書をめくっていただきまして、118、119ページになります。一番上のほう、右上のほうになりますけれども、公共交通実証運行業務補助金ということで479万8,970円を支出してございます。こちらにつきましては、実証ということで令和 3 年から始めて5 年ということで、3 年間の実証期間を終えて、令和 6 年度より本格運行ということで、こちらのほうを今動いているところでございます。

その下、20節になります。貸付金ということで、労働金庫への預託金500万円、こちらのほうは例年どおり支出させていただいております。

5 款のほうの説明は以上になりますけれども、参考で施策のほうの資料、別のほうのつづりになりますが、37ページのほうを御覧ください。こちらのほう、丸のほう

うを3つ、その他の成果ということでございますけれども、デマンド型乗合タクシーの乗車数ということで3,612人、あわせて先ほどお配りさせていただいた資料、最初は委託の関係ですけれども、その後にゴマンド号の利用実績ということで、この3年間の利用状況をそれぞれ月ごとに令和3年、令和4年、令和5年ということで記載をさせていただいております。最終的に令和5年度なのですけれども、利用人数で3,612人ということで、こちらのほうが令和3年度は大分少なかったのですけれども、令和5年度におきましては3,600人ということで、かなり多くの方からご利用のほうをいただいているといったような状況でございます。

5款のほうは、説明は以上になります。

委員長（中野和美君） 5款の説明が終わりました。

質疑のある方はいらっしゃいますか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） 質疑がしばらくにしてないので、5款を終わります。

次に6款農林水産業費、説明をお願いいたします。

産業振興課長（近藤拓哉君） それでは、引き続き6款のほうに入ります。6款農林水産業費になります。決算書のほうは118、119ページ、施策の説明のほうは先ほどの労働費の続きになります。37ページのほうを見ていただければと思います。

それでは、ご説明いたします。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費です。こちらにつきましては、当初予算は2,107万5,000円、補正予算額のほうが30万5,000円、こちらのほうは人件費の部分の増減整理になりますし、最終的に予算額の計としましては2,138万円となりました。それに対しまして、支出済額ですけれども、支出のほうは2,090万2,288円となりました。

今度備考欄のほうを御覧いただきたいのですが、こちらのほう農業委員会事業ということで記載してございます。農業委員のほうは全部で10名、それ以外に農地利用最適推進委員5名で全部で15名になりますし、あわせて人件費、職員人件費ですけれども、職員が2名ということで、こちらのほう主な部分が経常経費になりますけれども、農業委員会事業ということで記載のほうをさせていただいております。

また、次のページになりますけれども、120、121ページになります。農業委員会その他事業から始まって幾つか事業があるのですけれども、ほとんどが経常経費でございますが、農業者年金事業というものが中ほどにございます。農業者年金事業につきましては、決算額27万5,410円なのですけれども、すみませんが、行ったり

来たりで申し訳ないのですが、別つづりの中で農業者年金のほうに加入されている方、掛けていらっしゃる方が今現在ですと全部で10名の方がいらっしゃいます。あわせて、反対に今度もらっている、受給されている方が48名ということで、こちらのほうをご報告させていただければと思います。

あと、事業のほうは進んでいって、その下ずっと行くと農地流動化地域総合推進事業とありますが、これはいわゆる斡旋と言われる事業になります。こちらもあり例年と変わらない件数でしたが、こちらは2件ということで農地の所有権移動等の斡旋のほうをさせていただいております。

なお、農業委員会につきましては、月に1回定例会を開催しています。それで、こちらのほうに農業委員会定例総会ということで12回というふうに記載がございますけれども、それ以外に臨時総会ということで2回行っております。全部で計14回になります。2回の内訳ですけれども、1回は開催に伴う臨時総会、あとあわせてもう一回が、10月5日だったと思うのですが、農業委員会から町への意見書、米価の下落に対する意見、要望書ということで、こちらに関する取りまとめということで1回臨時総会を行っておりますので、全部で14回農業委員会の総会のほうは令和5年度開催してございます。

農業委員会の関係のほうは以上になります。

続きまして、ページのほうはそのまま120、121ページで、目のほうが2目農業総務費になります。こちらのほうは、予算額のほうが84万7,000円、支出済額が75万413円です。こちらに関しましては、農業総務事業に関しましては、備考欄のほうを御覧いただければと思うのですが、ページのほうが122、123ページになりますけれども、こちらにつきましては経常経費、各団体への負担金等でございますので、特に説明のほうは割愛させていただければと思います。

その次、3目農業振興費になります。こちら当初予算額が3,367万9,000円、それに対しまして補正予算額が3,520万9,000円になります。また、予備費流用部分は4万5,000円で、計で6,893万3,000円、支出済額で6,457万776円です。補正予算の主なものになります。こちらですけれども、まず1つが米の品質低下に伴う収入減に対応した支援ということで、こちらのほうが2,468万7,000円、約2,500万円ということになりますし、あと人件費の部分が625万2,000円ということで、こちらが大半を占めています。

また、隣の4万5,000円、予備費及び流用部分ですけれども、こちらの部分は謝礼ということで、有害鳥獣に関する専門の方に来ていただいた部分の謝礼の部分と

ということで、予備費流用のほうをさせていただいております。

次に123ページの中ほどに繰越明許費とございます。そちらに関しましては、納品検査で機械が導入される方がいらっしゃるということで、令和5年度から令和6年度への繰越しを行うもので321万3,000円ということで計上のほうをさせていただいております。

今ほど補正の関係の主な部分申し上げましたし、あと職員のほうは4名ということで、こちら記載のとおりでございます。

あと、説明でいきますと一番下のほうになります。18節負担金補助及び交付金になります。一番最後のところに農業次世代投資資金経営開始型給付金、いわゆる新規就農をされた方に対する支援ということで、150万円のほうを支援させていただいております。こちらのほうは、制度といたしましては5年間支援のほうを行うものでありまして、1年目から3年目までは150万円、4、5年目は120万円を支援するものでございます。今回は、1名の方に対する支援ということになっております。

ページのほうをめくっていただきまして、124、125ページを御覧ください。一番上のほう、備考欄ですけれども、農業振興整備事業になります。こちらのほうなのですけれども、18節負担金補助及び交付金になっておりますが、園芸生産促進事業補助金ということで、401万8,000円支援のほうをさせていただきました。こちらにつきましては、園芸品生産の拡大のためにパイプハウスの整備を行うということで、今回パイプハウス2棟のほうを支援のほうをした部分になります。こちら401万8,000円になります。

その下、その他事業ということになります。その他事業なのですけれども、具体的にはほぼ有害鳥獣の対策の部分になるのですけれども、こちらのほう314万5,092円の支出をさせていただきました。内容につきましては、各種謝礼から始まって、こちらのほうで必要な備品等の購入だったりさせていただいております。また、18節負担金補助及び交付金、有害鳥獣担い手の確保ということで、12万4,840円を支出させていただいております。今回資格のほうを新たに取られた方が、多分制度ができて、私が記憶している限り初めてなのですけれども、新規取得の方がお二人いらっしゃいましたので、こちらのほうを補助のほうをさせていただいております。

また、あわせまして電気柵の部分ですけれども、こちら補助ということで20万2,700円支出してございます。内訳等につきましては、施策の説明書のところの37ページのほうに記載がございますけれども、農業者の方へ全部で3件、その他家庭菜

園の方、こちらのほうが2件ということで支援のほうをさせていただいております。

その次、4目になります。畜産業費の部分4万円につきましては経常経費でございますので、こちらは飛ばさせていただきます。

続きまして、5目水田農業構造改革対策事業費、いわゆる転作等に係る部分になります。こちらにつきましては、当初予算額3,015万5,000円、補正予算のほうは196万1,000円、予算の計といたしましては3,211万6,000円となりました。それに対しまして、支出のほうが3,075万4,876円です。こちらのほうの補正の主な理由ですけれども、畑作の支援ということで1農業者、1経営体に1万円の支援ということで200万円の予算のほうを計上したのがこちらの内容についてになります。

あと、一番下のほうの最後のほうのページになりますけれども、125ページの一番下のほうになりますが、生産調整推進助成金ということで2,799万8,776円、こちらにつきましては転作に対するご協力いただいた方へこちらのほうを支出という形で助成金ということで出させていただいております。

続きまして、ページ126、127ページ、目が変わって農地費になります。農地費に関してですけれども、こちらのほう圃場整備等に係る部分が主な経費となっている部分ですけれども、まず当初予算額といたしましては1億3,027万3,000円、補正予算ということで減額の2,202万6,000円、その隣に継続、繰越しということで、繰越事業ということで1,155万7,000円ということでこちらのほうを予算を上げさせていただいて、全部で1億1,980万4,000円となりました。それに対しまして、支出済みのところで8,617万1,275円、翌年度への繰越しということで3,203万5,000円です。ちょっと分かりづらいのですが、補正予算のほう減額になっておりますけれども、2,200万円減額しております。こちらにつきましては、圃場整備、ストックマネジメント、あるいは所管課が違うのですが、集落排水に係る部分ということで、こちらのほう予算に対して減額のほうをさせていただいております。また、隣の1,155万7,000円、こちらに関しましては、令和4年度から令和5年度へ繰り越していた部分ということで1,155万7,000円となります。右のページのほうのさっき申し上げた繰越明許ということで3,200万円とあるのですが、こちらにつきましては今度令和5年から令和6年への繰り越す金額となりますので、非常に分かりづらいのですが、そのようにご理解いただければと思います。

まず、右の備考欄になります。農地一般事業です。農地一般事業につきましては、こちら田上郷排水機場、横場にありますが、排水機場に係る経費をはじめとした土地改良の負担金などが主なものになります。この中に、中ほどありますけれども、

ども、県営圃場整備事業あるいはストックマネジメント事業ということでございますし、また一番下のほう、農地一般事業（明許繰越）とありますけれども、こちらのほうも圃場整備に係る部分ということで支出のほうをしてございます。こちらは、今農地費のほうの部分になります。

その次になります。7目です。7目になりますけれども、農地整備費ということで71万8,000円、こちらは補正と同じ71万8,000円で、支出が66万4,970円。こちらは経常経費で、主なものは梅林の周辺にある道路等の草刈り、泥上げが主なものということになっています。

それでは、次のページに行ってください、128、129ページです。こちら8目になりますけれども、多面的機能支払交付金事業費となります。こちらに関しましては、昨年と同額程度の支出になっておりますけれども、当初予算が2,714万2,000円、それに対して支出済額は2,714万1,105円ということになります。こちらにつきましては、4つの地区が、保全会等が対象となっております、財源内訳といたしましては国が50%、県が25%、町が25%ということで、こちらのほうを支出のほうをしてございます。

続きまして、2項林業費です。2項林業費、1目林業振興費になります。当初予算額が234万3,000円、補正のほうが7万6,000円の減ということで、予算のほうは最終的に226万7,000円、それに対して支出済額ということで221万3,791円、こちらのほうを支出させていただいております。こちらに関しましてですけれども、備考欄のほう、まず林業振興事業ですけれども、こちらに関しましては主なものは経常的な負担金の部分と、あと金額として一番大きいのが中ほどにあります竹林等の環境整備事業補助金ということで200万円、こちらのほう放置竹林等の整備ということで200万円のほうを支出してございます。

その下の記念樹贈呈事業、こちらについては、説明書のほうにも38ページに記載がございますが、令和元年から実績記載がございますけれども、さすがにちょっともらう方が今減ってきているみたいな状況でございます。

続きまして、2目林業整備費です。189万8,000円です。特に補正等はありません。支出済額は145万7,654円でした。こちらにつきましては、経常的な経費、負担金等になりますし、あわせて林道の整備など、こちらのほうを行っております。林業整備事業のほうは以上というふうな形になります。

6款のほう、ちょっと走り走りになりましたが、以上になりますし、あと転作の実績だとか、その辺は施策の説明書の38ページの一番上のほうに表として記載がご

ざいます。大豆、ソバ、加工米、備蓄米、新規需要、一般作物、こちらが記載ございますし、その下に圃場整備の部分、こちら横場と新津郷とそれぞれ金額記載させてございますし、あと多面的な部分は組織を4組織立ち上げましたが、面積のほうはこちら記載がございます。

説明がちょっと行ったり来たりして申し訳ありませんでしたが、6款のほうの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長（中野和美君） 6款の説明が終わりました。

質疑のある方はいらっしゃいますか。

6番（小野澤健一君） 私は、2つ質問させていただきます。

まず、成果の説明書の37ページの真ん中よりちょっと下のほうで、農業振興費のところで有害鳥獣捕獲等従事者報酬149万4,000円と、こうあります。これというのは、相場と比べてどの程度の金額なのか。というのは、北海道でしたか、猟友会に対する報酬が低くて、やっていられないということで放棄したのがありました。田上も有害鳥獣、一般質問でも申し上げたように、猿の被害がどんどん拡大をしている中において、こういう従事者に対する時間の拘束とか、そういったものというのは多くなってきているというふうに思うのです。したがって、そんなのも踏まえて、この金額というのは妥当な水準がどの程度なのか私もよく分かりませんけれども、なっているのかどうなのか、これをひとつ聞きたいのが1つ。

それから、成果の説明書の38ページの今ほど説明があった林業費のところで、竹林等環境整備事業補助金200万円。課の総括では、「町内の竹林整備に対し補助を行い、竹林の利用向上が図られた」と、こう書いてあります。これは、森林環境譲与税を使った部分です。それで、竹林に対する補助ということですね。そうだと思うので。ただ、これは新規の補助だったと思うのですけれども、この文章の内容ではよく分かりません。要は200万円というお金を出してどれだけの効果が上がったのかということを示してもらわないと我々は検証のしようがない。例えば本事業というのは、竹林整備なのであれば竹林がどういう形で整備になるのか。あるいは、整備になったという言い方はアバウトだけれども、例えば竹何本伐採したとか、あるいはイベントに対して補助をしたわけですから、その収支の状況であるとか等々、そういうイベントに対しての補助であれば、そのイベントがまず成功したかどうかでも大事だし、それを通して町が本来そのイベントに対して期待をした、あるいは注文したかどうか分かりませんが、竹林整備がちゃんとある程度進んだのかどうなのかというものを示してもらわないと、我々この200万円がどうだったかとい

う検証ができないだろうと思うのです。今こういうことを言っても、なかなか資料もそろわないと思うので、これは総括質疑にしますので、今のこの部分、それについて町としてはこうこう、こういう形で、こういうふうにして統括して、こういう形でこうだったから、この200万円の使用状況は妥当だったのだと、こういう論法でちょっと説明をしていただきたいというふうに思います。

私からは以上です。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの小野澤委員の質疑にお答えいたします。

2点ありますが、まず1点目、37ページ、報酬の部分になります。当時ほかの市町村等を見らる中で、決して低くないという金額でいこうということでこちらのほうは決定しております。です。

（何事か声あり）

産業振興課長（近藤拓哉君） 内訳ということでしょうか。

（何事か声あり）

産業振興課長（近藤拓哉君） すみません。手持ち資料がなくて申し訳ないのですが、捕獲ですと捕獲した場合お一人1万円でした。あと、それ以外にパトロールとそれぞれ細かく分けているのですけれども、特に猟友会の方からこれではやってられないといった話は聞いたことはございません。

委員長（中野和美君） よろしいでしょうか。今統計資料ではなくて、単価をお尋ねになりたいのですよね。パトロールに出た場合幾らとか、捕獲したときは幾らとか、そういう単価を聞きたいと思いますので。

（何事か声あり）

委員長（中野和美君） 取りあえず、小野澤委員、何か。

6番（小野澤健一君） いや、いいよ。私は、要は、報酬なので、報酬の単価ってあるわけではないか。例えばパトロール1時間したら幾らだとか、今言ったように捕獲をしたら1人につき1万円、では3人で捕獲したら3万円もらえるかという話もあるし、そんないろんながあるので、その報酬表みたいな一覧表はあるのでしょうか。だから、それを出すのと、ほかの市町村と遜色ないということであれば、どこどこの町はこうだとか、そういう比較ができる資料を出してもらえればいいと思うのですけれども、資料をお願いしたいと思うのですが、委員長。

委員長（中野和美君） そういうことで資料請求を産業振興課にお願いしてよろしいでしょうか、皆さん。産業振興課も資料を出せそうですか。

産業振興課長（近藤拓哉君） すみませんでした。では、これから下へ戻って資料のほ

うを取ってまいりますので、すぐ用意いたします。

委員長（中野和美君）　すぐ用意するとなると暫時休憩ですか。そのまま進めていきますね、質疑のほうを。

2点目お願いいたします。

産業振興課長（近藤拓哉君）　すみませんでした。2点目、林業費の部分で今回の竹林整備事業の部分です。私のほうとしては、お答えできる部分として、200万円の補助、これはあくまでも竹林整備を部分になりますので、こちらの部分に関しては会場の部分、竹林整備、放置竹林の整備ということで申請いただいておりますので、面積が2,000坪、約6,500平米ということでこちらのほう聞いておりますので、こちらの部分の整備が進んだというふうに考えています。ただ、ちょっと本数というそこまでは押さえていないので、申し訳ございません。あと、イベント全体での総括ということになってくると、あくまでもこれは実施主体である実行委員会がございしますので、そちらのほうの考え方ということになるのかなと思いますので、我々はいくまでもその200万円が竹林整備に充てられたかどうかといった部分の質疑になるかと思いますが、そういたしますと今回の部分きちんと竹林整備に充てられたのだというふうな認識になるのかなというふうに思います。

以上です。

6番（小野澤健一君）　では、有害鳥獣の件は今やっているということで。

2つ目の竹林整備、今のような言い方だと町が例えばあるイベントに出資をするとか、ある会社に出資をするとか、こういったのを出資して終わりではなくて、その出資先がどうなっているかって、そこを検証しなければ駄目だと思うのです。確かに竹あかりをやれば、それなりの竹を使って伐採とか、そういうのは当然のことながら我々もイメージはできるけれども、町がイメージしているもの、今回イベントに乗ったような形で町はしたわけですから、その乗かってやるのが悪いとは言わないけれども、町がイメージをしていた竹林整備がちゃんと進んだのかどうか、こういうことを言っているわけ。ただ、竹を何本切ったとあって、本来そういうのが分かれば一番いいのだろうけれども、そんなの分からないだろうし、切ったもの、竹を切って使ったもの、その使ったものが今どうなっているのか。普通竹林整備ということになれば、竹を切って、それを本来焼却とか、あるいは碎いて何とかするとかということで処分をしていかなければ駄目なのだけれども、そういったもろもろの状況を、町がそのイベントにかけた思い、それから町がこうしてもらいたかった、あるいはこうあるべきだったというのがちゃんと成し遂げられた

かどうかというのはよく分からない、これを見ても。

だから、イベントが成功しているかどうかとも全く無関係ではないと思う。確かにこれは商工会の青年部だったかが主体でやったわけだから、それについてああだ、こうだと言う必要はないけれども、そのイベントに乗かってやってくれということで町が依頼をしたわけだから、それについての総括はやっぱりしっかりとやらしてもらわなければならない。200万円には色はついていないから、それがどういう使われ方をしたのかというのはなかなか分かりづらいけれども、例えば収支の状況であるとか、そういったものを含めて、町としてはこうこう、こういうふうに判断をしたのだとかという、そういう根拠をやっぱり示してもらわないと。200万円を出して、以上、終わりというわけにはいかないと思うのです。そういうことを言っているの、課長が言っている意味は分かる。それは、あなたが言っている、そうだよ。何かイメージ的にも何となく私も分かるけれども、ただやっぱり具体性が欠けるわけです。200万円というお金を出して、それについての検証をしていかなければならない、決算委員会なわけですから。そういうことを踏まえて、先ほど申し上げたように総括質疑にするというのはそういうことで、その辺調べられるだけのものを調べて我々に示してもらいたい、こういう意味で言っているの、よろしいでしょうか。これについて。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの小野澤委員の質疑の部分になります。確かに全体を見なければならぬ、当然町も出しているわけですからという部分、これは当然のことかと思えます。一方で、先ほど申し上げたように、全体という部分になってくると、こちらとしてもなかなか答えづらいのかなというふうなところもございますので。我々としては、客観的な見方なのかどうかですが、イベントとしては来場された方、前年から見てもさらに多くの方が来られたと、令和4年に対して令和5年はというお話も聞いておりますし、また一方で町内の経済的な波及効果等、そういった部分は、ではどうなのかという部分だったり、実際の例えば終わった後の竹の処分の関係だとか、そういった部分も含めて全部を把握していない状況ではありますので、全てお答え今ここでできるかと言われたら、すみません、できないのが状況でございます。

6 番（小野澤健一君） 例えば経済効果だとか、何人来たとかって、それはイベントの内容なので、それは分からなくても私はいいと思うのだけれども、私が言いたいのは竹林整備というこの項目で町は進めてきて、竹林の利用向上が図られたってどういう意味だかよく分からないのだけれども、竹林の整備がちゃんとなされたかどうか

か、こういうことです。だから、イベントとは関係ないというなら、イベントが何人来たとか、いや、経済効果がどうのこうのとかって、そういうことを言っているのではなくて、それはイベントの実質的な内容であって、町はそのイベントに対して竹林整備というものである意味で目的というか、それが合致したから、そこに補助金を出したわけでしょう。だから、それがしっかりと竹林整備につながったかどうかという、そこをちゃんと実行主体の、例えば竹あかりイベントの収支報告を見るなりをする中で、我々が当初目標としていた状況は要は達成できたのだと、こういうふうな形で説明をしてもらえばいい。いいだろうか。

要は、かいつまんで町としてどうなのだとすることを正式に説明してもらいたいから、総括質疑にするよということで、課長が言っている意味は経済効果まで全部言われればそれはいい。全部言われればいいけれども、そこまで言えないでしょう。分からないと思う。だって、町はそのイベントを企画しているわけではないのだから。ただ、相乗りをしただけでしょう。だから、そういうところだけ言っているわけではないので、竹林整備がちゃんとなされたという、そういうものをできればエビデンスとか、そういったものをそろえて我々に示して、だから妥当性があったのだと、こういう言い方で説明をしてもらいたい、こういう意味なのであって、いいでしょうか。

産業振興課長（近藤拓哉君） ご質疑の趣旨は分かりました。竹林整備の部分はしっかりできたのかどうか、部分を示せよというお話かと思います。では、これ改めて、すみません、商工会なり、あるいは実行委員会なりに確認した上で答弁したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

6 番（小野澤健一君） 総括をするので、商工会に聞くかどうかは別にして。

産業振興課長（近藤拓哉君） はい、分かりました。承知しました。

委員長（中野和美君） 資料が届きましたので、説明をお願いいたします。

（何事か声あり）

委員長（中野和美君） では、配付をお願いいたします。

産業振興課長（近藤拓哉君） では、今ほど資料のほうをそれぞれ駆除あるいはわな設置等の場合の費用だとか、報酬だとか、あと近隣ではないのですけれども、各自治体のおおむねの金額の部分も今手元ございますので、改めて配付させていただいてもよろしいでしょうか。

委員長（中野和美君） はい、配付をお願いいたします。

産業振興課長（近藤拓哉君） では、今資料のほう 3 枚ほどになりますけれども、こち

らを配りますので、こちら、では今すぐ用意いたします。

委員長（中野和美君） お願いいたします。資料が届きますまで、議事を進めたいと思いますので。

12番（椿 一春君） 総括質疑でされるのですけれども、私もこれ当初予算のときからちょっと使い方がおかしいではないかというところで投げかけたのですけれども、やはり竹林を整備するのであれば、どこの地域を、大体事業前、事業後にこんなものがこんなふうになりましたとって実績報告します。そういった形で、この200万円を使ってどの地域でどれぐらいの面積を整備して、現状こんなふうになって、それがタケノコが出やすくなったのか、どういう目的で整備したのかというところもよく定めたかと思うので、その辺聞かせてください。

産業振興課長（近藤拓哉君） では、今ほどの椿委員のご質疑について、農林係長のほうから答弁いたします。

農林係長（長谷川 暁君） 産業振興課、長谷川です。よろしくお願いいたします。

まず、今ほど質疑の中で竹林の環境譲与税の使い方ということで一番最初にお話が合った部分については、予算委員会の中でもお話ししましたとおり、林野庁と総務省から出ているポジティブリストというものを参考にしながら取り組んだ取り組みとなっております。今回の整備の実績の関係ということで、面積、今回バンブーの会場になる竹林の整備をしたような形になりまして、面積については先ほど課長が言ったとおりです。ただ、その部分について整備前の写真、整備後の写真というのは実施機関からは求めているし、提出がないような状況になりますし、その後の竹林整備の目的としては、竹林を整備したその後のどうなったか、タケノコの成長がどうだったか、そういうことが主になるかと思うのですが、今回そういうところも検証をまだ行っていないというような状況であります。

以上です。

12番（椿 一春君） 整備した、伐採したところは、会場となるところだけを伐採したのですか。そのほかのところは何も伐採なく、ただ会場にするために使ったということでしょうか。

農林係長（長谷川 暁君） はい、椿委員の言われるとおりです。

（何事か声あり）

農林係長（長谷川 暁君） すみません。申し訳ありません。整備したところは、そのほかに東龍寺とか、そういうところの整備も行っております。すみませんでした。足りませんでした。

(何事か声あり)

委員長（中野和美君） 暫時休憩します。

午前 9時52分 休 憩

---

午前10時15分 再 開

委員長（中野和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の竹林等環境整備事業補助金について答弁をお願いします。

産業振興課長（近藤拓哉君） すみません。お時間をいただきまして、大変失礼いたしました。

まず、竹林整備の関係、椿委員の質疑の回答をお答えいたします。今回の竹のほうを実際に伐採、切った場所なのですけれども、当然メイン会場であります原ヶ崎、こちらは当然のことでございますし、それ以外に山田地内、下吉田地内のほうで伐採のほうを行っております。面積のほうは、先ほど説明の中で申し上げましたが、6,500平米、約2,000坪ということでこちらのほうを聞いてございます。また、本数のほう、先ほどお話の中でも出ておりましたけれども、こちらのほうにつきましてははっきりした本数のほうはこちらで聞いておりませんけれども、やはり作業の中ですので、なかなかはっきりつかみづらいのかなと思いますが、ちなみに今年された方に本数をお聞きすると大体500ぐらいではないかなというような話もあるのですが、それもぐらいではないかというぐらいですので、はっきりした数字はございません。あと、実際竹を切った後の竹の処理、会場はもう全部撤収する、あるいは当然作業をする途中にもいろいろ端材が出ますけれども、これらについては竹炭にしたり、あるいは会場内歩かれると分かるのですけれども、会場内にチップにして、こちらのほうを足元の部分のクッション材としてまいていただいたり、あるいはこの事業に関係されている農家の方へ土壌改良材ということで試験的に入れてもらえないかということで、こちらのほうを活用していただいているというふうに聞いてございます。

竹林伐採に関しては以上でございます。

12番（椿 一春君） 対象とする面積ですとか実績が分かりましたのですけれども、これ補助金として名目が出ているので、やっぱり町としては補助事業として実態をつかんでいくようにしていただければと思います。

以上です。

委員長（中野和美君） そうしましたら、休憩前に資料請求いたしました鳥獣捕獲等報

酬支払いに関する内規、こちらのほうの説明をお願いいたします。

産業振興課長（近藤拓哉君） それでは、引き続きまして、今ほど皆様のお手元に配らせていただきましたA4のこちら資料2枚になります。まず、内規というものと、あと各市町村の参考ということで出させてもらっています。それでは、お手元ご用意いただきましたら、申し訳ありません、では農林係長のほうからご説明のほうをさせますので、よろしくお願いいたします。

農林係長（長谷川 暁君） それでは、私のほうから有害鳥獣に係る報酬に係る説明をいたします。

お配りしました内規の裏面を御覧いただければと思います。裏面の別表ということで、報償金の金額がございます。まず、駆除に係る部分について、1日につき1万円、対象者としては銃器により駆除した有資格者とあります。ここに銃器とありますが、今田上町の場合ですと銃器のほかには捕獲わなを使って駆除も行っております。わなにかかって、それを駆除する場合もこの中に含まれるものでございます。1日につき1万円になりますが、準備された方それぞれに1万円ずつのお支払いとさせていただきます。

また、2段目、わなの設置ということで1日につき1万円、わなを設置した有資格者とありますが、わなを設置する場合はわな免許の資格が必要になりますので、その免許をお持ちの方については1日につき1万円、また設置に係る補助ということで、例えばわなの移動に係る部分とか、設置のお手伝いをした方については1日につきお一人3,000円ずつをお支払いしているという形です。また、撤去につきましては1日につき3,000円、あと日々行っているパトロールの関係ですが、3時間未満のパトロールにつきましては1日2,500円、あと3時間を超えるパトロールについては5,000円をお支払いしております。また、一番下の米印にありますが、同日に複数の活動を行った場合は単価の高いほうをお支払いするというような形でさせていただきます。

続きまして、2ページ、A4の横になります。報酬の関係をする段階でほかの市町村にこれを聞き取りをした内容となっております。自治体名については、申し訳ありませんが、今伏せさせていただきますが、全部で7市町村から電話で聞いております。内容としましては、市から2つ、町から4つ、村から1つ、計7市町村から電話にて聞いた内容を表にしてまとめてあるものでございます。

説明は以上です。

委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

説明の中で質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長（中野和美君） 質疑がないようですので、次に進みます。

13番（池井 豊君） 最初に言っておきますけれども、総括質疑にしたいと思います。

というのは、産業振興課だけで答えられない質疑をしたいと思います。

今回有害鳥獣の関連した予算というか、執行した決算金額を見ると合計で200万円を超えるような勢いの、百九十何万円だけ計算できるのだけれども、多分ほかの部分もあると思うので、200万円ぐらいだと思うのですけれども、大きなお金になってきました。私が令和5年度を見ると、住民から猿等が出たらすぐに産業振興課の課員がその現場に行って、追い払い活動やパトロールをしてくるというような状況を見かけています。そうすると、半日ぐらい課員2人ぐらいは帰ってこなくて、なかなか本来業務ができないような状況にあるのではないかと考えています。これだけ出沒の件数が多く出くると、例えば小中学生の通学路、通学時間帯のパトロールというようなケースがあったり、一般住民の安全を確保するためのパトロールであったり、農業被害を軽減するための行動ではなくて、多岐にわたるパトロールというか、ことが起きていると思っています。ですから、私はこの有害鳥獣の部分は産業振興課だけではなくて、安全対策では総務課、通学路の確保は教育委員会というほかの課にまたがってやるべきだと私は思っています。そういう時期に来たのではないかなと思っています。産業振興課だけが背負い込んで、課員が足りないというような状況が続くような状況をつくるべきではないと思っていますが、産業振興課の課長としての考え方を聞かせてもらいたいと思います。これは、町長にも同じようなことを聞きたいと思っていますので、取り計らいをよろしくお願いします。

それから、もう一点、記念樹の贈呈なのですけれども。令和5年度たった4本、令和5年度の出生数は30人なのですけれども、たった4本。その前の年もだんだん少なくなってきたという状況を見ると、これは記念樹が欲しくないのではなくて、記念樹をもらったところで植える場所がないということが往々にして考えられますので、税の公平性からいって、この記念樹を渡すだけではなくて、鉢植えにして渡すとか、そういう配慮が必要な時期に、この事業を残すならば配慮が必要なのではないかなと思っています。鉢植えにするか、または事業見直しがそろそろ過渡期に来ているのではないかなと思っていますが、いかがお考えかを質疑します。

2点お願いします。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの池井委員の質疑にお答えいたします。

実情を申し上げますと委員がおっしゃるとおりで、課員2人あるいは3人、4人というふうに出ます。そういたしますと、ほぼ日中業務ができないで、そのまま夕方以降に事務的な部分の仕事のほうに入るという形になるので、どうしても恒常的に遅くなるということが非常に多くなっております。そういった部分では、今ほどご提案いただいた、例えば総務課、あるいは教育委員会、あるいはほかの課も含めてかもしれませんが、全庁的に取り組んでいくというような方向性でいけると私たちとしては大変にありがたいと申しますか、ぜひお願いしたいというふうに考えます。

あと、もう一点、記念樹の関係です。記念樹の関係につきましては、根拠となるもとの条例がございまして、こちらのほうとの整合性もあるのですが、実際今委員がおっしゃったように受け取る方が減ってきているという状況を踏まえますと、やはり何らかの手を入れていく必要があるというふうに感じておりますので、この辺は条例の部分とも見合わせながら、また他市町村の状況等も見ながら、こちらのほうの検討のほうを加えたいと思います。

以上です。

14番（高橋秀昌君） 私のほうは、主要施策の成果の説明書の37ページの農林水産業費の中の農業振興費のところで伺いたいのですが、ここで有害鳥獣対策ということで伺いたいのですが、私これを農業振興政策の枠の中に入れること自体に疑問を持っているのです。なぜかという、確かに猿や熊やイノシシは果樹や野菜等を食するために来るのだが、しかしそれをもって農業振興費に入れていくというのはちょっと不合理ではないかと考えているのです。ただし、国の補助ということになると、そこに入れねば駄目だったら理屈としては分かるが、補助金もらうために、補助金を導入するためにそこに入れざるを得ないというなら分からないでもないが、ここに入れておくと産業振興課の責任になるのです。今ほかの委員から、町長も町全体としても各課も含めてなどという発言があったけれども、私は1つはまずこの言わば農業振興費として捉えることをやめて、仮に農業費の中に入れなければならないなら、有害鳥獣という目であってもいいけれども、できれば、款、項でもあってもいいが、そこはやっぱり別につくるべきだと。つまりコロナと同じように別につくる。そうすることによって、今の進行している状況をきちっと大きく捉えていく、これができると思うのです。そこを所管をどうするかという点は、それぞれの分野で考えればいいというふうに思う。このことについて、私は総括質疑はやりませんが、ぜひ課長からこの提案を総務課、副町長等に必ず伝えてもらいたい。こ

れの答弁をお願いします。私の言っているの分かる。理解できる。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの高橋委員のご質疑にお答えいたします。

今回決算書の部分、農業振興費、その他事業ということで、こちら有害鳥獣関係が入っております。令和6年度の予算の段階からは、その他事業というのは分かりづらい、あるいは有害鳥獣という言葉はなかなか見えづらいという部分もあるので、こちら事業名を変えまして、有害鳥獣対策事業に名前を変えたのですけれども、ただいかにせん農業振興のこの中に入っているべきかどうかといった、そこまでは実は話はしておりませんので、この辺の部分、もしほかの款項目に移せるようであれば、その辺の部分は副町長なり、総務課長のほうに話をして、財政のほうもあろうかと思しますので、その辺は検討願うように話します。

以上です。

14番（高橋秀昌君） 繰り返しますが、これは彼らの食べ物は農産物であるけれども、被害は実際には必ず住民に及ぶことになるわけです。こういう視点から見ると、款項目とかふさわしいところをきちっとつくっていかないと。なぜこのことを強調するかというと、そこにきちっと位置づけるということはどういうことかといえば、しっかりと予算をつけざるを得ないのだということだろう。率直に言うと、片手間に予算をつけて、いわゆる後追的に予算をつけていくようなやり方では、私はこの害獣を追いやることは不可能だと思うのです。大体現在でも、出てくれば職員が現場へ行くのでしょうか。私そんなことをしていても、実際には現場に行けばもういないのだから、私が前に提案したように、パトロールの人を雇う。各集落単位でも、あるいは全体でもそれは構わないが、一定の報酬を出して、そして毎日のようにパトロールをするという仕組みをつくっていく。必ず報告書を頂く。そういう人は、猟銃を持っていれば一番いいのだけれども、持っていない人でも発見できれば直ちに携帯で連絡することできるでしょう。あなた方のところに連絡できれば、あなた方が受け取ったら直ちに猟友会に連絡して、そこへ行ってもらえることができるでしょう。極めて有効なやり方なのだ。

それと、もう一つはパトロールするということは、単にいたか、いないかを見るだけではなくて、拡声機持って行って、いたら怒りつける、脅かす。これは、猿にも、イノシシはどうも駄目らしいですが、猿と熊には一定の効果があるのだそうです。ここのところをやるという、そういう戦略を立てる必要がある。あなた方は戦略を持たないから、総務課長に説得力を持たないのです。説得力がなければ総務課長はお金を出さないでしょう。戦術をしっかりと持って、こうやりたいのだと、だ

から1,000万円くれと。うんなんか言うわけないわね、1,000万円くれと言ったって。そういう考えでいかなければ、この対策は取れないでしょう。相手は言葉が分からないのだから、脅すか殺すかしか方法はないとすれば、ある程度人の力を借りるしかないでしょう。あなた方が業務中に電話があったから現場へ駆けつけて、そんなことしても間に合うわけがないので、そこを抜本的に対策、戦略を練る、そして必要なお金はちゃんともらって予算化する。とにかく追い出すことにどれだけ力を入れられるか。田上の場合、条件があると思われるのは、私は素人だけれども、阿賀町のように奥山がすぐ控えているところではないのだ、ここは。里山なのです。もちろん加茂の奥山ともつながっているし、もしかすると旧村松町から熊や猿が横断歩道を渡って来ているかもしれないけれども、いずれにしてもここは里山なので、奥山と直につながっている場所は極めて短いので、私は努力すれば追い払うことができるのではないかという希望を持っているのです。そういう戦略、戦術を持ってやるべきだと思うのですが、この点答えてくれればいいはそのとおりです。答えるだろうから、このことを総務課長や副町長や町長にしっかりと伝えて、課としての方針としても確認させる必要があると思うのですが、これお答え願います。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの高橋委員の質疑にお答えいたします。

まず、しっかり予算をつける、あるいはその部分についての姿勢だと思うのですが、こちらの部分しっかりと話はしていけるように、こちらのほう、理論のほうをちゃんとつくっていききたいというふうに考えますし。また一例だと、具体例だと思うのですが、パトロールの人を雇用するといった部分、仕組みづくり、つくってはいかがというようなご提案だと思います。こちらにつきましては、こちらでも今検討しておりまして、国の事業にもあるかもしれませんが、仕組みづくりに向けて今検討のほうをしているところでございます。また、戦略、戦術についてですけれども、こちらは確かに何回かお話いただいておりますが、なかなかちょっとつくりづらい部分もありますが、田上町、ほかの市町村でいえば、例えば加茂市、三条市のような奥手の部分ではなくて、割と平地、里地の部分が民家に隣接しているという特異な部分がありますが、こちらの部分、逆にその部分をきちんと押さえた上で、こういった方法でいかにということで内部でまずまとめ上げて、副町長あるいは町長なりに話を持っていき、また財政のほうにも話のほうをしていきたいと思えます。

以上です。

14番（高橋秀昌君） この件では、ぜひ頑張ってもらいたい。それで、私は知識しか

い。つまり阿賀町に行ったときに学び、学者が来たときに話は聞いていないのだけれども、ほぼあの学者が言っていることと同じ本が出版されている。そういうものについて学んだ。だから、大きく構えて具体化していくことが必要だと感じたのです。そういう視点からですので、ぜひこの点では頑張ってもらいたいということを強く求めている。

次に、その下の水田農業構造改革対策事業費のところ、ちょっとこれ不可解なのだが、この表でまず水田農業構造改革対策と水稻作付目標面積というのは、これはいわゆる減反を除く主食の米の生産目標を指しているのではないかと思うのだが、どうですか。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの質疑にお答えいたします。

委員のおっしゃるとおりです。

14番（高橋秀昌君） その隣の稲作作付面積というのは、左側の主食用米生産面積目標に対して、実際に田上町の農家が作付した面積を示すのがこの数字だと見るべきだと思っているのですが、これで間違いないですか。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの委員の質疑ですが、そのとおりでございます。

14番（高橋秀昌君） そうすると、この右側の達成率のパーセントが不可解なのです。令和5年は101.58%でしょう。つまりこういう捉え方はおかしいのではないかと。国が示した主食用米の米を作るべき目標面積がこの面積に対して、実際に田上町が作付した面積が513.9ヘクタールだとすると、実は101.58%ではなくて、国が示した目標面積を達成していないのだから、98.45%と記するのがこの表の正しい書き方ではないですか。これを逆に書いているとしか思えないのです。例えば令和元年、目標面積が549.3ヘクタールなのに、実際には農家の皆さんがそれ以上の面積を作付しているわけです。そうすると、目標面積に対して99.56%ではなくて、104.38%の生産を行ったと見るべきではないのか。ここがどうもあなた方が書いていることの意味が分からないのですが、いかがですか。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの37ページ、一番下段の部分になります。この表の見方の部分について、では詳細の部分、担当係長のほうがご説明申し上げます。

農林係長（長谷川 暁君） 今ほどの部分について説明いたします。

まず、産業振興課としましては、目標の達成かどうかというものについては、国とか県から示された数字を下回った場合、要は目標の数字よりも主食用米の作付実績が下回った場合達成というような形で見えています。あくまでも目標よりも米の主食用米の作付が増えると。要は民間の在庫量とか増えて、結局米余りというような

状況になりますので、あくまでも目標よりも実績が下回る、これが達成というような形で見ています。要は、米余りが解消できるような方向が達成というような形で見ておりますので、目標よりも2番目の水稻作付面積が左側の目標面積を下回った場合目標達成ということで、今回ですと101.58%というように示させていただいたような形です。

14番（高橋秀昌君） 分かりました。ということは、いかに米の作付をさせないかという視点で産業振興課は見ているよということ。それは、過去、大昔なら、10年、20年前だったら理解できるのです。米が余って、余ってしょうがないから、だから産業振興課としても国が示した減反目標面積にどれだけ達成してくれるかという視点で見ますというのは分かる。今、日本中で大体600万俵の主食米しか生産させないものだから、今日米が足りない、足りないといって大騒ぎしているわけ。私は、ここも見ていくと、これまでのようにいかに計画目標面積よりも少なく米を生産することのほうがいいのだという見方を変える必要があると思うのです。何で変える必要があるかということなのですが、令和5年のときに生産目標面積というのは、本当は生産力があるにもかかわらず抑えているわけです、約40%ぐらい。にもかかわらず、米の生産面積、実際の主食米の生産面積がそれより下回っているということはどういうことなのかと見る必要があるのだ。あなた方は、100%以上達成してくれたからよかったと見るが、私はそういう見方ではなくて、今日農業者の後継者がいなくて農業をやめる人たちがどんどん増えていく中で、この先田上町も生産目標よりも減るということは、土地は十分ありながら、それを担うだけの人たちがいなくなってきたのではないかと私は見たのです。これ今までと違った、あなた方と違った視点で物を見ていくことというのは、田上町の農業が危機的状態であるということもあなた方も認識しているのです。それで、田上町の農業の特徴は米を軸とした複合経営だということも認識している。その視点からすると、米さえも生産できないということになったら本当に危機が出てきて、大変な事態になるのではないかというふうに見るべきではないかと思うのだが、いかがですか。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの高橋委員の質疑にお答えいたします。

今回ちょうど米の端境期、あるいは去年の高温渇水の状況から非常に米が不足して、今まだ十分市場に行き渡っていないという状況です。この見方はそれぞれあるようなのですけれども、私個人的にはもしかするとこれが恒常化するのではないかなというふうな考えを持っています。言い換えると、今までのいわゆる4割転作とさえいいのでしょうか、転作をずっと皆さんにお願いしてきたところがあるので

すけれども、この部分を、国が今回基本法も変わっておりますけれども、町の農業政策自体も見直す必要があるのではないかなというふうに感じています。その辺具体的な部分をではどうしていくかとなってくると、また関係機関であれば農協だったり、あるいは再生協議会等とまた協議が必要かと思っておりますけれども、町農業の一つの大きな転機にかかっているのではないかなというふうに今のところ私は考えております。

以上です。

14番（高橋秀昌君） これは、私の特殊な考え方というよりも、今の日本、田上町も含めてなのですが、置かれている農業の状態が、これは令和5年というのはたまたま大凶作とは言わないけれども、米の生産量も減ったし、それから等級も落ちたという、これだけなら済むけれども、実際には大きく危機が訪れている可能性があるという点で物を見ていく必要があるのではないかなということで、物の見方、捉え方について一旦指南させてもらいました。もちろん同じ考えに私は立つべきだと思うが、あなたたちが立たないというなら、それはそれでしょうがない話だから、今後また議論していくことなのですが、そういう点で物を見ていくことを求めていると思います。

次に伺います。次のページを御覧になってください。一番上に水田農業構造改革対策事業費となって、園芸作物等振興支援金、これが69万円でした。たしかこれは、当初予算のときに、令和5年の当初予算だと思うのだが、議会と町長と大いに激しい議論が行われ、200万円を畑作に回して、稲作支援を減らすみたいなのがあって大いに議論したところで、200万円を予算化したけれども、実際には69万円しか使えなかった。この達成率が何と34.5%なのです。つまり申請がなかったということなのです。これをあなた方はどう捉えているかをお伺いしますが、いかがですか。

産業振興課長（近藤拓哉君） 当初見立てしたときは、田上のタケノコを生産する方も含めて、なるべく幅広に捉えたいという部分で、あとベースとなった数字といたしましては、当時の農業センサスの中で田上の販売農家の方、そちらのほうをベースとした中で、今回令和6年度当初予算で、令和5年度も200万円ということで計上させていただきました。一方で、実際に申請のほうが出てきた件数は、こちらのほうもご案内のほうをさせていただいてはいるのですけれども、なかなか上がってこなかったということで、その辺をまたこれから秋、今年度分の皆さんへのご案内のほう、これから準備をするのですけれども、今までの1万円という形でいいのかどうかも含めて、少し考えないといけないのかなというところは今考えているところ

ではございます。

14番（高橋秀昌君）　ここでは、その他の成果では、園芸作物の生産、出荷販売を行う農業者に対する支援により園芸作物振興が図られたと、こう書いてあるのです。私は、この評価は間違っているなと思っているのです。図るために頑張ったけれども、達成ができなかったというふうに見るべきではないかと思っている。それでは園芸作物を作っている人みんな知っているでしょう。どういうふうに言っているか、あなたたち聞いている。どう聞いている。

産業振興課長（近藤拓哉君）　私の感度が悪いからですが、直接評価等についてはお聞きしておりません。

14番（高橋秀昌君）　1万円ではなという率直な声です。申請しなければならないだろう、たしか。申請しなくても、生産している農家をつかんで送る場合と違って、申請しなければならないから、小忙しいのに1万円ばかり欲しいといってというのが率直な声でした。もちろんこれは大勢の意見を聞いたのではない。ごくごく少ない人の意見を聞いた中ではそうだった。また、こういう人もいました。申請したと。もらわないよりいいと。つまりこれを成功させるには、200万円あって、実際の役場が見込んだ生産者の数と実際が合わないという面もあります。百何人だか見ていたと思うのだ。だから、そうするとこうやって見ると34.5%だから、もしかするとそんなに大勢いないかもしれないわけ。だから、そこら辺は新年度予算でも200万円つけたとすれば、やっぱりもっと積極的に農家の声を聞いて、場合によってはこの要綱を変えて、1万円ではなくて2万円にして、そうすれば町長が提案した200万円の達成率が上がるわけでしょう。200万円がふさわしいかどうかは別としても、それなりの意気込みというものを数字で出していく必要があると思うのです。そういう面では、そういう努力はやるべきだと。このまま唯々諾々といって、今令和5年の審査ですが、来年度もあまり変わらなかったということのないように努力することを強く求めたいのですが、いかがですか。

産業振興課長（近藤拓哉君）　今ほど委員の質疑、ご提案の部分になりますけれども、今回数字は思ったほど伸びませんでした。これに対して、今年、先ほど申し上げたように、またご案内するのはするのですけれども、まず周知はやはりいま一つ、一段としなければいけないというところがありますし、あと内容についても場合によれば町長、副町長等と諮った中で単価、今1万円になっておりますけれども、この辺の部分の見直し、その分を改めて皆様にお諮りするなりして、こちらのほうをまた見直しを含めて考えていきたいと思えます。

以上です。

14番（高橋秀昌君） ぜひそういう努力をしていただきたいと思います。

それで、私は率直な提案、2万円なんかけちなこと言わないで、3万円出します、そうして足らなかつたら補正で何とか議会を納得させる、そのぐらいの腹があっても。農家の人たちが困っているのは、資材がものすごく上がっているわけだ。種代だってどんどん、どんどん上がっているわけでしょう、畑作やっている人たちは。肥料だってもう上がっているわけでしょう。3万円やったから、その一定の経費部分をカバーできる状態ではないの。でも、これは町として畑作の努力に対して気持ち支援しますということだから、3万円になると、では申請してみようかという人たちが恐らく出やすくなると思うのです。ぜひそのことを町長以下、副町長と総務課長に言って、けちけちしているなと言って。そんなことは言えないか。ぜひそういう努力をしてもらいたいと思います。いかがですか。

産業振興課長（近藤拓哉君） どこまで強く言えるかですけれども、もともとこの制度をつくるときに、たしか農業をされている方の畑作を支援するというのは初めての町として事業であると。この1万円の根拠については、正直まさに、今気持ちという言葉が出ましたけれども、農業者の方に対する町としての気持ちを表したものだというふうに、たしかつくったときに何か議論の中でお聞きした記憶がございます。そうした中で、金額はさっき2万円ではなくて3万円という話もありましたけれども、この辺今こういったお話出ているということもきちんと町長のほうに伝えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

14番（高橋秀昌君） これは、農業者全体ではなくて、長が言っている、園芸作物について、軸足を園芸作物のほうに向けてもらいたいという長の願いから生まれたことなので、議会の要請でつくられたことではないのです。それが30%しか申請ありませんでしたというわけにはいかないと思うの。やっぱりそういう面では、3万円とか4万円とかいう、それはあくまでも生産に対する直接支援というよりも、畑作を頑張っている人たちに対する奨励金的な、そういうものなのだから、応募しやすい状態をつくり出すということをぜひとも検討してもらいたいということで求めて、さっきの答弁で結構ですので、終わります。

委員長（中野和美君） ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） それでは、ほかに質疑がないようですので、私1つ質疑をさせていただきます。

主要施策の成果の説明書のほうで、38ページ、一番上のところ、生産目標数量推進助成金のところで、麦のところが令和元年度を最後にずっとマイナス棒になっているのですが、田上町では1軒だけ麦を作っている農家があったと思うのですが、もう麦を生産されていないのか、それともこれから可能性はあるのか、それとも田上町には麦生産が向いていないのか、いろいろ原因はあると思うのですが、その辺ちょっと説明いただけますか。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの委員長の質疑にお答えいたします。

令和元年までは一応1ヘクタールあったのですが、今はございません。お聞きすると、なかなか作るのが大変だったり、あるいは収量が上がってこないという部分もありますので、麦のほうをやめた。その後今取り組んでいらっしゃる方はいらっしゃるということで、こちらのほう、今数字のほう皆減というふうになっております。

以上です。

委員長（中野和美君） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） ないようであれば、次へ進みます。

7款商工費お願いします。

産業振興課長（近藤拓哉君） それでは、引き続きまして7款のほうへ移ります。決算書のほうは130ページ、131ページ、主要施策のほうは、説明書のほうは隣のページ、39ページのほうを御覧ください。まず、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費になります。こちらにつきましては、当初予算額2,759万4,000円、補正予算で減額で79万7,000円、人事異動による増減でございます。予算の計といたしましては2,679万7,000円でした。それに対しまして、支出のほうは2,664万4,748円です。商工総務費につきましては、主な内容といたしましては、職員4名分の人件費となります。備考欄のほうを御覧いただきますと、こちら職員の人件費等になりますので、説明のほうは経常経費ですので、割愛させていただければと思います。

その下になります。2目商工業振興費になります。こちらのほう当初予算額が1億3,688万2,000円です。それに対しまして、補正予算といたしまして減額の1,365万5,000円です。こちらの主な内容ですが、工場設置奨励金で313万4,000円、起業創業支援金で150万円、商品券事業で902万1,000円で、合計で1,365万5,000円。工場設置奨励金で313万4,000円、起業創業で150万円、商品券事業で902万1,000円のそれぞれ減額でございました。予算の最終的な金額といたしましては1億2,322万

7,000円です。それに対しまして、支出済額のほうは1億2,146万4,905円でした。備考欄のほうを御覧ください。商工業振興事業となります。こちらに関しましては、各種団体への負担金、また貸付金が主なものとなりますし、それ以外に、次のページにわたるのですけれども、プレミアム付き商品券事業といった形になります。

内容といたしまして若干ご説明いたしますと、131ページですけれども、真ん中下、商工業振興事業ですけれども、この中でいきますと不用額の部分が176万円ほど出ておりますけれども、この176万2,095円、こちらの大半を占めるのが信用保証料です。信用保証料の残のほうは122万1,057円ということで、こちらのほうが大半を占めてございます。

その下のほうになりますけれども、その中で工場設置奨励金ですけれども、こちらのほうが、先ほど私減額したと申し上げましたが、昨年までは2社ございましたが、令和5年度は1社になりまして286万5,600円、固定資産税相当額を奨励金としてお返しのほうをしてございます。

1つ飛ばして、起業創業支援事業補助金です。当初予算は300万円でしたが、先ほど150万円減額で、執行額150万円です。こちらのほうは、成果の説明書にも記載ございますけれども、町内で起業する事業者に支援を行ったということで、起業創業支援事業ということで2社、2件ということで支援のほうを行ってございます。

その下になりますけれども、販路開拓の支援事業ということで98万1,000円。こちら5社、5件ということで支援のほうをしてございます。

その下、貸付金につきましては例年並みになりますし、あと説明書のほうにも貸付けの状況について記載ございます。記載させていただいておりますけれども、令和5年度の貸付けの金額、新たな新規事項と申せばいいのでしょうか、新規の部分ではございませんでした。右のほうに貸付けの状況がございまして、ほとんどが産業育成資金ということで、産育と呼んでいますけれども、こちらのほうに集約されてくるような状況ですし、あとだんだん減ってきているような状況です。

ページのほうは、132、133ページになります。一番上のほうになりますけれども、ダイヤモンドのところでプレミアム付き商品券事業ということで999万9,478円を執行させていただきました。こちら説明書の欄の39ページの一番下のほうに概要を端的にまとめてございますけれども、内容といたしましては、7,000円相当分を5,000円で買える、販売しております。なお、こちらの引換券の配布の方法につきましては「きずな」への印刷という形を取っておりまして、従前ですと郵送が多かったというふうに記憶してございますけれども、今回はこちらのほうは「きずな」

への刷り込みという形で入れさせていただいております。あと、内容につきましては、販売数や期間等につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。

では、その続きに移ります。3目になります。3目観光費になります。132ページ、133ページです。観光費につきましては、当初予算額が7,775万4,000円です。それに対しまして、補正予算額で1,109万円の減額をさせていただいております。こちらの主な減額の内容になりますけれども、地域おこし協力隊が当初3名で見込んでおったのですけれども、人の出入りがあった関係で、3名隊員いたのですけれども、通算すると約2名分というふうに捉えていただければと思いますので、ちょうどその部分が減額ということで、委託料730万円の減額という形になっています。それ以外にも光熱水費、観光関係の施設等があるのですけれども、光熱水費で約290万円の減額をしておりますので、そういたしますと先ほど協力隊の委託料の部分の730万円、光熱水費の290万円を合わせますとほぼ減額の部分と合致しますので、そのように捉えていただければと思います。

では、引き続き備考欄のほうを御覧ください。備考欄のほうで、椿寿荘管理事業のほうをご説明いたします。椿寿荘管理事業につきましては、大きな動きはなかったところですが、今日お手元に配付した資料を御覧いただければと思います。各施設の入り込み数、こちら出ています。掲載させてもらいました。椿寿荘の年度別、月別ということで、平成29年度から、令和6年度はまだ途中ですが、令和5年度までなっています。今の入館者の状況をご報告いたしますが、令和5年度につきましては1万4,806人でした。新型コロナが始まる、感染症が拡大する前、大体1万人前後といったところが一つのラインだったのですけれども、新型コロナが広まった令和2年、令和3年とぐっと数を減らしてきたのですけれども、今1万4,000人ということで大分数のほうは戻っておりますし、あとその内訳の部分で一般というところとイベントという欄がございます。イベントという欄が、こちらのほうはほかのイベントも入っておりますが、9月、10月の部分が大変増していますけれども、こちらが竹あかりの部分の入り込みを指すというふうに捉えていただければと思います。そういたしますと、椿寿荘で去年仮に約1万5,000人入ったとすると、その約半分近い人数のところは竹あかりに来られた方だというふうにこの表からは見てとることができます。

引き続きまして、護摩堂事業です。護摩堂事業に関しましては、護摩堂山の管理に関する各種委託料、あるいは駐車場やあじさい園等で借地しておりますので、こ

こちらのほうの経常経費になります。こちらのほうの項目を御覧いただいても、多分去年までと変わりはないかなと思うのですが、こちらのほうは経常経費でございますので、説明のほうは割愛させていただければと思います。

続きまして、134、135ページです。引き続きまして、名前がちょっとややこしいのですが、護摩堂管理事業です。こちらに関しては、修繕や突発的な事故等があった場合にこちらに予算を盛るのですけれども、今回は大きな修繕等はなかったということで、こちらのほうも飛ばさせていただければと思います。

引き続きまして、観光事業です。観光事業を推進するための各種委託料負担金となります。こちらのほう職員の時間外の手当、あるいは消耗品等、あるいは下のほうずっと下がっていきますと、各団体への負担金あるいは補助金等になります。この中で、去年までなかったのがあるとすると、12節委託料のところで案内看板製作及び設置業務委託料22万円ということで、こちらのほうはYOU・遊ランドのほうに東京藝大の作品を設置した関係で案内板を作成して、現地のほうに設置しています。

あと、その下、14節工事請負費ですけれども、こちらのほう物置撤去工事ということで、見慣れない名前ですけれども、こちらは本田上、旧役場の隣、公民館の隣に小さい物置があったのですけれども、腐食が大分進んでいるということで、危険性もあるということでこちら撤去のほうをいたしました。14万8,500円になります。

ページのほうをめくっていただきまして、136、137ページです。観光商工事業ということで、こちらのほうは、これも臨時的にあった観光関係で必要な場合に上げるところなのですけれども、今回印刷製本費ということで74万4,700円。内容につきましては、総合パンフレットのほうの残が少なくなってきたということで、総合パンフレットの増し刷りのほうをさせていただきました。よく皆さんも御覧になるかもしれませんが、田上のいろんな観光情報を盛り込んだ冊子となっております。こちらのほうを増刷した関係です。

その下、YOU・遊ランドの管理事業になります。委託料、指定管理委託料がこちらの内容となりますが、こちらと同じように先ほどの入場者の表のほう、椿寿荘の裏面のほうを御覧ください。こちらにつきましては、YOU・遊ランド、こちら平成29年度から、令和6年度はまだ中途でございますが、令和5年度が出ています。内容を見ますと、入場者数のうち宿泊等がありますけれども、入場者数の中に外で遊ぶ方、うち宿泊等ということで、こちらのほうは実際に管理棟あるいはテントなどを使っている方の数になります。令和4年と令和5年を比較いたしますと、

令和4年のほうが、実際はお金をいただくのが宿泊等になるのですが、これまでコロナの中では293人、377人、437人ということで大体300から400人ぐらいのところを行ったり来たりしてはいるのですけれども、今1,002人ということで、コロナ前の数字に大分近づいてきました。ここら辺の部分は、恐らく今後収益の部分を改善していきたくと思いますけれども、ただやっぱりコロナの前には戻り切っていないというふうに、宿泊の部分もまだ、もう200人ぐらいたしか多かったような記憶がありますので、その辺もう少し伸びればと思っています。こちらの部分は、説明書のほうの40ページのところのちょうど中ほどのほうに欄がございます。管理棟の利用状況ということで、宿泊、日帰り、テントサイトということで、こちらのほうを入れさせてもらっています。先ほど申し上げた宿泊の部分、以前の数字を見ると700から800人ぐらいというときもあったので、コロナ前のときありましたので、そこまでまずは戻ってもらいたいというのがこちらの希望というか、考えてございます。

では、再び決算書のほうにお戻りください。決算書の137ページです。137ページで、今ほどのはYOU・遊ランド管理の事業となりますし、その下にYOU・遊ランドその他事業ということでこちらございます。こちらも経常的なものではなくて、何か突発的なものがあつた場合にこちらのほうを計上させていただいております。まず、額はそんなに大きくはないのですけれども、内容といたしましては、1つはYOU・遊ランドに置いてある車の車検に係る費用、こちらのほうを上げさせてもらったのと。あと金額で申し上げますと、10節需用費で修繕料として83万1,589円とあります。この内容のうち大半、半分以上を占めるのが、駐車場が陥没いたしましたして、その陥没したところを直す部分ということで49万5,000円支出してございます。駐車場の場所を申し上げますと、YOU・遊ランドの中ではなくて北のところ、野球場との間に上がっていくと右手のほうに砂利敷の駐車場があるのですが、そのところがたしか10メートル四方ぐらいなののですけれども、50センチまでなかったと思うのですが、そのぐらいどすんと落ちた形になっていて、見ると中に水みちができておりまして、そこを埋めるといった形で修繕のほうをさせていただきしました。

続きまして、梅林の関係になりますけれども、公園の管理事業になります。こちらにつきましては、経常経費でございますので、説明のほうは省略させていただければと思います。

続きまして、協力隊の活動事業になります。こちらにつきましても、先ほど減額

の説明をいたしましたけれども、当初3人見込んだところが3人フルにずっといなかったということで減額して、こちら執行のほうをさせてもらったといったような形になっております。なお、最初に来てくれた隊員の方は令和5年9月で退任されておりますし、2人目に来られた方が今年で令和5年は在籍、今3人目で入られた方は昨年の8月から農業分野でやっているといったような形になります。

次が道の駅たがみの管理事業です。こちらにつきましては、その名のとおり道の駅たがみに関する経費等になります。項目のほうはいろいろあるのですが、こちらに関しましては特段変わった項目等は大きくはございませんので、光熱水費の動きが変動があったというのだけご承知いただければと思います。こちらも同じように来られている方の利用者の数ということで、道の駅たがみの直売所及び飲食コーナーの年度別の月別利用者数です。POSシステムと言われる、レジを通過した方というふうに捉えていただければですが、こちらは令和2年の途中からになりますけれども、令和3年、令和4年、令和5年、令和6年とあります。令和5年度につきましては23万5,000人、その前は22万人、18万7,000人ということで、こちらのほう右肩上がりで来られる方が増えてきているというふうに見てとることができます。

引き続きになります。湯っ多里館の関係になります。湯っ多里館管理事業になりますけれども、こちらのほうも今の入り込みの部分をご覧いただければと思います。ちょっとページが逆になっているかもしれませんが、ごまどう湯っ多里館の年度別の入館者の比較です。湯っ多里館に関しましては、こちらもやはり新型コロナの影響で令和2年度にぐっと数字が下がっています。7万5,000人まで下がっています。14万人台から半分まで下がったのですが、去年というか、令和5年度の段階で12万3,000人まで盛り返してきているといったような状況になります。この状況自体は、ほかの施設、県が発表している入り込み数というのもありますけれども、比較的湯っ多里館は健闘しておりまして、回復のスピードが割と早めなのかなというふうに見てございます。それから、詳細、中身をご説明いたします。湯っ多里館管理事業につきましては、全部で9,009万4,000円、補正のほうは34万1,000円の減額です。こちらに関しましては、工事等による請差の部分があたりしましたので、その部分の調整等もあります。予算のほうは8,975万3,000円、支出のほうは8,815万1,692円ということになります。その中での湯っ多里館管理事業になりますけれども、こちらに関しては経常経費の部分が大半になりますので、こちらのほうの説明は割愛させていただきます。

最後になります。湯っ多里館管理その他事業です。こちらでも臨時的な経費になりますけれども、4,277万9,000円です。こちらについては、工事のほうは2件ございました。まず1件が空調設備の更新工事、もう一件が温泉の浚渫工事です。空調設備に関しましては、湯っ多里館、大広間等を含めまして本館の部分に全部で4台、4系統の空調があるのですけれども、そのうちの2系統を令和5年度で更新し、令和6年で残り2系統を更新で、全部で4系統を更新するといった形になっています。あと、温泉の浚渫工事ですけれども、こちらのほうは秋の時期行って、浚渫の方も工事は無事終えてございます。

内容のほうは以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

質疑のある方。

13番（池井 豊君） ちょっと1点だけ状況を聞かせてください。湯っ多里館なのですが、指定管理に出しているクオリティーサービスの社長が亡くなられて、息子が事業継承をして、新しい社長に替わったと思うのですけれども、この事業継承がうまくいって、会社は同じ会社なので、うまくいっているかどうかというところの確認と。これ私今年初めて見たような気がするのですが、主要施策の成果のところ湯っ多里館のところに提携企業等の入館者が4,949人というふうになっているのですけれども、こういう提携企業にチケットを売るというか、そういうことをいつからやっていて、これはどんな感じだったのか。新しい経営者になってからなのかというところなのか。前もあったような気もするけれども、いつからだったかなみたいな感じで、その辺の詳細をちょっと聞かせてください。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの池井委員の質疑にお答えいたします。

いわゆる代替わりがした中でのお話かと思いますが、社長自身もこの業務、ずっと前社長と一緒にやっておりましたし、また以前からの従業員、特に管理人の方ですけれども、その管理人の方は変わらず、ずっとされている方が今2人いらっしゃいますので、日常的な業務に関してはしっかり行えておりますし、経営等のその辺の部分、帳簿等は今の社長と前社長と一緒にやっておりましたので、その辺の部分は引継ぎ等はうまくいっているのかなというふうに思います。

提携企業の部分なのですけれども、恐らく前から記載はあったのかなと思うのですが、こちらの内容につきましては各企業とかにたしか販売を自主的にされている部分だというふうに聞いたことがあるのですけれども、すみません、具体的な数字は持ち合わせていないので、申し訳ありませんが、前から数字はあったと思います。

以上でございます。

13番（池井 豊君） 代替わりして、若い社長になったので、ぜひ若い発想で、新しい発想で事業展開をするように指導していただきたいと思いますし、指定管理者にまたなってくると思うのですけれども、ぜひ若い発想で頑張るように指導していただきたいと思います。

以上です。

8 番（渡邊勝衛君） 私から2点お願いします。

まず、133ページ、椿寿荘の関係です。仮設トイレ借上料ということで28万500円ほど上がっておりますけれども、この仮設トイレは何個で、期間的にはどのようなになっているのか。

あと、141ページ、ごまどう温泉浚渫工事でございますけれども、これは当然昨年やっていただいたわけでございますけれども、浚渫前の湯量と浚渫直後の湯量と現在の湯量、この3点お願いしたいと思います。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの渡邊委員のご質問にお答えいたします。

まず、仮設トイレですけれども、椿寿荘のほう、こちら個数は全部で3基。あと、期間のほうは11月、椿寿荘に一番お客様が来られるのは11月だというふうに、団体の方が帰られるのは大体見えますので、従前から11月に入れています。

あと、源泉の湯量のほうなのですけれども、こちらのほうで今把握、手持ちの資料なのですけれども、確認いたしますと、実際に浚渫する前の状況ですが、温泉も波があるもので、変動するのですけれども、去年の夏、8月の段階で大体毎分70リッター前後まで落ちました。その後浚渫を行って、今度冬になる、2月なののですけれども、2月に計測した際、これは平均でいくと大体250から260リッターぐらいまで回復いたしました。それで、今の直近なののですけれども、大体今毎分180リッターまで少しずつ下がってきておりますので、どこかの段階でまたそういった浚渫のことを考えなければいけないようなことがありますけれども、今のところは特に旅館あるいは湯っ多里館から湯量が減り過ぎて困っているという、そういう話は一切ございません。

以上です。

8 番（渡邊勝衛君） まず、椿寿荘の洋式トイレの関係でございますけれども、あそこは2年前ぐらいに洋式トイレが入ると聞いたかと思うのだけれども、それに関して椿寿荘の管理組合のほうからはトイレ新しくつけてくださいという話は来ているのか。

あとは、ごまどう温泉の湯量の関係でございます。私が前に聞いたときには、400リッターって言った、400ぐらいは欲しいのだと言われておりましたけれども、それから考えるとやはり180リッターというのは非常に1分間の量としては少ないということになっているのですけれども、やはり井戸を掘り直すというような状況も考えているのか聞かせてください。

産業振興課長（近藤拓哉君） まず、今ほどの渡邊委員のご質問2点ですけれども。椿寿荘のトイレの要望なのですが、大分以前に別棟を造ってという話もあったのですけれども、今はそこまでお客様は来ていないという部分もございますので、直接の部分、館長等を通じてトイレの増設ということではお話をいただいております。

あと、もう一点です。湯量のほうですけれども、以前は確かに大体400リッター前後たしか出ておりました。それは、さっき私申し上げたように、200リッターを切ってきているということなのですから、こちらのほう維持管理はどのようにしていくかという部分はちょっと頭が痛い部分ではあるのですが、今の量、180リッターで足りないというわけではないので、これで何とかなるべく、詰まる方向にいくのですが、詰まらないように、湯っ多里館なり旅館のほうが使わないとどうしても詰まりますので、そうならないようにと思っています。あと、もう一度井戸を掘るということになってくると大分大きな事業になります。当然詳細な見積もり等はもらっておりませんが、井戸をもう一回今のと同じような形で掘ったらどのぐらいかかりますかということでお聞きしてはいるのですけれども、大体1億5,000万円ぐらいかかるというふうに聞いています。一方で、こういった浚渫の工事の頻度がだんだん上がってくると、結果的にはどちらかというような話も多分出てくると思いますので、この辺どこかでご議論あるいは内部での話を踏まえてでもいいのですけれども、その辺考えていかなければいけない部分というふうに捉えています。

以上です。

8番（渡邊勝衛君） それでは、ごまどう温泉の湯量の関係はしばらく浚渫というような状態で工事をやっていくということで理解していいですか。

以上です。

11番（今井幸代君） 成果の説明書40ページをお願いします。まず、1点目がYOU・遊ランドの維持管理ということで、きらめきのほうに管理委託をお願いしているわけですけれども、日常の管理業務として施設の点検もそうでしょうし、清掃業務も入っているはずだと思うのです。そういった中で、ログハウスのほうの清掃なので

すが、令和5年の3月に少しお邪魔をしたことがありまして、その際に、見えるところはきれいなのですけれども、というのも例えばあまり厨房のところに置いてある折り畳み式のテーブルとか、ああいったものもクモの巣が張っているような、ほこりにまみれているような状態であったり、座布団もカビていたりとか、そんな状態だったりするのです。そういったものは、日々の管理業務の中に含まれていて、そういった状態が放置されているというのは、管理上やはり指摘せざるを得ないなというふうに思いました。見えるところをさっときつと掃除をされているのだと思うのですけれども、お部屋の中の物が置いてあって、物を移動させないと、テーブルを少し動かしてお掃除しなければいけないような場所だと、もう虫の死骸がたくさん落ちていたりとか、そういったものって、やっぱり利用する方はそうって物を出したりするわけですから、そういったものでそういったものが出てくると、ちょっとここどうなっているのというふうに、利用者の方の満足度というところを考えれば、もう少しその辺りの指導は町としてする必要があるだろうと思いますし、定期的にちょっと町のほうもYOU・遊ランドへ行ったときにそういった部分をきちんと清掃管理がなされているとか確認をしていただきたいなというふうに思います。

あわせて、調理器具等も基本的には利用した方がきちんと原状復帰していただくということなのですけれども、管理人の方が日常的にきちんときれいになっているとか、そういった日々のルーティンワークとして何をどこまでやるというところがきちんと決められていて、それが履行されているのかというところに少し疑問が残る状況がありましたので、町としてもその辺りの指導をしっかりしていただく必要はあるだろうと思いますが、その辺りの町の今関わり方といいたいでしょうか、そういったところがどのようになっているのか確認させていただきたいと思います。

2点目が、地域おこし協力隊に関してです。間もなく任期を迎える隊員もおりますけれども、来られた隊員それぞれ一生懸命今活動していただいている、実際山口隊員が間もなく任期が切れようとするわけなのですが、彼は情報発信等をメインに活動していただいている、観光協会のインスタグラム等は彼が担当して、彼自身も地域おこし協力隊としてアカウントを持って発信していますけれども、非常によくつくられていて、フォロワーも結構増えてきている中だと思います。こういった例えば観光協会の、では任期が終わりますといったその先どのように考えているのか。情報発信等、今は地域おこし協力隊という形の中でやっていただいていますけれども、その任期が切れた先というのはどのような対応になっていくのか、その辺

り考え方を聞かせていただきたいなというふうに思います。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの今井委員の質疑にお答えいたします。

YOU・遊ランドについては、我々のほうも不定期なのですけれども、館内のほうには行くようにはしてはいるのですけれども、すみません、ちょっと我々の目も行き届かず、不快な思いをさせて申し訳ございませんでした。この辺の部分、先ほど管理人の部分も含めてですけれども、改めて会社、きらめきになるのですけれども、管理会社のほうへきちんとかういう今ご指摘いただいたといった部分を踏まえて、いま一度会社としてどのようにしてくれるのかといった部分は、苦情と言ったら変ですけれども、お話のほうはしたいというふうに思います。

もう一点の地域おこし協力隊の部分になります。山口隊員については、11月でたしか隊員になったと思うのですけれども、それでその後についてはご本人いろいろな事業を組み合わせながらやっていくというようなお話は聞いてはいるのですけれども、その中で観光協会の部分については、今も実際観光協会の業務というか、情報発信の部分を担当いただいておりますので、どういった部分をお願いできるか、またこれからになると思うのですけれども、観光協会のほうの仕事の部分もぜひお願いしたいというふうには考えています。

以上です。

11番（今井幸代君） YOU・遊ランドの件に関しては、しっかりと指定管理者のほうに話をして、対応していただきたいなというふうに思います。

指定管理者のほうに話をする際にもう一点お願いしたいのですけれども、例えばあそこに宿泊される方って、やっぱりそこで炊事をするわけです。どういった調理器具があるのかとかが分かったほうがありがたいと思うのです。なので、備品とか、どういった設備があるのかとかは、もう少し詳しくホームページ等で紹介していただいたほうがより親切だと思いますし、写真が大分古くなっているので、そういった差し替え等もぜひすべきではというふうに思いますので、よろしく願いいたします。そういったことで対応してくださいということで、特段答弁は大丈夫です。

地域おこし協力隊に関してなのですけれども、今現在、令和5年度を含め、地域おこし協力隊としてお手伝いしていただけていた部分なのですけれども、今度からその任期が切れれば一般の形になるわけです。そういった中で、やっぱり業務をお願いしていくという形になれば、一定程度観光協会ですっきりと仕事としてお願いをしていくという形になるのではないかなというふうに思いますので、そうなってくると観光協会の事業になるので、町の予算等に上がってきませんか。補助金とし

ては、観光協会の事業等に補助を出しているわけですから、そういった部分でしっかりと今まで非常にクオリティーの高い仕事をしていただいていると思うので、その辺りの事業の継続ができるような形で町のサポートをしていただければなというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

6 番（小野澤健一君） 2つ質問いたします。

説明書の39ページです。39ページのところの上のほう、真ん中よりちょっと上ですけれども、起業創業支援事業補助金150万円、それからその下の販路開拓支援事業補助金、これは2事業所、それから5事業所とありますけれども、差し支えなければ業種を教えてくださいたいのが1つ。

それから、起業支援、創業支援については、お金を出して終わりなのか、その後もフォローしていくのか。私が銀行時代思い返すと、3年間ぐらいは大体赤字なのです。起業した場合、創業した場合。だから、その間にやめてしまうともったいないなという気もあるので、そのほか町ができない分商工会がフォローしているのかちょっと分かりませんが、その辺のフォロー体制がしっかりしているのかどうか、これ2つ目で聞かせてください。

それから、私がずっとこだわってきたこの39ページの一番下にあるプレミアム付き商品券事業についてです。まちづくり財政計画ではやるよと言っておきながら、残念ながら今年度はプレミアム商品券事業はやらないと、こういう結論に達したその状況の中で精査が必要なのだというような形で説明があったはずだ。まごまごしていると、来年度の今度予算編成のまた時期に差しかかってくるわけですが、このプレミアム商品券事業の総括というか、分析というのは進んでいるのかどうか。今詳細を教えてくださいとは言わない。しかるべきところでちゃんとした説明がなされるのだらうと思うのだけれども、その分析は着々と進んでいるのかどうか、これについてちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

以上です。

産業振興課長（近藤拓哉君） 大きく分けて2点でしょうか。まず、起業、創業の部分の業種、2社ということなのですから、こちらにつきましては1社が建築関係、もう一社が金属加工となります。これで都合2社になります。もう一つ、販路拡大ですが、こちらに関しましては飲食関係が1社、サービスが2社、1社は旅館観光とえばいいのでしょうか。観光業です。もう一つも、スポーツ娯楽とえばいいのでしょうか。ちょっとすみません。産業分類持ってこなかったの。申し

訳ありません。あと、もう2つが製造関係になろうかと思います。

その後の会社へのフォロー等になりますけれども、起業、創業につきましては令和4年度から始めています。ただ、決算期等の関係もございますので、今確定申告の書類等をもらって、それを見た段階で我々のほう、あるいは商工会のほうと一緒に業績のほうだとか、その辺工夫が必要であれば助言のほうをしていきたいというふうに考えておりますので、これももともと要綱等にも掲げておったのですが、3年間程度はそちらのほうで精査をさせていただきたいということで、補助を出す際をお願いをしております。という形でフォローのほうを考えてございます。あと商品券事業につきましては、委員の非常に思いのある部分であるかと思いますが、こちらについては今現在、今回の応援券事業に合わせまして、アンケート調査のほうもいたしまして、それらを踏まえた上で、今まで総括あるいは今後に向けての部分で今資料収集のほうをしている段階でございます。

以上です。

6 番（小野澤健一君） では、プレミアム商品券のほうはしっかりと総括をまずしてください。

それから、起業支援、創業支援、それから販路開拓、これについては起業あるいは創業支援を3年間精査をやるということなので、やっぱり金を出したら口を出すというのは必要だろうと思うのだ。せっかく起業をしたいという人で志を高く持って一生懸命やるけれども、なかなか商売はそんなに甘いものではないはずなのです。だから、そういったものについては町がいろんなことは言えないけれども、商工会とタイアップして、いわゆる商工の専門家なのだから、そういうところからアドバイスをもらいながら、せっかく創業するのだから成功してもらいたい。ちまちまとして終わりではなくて、それは例えばいずれ上場企業になるとか、そういった芽というか、初め上場企業だってみんな小さいのだから、日立なんて町工場からスタートしたわけだから、そういうふうな企業を本来は育てていく、そういう俎上の中でやってもらいたいので、決して産業振興課が全面的に相談に乗れとか、そんなことを私は言っているつもりはないので、その辺をしっかりとフォローしてもらいたい。

販路拡大についても、いろいろ分かれています。これについても、お金を出した以上、ちゃんとその成果があったのか、なかったのか、それは今の段階では精査できないかもしれないけれども、各企業が決算期を迎えた中でちゃんとその効果が現れたのかどうなのか。現れないのであれば、やったかいが果たしてあったのか、あるいはやり方が悪かったのかという、そういう具体的な総括をしてもらいたい。さ

っきの竹林整備の話ではないけれども、物事をやったら、いや、何となくよかったです、何となく駄目でしたではなくて、具体的にどうなのだというものをしっかりと説明をする義務が説明員の中であると。我々だってそれに基づいて、そのお金の執行は妥当性があったか、なかったかという、そこまで突き詰めていくわけですから、金額の大きいものばかりではなくて、こういう小さいものについてもしっかりと説明をすべきだし、資料があるなら出すべきだしというふうに思っていますので、その辺の答弁は求めませんけれども、やるべきものをしっかりとやってもらいたいという形です。

以上です。

委員長（中野和美君） 答弁はよろしいですか。

6 番（小野澤健一君） いいです。

11 番（今井幸代君） 関連してなのですけれども、販路開拓支援事業補助金ということで、令和 5 年度始めて 5 事業所ということで、予算額に達したら打切りという形で、町内事業所の方から利用したかったというふうな声も多数聞いております。この辺り、これから頑張っていこうとしている企業を背中を押すといいでしょうか、後押ししていくということは大事なことだろうと思いますので、この辺りの予算組みの予算の持ち方のありようとかはもう少し検討する必要があるのでは、予算いったらもう終わりとかではなくて、補正予算等も含めて検討する必要があるのではないかなというふうに思っています。今後の課題として捉えていただきたいと思います。

その中で、そもそもこれを当初始めたときの説明では、製造業の皆さん等に見本市の出展等もぜひ頑張っていっていただきたいというような話があったと思います。実際に見本市等に既に出展しておられる方、事業所も町内では数社ありますけれども、多くの製造業の皆さんが基本的には部品等を作っておられている方たちばかりなので、ただ自分たちが何を見本市に出展すればいいかなんて思いも持っていないというような事業所が多い気がします。実際に県央エリア、燕とか三条とかはそういった小さな町工場の皆さん、製造業の皆さんが持っている技術自体を見本市に出展していたりするのです。見本市の出展のノウハウだったり、そういったものを行政のほうからも、講習会ではないですけれども、後押ししていたというふうなことも聞きました。町として製造業の皆さん方へ技術等を用いた販路拡大を支援していくということであれば、そういった見本市等にまだ出展をしたことがない方たちへの研修、こういった形で見本市というふうなところに参加していけばいいのか

とか、先駆者の方から話を聞くのも一つかとは思いますが、そういったサポートもやはりあってしかるべきだったのではないかなというふうに感じているのですけれども、その辺りの町としての捉え方はどのようになっているかお聞かせいただきたいなというふうに思います。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの今井委員のご質疑にお答えいたします。

今回の起業、創業あるいは販路拡大等の事業、初めて行った事業です。初めてでするので、これをずっと続いていくわけではなくて、しかるべきタイミングでまた見直し等も必要かというふうに考えています。今ほど今井委員からお話があった部分、予算の持ち方についてもまた今後検討の課題部分となります。また広い意味での部分になろうかと思いますが、事前にどういったことが見本市を指すのか、あるいは内容だとか、そういったことをまず皆さんにお知らせするといった活動も必要ではないかということだというふうに捉えましたが、ちょっと違いましたか。例えばなのですけれども、商工会だったり、新潟版の産業創造機構が行っている事業で講師派遣だったりとか、そういった事業もございます。そういった事業を例えば夕方、夜時間を取っていただいて、希望がある方ぜひ来てくださいということで、できれば我々では無理なので、その辺は商工会の指導で事前に見本市とは何ぞやといったような話をしながら、ちょっと広い意味になりますけれども、販路拡大につながるような内容で講演会等をできればなというふうには思っております。

以上でございます。

委員長（中野和美君） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） では、私のほうから。137ページのYOU・遊ランドのところなのですけれども、1つ、あと梅林公園で1つございます。

1つ目、YOU・遊ランドの上のほうにあります子どもたちが遊ぶ遊び場なのですが、ちょうどこの前見させていただいたときに大勢人が来てくださっていました。家族連れ大勢いらしてくださっていました。ただ、おなかの大きいお母さんがいらっしゃって、座るところがないのだよねってちょっと苦しそうにしていらっしゃるのを見て、私も周りを見てみたのですが、子どもたちが遊ぶところには一切、ベンチとか休めるところがなかったのです。あの辺坂になっていて不安定なところもあり、妊娠されていると下のほうに座るにはきついだろうなというふうに思うところもありましたので、遊具の点検等のときにでもそういうところもちょっと、優先座席ではないけれども、何かつくっていただいたらいいのかなというふうに考えまし

た。産業振興課の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

あと、もう一つ、梅林公園のちょうど中腹地点に小屋が置いてあって、前からずっと気になってはいたので、産業振興課にもお話ししたことがあるのですが、小屋がちゃんと片づいていて、しまっていればいいのですけれども、中のほうまではだけたような形になっていて、この数か月見ていないので、その後どうなったのかお聞かせください。

産業振興課長（近藤拓哉君） では、今の質疑、委員長の2点でしょうか、ご質疑の部分です。YOU・遊ランドの椅子の件につきましては、この後また指定管理者と話を、先ほどのを含めてお話しするというふうに申し上げました。指定管理者にその辺の部分の配慮等も含めて、お話のほうを伝えていきたいと思います。

あと、梅林公園の中心というふうなお話だったのですけれども。場所が分からないのですが、梅林公園の上に町道というか、舗装された道があって、そこから3本下りてくる道があるのですけれども、その砂利道沿いの公園のことでしょうか。

（何事か声あり）

産業振興課長（近藤拓哉君） 恐らくそれは、個人の方が持っていらっしゃる部分になるので、私たちのほうからこうだ、ああだというのはなかなか言いづらいかなという気はするのですけれども。公園内であればきれいにするというのは当然なのですけれども、どうしても民地の部分になりますので、その辺はなかなか難しいかなと思います。

委員長（中野和美君） ただ、車を降りて通路を通っていくところに必ず目に入る部分ですので、整備するように促していただきたいと思います。梅林公園のことです。

それでは、YOU・遊ランドのほうは、では指定管理と話し合っていて、よろしくお願いいたします。

以上、質疑がないようですので、7款を閉じたいと思います。

お昼休憩のため休憩とします。再開は午後1時15分からいたします。

午前 11時54分 休 憩

---

午後 1時15分 再 開

委員長（中野和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、地域整備課、土木費について説明お願いいたします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） お疲れさまです。地域整備課の宮嶋と申しますが、よろしくお願いいたします。それでは、地域整備課、8款土木費の関係の決算についてご説

明いたします。主な内容のものについてご説明申し上げますので、よろしく願います。主要施策の成果については42ページから48ページ、それから決算書のほうにつきましては140ページ、141ページのほうを御覧いただきたいと思います。

まず、8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費については、予算現額計の5,191万9,000円に対しまして、支出済額5,009万8,445円となりました。この主な内容につきましては、備考欄のほうを御覧いただきたいと思います。道路橋梁総務事業であります。こちらは人件費と、次のページに移りますが、経常経費となつてございますので、説明のほうは割愛させていただきたいと思います。

続きまして、決算書の142、143ページのほうを御覧いただきたいと思います。2目道路維持費についてであります。予算現額計の1億4,033万8,000円に対しまして、支出済額が1億1,730万1,414円になりました。この主な内容につきましては、備考欄のほうを御覧いただきたいと思います。こちらはそれぞれの各地区区長の地区要望、それから地域整備課のほうで大きな道路、幹線道路とか整備の部分で計上のほうをさせていただいている科目となつてございます。

まず、道路維持総務事業の関係でございますが、こちらの決算額といたしましては1,314万3,008円となりました。主な内容を申し上げますと、12節委託料、道路維持管理業務委託としまして668万7,539円。こちらは、町道における草刈り業務や立ち木の剪定、伐採に関わる委託料というふうになってございます。

それから、その下の羽生田・横場線ほか2路線の除草作業委託といたしまして、こちらは土地改良区のほうに除草剤の散布について委託をさせていただいている内容となつてございます。

それから、続きまして次のページ、145ページのほうを御覧いただきたいと思います。具体的な工事の関係になりますが、まず側溝改良工事事業ということで、決算額として1,509万9,700円。こちらのほうは、14節工事請負費の部分で羽生田・本田上宮下線ほか8路線、合計9件となります。側溝の布設替え工事をさせていただきました。

それから、続きまして舗装補修工事事業といたしまして、決算額5,486万8,000円。こちらのほうは、本田上・横場線の下横場地内ほか6路線、工事の本数といたしましては8本の舗装の補修など、道路の維持管理工事に努めさせていただいた内容となつてございます。

それから、防護柵設置工事事業の関係であります。決算額として204万6,000円。この関係につきましては、上野・南1号線ほか2路線の合計3件のガードレールと

防護柵の工事のほうをさせていただきました。

次の区画線標示工事事業であります、決算額といたしましては68万7,500円。この内容といたしましては、保明・後藤線ほかの町内の路面標示に関わる区画線の工事のほうをさせていただきました。

それから、路肩保護工事事業ということで、決算額といたしまして41万2,500円。内容といたしましては、保明・後藤線の下横場地内、路肩の保護工事のほうをさせていただいた内容となっております。

続きまして、道路維持その他工事事業ということで、決算額として907万2,800円。ページはぐっていただきまして、147ページを御覧いただきたいと思います。その中で14節工事請負費のその他工事については、羽生田・本田上宮下線の道路改良工事ほか2か所で241万3,400円の道路維持に関わる工事のほうをさせていただきました。

それから次に、社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）の関係でございますが、こちらにつきましては決算額として1,533万9,500円となりました。その主な内容を申し上げますと、14節工事請負費の消雪パイプリフレッシュ工事として104メートル実施させていただきました。こちらについては、町道羽生田・寺前線の既存の消雪パイプのメインパイプの更新ということで、計画的に更新のほうをしていきたいという考えの中から、メイン消雪パイプの維持管理を行った内容となっております。

次に、道路メンテナンス事業の関係でございますが、こちらにつきましては決算額として506万1,100円となりました。その主な内容を申し上げますと、12節委託料、橋梁点検委託業務として506万1,100円。こちらは、町道の橋梁等の道路施設に関わる維持管理、それから修繕を計画的に実施するため、橋梁の長寿命化計画、修繕計画のほうを策定したものでございます。町内の橋梁につきましては179橋ございますが、おおむね5年間かけて全点検するといった計画策定をするものでございます。

それから、3目除雪対策費についてでございますが、予算現額計の1億334万3,000円に対し、支出済額が8,656万5,881円となりました。不用額としては1,677万7,119円となりましたが、この除雪費の関係につきましては、3月末までということで除雪業務を維持し、いつ雪が降るか分からないという部分で対応しなければならない。結果的に不用額となったものでございます。それから、令和5年度における除雪の出動回数についてであります、早朝における町道一斉除雪につきましては4回、それから車道部の部分はそうなのですが、歩道の関係につきましても4回、

早朝において出動しております。なお、総降雪量につきましては152センチでありました。

備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、除雪対策事業ということで決算額といたしまして7,096万8,202円となりました。主な内容につきましては、それぞれ除雪に係る経費を支出させていただいているところでございます。その中で、12節委託料の4,533万8,580円のうち除排雪委託料で3,824万4,508円の支出のほうをさせていただきました。

次に、除雪対策その他事業といたしまして、決算額として1,559万7,679円となりましたが、その主な内容といたしましては10節需用費、修繕料611万4,719円で、除雪機械の車両の車検や整備、点検、修理ということや、消雪パイプの修繕等に関わる費用のほうを支出させていただきました。

次のページになりますが、148ページ、149ページを御覧いただきたいと思います。17節備品購入費でございますが、こちらは4トン車の除雪ドーザーを935万円で購入させていただきました。このようなことで冬場の除雪関係につきましては、道路交通の確保を目指し、融雪施設の維持管理と機械除雪の確保に重点を置き、降雪時の生活道路の確保に努めていきたいというふうに思っております。

それから、続きまして4目道路新設改良費になりますが、予算現額計の5,143万5,000円に対しまして、支出済額が4,434万5,792円となりました。その主な内容につきましては、備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、ひし形の部分の2つ目となりますが、道路改良工事事業といたしまして、上野地内の上野・西1号線ほか4路線で1,755万7,100円により道路改良工事のほうをさせていただいた内容となっております。

それから、その下の舗装新設工事事業であります。上中村地内の上中村3号線ほか1路線で967万8,900円により舗装の新設工事のほうをさせていただいた内容となっております。

続きまして、その下の社会資本整備総合交付金（改良）の関係でございますが、こちら継続事業となりますが、後藤地内の石田・四ツ合・大正川3号線路肩拡幅工事をさせていただきました。金額といたしましては、1,648万7,900円の支出のほうをさせていただいた内容となっております。その主な内容の部分は、路肩の拡幅に伴い、道路舗装の新設、それから生活道路等の改善を図らせていただいたところでございます。なお、この事業の補助率につきましては52%となっております。

それから、次のページ、150ページ、151ページを御覧いただきたいと思います。

2 項 2 目河川改良費になりますが、予算現額計の3,825万2,000円に対して、支出済額が3,678万3,574円となりました。その主な内容につきましては、こちらにつきましては河川改良が主な内容となっており、その内容といたしましては河川に伴う委託や工事の部分、それから維持管理に伴う調整池整備、河川の法面復旧や浚渫のほうをさせていただいた内容となっております。

それで、備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、ひし形の 2 つ目の部分になりますが、河川改良工事事業ということで決算額といたしまして1,923万2,400円。こちらのほうは、14節の工事請負費で、上吉田地内の新田堀の排水対策事業といたしまして1,335万5,000円。それから町内の調整池の河川改良整備として2件の工事のほうをさせていただいた内容となっております。

次に、その下、河川改良法面復旧工事事業の関係でございますが、決算額といたしまして219万4,500円。この関係につきましては、清水沢地内における茗ヶ谷川において河川の法面復旧の工事のほうをさせていただいた内容となっております。

その下、河川改良浚渫工事事業の関係でございますが、決算額といたしましては14節の工事請負費942万3,700円。内容といたしましては、本田上地内の古屋敷排水路ほか7河川における河川の浚渫工事のほうをさせていただいた内容となっております。

次のページ、152、153ページのほうを御覧いただきたいと思います。河川改良その他事業ということで99万4,950円。14節の工事請負費としましては、こちらは清水沢地内における茗ヶ谷川1か所での93万5,000円の河川の補修工事のほうをさせていただいた内容となっており、小河川、水路等の維持管理補修工事ということで、災害の未然防止に努めさせていただいたという内容となっております。

それから、続きまして3項都市計画費、1目都市計画総務費になりますが、予算現額計の174万2,000円に対しまして、支出済額が171万6,981円となりました。この主な内容につきましては、備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、土地利用事業といたしまして171万6,981円。こちらは、事務費等の関係でございまして、経常経費になってございますので、説明のほうは割愛させていただきたいと思います。

それから次に、2目公園管理費になりますが、こちらは予算現額計の597万8,000円に対しまして、支出済額が557万7,833円となりました。この主な内容につきましては、公園管理の経費が主な内容であります。備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、公園管理事業として209万2,923円。その内容といたしましては維持管

理に伴う経費の関係で、経常経費となつてございますので、よろしくお願いします。

それから次に、公園その他事業ということで決算額として348万4,910円となりました。こちらの関係につきましては、10節需用費の修繕料225万2,910円の支出のほうをさせていただきました。内容としましては、修繕料として主に公園等の町内13か所の遊具の修繕、それから14節工事請負費で本田上と下横場、2か所において公園遊具設置工事のほうをさせていただいた内容となつてございます。

次に、3目の下水道対策費につきましては、予算額計の1億9,052万5,000円に対し、支出済額が同額の1億9,052万5,000円となりました。この関係につきましては、下水道対策事業といたしまして27節繰出金ということで下水道会計へ繰り出す繰出金になってございます。特別会計のときにご説明させていただきたいと思います。

次のページ、154、155ページを御覧いただきたいと思います。4項住宅費、1目住宅管理費につきましては、予算現額計の1,248万4,000円に対し、支出済額が861万8,046円となりました。主な内容につきましては、こちらにつきましては住宅管理事業ということでリフォーム補助、それからマイホーム取得支援の補助金の部分が主な内容となつてございます。

備考欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、18節負担金補助及び交付金、補助金額といたしまして852万3,000円の支出のほうをさせていただきました。内容につきましては、暮らし応援リフォーム補助金といたしまして437万3,000円、マイホーム取得支援補助金といたしまして415万円の支出をさせていただきました。リフォームの補助金に関係につきましては、町内施工業者を利用したリフォーム工事経費の一部を補助、それから需要の創出と定住化の推進、地域経済の活性化を図る目的で実施しており、実績としては令和5年度において40件の申請件数がございました。また、マイホーム取得支援補助金につきましては、17件の申請がありまして、住宅の取得費用の一部の補助をさせていただいた内容となつてございます。

8款土木費の関係につきましての説明は以上となります。よろしくお願いします。  
委員長（中野和美君） 土木費の説明が終わりました。

質疑のある方。

11番（今井幸代君） 成果の説明書42ページで、暮らし応援リフォーム補助金について  
お願いしたいと思います。

今回40件ということなのですけども、40件の申請で全体の工事費はどの程度になったのか。町として補助する金額は10万円、もしくは世帯に40歳未満がいると20万円でしたでしょうか。形になっているとは思うのですけれども、全体の工事費を教

えてください。

地域整備課長（宮嶋敏明君） リフォームの補助金の関係で、申請件数40件に対しましての総事業費であります、4,503万2,846円というふうな形で申請のほうは上がってきております。

11番（今井幸代君） 約10倍程度の事業費となって、非常に経済効果のある事業だというふうにも思っています。おおよそリフォーム補助、少し名前を形を変えながら何度かやっているわけですが、大体町のほうで執行した金額の10倍程度の事業費になっているというのが今まで見た中での状況なのかなというふうに思っています。そう考えると、やっぱりこれはすごくいい事業なので、こういったリフォーム補助は続けていく必要があるというふうに思うのと併せて、これが当初つくられたときの資材の値段しかり、工事費の価格しかり、相当変わってきている部分がありますので、この辺りの補助額の在り方というものもやっぱり検討する必要があるのだと思います。実際に町内の施工業者の方、リフォームに関係する事業者の方たちとお話をしていると、昔は10万円、20万円でも非常に大きなメリットを感じていただいて、受注に非常にスムーズにつながったというふうに聞いていますが、昨今10万円だとなかなかかつてほどスムーズな受注というところにつながってはいるのだけれども、金額の見え方としてはなかなか厳しいものになってきているというのが現実、実態のようです。ですので、今後こういった事業を町として続けていく、担当課として続けていく考えがあるのかと併せて、補助額の在り方、これもやっぱりもう少し増額をする必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） この事業に関連して、以前からこういった形の事業があったかと思われませんが、私もいろいろ話を聞いた中、施工業者、それから申請された町民の方、いろいろと話を聞きますが、なかなか人気商品というか、受けがいい部分を聞いてございます。そういった部分で、私どもといたしましては、令和7年度予算に向けてということになるのですが、今のところ継続というふうに進めていきたいとは思っているのですが、まだ予算要求等もございませんし、この辺今私の一存でお答えできることはちょっと難しい部分でございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

11番（今井幸代君） 当課としては、事業者としても町民の皆さんからも人気があるので、続けていきたいという考え方があるということですので、令和7年度の予算獲得に向けて、担当課としてぜひ努力をしていただきたいなというふうに思います。金額のほうも、40歳未満の方が世帯でおられる場合はプラス10万円、20万円まで補

助上限が上がりますけれども、これを町内の経済の刺激策として考えるのであれば、圧倒的にリフォームニーズが高いのは年配の方になります。そういったときに、この事業は非常に経済効果の高い事業になりますので、そういった部分も考えての事業設計をぜひ考えていただいて、予算獲得努力していただきたいと思います。特段、理解していただいたというふうに思いますので、答弁は結構です。

以上です。

議長（藤田直一君） 42ページ、今、今井委員から質疑がありましたその下の田上町マイホーム取得支援補助金、155ページ、415万円。この目的は移住者の促進と流出の抑制というふうに書いてありまして、17件あるということではありますが、もしデータを取ってあるならば、17名中何人移住者が来られたか。では、流出の抑制何人だったのか。データがもしあれば聞かせてください。

それと、もう一点が151ページ、委託料があります。才歩川水門、新大正川、調整池、桜づつみ、雨水幹線、雨水管渠。この委託料の業者、要は町内業者なのか、それとも町外業者であるのか。

それと、ここの委託料の下14節、工事請負費の調整池整備と12節の調整池除草委託料、これは恐らく内容が違うのだろうけれども、14節の調整池整備（町内）となっていますが、これ何か所町内にあって、町内業者がやっているのだと思いますが、その内訳、どういうことをやるのか教えていただきたいのですが。

地域整備課長（宮嶋敏明君） まず、マイホームの関係になります。マイホームの関係については、住宅取得費用の一部の補助ということで移住の推進、それから人口流出の抑制を図るという部分が目的の中で、町外から何人来たのだからという部分でございまして、申請件数17件のうち町外からは9件来ております。それから、そのほかは町内という形になってございます。差し引いた部分が。

次に、委託料の関係ですが、まず才歩川水門他操作業務とか新大正川樋門とかございまして。こちらは、近くの人の住民の方をお願いした中で、樋門操作をお願いするものでございます。調整池除草委託とか桜づつみ管理委託とかございまして、町内業者を主という形になってございます。あと、それから調整池整備工事の関係ではありますが、主に内容といたしましてはおのこの団地等あって調整池あるかと思うのですが、その調整池の浚渫のほうをさせていただいている内容となっております。よろしいでしょうか。

議長（藤田直一君） 151ページの才歩川水門と新大正川の水門、近くの住民の方に水門の調整をお願いしている。開け閉めということでしょうか。それをお願いしてい

るということですか、聞きたいのですが。この開け閉め、管理を民間の人に委託しているわけですが、心配するのは専門的知識があるのかないのか、そういうことはあんまり関係ないのでしょうか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 委託業務の部分、一級河川でございます。それで、国からの委託業務ということで地域住民の方をお願いしておりますし、開け閉めの部分については県から連絡が入った時点、町と連携を取った中で、私のほうが指示した中でという部分で、研修についても年1回やってございます、樋門操作の。よろしくをお願いします。

議長（藤田直一君） 次に、マイホーム取得支援補助金制度ですが、移住者の促進9件があったということは、9件が町外から当町に来て、移動してきたということですか。こういう効果があるのであれば、もっとこの制度を、どういう形で補助金の額を上げるのか分かりませんが、PRをした中で移住促進を図る政策の拡大は図る必要が毎年あるのではないのでしょうか。あわせて、流出の抑制もできるということでもありますから、その辺は効果があるのであれば、本当にもっと補助金額を増やしても私は今後やるべきだと思う。令和6年度、金額は幾らかは忘れましたけれども、休止ではないよね。令和6年度もやっていますよね。同じような金額だったよね。だから、こうやって効果があるのであれば、これはやったほうがいいです。ぜひ前向きに、呼んでくれれば私も行きますから。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 今ほどの藤田議長からのご質疑の部分でございますが、PR関係については年2回「きずな」、広報紙等によってPRのほうをさせていただいている状況でございます。それから、関連して住宅施策のほうで政策推進室とかいろんな部分でPR活動、パンフレットを作った中で話をさせていただいている内容となっております。先ほども令和7年度、今後の部分については私も前向きに進めていきたいと思っておりますので、先ほど今井委員に答弁したとおりの部分で、予算の部分はちょっとここでは申し上げることはできませんが、意気込みはございますので、よろしくお願いします。

議長（藤田直一君） 17件というのは、お金がないからもうあなた駄目なんて、18件目を断ったわけではないよね。たまたま17件で終わったということですか。もしこれが20件、30件になったときには補正を組むという考えは底部にはあるよね。心の底には持っていますか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 予算の受皿の部分については、それなりに令和4年度も、令和5年度も確保してございます。令和6年度も確保しております。ただ、申請さ

れるという部分に関わってくる事業の補助金でございます。なので、PRには努めていきたいと思っております。補正を取って云々という部分でございますが、たしか私も引き継いで聞いている分では、それだけ申請があればなのですが、予算の範囲内でさせてもらうというふうな形になっていると思いますので、よろしくお願いします。

議長（藤田直一君） では、範囲内ということは、予算がオーバーすれば打ち止めますよということ。そういう理解でいいですか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） その部分につきましては、補助金ですので、完成年度の部分で履行日等の兼ね合いで申請してもらうという部分もございますので、翌年度の予算という部分も考えられますので、その辺は柔軟に対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

4番（青野秀幸君） 成果の説明書なのですが、44ページ、工事の一覧があるのですが、そこの上から4番目の道維第6号の工事のところで、舗装工、上層路盤、M25、t100とあるのですが、その下段に上層路盤工、M40、t100とあります。ほかのほうを見ても、M25でt100なのですが、ここのところだけ同じt100なのですが、M40になっているのですけれども、これはどういう理由でなっているのでしょうか。これは、規格が違くと積算単価が変わってきますけれども。

それと、46ページの一番下のところなのですが、土工、路床（安定処理）工で、Aイコール0.0平米とあるのですが、ゼロなのに何で載っているのかなというのがちょっと意味がよく分からないのですが。あと表層工もtイコール0.0平米となっております。区画線もLイコール0.0メートルとなっているのですが、これは何か意味があるのでしょうか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） まず、44ページの下横場・東11号線舗装補修工事の事業の概要の部分で、ちょっと上段と下段で分かれる部分ですが、この表の見方といたしましては、上段が当初設計、それから下段が変更設計というような内容で見ただけならばというふうに思っています。

それから、46ページの石田・四ツ合・大正川3号線路肩拡幅工事の関係につきましても、当初は路床安定処理ということで25平米見ていたのですが、変更で落としただけというふうな形で見ただけならばと思います。

4番（青野秀幸君） では、44ページのところに関しましては、2段あるのは当初と変更ということで、M25であったのが変更でM40になりましたということですか。ほかみんなそういうことですか。例えば下から4番目の道維第12号ですと、上層路

盤M25でそのままなのですが、ほかのところは25なのですけれども、どうして変更のところだけ40になったのかがちょっと理解できないのですけれども。同じ厚さが100ミリなのですけれども。

地域整備課長（宮嶋敏明君） クラッシャーランの25ミリ、40ミリの違いの部分ですが、現場の状況を見た中で、監督員のほうで変更指示ということでさせていただいた内容となっております。

4 番（青野秀幸君） これは粒調碎石だと思うのですけれども、Mというのは、ほかが25が多くて、ここだけ40ということは、たしかM40のほうが積算価格安いと思うのですけれども、そうするとほかとの積算のバランスが取れないのではないかなと思うのですが、M40でいいのであれば、ほかのM25になっているところもM40にしたほうが、例えば積算単価が下がって経費が下がるのではないかなと思うのですけれども、その辺はどういう考えになっていますでしょうか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 積算単価の部分よりも、現場の状況で地盤の安定の部分とか、そういった部分で上層路盤の粒調のほうを選択させていただいた内容となっております。

4 番（青野秀幸君） では、そこだけ地盤がちょっとほかと違うということなの。

あと、一応確認ですが、交通誘導員が例えば45人／日となっているのですが、1日45人使ったという意味ではないですよ。多分これ全部で45人という意味だと思うのですけれども。随所に交通誘導員は使われているのですけれども。何人／日となっていて、例えば多いのですと1日75人というふうな表示があるのですが。

（何事か声あり）

4 番（青野秀幸君） 例えば47ページの一番上の交修第2号という工事のところ。事業概要のところ、当初も変更も75人／日となっていますが、1日75人使ったということではないと思うのですけれども、これはこういう書き方になっているのでしょうか。ルールとしてどうなっているのか分かりませんけれども。

地域整備課長（宮嶋敏明君） すみません。ここの部分につきましては、記載のほうの誤りがあったということで、1日75人は使って、全体でということでご理解のほうをお願いします。

13番（池井 豊君） 令和5年から会計年度任用職員で対応して、レンタカーではなくて、何か借りて事業をやったと思うのですけれども、これの出動件数とかは、活躍しているのは何となく分かるのだけれども、どのくらい出動して、どのくらいそういう応急処理をやっていたのか。どういうふうに効果的だったのかというのを聞か

せてもらいたいのと。それで予算書でいうところの147ページの上の修繕料の665万円のところに入っているのでしょうか。そこら辺だけ聞かせてください。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 令和5年度より道路管理員ということで、地域整備課のほうで職員を配置した中で、以前道路の陥没ですとかパンクの関係で大変ご迷惑をかけたという意味も含めまして、すぐ対応できるような形で地域整備課のほうとしまして考えた部分でございます。それで、事業効果という部分は、私自身迅速な対応という部分では、業者を介すわけでもなく、経費の部分も節減に努められているというふうに思っております。職員については、毎日いろんな草刈り業務ですとか、河川の雨が降る時期になれば水路回り、被害の防止対応ということでごみ取りですとか、それから道路のパトロール、維持管理に努めている状況であります。区長からいろんな要望、ここが悪いのでとか、いろんな話がございしますが、即町のほうとしましては対応できるような形で今進めている状況です。それで、1人だけではなくて、もう一人、会計年度任用職員になりますが、忙しいとき来てもらった中で作業を、1人ですとどうしても危ない部分もございしますので、対応しているような状況でございますので、よろしくお願いします。出勤は毎日です。毎日作業しております。

1 番（吉原亜紀子君） 地区要望って毎年いろいろ上がってくると思うのですけれども。直近でいいのですけれども、大体年間どれくらい要望が上がってきて、その年にどれくらい達成できるものなのか。順次直せるものは直しているのは重々分かっているのですけれども、中には何年も言っているけれども、なかなか直らないって言われているのも事実いるわけで、大小、規模ももちろんあるので、予算の取り方も非常に難しいと思うのですが、大体年間どれくらい要望が来て、どれくらい達成できるものなのかをお願いします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 今ほどの地区要望の関係でございしますが、令和5年度におきましては要望件数といたしまして287件、それに対しまして80件採択しております。それで、この部分だけではなくて、町といたしましては地区要望のほかに町としてこの河川を改修していかなければならない、この道路を直していかなければならないという部分を含めて、総合的に予算化しているところをご理解いただきたいと思います。それで、私も全部一応回って頭の中には入れているつもりですし、採択基準なり、それなりに優先順位を考慮した中で、今年はここへ行って、何か年事業でやってというような形で進めさせていただいている状況であります。率としましては、採択率としては27.9%という数字になってございます。よろしくお

願います。

1 番（吉原亜紀子君） 大体28%で、基準というものを、逆に依頼のあった地区要望の方に返答はできるものなのですか。要は、確かに気持ちは分かるのだけれども、こういう条件で今年は無理だとか、来年以降になりますというところまではお話しすることは現状難しいものなのですか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 地区要望、令和6年度部分については取りまとめ、ヒアリングのほうは既に終わってございます。これから返答という部分でございますが、返答については以前より区長に回答しております。こういう事情でできませんすとか、ここはやりますよというようなことで回答はしております。

以上です。

委員長（中野和美君） ほかに質疑はございませんか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） そうしましたら、8款土木費を終わります。

次に、下水道事業特別会計の説明をお願いいたします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 引き続き、地域整備課のほうから認定第2号 田上町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明させていただきたいと思います。主要施策の成果の説明資料につきましては、61ページからとなります。決算書のほうは、213ページからとなりますが、説明に当たり、最初に私のほうから令和5年度下水道事業における主な事業概要についてご説明いたします。

最初に、主要施策の成果説明資料の61ページのほうを御覧いただきたいと思います。ここに記載してありますとおり、下水道事業につきましては、既に田上処理区及び嶋・興野処理区の整備が完了しており、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目指し、加入率の向上と同時に下水道処理施設の適正な維持管理を図りました。主な事業といたしましては、処理場の改築更新実施設計業務委託を行いましたし、これは処理場施設の老朽化対策事業として、令和4年度から引き続きとなりますが、ストックマネジメント修繕改築計画に基づく改築更新実施設計業務委託を実施させていただきました。また、下水道法事業計画変更及び都市計画法事業認可変更申請の法手続のほうも行わせていただきました。この関係につきましては、新川排水区雨水調整池の追加等の関係により、令和4年度に実施した公共下水道全体計画の見直し内容を次期下水道変更事業設計に反映させるための法手続のほうを行わせていただいたところでございます。ほかに、令和6年4月より地方公営企業法を適用するに当たり継続事業となりますが、公営企業会計移行業務に取り組まさせてい

ただいたところでございます。なお、令和5年度につきましては、4月1日から公営企業会計移行に伴い、3月31日の打切り決算となるため、令和5年度精算につきましては特例的収支の未払い金で支払っていることから、決算書には記載されておりませんので、よろしくお願いいたします。

続きまして、恐れ入りますが、決算書のほう214、215ページをお願いいたします。下水道事業特別会計歳入歳出決算であります。歳入合計といたしまして収入済額として2億8,867万3,158円に対しまして、次のページになりますが、216、217ページ、歳出合計の支出済額が2億5,819万2,172円となりました。歳入歳出差引残額の3,048万986円については、地方公営企業法が適用されたことに伴い、下水道事業会計へ引継ぎいたしました。この引継ぎにより、未払い金については特例的支出を行い、また未収金については特例的収入として受け入れ、当面の事業運営に必要な運転資金とするものでございます。

令和5年度下水道事業における主な事業概要について、説明は以上となります。

続きまして、堀内参事より下水道事業特別会計決算の詳細の部分について説明いたしますので、説明を代わります。

地域整備課参事（堀内 誠君） お疲れさまです。地域整備課、堀内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今ほど課長より説明がありました歳入歳出差引額3,048万986円につきましては、令和6年4月より地方公営企業法を適用したことによりまして、新しい下水道事業会計へ引き継いでおるところでございます。本日皆様のほうに資料をお配りさせていただきました。そちらのほうをまずご説明をさせていただきたいと思っておりますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思います。右肩に令和6年9月17日、決算審査特別委員会、地域整備課というふうな形で書いてあります。その資料を御覧いただきたいと思います。

まず、資料ナンバー1でございます。こちらは、公営企業会計の移行のイメージ図ということで作成をさせていただきました。こちら下水道と集落排水特別会計事業の一番上の段が令和4年度、従来の特別会計でありますので、こちらの表を見ていただきたいのですけれども、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業を行いまして、出納整理期間が5月31日までというふうな形になります。この出納整理期間内の収入、支出を含めて、令和4年度の決算額としているところでございます。その下、令和5年度につきましては、地方公営企業法の適用が令和6年4月1日としておりますので、その前年度ということになりまして、令和5年4月1日

から令和6年3月31日までの事業活動を行い、その最終日、3月31日で打切り決算という形になります。通常ですと、この後出納整理期間があるのですが、そちらの出納整理期間がなくなりまして、年度末までで事業を行っていたものに対する収入、支出が令和5年度中でできなくなりまして、未収金、未払い金というのが発生をいたします。この未収金、未払い金につきましては、新しい下水道事業会計に引き継いだ現金で収入を受けまして、支出を行っているという状況でございます。まず、こういうイメージとなっていることをご理解願いたいと思っております。

そこで、資料ナンバー2のほうでございます。こちらが、未収金と未払い金の内容となっております。歳入のほうでは、下水道使用料のみとなっております。未収金が発生しているところです。3月の下水道使用料が3月25日に調定されまして、4月10日の納期限、口座振替で納めてもらうというふうな形になっておりますので、その分が未収金となっております。また、歳出につきましては、年度契約をしております支払いや毎月支払いのもの、例えば電気料であったり、郵便料等が未払い金というふうな形になっております。その一覧を作成しましたので、こちらのほう、また後ほど詳しく見ていただければと思っております。

そこで、一番下のところでありますけれども、こちら令和5年度の決算額の収入済額というふうな形で2億8,867万3,158円から支出済みの部分2億5,819万2,172円を差し引きました3,048万986円が新しい下水道事業会計へ引き継いだ金額となります。

そこで、ちょっと1点だけ訂正をさせていただきたいと思えます。この資料ナンバー2の表がありますが、表の下に書いてありますところでございます。ちょうど真ん中ら辺です。④の「令和5年度未収金を含む決済額」と書いてありますが、こちら「決算額」というふうな形で修正をお願いしたいと思えます。一番下でございます。こちら④のところ、「令和5年度未収金を含む決済額」と書いてありますけれども、「決算額」と訂正をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この一番下のところでございますが、こちら差引き3,048万986円が新たに引き継いだというふうな形になります。その下、矢印がありますけれども、未収金、未払い金を含む令和5年度の決算といたしましては、表の中の①、収入済額と③、未収金額を足したその分、④です。令和5年度未収金を含む決算額2億9,425万2,860円というふうな形になります。また、表中の②番、支出済額と⑤番、未払い金を足しました⑥番、令和5年度未払い金を含む決算額といたしまして2億8,243万

1,510円というふうな形になります。この④から⑥を差し引きますと、一番下になりますけれども、1,182万1,350円が実質的な引継ぎ金となり、この部分に関しまして新しい下水道事業会計のほうに運転資金として活用しているというような状況でございます。

それでは、資料のほうの説明は以上となります。

続きまして、決算書のほうで説明をさせていただきたいと思います。218ページ、219ページになります。あわせまして、主要施策の成果の説明書に関しましては61ページからになります。それでは、まず歳入の関係でございます。2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料に関しまして、予算現額といたしまして6,969万3,000円に対しまして、収入済額といたしまして現年度使用料、滞納繰越分を合わせまして6,695万2,502円となりました。1節現年度使用料に関しましては、収入済額といたしまして6,628万8,766円、2節滞納繰越分といたしまして66万3,736円となりました。

続きまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金であります。こちらのほう770万5,000円の受入れとなっております。これにつきましては、特環汚水のストックマネジメント修繕改築計画に基づいて、田上終末処理場の改築工事の実施設計、また污水管渠の点検調査に関する国庫補助金を受入れしているという形でございます。

続きまして、4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、1節一般会計繰入金の収入額といたしましては、1億9,052万5,000円を一般会計より繰り入れているものでございます。

続きまして、決算書の220ページ、221ページになります。こちら7款町債でございます。7款町債、1項町債、1目下水道事業債、1節下水道事業債であります。こちら特環の改築更新の実施設計の補助裏または単独事業費に関する起債920万円と、2節の公営企業会計企業債ということで710万円。こちらは、令和6年4月1日から地方公営企業法の適用のために行った事業に対する起債というふうな形になります。

続きまして、歳出でございます。決算書の222ページから223ページを御覧いただきたいと思います。まず、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、予算現額1,458万円に対しまして、支出済額が1,397万5,321円となりました。その主な内容といたしましては、備考欄のほうをご確認いただきたいと思いますのですが、主に人件費等であり、経常経費となっておりますので、説明のほうは割愛

させていただきます。

続きまして、2項維持管理費、1目管渠維持費につきましては、予算現額1,242万9,000円に対しまして、支出済額が992万3,897円となりました。主な内容といたしましては、備考欄をご確認いただきたいと思います。管渠施設の維持管理に関する経費というふうになっております。10節需用費、特に修繕料でございますが、マンホール周囲の舗装補修、マンホールポンプの修繕等、12件の補修、修繕等を行ったところでございます。そういったことで施設の適正な維持管理に努めたところでございます。

次に、12節委託料といたしまして、下水道台帳作成業務委託ということで220万円ですが、こちらは下水道法の23条にも台帳の調製が義務づけられておりますので、令和4年度に台帳修正が必要となったマンホールの高さや新規加入者の情報等を台帳に反映させるため、令和5年度に台帳の作成業務を委託したものでございます。

続きまして、決算書の224ページ、225ページでございます。2目処理場管理費でございます。こちら予算現額6,181万9,000円に対しまして、支出済額が5,196万6,918円となっております。不用額といたしまして985万2,082円となっておりますが、10節需用費で処理場におきます機器等の修繕料の関係、機器がいつ壊れるか、修繕が必要になるか分かりませんので、年度末まで予算を計上させていただいたところでございますが、結果的に必要がなかったということで不用額が大きくなっているという状況でございます。主な内容につきましては、備考欄を御覧いただきたいと思います。処理場経費として10節需用費、修繕料430万5,400円。こちらは、処理場施設の機械設備等の不良箇所6件を実施いたしまして、適正な施設の維持管理に努めたところでございます。

続きまして、12節委託料でございます。下水道施設維持管理業務委託3,040万1,250円。こちらは、処理場施設またはマンホールポンプ場の運転管理業務の委託を行っているものでございます。こちらは、先ほども説明しましたが、年度末まで業務を行っているため、打切り決算によりまして3月分の委託料を4月以降に支払うため、不用額が大きくなっているという状況でございます。

次に、水質検査業務委託料173万5,323円でございます。こちらは、処理場におきます流入水、放流水、汚泥等の分析調査を行っているところでございます。

その3つ下、汚泥等処分業務委託329万1,057円。こちらは、処理場から排出されます脱水汚泥を120.45トン処分したということでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2款下水道費、1項下水道事業費、1目下水道事業費ということで、こちらのほう予算現額5,547万3,000円に対しまして、支出済額が3,532万7,323円となっております。こちらにつきましては、主要施策の成果の説明書のほうで説明をさせていただきますので、主要施策の成果の説明書の64ページを御覧ください。こちらは公共下水道事業で、特環の汚水であります。一番上のほうでございますが、公共下水道（田上処理区）変更事業計画図書作成業務委託ということで971万6,300円。内容といたしましては、下水道法、都市計画法に基づく法手続を行ったものでございます。

その下、公営企業会計移行業務委託ということで461万4,000円でございます。令和6年度から地方公営企業法適用のため、打切り決算や新年度予算編成の業務を行っていたというふうな形でございます。しかしながら、年度末まで業務を行っていたことによりまして、4月に未払い金として支出をしております。ですので、令和5年度の決算書には掲載がありません。

次に、12節委託料で同じく田上終末処理場改築更新実施設計業務ということで470万円があります。こちらに関しましては、ストックマネジメントの修繕改築計画に基づきまして、終末処理場の水処理施設の改築更新を行うため、その実施設計を行ったものでございます。こちら契約額といたしまして1,595万円でありますけれども、前金払いを470万円支払っているという状況でございます。年度末までの作業となっておりますため、精算金に関しては未払い金として4月に支払っているという状況でございます。

その下、公共下水道会計システム構築業務委託257万7,960円。こちらも地方公営企業法の適用のため、固定資産データの確認、または各種システムの整備を行っていただいたものでございます。こちらも年度末まで業務を行っていたことによりまして、4月に未払い金として支出をしているというふうな状況でありますので、令和5年度の決算書には掲載がございません。

次に、その下でございます。管路施設点検・調査業務委託196万9,000円。こちらも管渠内の土砂等の堆積物を除去いたしまして、流下能力の低下防止及び異常箇所早期発見のため点検調査を行っているものでございます。こちら清掃の施工延長、調査施工延長ともにですけれども、Ｌイコール416メートルということになります。

次に、公共雨水というふうな形であります。こちらも、公共下水道（田上処理区）変更事業計画図書作成業務委託ということで293万3,700円。内容といたしましては、特環汚水と同様、下水道法及び都市計画法に基づく法手続を行ったものでございま

す。

2 款に関しましては以上となります。

続きまして、もう一度決算書のほうに戻っていただきたいと思うのですが、決算書のほうの226ページ、227ページの一番下でございしますが、またはぐっていただきまして、228、229ページを御覧いただきたいと思っております。そちら3款公債費についてでございしますが、それぞれの起債の償還分の金額を上げさせていただいております。

続きまして、4款予備費でございしますが、こちらは支出がございませんので、よろしく願いいたします。

下水道事業特別会計につきましては、説明のほうは以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

質疑のある方いらっしゃいますか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） そうしましたら、ここで暫時休憩いたします。

午後2時29分 休 憩

---

午後2時45分 再 開

委員長（中野和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、集落排水事業特別会計、説明をお願いします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） お疲れさまです。引き続き、地域整備課のほうから田上町集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明させていただきます。主要施策の成果資料については65ページからとなりますし、決算書のほうは233ページからとなりますが、説明に当たりまして、最初に私のほうから令和5年度の集落排水事業における事業概要についてご説明いたします。

最初に、主要施策の成果資料65ページを御覧いただきたいと思います。ここに記載してありますとおり、集落排水事業につきましては既に横場地区、保明地区の整備が完了しており、農村地域の生活環境の向上及び集落内の排水路の水質保全を目指し、加入力と向上と同時に集落排水処理施設の適正な維持管理を図りました。主な事業といたしましては、下水道事業と同様になりますが、令和6年4月より地方公営企業法を適用するに当たり、継続事業となりますが、公営企業会計移行業務に取り組まさせていただいたところでございます。なお、令和5年度におきましては、

4月1日から公営企業会計移行に伴い、3月31日の打切り決算となるため、令和5年度精算については特例的収支の未払い金で支払っていることから、決算書のほうに記載はされていませんので、よろしくお願いします。

続きまして、決算書のほうであります。234、235ページをお願いしたいと思えます。集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入合計といたしまして収入済額として7,191万7,391円に対しまして、次のページになりますが、236、237ページの歳入歳出合計の支出済額が5,648万1,402円となりました。歳入歳出差引き残額の1,543万5,989円につきましては、地方公営企業法が適用されたことに伴い、下水道事業会計へ引き継ぎました。この引継ぎにつきましては、未払い金については特例的支出を行い、未収金については特例的収入として受け入れ、当面の事業運営に必要な運転資金とするものでございます。

令和5年度集落排水事業における事業概要についての説明は以上となります。

続きまして、堀内参事より集落排水事業特別会計決算の詳細の部分についてご説明いたしますので、説明を代わります。

地域整備課参事（堀内 誠君） それでは、引き続きまして、集落排水事業特別会計についてご説明のほうをさせていただきます。

まず、本日配りました資料、先ほども使いましたけれども、ナンバー3のほうを開き願いたいと思っております。先ほど下水道事業特別会計のときにもお話しさせていただきましたが、ちょっと一部修正をお願いしたいと思っております。資料ナンバー3の一番下の欄でございます。3でございますが、④、「令和5年度未収金を含む決済額」と書いてありますが、「決算額」と訂正をさせていただきたいと思えます。そこでまた一番下になりますが、④と書かれているところ、「令和5年度未収金を含む決済額」と書いてありますが、「決算額」というふうな形で訂正をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

先ほど下水道事業特別会計のときにもこの資料ナンバー1のほうのイメージ図についてご説明しましたので、割愛をさせていただきます。また、資料ナンバー2につきましては、下水道事業特別会計の内容でありますので、次の資料ナンバー3についてご説明のほうをさせていただきます。

上のほうで、歳入のほうでございますが、こちら集排の排水使用料のみというふうな形で未収金が上がっております。こちらのほうの金額というふうな形でちょっと編みかけされておりますが、そちらのほう未収金となっているという状況でございます。

また、下の欄が歳出の内訳というふうな形になります。こちら、集落排水で年度契約をしております支払いや毎月支払いのもの、電気料であったり、郵便料等が未払い金となっておりますので、こちらのほう一覧表を作成しましたので、後ほどご確認をしていただければと思います。

また、一番下のところでございますが、令和5年度の決算書の収入済額が①ということで、収入済額として7,191万7,391円、そこから支出済額、②になりますけれども、5,648万1,402円、こちらを差し引きました1,543万5,989円が新しい下水道事業会計へ引き継いだ金額となります。その下、矢印がありますけれども、未収金、未払い金を含む令和5年度の決算額といたしましては、表中の①、収入済額と③、未収金額を足しました④、令和5年度未収金を含む決算額7,303万2,868円となります。また、表中の②、支出済額と⑤の未払い金を足しました⑥、令和5年度の未払い金を含む決算額6,707万3,842円となりまして、④引く⑥の差し引いた595万9,026円が実質的な引継ぎ金というふうな形になっておるところでございます。こちらの部分につきましても、下水道事業会計の運転資金として活用している状況でございます。

それでは、決算書のほうにいきたいと思います。決算書の238ページ、239ページになります。あわせて、主要施策の成果といたしまして65ページからというふうな形になりますので、よろしくお願いいたします。まず最初に、歳入の関係でございますが、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目農業集落排水使用料、予算現額1,477万9,000円に対しまして、収入済額といたしまして現年度使用料、滞納繰越分を合わせまして1,394万3,438円となりました。1節の現年度使用料に関しましては、収入済額として1,365万4,641円、2節の滞納繰越分といたしまして28万8,797円の収入となっております。

続きまして、3款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、1節一般会計繰入金の収入額としては4,833万7,000円ということで、一般会計より繰り入れておるところでございます。

続きまして、決算書の240ページ、241ページになります。6款町債、1項町債、1目下水道事業債、1節公営企業会計適用債600万円、こちらに関しましては令和6年4月1日からの地方公営企業法の適用のために行った事業に対する記載でございます。

続きまして、歳出の関係でございます。決算書の242ページ、243ページを御覧ください。こちらの農業集落排水事業につきましては、整備のほうが既に完了してお

りますので、事業内容といたしましては維持管理業務が主なものとなっております。まず、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきましては、予算現額24万9,000円に対しまして、支出済額が14万5,208円となりました。その主な内容といたしましては、備考欄を御覧いただきたいと思うのですが、主に使用料徴収に関わる通常経費となっておりますので、説明のほうは割愛をさせていただきます。

続きまして、2 項施設管理費、1 目環境維持費につきましては、予算現額892万9,000円に対しまして、支出済額が480万4,644円というふうな決算額となっております。主な内容といたしましては、備考欄をご確認いただきたいと思うのですが、管渠施設の維持管理に関する経費というふうな形になっております。こちらで不用額が412万4,356円となっておりますが、内容といたしましては10節需用費で375万3,657円となっております。これは、マンホール等の修繕料またはポンプの修繕料について、いつ修理、修繕が発生するか分かりませんので、年度末まで予算のほうを計上しておりまして、結果的に修繕する必要がなかったということで不用額が多くなっているという状況でございます。

続きまして、12節委託料といたしまして、污水管渠清掃業務委託ということで323万4,000円ですが、こちらは管渠内の土砂等の堆積物を除去いたしまして、流下能力の低下防止、異常箇所早期発見に努めてまいりました。清掃の延長といたしましては、2,859メートルを実施しております。

続きまして、2 目処理場維持費でございます。予算現額1,739万1,000円に対しまして、支出済額が1,186万5,230円となっております。不用額552万5,770円というふうになっておりますが、こちらは10節需用費のほうで処理場におきます機器等の修繕料等の関係で、機器等の壊れる時期、修繕が必要になるか分かりませんので、年度末まで予算を計上して、結果的に必要がなかったということで不用額が多くなっているという状況でございます。

続きまして、12節委託料におきましては、維持管理費の関係で不用額が289万5,348円となっておりますが、こちらは処理場の維持管理契約が年間契約となっております。年度末で業務が終わった形になりますので、打切り計算となったことによりまして未払い金となったと。不用額が多くなっているという状況でございます。

それでは、備考欄のほうを見ていただきたいと思います。こちらでも処理場の経費として計上をさせていただいておるところでございます。修繕料の関係でございますが、こちら処理場施設の機械設備等の不良箇所7件を実施いたしまして、適正

な維持管理に努めたところでございます。

12節委託料に関しましては、水質検査業務ということで28万152円。処理場におきます流入水、放流水、濃縮汚泥等の分析調査を行っているところでございます。

その下、機械設備等点検業務委託でございしますが、129万2,500円。こちらに関しましては、処理場の機械設備等の点検を2年ごとに実施をしております、機器の不具合等を早期に発見して、機能停止になる前に機器の修繕を実施するため定期点検を実施していくものでございます。

続きまして、決算書の244ページ、245ページになりますが、2款集落排水費、1項集落排水事業費、1目集落排水事業費でございします。予算現額609万7,000円に對しまして、支出済額がゼロというふうな形になっております。こちらにつきましては、主要施策の成果の説明書の68ページのほうを御覧いただきたいと思ひます。こちらは、68ページの上のほうからいきますが、公営企業会計移行業務委託ということで390万円であります。令和6年度から、地方公営企業法適用のため、打切り決算や新年度予算編成の業務を行っております。しかしながら、年度末まで業務を行っていたことによりまして、4月に未払い金として支出しておるため、令和5年度の決算額としてはゼロというふうな形になります。したがひまして、決算書には掲載がないというふうな形になります。

その下、公営企業会計システム構築業務委託219万6,040円、こちらも同様に法適用のために固定資産データの確認や各種システムの整備を行っていたというふうな状況ですが、こちらも先ほど同様、年度末まで業務を行っていたことによりまして、未払い金として支出をしているという状況でございします。

それでは、決算書のほうに戻りまして、244、245ページでございします。3款公債費の関係でございします。こちらのほうは、3款公債費はそれぞれの記載の償還分、元金、利子の金額を計上させていただいております。

4款予備費についてであります、支出はございせんので、よろしくお願ひいたします。

集落排水事業特別会計につきましては、説明のほうは以上となりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（中野和美君） ただいま説明が終わりました。

質疑のある方はいらっしゃいますか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） それでは、質疑がないようですので、水道事業会計のほうに移

りたいと思います。

説明をお願いいたします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） お疲れさまです。それでは、田上町水道事業の決算についてご説明いたします。私のほうからは、令和５年度水道事業会計における事業報告についてご説明のほうを申し上げます。

最初に、決算書のほうですが、359ページを御覧いただきたいと思います。359ページに業務、業務量ということで、業務の（１）の部分でございしますが、年間有収水量は125万4,575立方となり、昨年比ですと２万927立方、率にして1.64％の減となりました。

次に、356ページのほうを御覧いただきたいと思います。令和５年度水道事業報告書でございします。ここでは、決算概要、主な工事等をまとめてございします。（１）の総括事項でございしますが、水道事業収益２億1,828万9,232円に対しまして、水道事業費用２億3,532万3,289円となり、当年度純損失は1,703万4,057円となりました。こちらにつきましては、税抜きとなつてございします。また、資本的収支については、収入1,223万2,930円に対しまして、支出は8,400万9,873円となりました。水道事業における施設の維持管理については、川船河浄水場ナンバー２のろ過機表洗弁交換や羽生田浄水場逆流ポンプ修繕等を行い、施設機能の維持管理を図りましたし、施設の建設工事の部分につきましては配水管布設替えＬＩＣＯール64.8メートル、圃場整備事業施工に伴う配水管等布設で226.4メートルなどを実施いたしました。水道事業については、今後とも良質な水道水の安全供給を図り、健全な水道事業を運営していくため、投資効果、経済性を十分考慮し、公設公営として計画的な施設整備と経費の節減に努めていきたいと思ひます。

次に、（２）の経営指標に関する事項についてであります。下段にあります経営指標の推移の主な内容ですが、経営の健全化を示す経営収支比率は業務の見直し等を行い、経費の節減に努めた結果により、前年度比で2.91ポイントの増の93.04％となりました。料金回収率についても、前年比で2.97ポイント増の92.23％となりました。

次に、358ページを御覧いただきたいと思ひますが、建設改良工事概要が記載されていしますので、そちらを御覧いただきたいと思ひますが、２の工事の改良工事の主な概要であります。上水道配水管布設工事としてＨＰＰＥ管、50ミリの管を63.4メートル布設替え工事のほうを実施いたしました。次の上水道配水管制水弁更新工事につきましては、羽生田地内のＪＲ羽生田踏切において150ミリの鑄鉄管の布設替

えを1.4メートル、それから制水弁の更新工事ということで実施いたしました。

また、その下のところにあります上横場地区圃場整備事業に伴う配水管移設工事として150ミリ、75ミリの铸铁管、H P P E管の布設替えを合わせて226.4メートル実施させていただきました。

次に、3の更新工事の主な修繕内容でございますが、主な内容といたしましては、川船河浄水場のナンバー2ろ過機表洗弁の交換や、羽生田浄水場の逆洗ポンプの修繕などを行い、施設の点検に努め、施設の機能維持、管理のほうを図りました。

それから、359ページには、昨日も説明いたしましたが、事業に伴う業務量を記載しております。

令和5年度水道事業報告についての説明は以上となります。

続きまして、堀内参事より水道事業会計決算の詳細についてご説明いたしますので、説明を代わります。

地域整備課参事（堀内 誠君） それでは、引き続きまして水道事業会計につきましてご説明のほうをさせていただきます。

決算書の344ページ、345ページを御覧いただきたいと思います。こちら水道事業の決算報告書でございます。まず最初に、(1)、収益的収入及び支出でございます。上段の収入であります。1款水道事業収益、予算額2億4,439万6,000円に対しまして、決算額2億3,922万9,277円となりました。予算額に比へまして516万6,723円の減となっております。また、令和4年度と比へますと438万3,094円の減となっております。その内訳といたしましては、1項営業収益2億2,996万3,222円、2項の営業外収益で926万6,055円となっております。主な要因といたしましては、人口減少によります一般家庭の水道使用量収入の減というふうなことを考えているところでございます。1人当たりの給水量に関しましては、令和4年度と比へ大きな変動がないため、給水人口が大きく影響していると推測されるところでございます。

次に、下段の支出の関係でございますが、1款水道事業費用に関しまして、予算額2億6,779万3,000円に対しまして、決算額2億5,456万5,234円で、令和4年度と比へまして938万5,495円の減。その内訳といたしまして、1項営業費用2億3,878万2,542円、2項営業外費用で1,506万9,808円、3項特別損失で71万2,884円となっております。令和4年度と比へて減となっている部分でございますが、こちらは人事異動によります人件費の減及び資産減耗費が令和4年度の配水管移設工事の関係で令和4年度は両方多かったですが、令和5年度に関しましては対象物件が少なくなったことによる減が主な要因となっているところでございます。4項予備費につい

での支出はございません。

決算書の346ページ、347ページであります。(2)の資本的収入及び支出でございます。上段の収入でございますが、1款資本的収入予算額983万6,000円に対しまして、決算額は1,223万2,930円で、令和4年度と比べますと1,724万3,122円の減となっております。その内訳といたしまして、1項工事負担金25万1,680円は消火栓維持管理経費の負担でございますし、2項補償金1,198万1,250円につきましては上横場地区での圃場整備事業に伴います補償金であります。

下段の支出でございますが、1款資本的支出の予算額9,413万9,000円に対しまして、決算額8,400万9,873円になりました。その内訳といたしましては、1項建設改良費3,492万2,749円となっているところでございます。こちらのほう不用額が1,012万9,127円となっておりますが、これにつきましては3月までの工期というふうな形もあり、現場が施工中ということもありますので、変更等の可能性もあるというふうなこともあって、3月補正に間に合わず、不用額として残ったものでございます。2項企業債償還金につきましては、4,908万7,124円となっております。

一番下の欄外に記載してありますように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が7,177万6,943円となっているところでございますが、その当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額等281万184円及び過年度分損益勘定留保資金6,896万6,759円で補填しました内容となっているところでございます。

続きまして、決算書の348ページ、349ページになりますけれども、そちらを御覧いただきたいと思えます。損益計算書でございますが、金額につきましては税抜き表示となっております。348ページの中段に営業利益があります。その営業利益は、1,759万1,614円の損失というふうな形になります。また、349ページの上段ですけれども、経常利益としては1,632万1,173円の損失。特別利益、特別損失を合わせて今年度純利益に関しましては、帳簿上1,703万4,057円の赤字となり、前年度繰越利益剰余金を合わせますと、当年度の未処分利益剰余金は1億36万2,674円となっております。

続きまして、決算書の350ページになりますが、余剰金の計算書を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思えます。

それから、決算書の351ページから355ページにかけて、令和5年度末におきます貸借対照表を掲載しております。貸借対照表の中で一番大事な流動資産の現金預金の関係であります。こちら352ページの上段のほうに、2、流動資産、(1)、現金預金があります。令和5年度末で1億9,553万4,946円、令和4年度と比べまし

て873万8,933円の減となっているところでございます。水道事業につきましては、現金を手元に置いて、地震、渇水等の災害時に備えてインフラ整備を保てるように考えているところでございます。

続きまして、決算書の362ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、令和5年度のキャッシュフローの計算書を掲載しております。それぞれの金額を計上いたしまして、今ほど現金預金の関係が一番下、資金期末残高として同額が記載をされております。令和5年度の期首残高、期首のほうがその上に記載されておりますが、2億427万3,879円、期末残高で1億9,553万4,946円となり、結果的に873万8,933円の減額というふうな形になっております。3月31日までのキャッシュフローというふうな形で、収入にならなかった未収金もあるのですけれども、ここはあくまでも3月31日までというふうな形で未収金が計上されていません。これは、県営圃場整備事業に伴います補償金や消火栓維持管理の負担金と合わせて1,223万2,930円が4月に入ってから収入されておりますので、3月31日時点においては資金増減額がマイナスが発生しているという状況でございます。しかしながら、直近8月31日現在の現金預金の残高といたしましては2億1,418万5,660円というふうな形になっております。

以下、決算書の363ページから371ページまでに関しましては、地方公営企業法の施行規則の第23条に基づきます資料を掲載しておりますので、後ほどご確認していただければと思います。

水道事業に関しましては、説明のほうは以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

質疑のある方。

14番（高橋秀昌君） ちょっと確認しておきたいのですけれども。私の認識が間違っているみたいな感じなので、公営企業法に移行するために3月31日で切ったよという趣旨のことを言っているが、これはもう既に公営企業法になっているの水道は。それでいいね。ちょっと伺いたいのだけれども、345ページの営業収入、営業収入ですから、いわゆる水道料金だよ、ほとんどが。ちょっと気になったのは、令和4年の営業収入は2億3,372万9,080円なのです。これ令和4年の決算で見たのだけれども。令和5年度で見ると376万5,858円営業収入が少ないのです。この少ないのは何なのかなと思ったのです。考えられることは、1つは物価高で皆さんが水道をできるだけ節約して使わなかったのかなと。単純に1世帯割で見ていくと、そのぐら

い、そういう可能性はあるなという数字が出ましたが、もう一つは人口を見ると令和4年と令和5年では人口は減っているのです。1万1,094人から1万934人に減っているの、この人口の減り方を見ていくと何となく前年比376万5,858円に近い数字が出ると。単純に言えば、人口で割って出した数字と合わせてみたら33万円程度しか、370万円のうちだから30万円程度しか変わらなかったのです。それで、あなたの方の見方は、私は物価高ばかりなので、人口が減ったせいなのかなと思っているのだけれども、あなた方は営業収入が減った原因をどういうふうに見ているのか。もし分析して明らかだったら報告してくれませんか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 水道事業の関係の質疑について、堀内参事のほうから答弁させますので、お願いします。

地域整備課参事（堀内 誠君） 今ほどの高橋委員のご質疑でございます。私どもといたしまして、一番大きいというか、要因といたしましてはやっぱ人口減というふうな形が考えられる、推測されているところであります。また、そのほかに関しまして、大口の利用者、川船河の工業団地のほうがあったと思うのですけれども、そのほうの利用が少なくなっているというふうなのが。廃業というのでしょうか、というふうな形になった部分があるものですから、そういった原因が考えられるというふうな状況でございます。

以上でございます。

14番（高橋秀昌君） 大口の利用者の利用量が減ったということもあるというふうに。それで、私ちょっと気になっているのは、公営企業法だから、今の法律では一般会計から入れることができないのです。ただし、消防に関するものについては入れることができるというふうになっています。そうすると、このまま人口が減っていくと、経費はそんなに下がるわけはありませんから、どうしても底をついてしまうと。結果として、そのまま利用料金の値上げに結びついていく危険性が大いにあるなと受け止めました。そこで、これはちょっと資料古いのですが、令和3年3月31日現在の新潟県30市町村の水道料金を見ました。田上町は、決して安い部類に入っていないのです。町村でいうと、10町村のうち3番目に高い水道料金になっています。30市町村でいえば、下から数えたほうが早いのですが、私は30市町村のうち13番目に高い田上町の料金という見方をしているのです。そうすると、経費が上がってきて収入が減ってきたときに、水道料金を単純に上げるわけにいかないのではないかというふうに思ったのです。

そこで、1つは町村会。佐野町長は町村会ですから、町村会で働きかけて、水道

料金に一定の条件があれば一般会計から入れることも構わないという、そういう制度をつくっていかないと、あくまでも企業会計なのだから、利用者から取りなさいというふうになってしまう。そこをぜひ求めたい。田上町が100%井戸水でやっているときは、新潟県の中でも一番安い料金だった、10立米が。それが、広域に加入したのだから大きな負担になったことが1つと。それから石綿管を鋳鉄管に替えたときに大きな負担があって値上げをせざるを得なかったという歴史的な経緯があるのです。鋳鉄管も永久に使えなくて、どこかで変えなければ駄目だという話も聞いているものですから、そういうことになればもう待たなしになる危険性があるので、私は今から一つの方法としては、一般会計の一定の条件が満たされたときに一般会計からも入れられるという制度をつくっていくことしかないというふうに思っているのです、ぜひそのことを三役に伝えてもらいたいと思いますが、いかがですか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 水道会計につきましては、経費節減に努めた中で令和4年度決算、令和5年度決算という部分で比べて見ていただければ分かるのですが、それなりに経費節減に頑張ってきたという部分でご理解をいただきたいという部分がまず1点の部分でございます。

それで、私も今経費節減、いろんな水道の法律も変わってございます。高橋委員が言われたとおり、150ミリ消火栓の部分でございます。それも今検討している部分でございます。というのは、75ミリ以上という部分で、主要幹線については田上町は75ミリということでありまして、そういった部分も含めた中、そのほかに受託事業の部分、委託業務、下水道事業との兼ね合いもございまして、そういった部分で何とか一般会計から基準内繰入れという形で対応できないかという意味で、今私自身として勉強しているところでございます。そういった中で、水道事業、今後料金値上げしないような部分で取り組んでいきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

14番（高橋秀昌君） それはそれでいいから、頑張ってもらえば。でも、私はいづれそれも絞められる危険性はあるものだから、町村会としても国に今から上げていく必要があるのではないかとということを提起しておきましたので、課長の考え方よりも私の提起だということではぜひ伝えてもらいたい。

地域整備課長（宮嶋敏明君） はい、十分分かりました。町長、副町長、総務課長に伝えておきたいと思いますので、お願いします。

14番（高橋秀昌君） もう一つの点は、私自身はこのことを大上段に構えたことはない

し、根本的には国の政策一つだと思っているのですが、地域整備課としても人口、つまり水道を使ってくれる会社、それからもう一つ、人をどう増やすかということは課題にならざるを得ないと思うのです。人口を増やすことは他の課の課題だではなくて、地域整備課としても利用者を増やしていく、人口を増やすという言い方はちょっと言い方悪いのだけれども、利用者を増やす、イコール人口も含めてなのですが、利用者を増やしていくためには、あなた方の課としても一つの課題として問題意識を持っていくことが必要ではないかと。もちろん私自身がどうやったら人口が増えるかなんて、一つの自治体で処方箋を持っていればいいのだけれども、持っていないし、そんな単純なものでないことも承知しているのだけれども、やっぱり考えるという前提はそういう視野も含めて見ていく必要があるのではないかとと思うのだが、この点いかがでしょう。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 一番はお客様というか、利用者の部分で収益がという部分もございます。そういった部分で今ほど委員が言われたとおり、人口減少の部分、町としての取り組み、十分重く受け止めた中で政策推進室と一緒にあった中で取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

14番（高橋秀昌君） 私の経験では、昔議員をさせてもらった頃の話です。ある大きな会社が来て、大量に水を使う会社だった。町に来た。そしたら、町の条例では井戸から半径500メートル以内のところは使うことができないという規定があったと。それがすれすれだったのだそうです。普通なら、商売考えれば駄目ですと、水道を使ってくださいと言えど何のことはなかったのだけれども、その会社は町の認可を受けて井戸を掘って、水道を使わないで済んでいるということを経験させていただきましたが、今500メートルすれすれだったら水道を使ってちょうだいという方向で、やっぱり積極的に水道を使わせる、使ってもらおうという、そういう政策を地域整備課としてもしっかりと取っていく必要があるのではないかと。もちろん500メートル以内であれば無理なのだけれども、井戸を掘ってはいけなのだけれども、ちょうどそのすれすれだったらしいのだ。そういうところですれすれだからいいのではないですかって言ってしまったということがあるのだそうですけれども、そういうすれすれのところもしっかりと井戸を掘らないで水道水を使ってもらおうというぐらいの態度で臨んでもらいたいということを強く求めておきたいと思いますが、いかがでしょう。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 今ほどのお話、500メートル以内云々、水道水、井戸水の関係でございますが、法律的な部分もございますので、積極的に言われるとごま

かすことはちょっとできないので、微妙な部分という部分で係内でその辺は周知とか、承知した中で対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

14番（高橋秀昌君） 終わります。

6 番（小野澤健一君） シャベろうとするのは、高橋委員が言われたので。やっぱり水道のほうを見ると年々悪くなってきているから、分かります。前課長のときには、たしか現預金は2億円超えていた金額、それがどんどん少なくなって、当たり前といえば当たり前だ。この損益計算書を見れば、営業利益が赤字ということは商売失敗していますよと、そういうこと。商売であれば。あと、先ほど堀内参事が面白いことを言ったのだけれども、いわゆるキャッシュフロー計算上、3月31日現在では業務キャッシュフローであって、賄えないけれども、未収金が入っていないのと、こういう言い方をしたけれども、その考え方は間違いです。やっぱり3月31日現在で足りないのだから、それが、4月1日になったら増えますといっても、では次の年度になったら同じことが起きるわけだから、その説明は私はちょっと間違っていると思う。

それで、今ほど赤字にならないようにということで、高橋委員のほうが売上げを伸ばす方法を言われたけれども、私は今度ちょっと逆の見方をして、経費の部分についてどうなのだというのをこれから質問します。

364ページ、ここを見ると費用、いわゆる経費が羅列されています。この中で、大きいものというのは25節の受水費、これは三条の企業団からの受水の部分だろうと思うし、いわゆる責任受水量とか、田上町はこれだけ取ってよねという、そういう取決めがあるはずなのだけれども、この受水をした水は全部使い切っているのかどうか、これひとつ分かったら教えてもらいたいのが1つ。

それから、この中であと経費を節減できるものはどれかを見ていたら動力費の部分なのです。この動力費を、今東北電力から多分引いていると思うのだけれども、これを例えば、例えばですけれども、再生可能エネルギーなんかで一部分代用して、この経費を抑えていけば、今ぐらいの赤字幅のものであれば何とか耐えていけるのではないかなという気はちょっとするのだけれども、これらについて教えてもらいたいなというふうに思います。

以上です。

地域整備課参事（堀内 誠君） まず、1点目の受水費の関係でございます。契約受水量を全て使っているのかというふうな形でございます。うちのほう、契約している

部分、100%使用しているというふうな状況でございます。

あとは、動力費の関係、再生可能エネルギーができるのかというふうな形の部分、導入可能かどうか、その辺容量、少しでも足しになればというふうな形での部分だと思いますので、その辺はこの部分としてはちょっと考えなければいけないのかなというふうに考えております。

6 番（小野澤健一君） 全部使い切っているということであれば、取決めで田上はこれだけ取ってくださいよというあれで、水が余ったら本当にどうするのか、私はちょっと分からない、川に流すのだか、どうするか分からないけれども、使い切っているということであればそれはそれでいいし、実際使い切れない場合ってどうするのか。たしか令和8年か令和9年にもう一回見直しを企業団でやるときがあるのです。そのときに、もし例えばとても田上はこんなにいっぱい受水するのは無理だということであれば、令和8年か令和9年にもう一回見直しがあるので、そのときにそういう話をしてみれば。もし使い切れていないのであれば。使い切っているのであれば、全然問題はないと思うし。

あと、やはり赤字でいいというわけにはいかない。商売ではないとはいっても、せいぜい収支とんとんぐらいまでは何とか持っていきたいなというふうに思うのだけれども、こういう形でいろんな制約がかかっている事業なので、簡単にはいかないと思うし、売上げを伸ばすか、経費節減するかのこの2つしかないのだけれども、どちらもできないというケースは出てくると思う。そうすると、さっき高橋委員が言ったように、いずれ今2億円近くあるお金は間もなく下手するとなくなる。でっかい施設になんかやった挙げ句には、本当お金はすぐぼんとなくなってしまうので、その辺もやっぱり状況を。先ほど課長が言ったように、規格外ではないや、何とかで一般会計からお金を入れられるかどうかという、そういうものも含めて、やっぱり緊急的なもので考えておかないと。2億円というのは、最低でも1年間の売上げと同じぐらいの現金は死守しなければ駄目だって。その死守がもうできていないわけだから。2億円切っているわけだから。前課長のときは、たしか2億2,000万円ぐらいあった。それがこれだけ減ってきて、人口もどんどん、どんどん加速度的に減ってくれば、今800万円ぐらいの最終赤字が今度1,000万円になり、1,500万円になりということになれば、現預金なんてあっという間になくなるので、それは逆に悪いのを想定しながらマネジメントもしていかないと駄目だと思いますので、それだけ1つ。

それから、キャッシュフローはさっき言ったように、堀内参事が言うその考え方

をすると全部おかしくなるから、バランスシートだとか損益計算書というのは1日でもって輪切りをする、そのときにプラスなのか、マイナスなのかという形なので、いや、1日ずれていればプラスなのです、いや、前日だったらプラスですというその考え方は大きく間違い。それを取れば、1日ずつずれていくわけだから。必ずそのときは急場しのぎでプラスには見えるけれども、翌年になれば赤字になるというのは、これは財務の基本なので、その考え方はあまりよろしくないと思いますので。だから、質疑としては何も無いのだけれども、意見として聞いておいてください。

以上です。

13番（池井 豊君） 業務量のところで、359ページで確認させてください。

これ今までの話で、給水量は人口減のため、また大口のために減っているわけです。配水量は増えているの。年間配水量は増えて、有収水量が減っている。これは、どのような現象からこういうふうなことになっているのでしょうか。そこら辺聞かせてください。

地域整備課長（宮嶋敏明君） この部分については、水道管の排泥作業ですとか漏水という部分によるもので配水量が増えているというふうに認識しております。

以上です。

13番（池井 豊君） 今小野澤委員も言ったとおり、経費を減らさなければならないところで、漏水で水を垂れ流していて、それでそれが売上げにつながっていないというのは本末転倒なところなのだ。私も絶対そう思うのです。これだけ人口減少で給水量が減っているのに配水量が増えているというのは、明らかな水漏れがどこかにあるというふうに考えざるを得ない部分があるので、これは年次的にやっぱりそういうところをしっかりと解消して、給水量と配水量のバランスが取れるようなところに持っていくように努力してください。

以上です。

地域整備課長（宮嶋敏明君） ただいまの部分、配水量の部分もそうなのですが、先ほど小野澤委員からの話もあった部分も関わりがあるのですが、水道事業といたしましては歳出の抑制、それから歳入の抑制という部分を含めた中で経費節減に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

委員長（中野和美君） ほかに質疑のある方いらっしゃいませんか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） そうしましたら、本日の審査はこれで終了いたしました。

執行の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆さんはしばらくお待ちください。

それでは、本日の審査報告ですが、質疑数と総括質疑について、副委員長から報告します。

副委員長（渡邊菜穂美君） 本日の審査報告をいたします。

まず、質疑数が全部で30件ありました。このうち総括質疑が2件ありまして、まず1件目、小野澤委員より、竹林等環境整備事業補助金200万円の事業検証結果についてです。質問内容としては、主要施策の成果の説明書では町内の竹林整備に対し補助を行い、竹林の利用向上が図られたと検証結果を行っている。本事業は、竹あかりイベントバンブーブーへの補助金であり、当該イベントの収支状況、本事業の目的である竹林整備への貢献度、整備、改善状況の詳細など及びイベントの総括を踏まえた上で、当該補助金の使用状況の妥当性を検証する必要がある。上記に基づく町の検証結果を具体的にご説明願いたいとのことです。

2件目、池井委員から、有害鳥獣対策事業の在り方について。質問内容としては、令和5年度の有害鳥獣対策などの事業費は合計で200万円ほどに達しています。今後も事業拡大が予想されます。そんな中、産業振興課との質疑の中で、住民から猿などの出没の連絡を受けると課員2から4名が出動し、追い払いなどの作業に従事し、本来業務は夕方からするとの答弁がありました。農業被害防止は産業振興課の事業ですが、児童生徒の通学路の安全確保なら教育委員会、住民の安全確保なら総務課が担当すべきで、全庁的に対応すべきです。そうでなくとも、産業振興課は各種祭りやイベント、ゴマンド号に道の駅、工業団地に産業振興と忙しい部署です。有害鳥獣対策事業は、新たな目を立てて全庁的に取り組むべきですが、いかがでしょうか。

以上、総括質疑2点になります。ご報告いたします。

委員長（中野和美君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日は散会いたします。

大変お疲れさまでした。

---

午後3時46分 散 会

令和 6 年 第 4 回 定 例 会  
決算審査特別委員会会議録  
(第 3 日)

1 場 所 大会議室

2 開 会 令和 6 年 9 月 1 8 日 午前 9 時

3 出席委員

|     |           |       |           |
|-----|-----------|-------|-----------|
| 1 番 | 吉 原 亜紀子 君 | 9 番   | 小 嶋 謙 一 君 |
| 2 番 | 轡 田 禎 君   | 1 0 番 | 中 野 和 美 君 |
| 3 番 | 渡 邊 菜穂美 君 | 1 1 番 | 今 井 幸 代 君 |
| 4 番 | 青 野 秀 幸 君 | 1 2 番 | 椿 一 春 君   |
| 5 番 | 森 山 晴 理 君 | 1 3 番 | 池 井 豊 君   |
| 6 番 | 小野澤 健 一 君 | 1 4 番 | 高 橋 秀 昌 君 |
| 8 番 | 渡 邊 勝 衛 君 |       |           |

4 委員外出席議員

議長 藤 田 直 一 君

5 欠席委員

な し

6 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

|         |         |                      |         |
|---------|---------|----------------------|---------|
| 町 長     | 佐 野 恒 雄 | 産業振興課長<br>農業委員会事務局長  | 近 藤 拓 哉 |
| 副 町 長   | 鈴 木 和 弘 | 町 民 課 長<br>会計管理者     | 本 間 秀 之 |
| 教 育 長   | 首 藤 和 明 | 保健福祉課長               | 棚 橋 康 夫 |
| 総 務 課 長 | 田 中 國 明 | 教 育 委 員 会<br>事 務 局 長 | 時 田 雅 之 |
| 政策推進室長  | 中 野 貴 行 | 教育委員会副参事             | 小 林 亨   |
| 地域整備課長  | 宮 嶋 敏 明 |                      |         |

7 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 渡 辺 明  
書 記 板屋越 麻衣子

8 傍聴人

三條新聞社 新潟日報社

9 本日の会議に付した事件

認定第1号 令和5年度田上町一般会計歳入歳出決算認定について中

歳 出 3 款 民生費（2 項 1 目、2 項 2 目）

4 款 衛生費（1 項 5 目）

10 款 教育費

町長への総括質疑

---

午前9時00分 開 議

---

委員長（中野和美君） おはようございます。それでは今日、決算審査特別委員会3日目を迎えました。最後まで慎重審査、活発な議論をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の出席14名全員です。

傍聴に関しまして、新潟日報社より傍聴の申出があり、これを許可しましたので、報告します。

これから審査に入りますが、昨日に引き続き審査を進めていきます。

それでは、これより教育委員会、3款について説明をお願いいたします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 改めまして、おはようございます。それでは、決算委員会最終日ということで、教育委員会関連の説明になりますが、よろしくお願いいたします。

本日、決算委員会の追加資料ということで、皆様のお手元のほうに資料ナンバー1から資料ナンバー7まで、ホチキスで留めてあります資料を1部ずつ配付させていただいておりますが、お手元にありますでしょうか。それでは、説明のほう入らせていただきたいと思います。なるべく簡潔に説明のほうさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算書の88ページ、89ページお願いいたします。3款民生費、2項児童福祉費、1項児童福祉総務費、予算額2億6,913万5,000円に対しまして、支出済額2億6,614万3,191円、不用額としまして299万1,809円ということになりました。こちら不用額で主なものにつきましてご説明させていただきます。まず、1節報酬であります、95万4,733円の不用額となっております。大きなものとしまして、保育教諭の公募をしまして会計年度任用職員の確保に努めてきたわけですが、結果的に人員が不足しまして、その分不用額として現れました。金額にしまして74万1,325円ということになってございます。

それから、4節共済費105万6,651円でございますが、こちら職員の共済組合負担金の負担率が2月に変わりまして、3月補正に間に合いませんでした。その関係で67万67円の不用額ということで残ってございます。以上が不用額の主なものの説明になります。

それでは、説明欄のほうお願いいたします。まず、児童福祉総務事業でございま

すが、支出済額 1 億9,383万3,545円となっております。こちら経常経費的なものが多いのですが、ページをおはぐりいただきまして90ページ、91ページのほうお願いいたします。真ん中から少し下になりますが、18節負担金補助及び交付金ということで847万3,000円の支出をしてございます。追加資料の資料ナンバー1のほうを御覧いただきたいと思います。加茂市・田上町消防衛生保育組合の負担金としまして支出をさせていただいたわけですが、利用者の集計表ということで例年出させていただいております病児保育園の利用者の集計となっております。少しずつ増えておりますが、こちらの施設は主に2部屋病児保育園として利用しておりまして、同じ感染症で申込みがあればいいのですが、例えばインフルエンザA型、インフルエンザB型ということで1人ずつ違う感染症が来ますと、その2人で定員を満たしてしまうような形になってございます。職員の定員の関係でこのような形になっているのですが、一応事務局のほうには改善のお話もしているところですが、なかなか職員の確保が難しいということで今の運用ということになってございます。

決算書のほうお戻りいただきまして、続いて児童福祉総務費その他事業7,230万9,646円の支出となっております。こちら会計年度任用職員の報酬、それから手当、共済費等、経常経費的なものが続く92ページ、93ページまで続いてございます。

続いて、2目児童運営費、予算額9,069万5,000円に対しまして支出済額8,757万9,418円、不用額としまして311万5,582円ということになりました。不用額の主なものの説明としまして、10節需用費202万9,312円でございますが、当初予算を組む際に途中入園の園児も含めまして190人でこちら当初予算を作成してございます。結果的に、主要施策の成果の説明の23ページ御覧いただきたいのですが、真ん中に竹の友幼稚園の児童数の状況ということで各年度3月末の数字を載せてございます。令和5年度につきまして、園児数が全部で176人ということになっております。前年比マイナス19人、充足率としまして63.3%ということになってございます。園児は年々減っている状況なのですが、園児総数に対する3歳未満児の率が年々少しずつ増えております。令和5年度については未満児の率が36.9%、令和4年度については35.9%ということになっております。未満児の保育希望者が来ても待機児童が出ないよう職員配置を工夫し、待機児童ゼロに努めてまいってきたところでございます。

それでは、決算書のほう戻っていただきまして、先ほどの10節需用費の不用額の説明をさせていただきたいと思いますが、先ほど申しましたように190人の園児見込数で計算しておりまして、結果的に残ったものが消耗品の関係で、こちらが約52万

円。それから、園児数に関係ないのですが、光熱水費、電気、ガス料金の残が約63万円。それから、給食材料費で約30万円、庁用車の修理で27万円ほどの支出が残ってございます。

備考欄のほうお願いいたします。まず、12節委託料の中の広域入所委託料でございしますが、支出済額が750万6,450円となっております。こちら町外の保育所、幼稚園のほうへ通っていらっしゃる方々に対する広域入所の委託料になりますが、公立で1人、それから私立で5人の利用がございました。

それと、ページ下になります。17節備品購入費、通園バス備品としまして48万1,800円の支出をさせていただきます。こちらにつきましては、お子さんの降ろし忘れないように安全装置をつけることの法改正がありまして、その関係でバス3台につけたものでございます。1台当たり16万600円の支出をさせていただきました。

ページおはぐりいただきまして、94ページ、95ページのほうお願いいたします。備考欄お願いいたします。まず、上段ですが、地域型給付費負担金3,017万9,820円、こちらにつきましては小規模保育、0から2歳児の関係になりますが、こちらの利用に対する給付費の負担金となります。主に田上いずみルーテル幼稚園のつくしルーム、それから葵幼稚園に通われているお子さんに対する給付費の負担金ということになります。それと、事業所内保育ということで、下越病院のたんぽぽ保育園に通われている方の負担金ということになってございます。

それから、その下になりますが、施設等利用給付費130万3,944円の支出でございしますが、こちら預かり保育ということで3歳から5歳児、主な施設名を申し上げますと、田上いずみルーテル幼稚園、それから加茂テモテ・ルーテル幼稚園、加茂白百合幼稚園に通われているお子さんに対する利用給付ということになってございます。

続いて、幼児園運営その他事業としまして、948万9,623円の支出をさせていただいたものでございますが、10節需用費723万8,458円の支出については、主要施策の25ページのほうお願いいたします。主に空調関係の修繕費が多かったわけですが、こちら25ページの上から3段目、竹の友幼児園空調設備修繕工事で379万3,000円、それからその下、空調設備修繕ということで49万5,000円、あとは非常照明の関係で121万円、それと続いて冷媒漏えい修繕、こちらも空調の関係になります。41万8,000円。最後に消火器、誘導灯の修繕ということで39万4,000円の支出をさせていただきました。こちらが主な修繕内容となっております。

それでは、決算書お戻りいただきまして、17節備品購入費になりますが、24万

5,190円の支出をさせていただきました。残留塩素計で7万3,000円、それから洗濯機が故障して入替えをさせていただきました。8キロのものが1台10万6,700円、6キロのものが1台6万4,790円の支出をさせていただいております。

22節償還金利子及び割引料につきましては、こちら令和4年度の国県の補助金、それから交付金に対します実績に伴う返還金ということになってございます。

続いて、子育て支援センター運営事業としまして350万9,689円の支出をさせていただきました。1節報酬、保育士報酬でございますが、こちら社保加入1名分の報酬となっております。

4節まで人件費に関わる経費になりますし、続く96ページ、97ページ上段の需用費まで支援センターの運営費ということで経常経費的なものになりますが、支出のほうさせていただきました。

3款の説明は簡単ですが、以上になります。

委員長（中野和美君） 3款の説明が終わりました。

質疑はございますか。

6番（小野澤健一君） 1つ質問します。

竹の友幼稚園の件ですけれども、なかなか定員に満たない、その乖離幅がどんどん広がっているという状況です。私も詳しく分からないのですけれども、定員の278名、建物の大きさとか、そういうもので決まるのかどうか分かりませんけれども、例えば定員278名に到達するというのはもうほぼ、なかなか難しいのではないかと思います。そこで、例えば定員の人数を減らすことによって何かメリットみたいなものがあるのかなのか。補助金だとか云々とか、そういうのに関係あるのかなのか分かりませんけれども、私は定員をもし減らして何かメリットがあれば、定員を減らしていてもいいのではないかなというふうに思うのです。その辺が分からないので、教えてもらいたいなというふうに思います。

以上です。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 小野澤委員おっしゃるように、今の定員278名には今後恐らく到達しないことが予想されるといいますか、ほぼそういった形になるかと思うのですけれども、定員を少なくしたからといって出てくるメリットというのはあまりないのかなと思っております。というのは、建物の大きさ、それから部屋数が決まっておりますので、もしその空いた部屋を、保育をする上で保護者、それから子どもたちに対するサービスが向上するようであれば、それがメリットとして現れるのかなと思うのですが。実は令和6年度の4月から定員の保育士の配置

基準が変わりました。76年ぶりの配置基準の見直しということになっているのですが、主なものについては3歳児、こちらが20対1から15対1、それから4歳児、30対1から25対1、5歳児も同様になります。それから、新潟県独自で1歳児については、6対1が国の基準でございますが、こちら県の配置基準ということで4対1になってございます。その配置基準の見直しによりまして、今後何年間はクラス数が減少するということが生じないような形になっております。今ほどのご提案はこちらのほうで受け止めまして、もしサービス向上のメリットが出てくるようであればそれらも考えながら、また定員のほうについても今後検討していきたいなと思っております。

6 番（小野澤健一君） ありがとうございます。子どもたちにとって広いスペースがあるというのは、これは決して悪いことではないと思うので、それは定員に比べて実際の入園者が少ないということになったら、それだけのスペースがその分広がるということで、それは逆に言えば、商業的に言えばスペースというのはコストだというのが一つあるものですから、その辺を勘案して、今言うようにメリット、デメリットだけを追求するのではなくて、メリットになるような形で運用をしていてもらいたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

11 番（今井幸代君） 私のほうからは、園児数も年々減って、出生数も減っているので、当然のことなのだろうというふうに思いますが、そういった中で最近幼稚園の通園バスを見ていても、乗っている園児も少なくなっているなというふうに思うのですけれども、この辺りの今通園バスの利用者数というのは、令和5年度はどの程度おられたのでしょうか。

教育委員会副参事（小林 亨君） 今ほどの質疑になりますけれども、確かに今バスの利用者、お子さんを預ける時間が長く、早く連れてきて夕方遅くまでいらっしゃるというお子さんが増えておりまして、バスの利用が非常に減っておりまして、今バス2台で運行しております。それぞれ5名とか10名とかという形で乗車をして運行しておりますので、3台の必要が今なくて、2台で運行しているという形になっております。

11 番（今井幸代君） やはり働き方も変わってきていて、かつては短時間の勤務をされている方も多かったですが、今はほぼそのまま、正規職員のまま時短勤務をされたりとか、フルで仕事をするというのが結構当たり前になってきている中で、バスの利用というのは今後増えていくということはあまり見込めないのかなというふうに

思います。そういった中でバスが3台あって、今2台で回しているということなので、1台は今使っていないような状態なわけです。とはいえ、保有していれば結局経費はかかってくるわけで、その辺りをどのようにしていくのか。本当に使っていないのであれば、処分することも考えなければいけないと思いますし、プラスして、今5名と10名というふうにおっしゃっていましたがけれども、小型のハイエースのような形のものとマイクロ型のものと運行していると思うのですけれども、そのバスの大きさ等も今後検討する必要があるのではないかなというふうに思いますが、それら考え方はどのようになっておられるのでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 確かに今の利用者からいいますと、ちょっと過剰かと思うのですが、予算委員会だったかでお話しさせてもらったのですが、通園バス以外に園外活動で使用する機会がございまして、急に天気がいいから外に出て、例えば加茂山公園に行こうなんていうときにはかなり利便性があるので、そういった面からすると確保しておきたい気持ちはあるのですが、ただこれだけの利用者の中で3台保有するというのは、なかなか経常経費を考えるとちょっと過剰かなと思いますので、こちらは検討していきたいと思います。

11番（今井幸代君） まず、使っていないその1台に関しては、早急にどのようにするのか検討する必要があるだろうというふうに思いますし、園外活動も子どもたちの保育の中では大切な部分かなとは思いますが、一方で各年齢ごとのクラス数も園児数も減ってくる中ではありますので、そういった今後の園児見込数といいたいでしょうか、そういったものを捉えながら、あまり過剰になり過ぎないように教育委員会でもバスの在り方は検討していただきたいなというふうに思います。検討することなので、ここに関しては結構です。

あと、私からもう一点なのですけれども。今は保護者の方々が非常に忙しく、仕事もフルでして、お子さんも小さくてというふうにかなり忙しい、時間がないというふうになってきている昨今です。そういった中で今保育業界の中では、例えば紙おむつの月額の利用料をいただいて、サブスクみたいな形でされていたりとか、お昼寝布団等も持ってきていただくということよりも、こちらのほうで希望する方は利用料をいただいてお出しするみたいな形を取っている部分も多くあります。そういった部分、本当にお子さん2人ぐらいの手を引きながら、お昼寝布団を2つも持っていたりする姿を見ると、なかなか結構大変だなというふうにも思いますし、そういった利便性が、保育サービスの利便性として向上できる部分がまだまだ余地はあるのではないかなというふうに思うのですけれども、そういった部分の考え方

とかというのはありますでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 今まで少し検討はしてきたのですが、お昼寝の布団については1か月に1回程度の持ち帰りですので、そちらは保護者の方からご理解いただいてご協力をお願いしたいと思います。おむつについてはサブスクの利用を検討させていただきました。このたびの総合戦略の中でこちらのほうから提案をさせていただいたのですが、少子化対策の一つの施策としては認められなかったという事実がございます。検討はしていなかったわけではないので、こういった流れがあったということだけご理解いただきたいと思います。

11番（今井幸代君） お布団の持ち帰り、月に1回というふうに、私も大分前ですが、長女もお世話になったので、承知はしています。そういった中でも月に1回、されど1回。これから園児がさらに激減していく中なので、そういったサービス提供も可能になってくるのではないかな、園児がたくさんいるとなかなかそのサービス提供も難しい部分もあろうかと思えますけれども、今後の園児数を考えていけば、そういった新たなサービス提供ということも常に視野に入れておいていただきたいなというふうに思います。

おむつのサブスクに関しては教育委員会のほうでは検討していただいたということを知り、ニーズを酌み取るような形を努力していただいていたのだなという部分に関しては評価をしたいと思いますけれども、形としてはなかなか結びついていないわけで、おむつ1枚1枚にまだお名前書くわけです。おむつ56枚とか入っているのを全て記名をするという、すごく面倒で大変なのです。保育者、先生方からしても、誰がどのおむつかを気にし続けなければいけないですし、そういった双方の利便性を考えれば、おむつの一定程度、園のほうで提供できる形を取っていただく。減るスピードも小さい子であれば早いですから、そういった持ち運ぶ手間等も考えれば、そういったサービスをやっぱりしていくべきだろうというふうに思いますので、これは諦めず、教育委員会として総務課ないし保護者とも話をしながら、ぜひこれを形にしていくべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） ご提案いただいたとおりこちらのほうで受け止めて、今後実現できるかどうか分かりませんが、総務課のほうとも話をしていきます。

13番（池井 豊君） ちょっと褒めておきます。24ページ、子育て支援センターの利用者数が去年の倍増、相談件数においては激増しているわけですが、活性化している理由を聞かせてください。

教育委員会副参事（小林 亨君） 今ほどの質疑にお答えいたします。

子育て支援センターの利用が激増している部分に関しましては、令和4年度までは新型コロナの関係で利用制限をかけさせていただいていたということで、令和5年度からその利用制限をある程度外しましたのがこういった形で利用者が増えてきましたということで、当然それに伴う相談件数もまた増えているということでありますので、ご理解いただければと思います。

13番（池井 豊君） それは分かりました。でも、相談件数、これすごい。これはどんな相談があって、これは機能しているというか、保護者に対していいアドバイスができているのかどうか、そこら辺内容だけ聞かせてください。

教育委員会副参事（小林 亨君） 相談に関しましては、多岐にわたる内容となっております。今詳細の中身を持ってきていないので、分からないのですけれども。詳細な部分かなり多岐にわたります。いろんな相談事があると。子育てに関する相談、それ以外の相談もろもろ含めて、あと相談しやすい雰囲気もあるのではないかなということで、件数が増となっているということで、またそれに対するアドバイス、的確なアドバイス等を行っていることで、利用者からも評判がいいということで話のほうは伺っております。

12番（椿 一春君） 竹の友幼稚園で令和元年度のときの利用者から、245人から令和5年度を見ると176人で、年度ごとの減っている数を見ていると、一気に令和元年と令和5年を比べると約70人もの方が減って、とても寂しいような感じを受けます。

それは余談ですが、25ページのところの主要建設事業のところの一番最後のところで消火器1本と誘導灯の交換5台で39万4,000円とあるのですけれども、この内訳を聞かせていただければと思います。

教育委員会副参事（小林 亨君） 誘導灯の関係なのですけれども、建設当初つくったものがランプの形状が特殊で、そのランプ自体が製造中止になってどこにもないという状況になりまして、器具をそっくり交換したということで金額のほうがかなり高くなっております。通常であればランプの交換で済むのですけれども、そのランプがもう手に入らないということで、器具全体の交換が5台入っているということでの金額となっております。消火器自体は普通の消火器ですので、七、八千円というところなのですけれども、残りの金額につきましては誘導灯5台の金額となっております。これらは、消防の手続やら何やらもろもろの手続も含めた金額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

12番（椿 一春君） では、誘導灯ですと1台7万五、六千円あたりで、結構高いなと思って今質疑をしたのですけれども、普通誘導灯というと、2万円ちょっとでLED

Dタイプのものをつけるのかなと思ったのですが、消防設備の手続なども含めてこの金額ということで、分かりました。いいです。

11番（今井幸代君） 病児保育園の件でお願いしたいと思います。

令和5年度から5類に新型コロナも変わって、利用者も非常に増えています。実際に病児園、本来であれば一部事務組合で話す内容なのかもしれませんが、入っていないので、教育委員会を通じてそういった部分を検討してほしいということで申し上げさせていただく、質疑をさせていただくのですけれども、利用者は増えてきているけれども、病児保育園のスタッフの皆さん方、新型コロナで全く利用者がいない状況が数年間続いていたので、一部事務組合の事務的な仕事を兼務するような形になっていました。令和5年度になってこれだけ利用者が増えてきているにもかかわらず、兼務が外れない状態が続いていて、本来であれば業務として例えば明日来る園児の準備であったりとか、保育室の清掃であったりとか、衛生管理を含めて様々な準備があるにもかかわらず、そういった兼務のほうが非常に大きくなっていて、お子様のお預かりが終わって、片づけが終わって夜7時ぐらいから市役所に戻って業務をするなんていうような状況があるというふうにも聞いています。こういった本来病児保育園のスタッフがきちんと仕事に注力できるような環境体制も必要だろうというふうに思いますので、結果的にそういった部分が病児保育が増えて、質の担保というところにもつながるわけですから、この辺りは町教育委員会としても適切な環境整備をしていただくように進言をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 事務局のほうにお伝えしてまいります。

14番（高橋秀昌君） 今全国的に自治体の職員の非正規の職員が非常に多いということが大問題になっているのですが、田上町も例に漏れず正規職員と会計任用職員の方が同じという事態が生まれています。そこで伺いたいのですが、次の点について数を報告してください。まず、幼稚園で働く正規の保育教諭の数。それから、正規でなくても会計任用職員となっている保育教諭の数。その他の非正規職員で保育教諭の資格を持っている人の数。それ以外の人での正規職員の数。それから、非正規職員、つまりパートも含めた数。いいでしょうか。大丈夫。

もう一回言うよ。正規で雇われている保育教諭の資格を持った人の数。それから、会計任用職員、これ正規でないわけなので、会計任用職員なのだけれども、保育教諭の資格を持っている人の数。その他の人で、保育教諭の免許を持っているのだけれども、その他の非正規職員の数。これは、いるかいらないかなのだけれども、いな

いケースも多いのだけれども。つまり保育教諭の資格を持っているのだけれども、会計任用職員にはならない人っているのではないか。会計任用職員というのは一定の勤務実態があって、そして健康保険に加入している、こういう人を会計任用職員としているらしいので、そのところの数字を出していただきたい。それ以外で正規職員数、つまりここでいうと事務長なんかはそれ以外の人になるわけだ。ここで働く人だから。保育教諭の免許を持っていなくて正規の職員の人の数。それから、保育教諭の免許を持っていなくて非正規の職員、つまりパートも含めた働いている人の数。これを出してもらいたいなのだけれども、すぐ出ない。

教育委員会副参事（小林 亨君） 今ほどのご質疑でございますが、正規職員の保育教諭の資格を持つ者が24名。それ以外の正規職員は、調理師3名と私の1名ということで4名。28名という形になっております。会計年度任用職員でフルタイムに近い状況の職員が17名、これ保育教諭です。短時間の会計年度任用職員ということで、半日勤務とか二、三時間勤務という方で資格をお持ちの方が、これ保育士の部分も含みますけれども、3名。令和5年度の実績でいきますと3名です。幼稚園教諭は持っていないのですが、保育士のみ持っているということでの表現となります。あと、そのほか資格はないのだけれども、補助員として従事していただいている方が12名。管理員につきましては、会計年度任用職員で任用している者が1名、短時間の者が1名。あと、会計年度任用職員の中にも看護師、栄養士、調理員ということでそれぞれ1名ずつおりますし、会計年度任用職員で社保加入、要はほぼフルタイムで社会保険加入ということで雇用した者が23名になっています、合計で。先ほどの保育士、保育教諭も含んで23名という形になっております。短時間で社会保険に加入していない者が19名という形で令和5年度の実績となっております。

14番（高橋秀昌君） 私が分けをしたところで、前に総務課のほうからの報告があったけれども、会計任用職員というのは全て社会保険に加入している人というふうな受け取り方したのだけれども、違うの。どういう認識なのですか。ちょっと教えて。私は、会計任用職員というのはフルタイムではないけれども、ほぼフルタイムで、ある一定の期間、何か月か働いている人だったかな、あるいは1年契約だったかな、正規の職員ではないのだけれども、そういう人を会計任用職員としているのだという受け取り方しているけれども、ちょっと違った、会計任用職員とは何かというの、私が言っているのと違うのであれば、それ説明してくれる。

教育委員会事務局長（時田雅之君） では、簡単にお話ししますと、今まで臨時職員と言われていた方は、全部会計年度任用職員という名前になっています。その中でフ

ルタイムの勤務の方もいらっしゃる、パートタイムの勤務の方もいらっしゃいます。社保加入の保育教諭の会計年度任用職員の方は、資格所有者の方ということでご理解いただけると分かりやすいかなと思います。

1 番（吉原亜紀子君） 病児園の利用者数が書いてあるのですけれども、依頼数というのがどれくらいなのかというのを確認したくて、というのが結局きちんと依頼された方々、皆さんここに見てもらえるのかって、見てもらえない数が多ければ、その辺り改善の余地がある一つの要因になるかなと思っているのですけれども、その辺りいかがでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） そこまでの数字、手持ちでございませんので、事務局のほうでつかんでいるかどうか不明でございますので、後ほど話をしてみたいと思います。

1 番（吉原亜紀子君） もしつかんでいないようであれば、今後つかむべきところではないかなと思うので、その辺りも含めてご検討ください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） その旨伝えておきたいと思います。

副委員長（渡邊菜穂美君） すみません、89ページの備考欄の幼稚園長報酬についてなのですけれども、園長クラスで18万円というのは、これは他の自治体と比べて妥当な内容なのでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 他市町村と比較したことはないのですが、報酬審議会か何かでこちらが決まっているのではないかなと思います。それで、こちらのほうで金額を操作するというのはできないことになっています。

委員長（中野和美君） ほかに質疑はございますか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） それでは次、4 款に移りたいと思います。

4 款の説明をお願いします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） それでは、4 款の説明に入らせていただきたいと思います。1 つしかありませんので、すぐ終わりますが、決算書114ページ、115ページお願いいたします。

4 款 1 項 6 目新型コロナウイルス対策費ということで、備考欄のほうをお願いいたします。下段のほうになりますが、学校給食費支援事業ということで382万7,700円の支出をさせていただきました。こちら電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金を利用させていただきました、令和 5 年 8 月分の給食費 1 か月分を無償化したものでございます。主要施策の成果の説明の36ページのほうおはぐりいただきたいと思います。

います。中段に学校給食費支援事業負担金ということで記載がございますが、ここに8月分の給食費を町が負担ということで記載させていただいておりますけれども、田上小学校におきましては207名、それから羽生田小学校については237名、田上中学校227名、それぞれ月額を掛けまして、合計しまして382万7,700円の支出をさせていただきました。ここに書いてありますように、児童生徒の在宅時間が長くなる夏休み期間での支援を実施したということで、電気代とかガス代とか様々な物価が上がる中、給食費の支援があつて非常に助かったという、保護者から好評をいただいております。

以上です。

委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

質疑のほうはございますか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） それでは、次は10款なのですが、ちょっと早めですが、休憩いたします。10時5分より再開いたします。

午前 9時47分 休 憩

---

午前10時05分 再 開

委員長（中野和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、10款、説明をお願いいたします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） それでは、10款の説明に入らせていただきます。

決算書158ページ、159ページのほうお開きください。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費175万円の予算額に対しまして168万7,750円の支出、不用額としまして6万2,250円となりました。こちら経常経費が主なものでございますので、説明は省略させていただきます。

決算書160ページ、161ページをお願いいたします。2目事務局費、予算額6,521万5,000円に対しまして支出済額6,473万46円、不用額としまして48万4,954円となりました。事務局費につきましても経常経費的なものが主なものでございますが、令和5年度につきましては、皆様に大変ご心配とご迷惑をおかけしましたいじめ問題調査委員会の費用がのってございます。そちらが報酬のところ、いじめ問題調査委員報酬24万円、ページをおはぐりいただきまして、163ページの7節報償費、調査活動費、報告書作成費、こちらがいじめの関係の調査委員会に対する支出ということになってございます。

続いて、3目教育振興費8,086万1,000円の予算額に対しまして7,570万4,373円の支出、不用額としまして515万6,627円ということになりました。不用額の主なものにつきましては、10節需用費137万309円でございますが、こちらスクールバスを入れ替えたことによりまして、スクールバスの修繕費の支出がなかったことによる不用額となっております。

それから、18節負担金補助及び交付金262万3,971円、こちらは保育の関係で施設型給付費の執行残約190万円、それと学校給食費多子世帯の補助金でございますが、こちらが32万4,000円の執行残ということでございます。

それでは、備考欄のほうお願いいたします。こちらも主なものが、経常的なものがほとんどなのですが、ページをおはぐりいただきまして、165ページお願いいたします。真ん中から少し上になりますが、13節使用料及び賃借料、この中のスクールバス借上料552万2,880円でございますが、さきに債務負担行為、それから補正等でご説明させてもらった経緯がございますが、令和5年8月から新しいスクールバスを入れさせていただきました。月額にしまして69万360円、こちらスクールバス6台分の経費となっております。

それから、備考欄の下段のほうになります。不登校児童生徒対策事業ということで71万7,570円の支出をさせていただきました。本日お配りしました資料ナンバー2のほうを御覧いただきたいと思います。こちらも例年提出させていただいてございますが、いじめの認知件数、それから不登校児童生徒数、ヤングケアラーについての実数と率のほうを掲載したものでございます。いじめの認知件数につきましては、令和5年度、学年別にはお出ししてございませぬけれども、田上小学校で27、羽生田小学校で2、田上中学校で4件ということになってございます。不登校児童生徒数については田上小学校で8名、羽生田小で3名、田上中学校で13名、こちらは病気やけが以外で30日以上欠席者の数ということになってございます。

それから、ヤングケアラーの関係になります。一番下段になりますが、こちらは令和3年度に国が中学校2年生、それから全日制の高校2年生を対象として始まりました実態調査になりますが、令和4年度からは今度は新潟県が実施主体となりまして、小学校4年生以上を対象として、全11問から成るアンケートを全児童生徒から実施させていただいております。田上町におきましては、令和4年度もそうですが、令和5年度についてもヤングケアラーの疑いの件数は上がってきてはございません。県全体の結果としましては、①番でございます。ヤングケアラーの疑いがあり、個別に支援を要したケース、こちらが0.23%。令和4年度は、ちなみに0.38%

でした。若干率が減少してございます。2番、ヤングケアラーの疑いがあり、市町村と連携し対応したケース、こちらが0.06%。令和4年度0.08%ですので、こちらも若干落ちているというような状況でございます。

それでは、決算書のほう戻っていただきまして、167ページのほうお願いいたします。上段のほうになりますが、18節負担金補助及び交付金、特別支援教育就学奨励費補助金でございますが、こちらは主要施策の52ページのほうお願いいたします。一番上段になりますけれども、小中学校の特別支援学校に就学する児童生徒の保護者に対する支援ということで、令和5年度、小学校30人、中学校8人ということで166万6,372円の支出をさせていただきました。あわせまして、決算書でいう教育費支援推進事業のところの私立高校等、それから大学利子補給、給食費の補助の関係もこちらの52ページのほうにそれぞれ実績のほう記載させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算書にまたお戻りいただきまして、166、167ページになりますが、2項小学校費、1目学校管理費、予算額が8,597万円に対しまして支出済額8,231万7,705円、不用額としまして365万2,295円ということになってございます。10款全般なのですが、令和5年度についてはこれまで手をつけてくることができなかった施設の改修、それから給食センターの備品の入替え、それらについて大きな事業費をいただき、それぞれ工事等、修繕工事も含めまして実施をさせていただきました。あわせまして、先ほどもお話ししましたが、ソフトの関係でいいますといじめ対策の関係、それから町体の在り方について検討委員会を設置し、今休止状態ではございますが、それらについても協議を行っております。また、部活動の地域移行についても併せて検討委員会を設置しまして、受皿の確保について進めてきたところでございます。

それでは、学校管理費のほう説明させていただきます。不用額の主なものとしまして、10節需用費になりますが、284万540円の残額となつてございます。こちらにつきましては、灯油、それから光熱水費、とりわけ電気とガス代になります。あとは、施設修繕で若干の不用残が残つてございます。

ページおはぐりいただきまして、169ページお願いいたします。真ん中から下段になりますが、田上小学校整備事業ということで14節工事請負費、体育館網戸設置工事をさせていただきました。それから、備品購入費につきましては、新小学校1年生の防犯ブザー、また学籍簿保管庫、それから教務室の片袖机などの整備を行つてございます。

田上小学校その他事業の10節需用費、修繕料になりますが、こちら主要施策の59ページのほうをお願いいたします。上から2番目の田上小学校屋外遊具の修繕から5つ下、田上小学校その他事業の田上小学校給食棟雨漏り修繕まで、こちらが主な修繕の内容となっております。

決算書1枚おはぐりいただきまして、171ページをお願いいたします。一番上段になりますけれども、田上小学校150周年記念事業補助金ということで30万円の支出をさせていただきました。令和5年11月18日に記念式典、それからコンサート、こちら田上にゆかりのある方の音楽家から成るコンサートになりますが、それらを実施させていただきまして、最後にホテル小柳のほうで祝賀会を開催し、57名の方から出席をいただいております。

それから、決算書1枚おはぐりいただきまして、173ページをお願いいたします。今度は羽生田小学校のほうになりますが、備考欄のほうをお願いいたします。小学校整備事業ということで工事費、体育館屋根改修工事で2,475万円、それから防球ネット設置工事ということで61万6,000円。この防球ネットにつきましては、町民体育館を閉鎖したことに伴いまして、学校開放を使う率が上がりました。その関係で安全面を考えて、大きなボールが行き来しないよう防球ネットのほうを設置させていただいたような形になってございます。

17節備品購入費につきましては、田上小同様、新1年生の防犯ブザーをはじめ、健診用の照明、それから職員の椅子等の整備を行ってございます。

羽生田小学校その他事業の修繕料になりますが、こちら主要施策の59ページから60ページのほうにそれぞれ主な内容を記載させていただいております。田上小同様、屋外遊具の修繕からプールろ過機の修繕、それから高圧機中の開閉器等々修繕のほう実施させていただいております。

それでは、決算書のほうお戻りいただきまして、2目教育振興費になります。予算額2,448万1,000円に対しまして2,344万7,852円の支出、不用額が103万3,148円となりました。こちらにつきましては、田上小学校教育振興費、19節の扶助費、要保護、準要保護、それから決算書1枚おはぐりいただきまして、羽生田小学校教育振興費の同じく要保護、準要保護の援助費につきましては、主要施策の53ページ、54ページのほうにそれぞれ実績を記載させていただいております。令和5年度につきましては、取扱いを少し改正しまして、新入学用品費を入学前に支給できるように制度のほうを改善させていただきました。結果、小学校については対象者ゼロ人ということになってございますが、今年も新入学用品の申請ございますので、もし対象

者がおられれば入学前に支給のほうさせていただきたいと思っております。

それでは、決算書のほうにお戻りいただきまして、174、175ページですが、3項中学校費、1目学校管理費4,205万7,000円の予算額に対しまして4,091万6,418円の支出、不用額としまして114万582円ということになりました。不用額の主なものとしまして、ページ1枚おはぐりいただきまして、一番上段の需用費になりますが、44万3,391円、こちら光熱水費の電気料の残ということになってございます。

それから、その下、役務費で36万252円の不用額となっておりますが、除排雪手数料、こちらのほうで予算を計上していましたが、除雪する必要がなかったということで、金額にして15万円になりますが、執行残ということでございます。

決算書1枚おはぐりいただきまして、179ページをお願いいたします。田上中学校その他事業になります。10節の需用費、修繕料になりますけれども、こちら主なものとしまして浄化槽ブロアの配管修繕、それから汚水浄化槽縞鋼板の蓋修繕、併せてまた浄化槽になりますが、機器類の交換ということで支出のほうさせていただいております。

続いて、2目教育振興費になります。予算額1,235万2,000円に対しまして支出済額1,170万6,381円、不用額としまして64万5,619円ということになりました。備考欄のほうをお願いいたします。中学校の教育振興費、19節扶助費、要保護、準要保護の関係になりますが、中学校のほうは主要施策の54ページのほうに実績のほう載せさせていただいております。こちらは、対象費目を追加してございまして、令和5年度からPTA会費、それから校外活動についても支援が行き届くように、項目のほうを足して支援を行ってございます。

それでは、決算書のほう戻っていただきまして、180ページ、181ページをお願いいたします。社会教育の関係になりますが、4項社会教育費、1目社会教育総務費、予算額3,588万3,000円に対しまして支出済額3,359万4,526円の支出、不用額としまして228万8,474円ということになりました。不用額の主なものとしまして、まず1節報酬の61万269円でございしますが、こちら事務補助員の報酬、それから学童保育の指導員の執行残ということになってございます。

あわせて、10節需用費、同じく60万878円でございしますが、こちら学童保育のおやつ代の執行残ということになってございます。

社会教育の関係については、バンブーブーをはじめ、道の駅等々と連携しまして様々な賑わいの催しを実施してきたところでございます。決算書1枚おはぐりいただきまして、183ページになりますが、一番下の二十歳のつどい事業、15万8,728円

の支出となっておりますけれども、主要施策の55ページお開きください。一番下段に実績を記載させていただいております。令和6年3月20日に交流会館を会場として実施しまして、対象者113名に対し、参加者が66人ということになっております。

それから、決算書にお戻りいただきまして、185ページのほうをお願いいたします。備考欄上段のほうになりますが、学童保育事業としまして1,085万6,263円の支出をさせていただきました。こちら希望者をお断りすることなく、希望者全員の学童保育のほう受け入れてございます。

備考欄の下の方になりますが、埋蔵文化財発掘調査事業ということで13節使用料及び賃借料、重機の借り上げで35万2,000円の支出、こちらは試掘調査後の田植時期に農機等がぬかった場合に、重機で引き揚げるために重機の借り上げを行ったものでございます。

それから、2目になります。公民館費でございますが、予算額2,639万8,000円に対しまして支出済額2,418万9,823円、不用額としまして220万8,177円ということになりました。主な不用額につきましては、187ページのほうお願いいたします。10節需用費約107万7,344円の不用額でございますが、こちら交流会館の光熱水費ということで主に電気、それからガス代の執行残となっております。

それから、18節負担金補助及び交付金84万8,200円の執行残につきましては、地区公民館活動助成で68万1,000円、子ども会の活動助成分で16万4,000円の執行残ということになっております。

それから、187ページの備考欄をお願いいたします。上段の早朝ハイキング皆勤賞ということで、早朝ハイキングについては毎年行っておりますが、4月から10月にかけて計7回、第3日曜日に実施しておりまして、11月5日、納会を実施しました。皆勤賞で12名、精勤賞で5名、参加者延べ177名ということになってございます。

それから、決算書1枚おはぐりいただきまして、188ページ、189ページお願いいたします。備考欄の中段辺り、交流会館整備事業、施設備品ということで、金額にしては僅かでございますが、5万円でございます。こちらコスモ・パワーから指定寄附をいただいた原資を利用しまして室内用の4輪車2台、それからロディという玩具ですが、そちら2組購入させていただきました。

3目になります。文化活動費、予算額34万1,000円に対しまして支出済額29万3,832円、執行残で4万7,168円ということになりました。こちら文化祭の関連経費になってございますが、主要施策でいいますと56ページに実績のほう記載させてい

ただいております。令和5年度の文化祭については、町政施行50周年記念事業ということも併せましてやり方を少し変更しました。例年ですと展示の部と芸能の部を同日開催しておったのですが、展示の部を10月18日から25日まで、こちら展示数が262点以上というふうになってございますし。芸能の部は11月19日に実施しまして、16団体の方々から日頃の成果を披露していただきました。評価としまして、展示の部、芸能の部の日程を分けたことによって多くの方から来場していただいたということと、また展示については1階のフロアのみで実施したということで2階以上に上がる必要がなく、ゆっくり鑑賞できたということで好評を得ております。今年度も、令和6年度も分けて実施をする予定でおります。

それから、4目になりますが、コミュニティセンター事業費ということで予算額507万3,000円に対し支出済額が466万2,549円、執行残で41万451円ということになりました。コミセンにつきましては管理費が主なもので、経常経費がほとんどということで説明のほうは省略させていただきたいと思います。

決算書1枚おはぐりいただきまして、190ページ、191ページお願いいたします。5目地域学習センター費、予算額1,869万6,000円に対しまして支出済額1,802万2,310円、不用額としまして67万3,690円ということになりました。備考欄をお願いいたします。地域学習センター施設管理事業ということで1,500万円ほど支出させていただきましたが、本日お配りしました資料ナンバー4とナンバー5のほう御覧いただきたいと思います。こちらは、それぞれ地域学習センターの部屋ごとの利用者の数字を例年出させていただいておりますが、こちらのほうつけさせていただきました。資料ナンバー4の右側のほうにカード変更、カード更新という表示をつけます。2月から網かけをしてございます。実はオープンから3年経過したということでカードの更新が今始まっております。2月から一番最初の更新が始まっているのですけれども、今地域学習センターの図書カードを所持していらっしゃる方々が令和5年度の3月末現在で1,103名おられます。その方々の更新が今後始まっていくということになっております。

続いて、決算書193ページお願いいたします。中段になりますが、地域学習センター整備事業ということで、例年図書のほうを購入させていただいております。購入費で208万780円。令和5年10月の蔵書点検時におきまして、今所持している図書が2万535冊、令和4年度の同時期と比べて2,036冊増冊しております。

続いて、5項になります。保健体育費、1目保健体育総務費、予算額266万4,000円に対しまして支出済額193万7,143円、不用額として72万6,857円ということになり

ました。こちら資料ナンバー6、ナンバー7のほう御覧いただきたいと思います。ナンバー6には学校開放の関係の利用者数の数字を載せてございますし、ナンバー7については、指定管理できらめきのほうから管理していただいておりますが、町営羽生田野球場の実績のほうグラフと併せて記載させていただいております。

それでは、決算書のほうお戻りいただきまして、193ページお願いいたします。保健体育総務費の主なものとしまして7節報償費、黒ポチの3段目になりますが、部活動地域移行指導者等謝礼ということで8万3,400円の支出をさせていただきました。こちら部活動の地域移行、中学生の生徒の活動場所の受皿を整備するに当たりまして検討委員会を設置し、7月27日、それから9月26日、両日で検討委員会を実施させていただきました。結果的に令和5年度の受皿については卓球を整備することができまして、指導者報酬ということで1月から3月分の指導者謝金のほうをお支払いさせていただいております。

続いて、決算書194、195ページお願いいたします。備考欄上段になります。13節使用料及び賃借料16万280円の支出でございますが、4年ぶりにスキー教室を開催させていただきました。期日は2月11日から2月12日、1泊2日になりますが、妙高の池の平におきまして小中学生25人、それから一般参加者6名ご参加いただき、それぞれスキー教室のほうを実施させていただいております。

続いて、2目総合体育大会費、予算額251万7,000円に対しまして支出済額239万2,420円、不用額12万4,580円となりました。備考欄のほうお願いいたします。佐藤杯の町内駅伝競走大会費になりますが、今まで参加チーム数が少ない、形骸化しているのではないかというお話をいただきまして、担当のほうが一生涯懸命案内を出したところ、参加チーム合計で25チーム、うち今回新たに競技として設置しました3区間のチームで25チーム中5チームの参加。それから全体で中学生から参加いただいたのが5チームございます。駅伝終了後には、ちょっと天気もよくなかったのですが、小学校、それから幼児の皆さんから、一部親子連れで庁舎内のほうを1周回っていただいて、最後に道の駅のソフトクリーム券のほうを参加賞としてお渡ししたようなところでございます。

それから、3目体育施設費になります。予算額1,421万9,000円に対しまして支出済額1,408万4,808円、不用額13万4,192円となっております。こちら町民体育館の管理費ということで、閉鎖後の電気料金等の精算額のほうを支出させていただいておりますし、野球場の管理費につきましては指定管理料として657万2,000円。それから体育施設その他事業については、町民体育館の検討委員会の謝礼ということ

で、委員11名、そのうち公募委員が3名おりましたが、7月25日、それから9月28日に検討委員会を実施し、その謝礼としてお支払いをさせていただきました。

決算書1枚おはぐりいただきまして、197ページお願いいたします。備考欄の一番上段にありますが、羽生田野球場のバックネット改修の工事をさせていただきました。金額については693万円となっております。

最後になりますが、4目学校給食施設費、予算額7,985万3,000円に対しまして支出済額7,693万2,892円、不用額としまして292万108円ということになりました。執行残の主なものとして需用費の83万9,000円、こちらほかのところと同様、光熱水費、主なものとして電気とガス代の執行残ということになってございます。

17節備品購入費の110万4,974円につきましては、こちら給食の配送車のほうを入れ替えさせていただきましたが、そちらの執行残、請負差額ということになっております。

決算書1枚おはぐりいただきまして199ページをお願いいたします。一番上段になりますが、施設備品ということで594万円、これまで給食センターの機器類の更新が滞っていたものがありまして、それらの入替えについて令和5年度は注力させていただきました。入れ替えた備品については、こちら真空冷却機、それから業務用の冷蔵庫のほうを入れ替えさせていただきました594万円の支出ということになっております。あわせて、その他事業の修繕料になりますが、主要施策の60ページのほうお願いしたいと思います。下から3つになります。学校給食施設その他事業ということで共同調理場の換気扇の修繕、それから洗米機、炊飯器の修繕、修繕というか入替え修繕になります。こちらが660万円ほど。最後に、給湯ボイラーの修繕ということで190万円の支出をさせていただきました。児童生徒の安心・安全な給食の提供に向けまして、施設整備に注力したというところでございます。

最後に、決算書199ページの17節備品購入費、給食配送車ということで1台入れ替えさせていただきました。659万6,026円の支出をさせていただいております。

簡単ですが、説明のほうは以上になります。

委員長（中野和美君） 10款の説明が終わりました。

質疑のある方。

2番（轡田 禎君） いじめと不登校について質問いたします。

資料ナンバー2なのですが、この表から聞きたいと思うのですけれども。まずいじめの認知件数について、令和5年度、田上小学校が27ということで数が多いように見えるのですけれども、この増えた理由をどのように分析しているかと。あと力

ウントの仕方なのですが、これは同じ、例えば児童が何か悪口を言われたりして、また数時間後に悪口を言われたりであったり、それは2件みたいなふうにカウントしていくのでしょうか。それとも1人の子だから1人みたいなカウントなのでしょうか。そこも教えてください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 資料ナンバー2の田上小学校のいじめの件数が令和4年度と比較しまして25件増加しているのですが、学年は申し上げられませんが、田上小学校の教諭の中で心身の体調不良により休んだ学年がございました。そちらのクラス運営のほうについて、代替教員が入って一生懸命やったのですが、なかなかうまく子どもたちの学校生活を回すことができなくて、結果的にそのいじめの件数が増えたということになっております。いじめの件数が増えたといえますか、正直言うといじめなのか、けんかなのか、境目がよく分からないのですけれども、嫌なことをされた、今度はされた子がした子に対して仕返しをした、それらが1件ずつ上がってきまして件数が増えてきているというような状況でございます。主なものは、内容は詳しくは申し上げられませんが、冷やかし、からかい、それから嫌なことをされた、たたかれたというようなものが主な状況になっております。

件数のカウントですが、同じいじめの内容が継続する部分については、それは月をまたいだとしても1件で変わりはありません。事象が変わるたびに1件ずつカウントしていくというような感じになっております。

2番（轡田 禎君） 分かりました。

あと、この表なのですが、27件とか2件とかというのは、あくまでトラブルがあったことをカウントして、その後、同じものが続いていくようであればずっと続いていて、それがなくなったら1件がゼロに戻るという認識でいいのでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 件数がゼロに戻るということではなくて、事象が1つ起これば1件というカウントにさせていただいております。いじめを解消したとしても、それは1件あったということでカウントしています。ですので、田上小でいいますとそれらが27件、羽生田で2件、田上中で4件あったということになっており、先ほど田上小の主ないじめの内容をお話しさせていただきましたが、羽生田小におきましても主な事象については冷やかし、からかい、それからたたかれる、主に低学年なのですけれども、こういった事象がございます。中学校につきましては、小学校同様冷やかし、からかいもあるのですけれども、今度ちょっと大人になっていきますので、SNSでの誹謗中傷というものが件数に上がっているような状況

になっています。

2 番（轡田 禎君） 分かりました。個人的な感想になりますが、起きたことをカウントするのと、あとそれがいずれ仲直りして解消したとかなったときに、それが分かる何か指標があるといいのかなとは思っております。

続いて、不登校のほうでお聞きしたいのですが、その下のほうなのですが、病気やけが等の理由を除いたということなのですが、その場合どういった理由があるのかということと。あと一番右端の令和 5 年度の田上小 8、羽生田小 3、13 というこの数字は、すみません。中学校の場合、中学校は適応指導教室があるのですけれども、そこに行っている子どもは不登校ということでカウントしているということでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 中学校の不登校の13件については、適応指導教室に通っている子が入っておりません。この不登校の主なものについては、転入、進級時の不適応ということで2件、重複する理由もあるので、足してもこの数にならないかもしれませんが、転入、進級時の不適応で2件、家庭生活の変化で2件、無気力が2件、不安、抑鬱で9件というような理由となっております。

2 番（轡田 禎君） そうすると、この表の田上中13人というのは、基本的に学校には来ていない方という数字でいいのでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） はい、そうなります。

2 番（轡田 禎君） そうしますと、中学校で教室には行かないけれども、適応指導教室のほうだけに来るという方もいらっしゃると思うのですが、その数はどれぐらいになるのでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） すみません。手元に資料がないのですが、たしか11人だったと思います。

2 番（轡田 禎君） 適応指導教室なのですが、ここに町雇用指導員の方が対応されているとあるのですけれども、町雇用指導員という方は、どういった方が何人ぐらい、どのような内容でやられているのか教えてください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 指導に当たってくださっている方については、教員OBの方1名来ていただいております。時間については午前中のみとなっており、午後からについては中学校の現職教員の方から協力をいただいて、空いている時間、この不登校の適応指導教室に中学校の教員から来ていただいて、それぞれ生徒の対応に当たっているということになっております。あわせて、教育委員会に佐藤訪問教育相談員が1名おります。主に不登校の児童生徒の家へ訪問指導に行ってい

る方なのですが、その方についても時間が合えば2時間目からこちらの適応指導教室のほうに行って指導のほう当たっているというような状況になります。

2番（轡田 禎君） そうしますと、確認なのですが、中学校の適応指導教室は教員OBの方が1名と佐藤先生のお二人が毎日11人ぐらいの1年生から3年生のそれぞれの生徒を見ているということなのでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 常時見ていらっしゃるということだと思います、午前中は教員OBの方が1名、それと空き時間が合えば佐藤訪問教育相談員が2時間目から入っていく。これ毎日ではないので、空き時間があればの話です。午後からについては、田上中の先生方から協力をいただいて、空き時間のある先生から午後の対応に当たってもらっているというような状況です。

13番（池井 豊君） 多分すぐ答えられないと思うのですが、田上町で太陽光発電を入れているのは交流会館と田上中学校。昨日も水道施設で入れたらどうかみたいな話も出ているのですけれども、この太陽光発電の効果をこれしっかり調べて、ほかの部局と共有してもらいたいのです。太陽光発電でどれだけ節電になったか、またはそのランニングコスト、私あまり太陽光発電というのを評価していないのですけれども、ランニングコストが、結構メンテナンスとか入替えとか、そういうのにお金がかかるという話なので、もし田上町のほかのところに導入するなら、いいよって言えるぐらいの効果が出ているのか、そういうところをしっかりと認識してもらいたいのです。それで、ほかの部局と共有してもらいたいのですが、交流会館と中学校の太陽光発電がどれだけの電気料の節減につながっているのか。それから、ランニングコストがどれくらいかかっているのかという、ランニングコスト、メンテナンスも含めて、または導入費の償却というふうなことを考えてもいいと思うのですけれども、これを持っているのは教育委員会部局だけなので、そこら辺の話を総合的に聞かせてください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 太陽光発電の関係の数値につきましては、以前資料を提出させていただいているはずですが、小野澤議員の資料請求の関係でたしか出させていただいていると思いますので、そちらご確認いただきたいと思います。あとランニングコストの関係は、ランニングコストというものについてはあまりかかっていないのではないかなと思います。それから、太陽光に関して今まで修繕費が発生したかといいますと、私の知る限りではまだ修繕費は発生していないという状況です。

13番（池井 豊君） 小野澤委員が言われて出したのはいつの数字でしょうか。去年で

はないか。だから、もし同じのがあれば今年出してもらえれば。だからユーチューブにそういう評論家が出て、太陽光パネルは導入すべきではないみたいな主張をする人がいて、おおっと思ったのがあって、何かというと、その元を取る前に結局またメンテナンスがかかってきて総合的に得ではないので、太陽光パネルなんて一般住宅に上げるものではないよなという評論家の話があったのです。そうなのかなとか思いながら、そうでもないのだけれども、災害時とか何かあったら絶対あったほうがいいのは間違いのないのだけれども、そういう説もあるのです。まだ導入年数がたっていないのですが、導入コストに対して耐用年数、その間の発電量とか本当にプラスになるのかどうかというのを私は知りたいのです。そういうところの評価はしっかりなさっているでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 正直言いますと、今まで評価という評価はあんまりしたことがありませんが。効果と言われると、さほど大きく電力量に影響しているというようなものはないのではないかなと感覚的には思っています。あと、資料提出を求められましたが、すぐ準備できるものではないので、全体に配る必要はございますか。学校に行ってパソコンを動かして過去のデータをひっくり返さないと駄目ですし、交流会館についてはデータ、発光電力量自体は出るかもしれないです。そのデータでよければ電力量の表だけ、以前お出ししたようなものと同じような形で出させていただきます。

13番（池井 豊君） 私が言いたいのは、本当にほかの施設でも太陽光を導入したらどうかというアイデアが出てきているのだけれども、本当にそれが得かどうかというところを考えながら太陽光を導入していかないと駄目だと思うのです。それで、今導入しているのは交流会館と中学校なので、庁舎に導入すれば本当に町の財政に対してプラスになっているよというふうに言い切れるようであれば、本当にほかの部局、凍結している車庫棟の上とか、ほかの施設でも上げられるところは上げるべきだと思うのですけれども、そういう評価基準になるようなもの、データを持っているのは教育委員会だけで、教育委員会としてそういうふうなものを全体共有してもらいたいと思うのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 評価基準というものを我々がつくるというところまでいかないとは思いますが。以前お出ししたものの、資料については、令和5年3月20日の予算審査特別委員会のほうで資料のほうは出させていただいております。それぞれ太陽光発電のモジュール、それからどのくらいのワット数で発電するのかというもの書いてございますが、これを見て我々が判断するというのは難

しいかなと思っております。

13番（池井 豊君） でも、それ判断しなければならないのです、誰かに聞いてでも。だから、導入してどうなった、何百万円かけて入れたけれども、それでその分電気を買わないで済んだ分はあるわけです。要は田上町のほかに導入するに対して損なのか得なのかというのをしっかりと把握してもらいたいのです。だから、それは誰に聞けばいいのだ。町の電気屋とかで計算してくれる。太陽光得意でないか。コンサルだろうか。コンサルに聞くとお金がかかり過ぎる。でも、太陽光を上げませんかといって勧めてくるメーカーあるわけですね、実際に。教育委員会はないかもしれないけれども、車庫棟に上げようとしたよね、車庫棟の上。そういうところに聞いて、コンサルまで使ったというのは無理だと思うのだけれども、何とか調べられないだろうか。計算式を出してもらってとか。そうではないと、太陽光を車庫棟に上げたけれども、結局はやりだから太陽光を上げたというだけで、それに対してどれだけ電気代節減できたかということが分からないではないですか。何とか調べられるように努力できませんか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 素人の私では不可能ですが、以前の提出した資料の中では、発電量と使用量に対しまして節電された率というのが大体5%ぐらいということで数字は上げて資料を提出しております。

委員長（中野和美君） そうしましたら、令和5年の3月に提出ということで、次、来年度になると2年たちますので、またその頃に比較ということで準備することは可能でしょうか。

13番（池井 豊君） そんな悠長なことと言ってられなくて、昨日の審査の中でも水道の施設のところに太陽光を設置して経費を節減、圧縮したらいいのではないかとというようなアイデアは出ているのだけれども。だから本当に節減になるのかどうかというところを、節減になるのだったらほかのところでも、ばんばんって言ったらおかしいけれども、上げていくべきなので、そのデータを持っているのは教育委員会だけなので、ぜひ教育委員会としては常にそれがどのくらいの節電につながりますというのを庁議で共有する必要があると思うのですけれども、どうでしょうかという質問なのです。分かる、言っている意味。だから、今でもほかのところの施設に、教育委員会のほかのところに多分ソーラーパネルを上げるべきだというようなアイデアが出ているわけです。それが本当に電力節減に寄与しているかどうかという数字を持っているのは教育委員会だけなので、それをほかの部局がソーラーパネルを上げるというとき、事業をやろうとするときに本当にそれを証明できるの

は教育委員会なので、そういう数字を持つべきではないかと言っているわけです。  
分かる。

委員長（中野和美君） すみません。いいですか。では、教育委員会、今ちょっと食い違うところがあるのですけれども。今後池井委員の言うように早めに、予算委員会の前には作ってほしいそうなのですが、どれほどそういうふうにソーラーパネルを上げたところでメリットがあるのかというところを研究して出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） それは、町全体の施設を我々が出すということですか。

委員長（中野和美君） 違う、違う。

教育委員会事務局長（時田雅之君） では、以前出したものと同じ資料で数値を変えて出させていただくぐらいしかできませんけれども、それでよろしいですか。

6 番（小野澤健一君） 池井委員が言うのはよく分かる。ただ、私はちょっと銀行員時代やったけれども、かなり複雑なのです。というのは、教育委員会に求めても無理だろうと。だって、太陽光にかかった費用が幾らかなんて分からないでしょう。例えば太陽光だけパネル設置した費用が幾ら、あるいはその太陽光パネルの今と当時ではもう性能が違うのです。だから、耐用年数がもう違う。だから、そんなのを個別に計算してやれるかということになると無理なのです。だから、太陽光は私がやったらどうだということで、その上へ上げるつもりだったけれども、業者がどうのこうのということで、まちづくり財政計画にも今回載っていないではないですか。だから、それを正式に載つけたときに収支が合うのか合わないのか、そのときは多分業者は計算するはずだ。それでやるしかないと思うので、今現在の、私は基本的に今の交流会館の上にある太陽光、あるいは中学校の体育館の上にある太陽光、これがどれだけ発電するかというところまでやるけれども、ではそういった設備投資をして償却年限があって、その中で単年度収支でプラスだマイナスだというのを出すのは私できないと思う、実際。だから、せいぜいさっき局長が言ったように、要は例えば電力の発電量はこれぐらいで、それは田上中学校で使っている分の何%ですというぐらいがせいぜいだろうと思うし。あともう一つは自分らで使う電力なのか売なのかによって違う。そうでしょう。だって、買取り価格、これが下がっているわけですから。だから、そういったものを含めると、メリット、デメリットというか、太陽光で発電すれば、その分東北電力から電気引かなくなっていくのだから、それはそれでいいですという話になるわけで、なかなか収支というのは私は難しい

と思う。だから、これを求めても結果として出てこないと思う。それこそコンサルにやってくれということになれば、何十万円とかそのぐらいかけて出てくると思うし、そうでなければ汎用で何か数字を入れるとちょっと出てくるようなのが多分パソコン上どこかにあると思うので、それぐらいがせいぜいだと思います。あと、日照時間とか、そういうのも全部、要は今年は日照が非常に多かったけれども、去年はあんまり冷夏でなかったとか、そういうものはあるわけで、そう簡単では私ないと思う。一応余計な話ですけども、そういうことで求めるにはつらいのかなという気がします。

委員長（中野和美君） では、そこまで出すというのは難しいということで、どうします、池井委員。でも、2年前と同じようなものは出してほしいですか。

13番（池井 豊君） いや、いいです。そういう認識を持ってもらいたいただけなので。

委員長（中野和美君） では、そういう認識を持ってもらうということで。

14番（高橋秀昌君） 私は、各小中学校の就学援助に関して伺いたいと思います。

就学援助に関しては、主要成果の説明書の54ページ前後に準要保護生徒就学援助費が田上小学校、羽生田小学校、田上中学校別に載せてあるのです。それで、私は就学援助が以前に、前教育長のときに田上町は極めて援助率が低いという指摘をしたことがあります。ところが、私もこの決算のときに初めて知ったのだけれども、田上町は就学援助支援要綱というのを令和5年の3月29日に決定しているのです。条例ではありませんので、あくまでも要綱なので、内部だけの話なのですが、これを読んで驚いたことは、ひどく分かりにくい内容。もう一つは、分かってくると、この基準が町民税の非課税、それから減免したもの、これは地方税法332条に基づいて、あるいは72条に基づいて減免した、あるいは367条の規定に基づいて固定資産税の減免をしたと、そういう一般住民が見ても全く分からないようなのがホームページ上で掲載されていると。これ自体を改善する必要があるのではないかというのを1つ指摘をしておきたいと思う。ちなみに、これはあくまでも支援要綱の話なので、田上町のホームページにおける就学援助制度についてというのはすごく言葉としては分かりやすいのだけれども、中身が全然分からないというふうに思います。なぜ分からないかというと、認定要件は生活保護の停止または廃止を受けた、町民税が非課税である、町民税が減免された、さっきのようなことを平易に書いてあるだけなのです。そうすると、自分のうちはどうなのかなんていうのは全く分からないというのを感じました。そこで、ほかの市町村は一体どうなっているのだということで新潟市の就学援助制度を見ました。新潟市の就学援助を見ますとこうなっ

ているのです。就学援助を受けられる所得の基準というのが書いてあって、第4階層が生活保護基準の1.2倍超から1.3倍以下の世帯、これが一番収入の多い世帯なのです。これには基準の25%支給しましょうと、第3段階、第2段階、第1段階まであるのです。さらに、一番低い支給の第4段階の人たちのを見ると、母親と小学生の子ども、2人の世帯は年収が305万円までの人にはその25%支給しますと出ているのです。3人の場合、父親と母親がいて小学生が1人の場合は336万円までの就学援助を支給しましょうと。4人世帯では父親、母親、中学生が1人、小学生が1人の場合は415万円まで支給しましょう。それから、さらに5人世帯、父親、母親、小学生2人、幼児1人については440万円まで、家族が6人の場合は478万円までについては、25%なのだけれども、支給しましょう。極めて分かりやすく書いているのです。田上町の基準と新潟市の基準を比較したら、田上町の場合は全部生活保護ぎりぎりの人、非課税の人で子どもがいるところしかないのです、ほとんど。あるいは、減免される場所。だけれども、実際にどのくらいの収入があったら対象になるのかが分からない。こうなっているのです。では、手続は田上町どうするのだと。見たら、申請したい人は学校長を通じて教育委員会に提出してくださいと、こうなっている。そうすると、私の家庭では就学援助の対象になるかどうかは学校長に聞かなければ分からないということになります。うちはどうも対象になりそうだから、どうなのでしょうね、学校長というなら分かるけれども。学校長に聞いて、学校長がその家の所得をみんな見て、それで対象になるかどうかは初めて分かります。このやり方は率直に言うと、小中学校の義務教育無償という憲法上のこと、それから機会均等という、そういう側面からしても、せつかく令和5年の3月につくった要綱ではあるけれども、この中身をもっと分かりやすくすることが第一と。もちろん私は今新潟市と同じ基準にしないでという考えは持っていないのだけれども、しかしもう少しその対象の子どもたち、家族が広がるというぐらいの手だては必要ではないかと思ったのです。そういう面で見えていくと、ここの田上町の今回の決算に出された数字は、全生徒の中の0.1%ぐらいしか対象になっていないのではないかと感じるのですが、この点いかがでしょう。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 町の準要保護の基準と新潟市の基準はちょっと違うのですけれども、町のほうで基準としている要件ですが、要保護については、これは生活保護の支給世帯ということになっております。準要保護の関係については、今ほど高橋委員おっしゃったように町民税の非課税、それから児童扶養手当の支給、これは一般的にひとり親家庭等の支援を受けていらっしゃる方、それから町民税、

事業税、固定資産税等々、国民健康保険料もそうですが、減免されている方。それから生活福祉資金の貸付けを受けている方、これらの方が準要保護の認定要件者ということになっております。学校のほうに提出して所見を求めるというものの一つに、最後に申請書の中では支給要件その他という欄を設けてあります。それは、私どもが分かり得ない、学校の担任の先生とか教頭先生、それから生活主任の先生が、この家庭については例えば衣服が汚れがちだとか給食費も納入が遅れがちだとか、そういったものを見ると生活に困っているのではないかというようなご意見をいただくために学校を通じて教育委員会のほうに出していただくような形を取っております。あわせて、地区の民生委員の方にも所見を求めています。ほとんどが民生委員の方に所見を求めても、なかなかそのご家庭の中まで踏み入れることはできないので、詳しいご意見をいただくことは少ないのですが、そういったところで2段階で所見をいただきながら、頂いた申請書を精査し、認定をしているというような流れになっています。要綱、それからホームページの内容が分かりにくいというご指摘を受けていますので、他市町村の状況を確認しながら、分かりやすい周知に今後努めていきたいと思っております。

- 14番（高橋秀昌君） 誰もが住民が見たら分かりやすくするのは町のホームページとしての当然のことなのです。率直に言えば、中学生程度の学力があれば誰が見ても分かりやすくするというのが基本なのです。ここから大きく外れていると言わざるを得ないのが1つ。これは改善しますと言ってくれたので。もう一つは基準自体が極めて狭い。だからこそ私が指摘するのです。田上町は就学援助ものすごく厳しく、少ないのですよねという。就学援助率というのがあるのです、全生徒に対する援助率というのが。新潟県の中でも極めて低いと言われてきて、これだから低いのだな。つまりあなたが言うみたいに貧しくてどうしようもない人を救うための援助なのだという捉え方なのです。このもともとの捉え方はそうではないのだ。義務教育無償という日本国憲法に基づいて、機会均等、誰もが全ての学校の教育、修学旅行も含めて受ける権利があるよというところから出発したのが就学援助の制度なのです。本来の制度から考えていくと、本当に貧しくてどうしようもない、生活保護は受けていないけれども、大変な状況の人しか支援しませんということにほかならないのが田上町だと感じたのです。ぜひこのところは、局長が直ちに、はい、分かりました、新潟市と同じにしますとか、新潟市と同じにしてくださいということを求めているのではない。ただ、一步前進させることを求めているわけなので、そういう点で、ぜひ町長以下三役にしっかりと委員会での私の質疑を伝えて、やっぱりお金かかり

ますから、町としても予算が必要になりますから、今よりも改善すれば当然増えますから、それは機会均等、義務教育無償化という日本国憲法に沿った方向で、100%ではないけれども、前進させましょうという、そういうところを強化してもらいたいということを強く求めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） よく分かりました。県内の就学援助の割合、田上町は言われますように最下位なのです。これ最下位、分母が各市町村どのぐらいいるのか、低所得の方とか生活困窮の方がどのぐらいいるのか分からないので。私も今ぱっと見ただけなので、もし子どもの数が分母であれば、県内で最下位ということになっておりますので、まずは今我々が基準としているところの世帯の方に漏れなく支援が受けられるように周知のほうを徹底していくということがまず一つ必要ではないかなと思っております。また他市町村の基準等についておさらいしながら、比較検討しながら今後考えて、研究していきたいと思っております。

14番（高橋秀昌君） この問題は、今回初めて言っているのではないのです。過去にも言っているのです。私が今回は新潟県のどのぐらいに位置するかを調べてこなかったのですが、最下位ということになっているのだとすれば、やっぱり基準をもう少し変えて前進させるというその視点で捉えていかないと決算での議論の意味がないわけなので、話をすり替えないで、教育委員会としても検討すると同時に、その財政的裏づけが必要ですので、もちろん財政的裏づけは、1,000万円出す必要があるなんていうことを主張しているのではないのです、私は。前進させる必要がありますということを指摘しているので、その方向で検討してもらいたいということについて、ぜひイエスという答えを、返答をお願いしたいです。事務局長がイエスと言うことは、上げますという約束するという意味ではない。検討するということでイエスと言ってほしい。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 検討します。

11番（今井幸代君） 関連してなのですが、準要保護、要保護、そういった様々な対象の費目といいましょうか、対象になる経費があると思うのですが、そういった中でもずっと物価の上昇も続いてきている中なのですが、そういった中で対象費目の物価上昇に合わせた、物価上昇分も含めてその費用を設定していく必要があるのだと思うのですが、令和5年度に関して例えば令和4年度からの引上げ等があったのか、また今後そういった物価上昇分を併せて、そういった部分の物価上昇分の引上げということは考えているのか聞かせてください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） この費目の支援の額については、国の要保護世帯

の支援と同じ金額を使わせていただいております。その額の通知が毎年来るのですが、その要保護の支援額を超えて準要保護の支援をするということは不可能だと思っております。当然国のほうでも物価高騰を勘案しながら各項目の支援額について決定していくものと思っておりますので、それを注視していきたいと思います。

11番（今井幸代君） 毎年国のほうからそういった形で費用の部分が明示されるということであれば承知をいたしました。ありがとうございます。

次の質疑になるのですけれども、ヤングケアラーの実態調査の資料を頂きましたけれども、ヤングケアラーの概念自体は理解をしているつもりなののですけれども、いざこれはヤングケアラーのケースだというふうに判定をするということは、非常に難しい部分もあるのではなかろうかというふうに思っています。基本的に認定するのが市町村になるのか、県が調査の実施主体であるので、県が判定するのか分からないので、まずそこが聞かせていただきたいのと。あわせて町として様々なお子さんを見る中で、ヤングケアラーと思われるようなケースが発生した場合に、これはヤングケアラーだと認定する、家族の家庭の中で、様々な家族があって、役割があって、家族の中のお手伝いを一生懸命しているというケースもあると思うのですけれども、そことヤングケアラーという形で定義される、その辺りの基準といいたしましょうか、その辺りの判定というのはどのような形でなされるのかお聞かせいただきたいと思います。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 今回この資料ナンバー2のほうで出させていたヤングケアラーの実態調査は、実際の児童生徒の皆さんからお答えしていただいている数値だということでご理解いただきたいと思います。答えていただくに当たっては、例えば兄弟の育児を強要されているとか、そういったものを十分理解して答えてくれているのではないかなとは思いますが、ここには受け止めの差があると思しますので、なかなかこれが実際の数値なのかというところは難しいところもあろうかと思えます。町がヤングケアラーの世帯、ヤングケアラーとして認定ということになりますと非常に難しいところがあります。今井委員が今言われましたように、家庭の中でのルールとして取り決めてあって、それが家族としての役割でこの子からはしてもらっているということになれば、その世帯をヤングケアラーとして対象にするのはちょっと難しいかなと。要はしつけなのか、家族のルールなのか、虐待なのかをよく判断しないと、なかなか認定ということについては難しいかなと思っておりますし、併せて本人がどれだけ負担に感じているのかというところも一つの理由になっていると思えます。

11番（今井幸代君） 今、局長おっしゃったとおりだと思います。様々な家族のありようもありますし、家族の中での役割であったりとか、本人自身も多少の負担感を感じていても、それが家族としての自分の役割なのだというふうに自覚をしていてそれを一生懸命頑張っているというふうに思います。なかなか町のほうで明確な基準を持って判断するというのは難しいのだと思うからこそ、やっぱり学校での様子であったりとか、あと様々な先生とのやり取りの中での気づきという部分が非常に重要になってくるのかなというふうに思いますので、そういった中で先生がしっかりと生徒たちと向き合える、児童生徒と向き合える時間の確保ということを教育委員会もやっていく必要があるのだらうと思いますので、学校の先生がすごく一生懸命やっただいていてということは私も学校に行っていて思うのですけれども、そういった時間の確保という部分を引き続き教育委員会は、働き方改革になりますけれども、努力をしていただきたいなというふうに思います。この質疑は以上です。

また、すみません、別なところに行くのですけれども。決算書163ページになります。就学時健康診断になりますけれども、1つ就学時健診で課題だなというふうに私自身捉えていることがあります。それは、大体就学時健診やるのは秋口になってくるのですが、ここで少し発達に特性があるのではないかとというふうに少し疑われるようなお子さん等の場合だと、そこから少し医師のほうに診断をとというふうになっていっても、今子どもたちのこういった発達の特性等を診れる初診の予約というのがものすごく時間がかかるのです。下手すると半年も予約が取れないとか、3か月に1回新患の予約が取れて、午前中ずっと電話をかけ続けても予約が取れないとか、そういったのが実態になってくると、就学時健診、秋にそういったことをお伝えいただいて、では病院のほうに少しというふうに行動したとしても予約が取れず、結局うちの子はどうなのかということが分からず、学校に行くときの就学時のクラスの判断をするのもなかなか悩むというようなケースも出ています。それがまた町内学校に行くのか、支援学校のほうに行くのかという判断もあると思います。なのでこの就学時前の診断の時期を少し早めるとか、何とか医療機関につながるまでの期間を本当に就学前に実施できるような取り組みであったりとか、早期の少し医療的なケアが必要なケースをつなげていくような手だてというのは考えていく必要があると思うのですけれども、その辺り教育委員会いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 今、この県央管内、西蒲も合わせまして、そういった学習障がいとか、そういった受診をすることが困難というのはまさしくお話しいただいたとおりでございます。言われましたように、就学時健診については来年

度新1年生になるお子さんを対象に大体今頃、もうちょっと後ですか、実施していくものなのですが、受診になかなかつながりにくいということで、そういうことの原因の一つとして、7月の終わりから8月の上旬にかけまして就学相談会というものを教育委員会のほうでしております。そこである程度ご家族が見て、ちょっとうちの子こういう行動が気になるとか、そういったものの相談を受けながら、その段階から可能であれば受診につなげていくという作業も行っているのは事実なのですが、就学時健診でスクリーニング検査に引っかかって、そこでも駄目だったから受診ということになると、やはり今の医療の規模だと言われますように難しいというところは事実です。なるべく教育委員会のほうでも早めの受診につながるように幼稚園での研修とか、今ほどお話しさせていただいた夏頃に実施しております就学相談会で可能な限り受診につなげられるよう努力してまいりたいと思いますが、医療機関の関係については我々のほうではあれなので、町のほうから県に対しての要望とか、そういった形で検討したいと思います。

11番（今井幸代君） 医療にかかるまで相当な時間がかかってしまうので、だからこそ就学時前の健診を少し前倒ししたほうがいいのではないかと。就学相談はしておられるのは分かるのですが、それはあくまでも親御さんの認識があって成り立つものではないかなと思うのです。実際に集団の中にいるときと、家庭のときは基本的に集団ではないので、家庭にいますと、何かうちの子ちょっと元気がいいなぐらいの認識でしかないケースも多々あるのではないかなというふうに思うので、そういった部分で親御さんからしてみると、就学時健診のスクリーニングのほうで少し結果が出てきたというふうになると医療により早く足向ける、そういうふうなパターンも往々にして多いので、臨床心理士の方も令和5年度から入っていただいている様々な早期発見等に、保護者の対応等もやっていたいているわけですが、この辺りの時期の前倒しというのは難しいものなのではないでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 資料を持ってこなかったのですが、健診の時期というものがたしか決まっていたと思うのです。通常の学校内での健診というものは6月いっぱいで行う。就学児の健診については、10月という記述がたしかあったと思うのです。ですので、前倒ししてできなくもないとは思いますが、学校のほうから就学時健診でいろいろ協力をいただいているものもありますので、会場も学校でしているのがほとんどなので、可能であれば検討しますが、そういった機期的なものもあるということをご理解いただきたいと思います。

11番（今井幸代君） 法的な縛りもあるということであれば致し方ないのかなというふ

うには思いますけれども、早期にそういった気になる子が医療につながって、早い段階で支援が受けれるということが本人にとっても学びや成長につながると思いますので、そういった部分の視点で取り組んでいただきたいなと思います。答弁は特に要りません。

最後に、私のほうから2点お願いしたいなというふうに思います。学童保育に関してなのですけれども、支援員の先生方は一生懸命お子さん見ていただいて、子どもたちもいろんな、勉強もそうですし、工作であったりとか、いろんな体験ができて、すごくいい時間を過ごしていると思います。ただ、長期休暇中の昼食提供、一般質問でもさせていただいて、検討していきたいというふうな答弁もあったのですが、結果として令和6年の夏休みは実施がなされることはありませんでした。そういった中ですけれども、国としても児童クラブの昼食提供は積極的にしていくべきだというふうに進めているのが今国の流れでもありますし、ぜひここを粘り強く実施に向けて頑張ってください必要があるなというふうに思っているのですけれども、教育委員会の受け止め、また令和7年度の予算をつくっていくわけですが、その辺りの考え方がいかなるのでしょうかというのが1点と。最後にスキー教室に関してなのですけれども、久しぶりに実施をして、本当に多くの小中学生が想像以上に参加をして、非常によかったと思います。初めてスキーを体験するというお子さんも非常に多くて、そういった子がリフトを上って下りてこれるまでに成長して最後帰っていったというところはすごくよかったのですけれども、何分指導員の方が足りなかったなというのが率直な課題だったと思います。スポーツ推進員の方から来ていただいて、決算に出ていますけれども、想像以上に初めてスキーをしますというお子さんたちが多かったので、一般で参加している方が急遽、子どもたちの指導ではないですけれども、見守りに入っているというような状況でした。ですので、こういった部分の、申込みの段階で初めてスキーをしますというお子さんが、生徒、児童が多いようなケースは推進員の方をもう少し多めにお願いをするとか、帯同する教育委員会の職員のほうで、お一人は女性がいいと思うのです。女の子たちも結構多いので、女性職員と、もう一人はできたら一定程度見守りができるような職員が帯同するとかして、一般の方は一般として参加しているわけなので、その辺りは配慮していく必要が、令和5年度実施してみて、私自身も参加して出てきた課題だなと思うのですけれども、その辺り教育委員会の受け止め方、また今後どのような対応をなさるか教えてください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 2ついただきました。まず、学童クラブの昼食の

提供の関係につきましては、今年度初動がちょっと遅く、反省しなければなりません、来年度この事業ができるようにこれから準備のほうしていきたいと思います。

スキー教室なのですけれども、スポーツ推進員の中でも、もしかするとスキーができない方もいらっしゃると思うのです。それで、必ずしも指導員からということになるとなかなか難しい。スキー協会というものがありますので、人間はあまりたくさんいないのですけれども、そこにもお話をしながら、一般参加者が事務局のような動きをしなくてもいいような形で運営のほう検討したいと思います。

11番（今井幸代君） スキー協会もそうですし、スポーツ協会等で参加されている、一般として参加しているスポーツ協会の協会員等もおりますので、そういった一定程度見守りができる体制をつくる必要があるだろうと思います。令和5年に参加した子どもたち、来年も行きたいですと言っている子たちが非常に多かったのもありますし、子どもたちの口コミの中で令和6年度も参加が一定程度あるのではないかなと思いますので、申込み状況を見ながら、臨機応変な対応をしていただくことを求めて終わります。ありがとうございました。

1番（吉原亜紀子君） すみません。私からは172ページ、178ページの教育振興費の総合学習講師謝礼なのです。予算もそんなに多くはないなと思っているのですけれども、予算に対しての決算額が少ないというのは、予算を取ったけれども、そういった総合学習に見合うような講師がそもそも見つからなかったのか、予算が足りな過ぎてできなかったのか、いろいろ要因があると思うのですが、その辺りお聞かせいただきたいというのと。保護者負担だったりとか設備投資のほうにどうしても目が行きがちで、もちろんそれも非常に重要なことなのですけれども、教育の質というものを上げていきたいなと思っているのです。教科書にないことを学べるというのがキャリア教育だったり、総合学習だったりするので、その辺り今後どういうふうに考えていくのかというところの点もお伺いしたいので、以上2点お願いします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 総合学習の関係なのですけれども、これまで地元例えば農家の方々のお話を聞くとか、地元企業の方からキャリア教育の関係でお話を聞くというようなことでお招きして講師謝礼を払うというのが多かったのですけれども、それに加えて、今バンブーブーの活動が結構学校の中で入ってきています。そちらのほうで活動する時数も結構ありますので、ほかの単元の学習の時間を減らしてまで総合学習で講師を呼んでその時間を取るというのはできないので、原因としてはそういうところにあるのかなと思ってはおります。今吉原委員から言われましたように、各施設整備以外にこういったところにも予算づけというこ

とでお話しただいておりますので、来年度の予算について、全部の学校ができるかどうか分かりませんが、例えばまず中学校からアントレプレナーシップ教育とか、今言われているものもありますので、そういった観点から予算づけができればいいなということで、それらについては新年度予算で研究していきたいと思います。

1 番（吉原亜紀子君） 今やはり多様化だとか個性と本当に言われている時代で、その辺り子どもたちが多角的に物事を見れるようになってほしいなと思っているのです。なので、もちろんバンブーブーの事業もすごく大事で、昨日もNHKか何かで中継で、私も見ていたのですけれども、子どもたちがそういうところでいろんなことを、物事を勉強してほしいと思っていますし、感じてほしいと思っているので、そういうのを幅広く、せっかくコーディネーターの人もいたりしますので、そういった方々が思う存分活動できるような体制として、予算づけというのはしっかり今後やっていただきたいなと思っています。特に答弁不要です。

8 番（渡邊勝衛君） 私からは、田上中学校のプールに関してのお願いでございます。

それで、昨年ですか、おかげさまでプールの改修工事は終わったわけでございますけれども、多分PTAのほうからの話が来たのではないかと思いますけれども、プールの底が非常に滑りやすいというような状態で話が来たのですけれども、田上中学校のほうからそういう話が来たかお聞かせください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 学校PTAの要望については、毎年学校環境改善要望ということで9月に要望会を受けております。今年度については、9月25日だったかにその要望会を実施する予定ですので、まだこちらのほうにはそういった声は届いていません。

8 番（渡邊勝衛君） もしそういう要望が来ましたら、早急に検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 研究したいと思います。

委員長（中野和美君） ほかに質疑のある方。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） では、私のほうから2つお願いいたします。

まず、1つ目、施策の説明書のほうの55ページ、二十歳のつどいなのですが、今回毎年度よりも、新型コロナが5類になったにもかかわらず、大分減っていて、前には100人近くの出席者があったと思うのですが、今回地震なんかもあったせいなのか、なぜか出席数が少なかった部分について教育委員会はどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。お聞かせください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 個々の理由まで取っていないので、なぜ参加できなかったのかという本当の理由までは分かりませんが、前回やった対象者の学年というのは非常におとなしい学年で、通常ですと二十歳のつどいが終わると全体で飲み会、祝賀会ですか、催すのですが、昨年はありません。そこには当然のことながら町は入らないので、どうしてやらないのかというのは理由は分かりませんが、その代わり個々に二、三人ずつ仲間内で会って、ばらばらに散っていったという話は聞いております。

委員長（中野和美君） ありがとうございます。

もう一つ、先ほどの今井委員がおっしゃられたヤングケアラーに関してなのですが、ヤングケアラーを子どもたちに聞いた、尋ねたということなのですが、子どもたちはヤングケアラーがどういうものかという研修を前もって受けてあったのでしょうか。でないと、どういうものがヤングケアラーで、自分がどういう状態なのかということを理解しにくい中にアンケートを受けたことになってしまいますので、実際家事を賄っているとかって、自分では当たり前のようになっているのだけれども、実はそれがヤングケアラーになっていることだったというのを前もって自分が分からないと自分で判断できないという、ほとんど自分はヤングケアラーだと思っていないのです。その辺はどういうふうに受け止めていらっしゃるのでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 中学生については、ほとんど理解しております。

ただ、小学校4年生以上になりますと、実施する前に先生方のほうから説明はありますが、本当にその子どもたちが受け止めてやっているかという、ちょっとどうかとは思いますが、こういうものだという説明はした中でアンケートはしていると。

委員長（中野和美君） 今まで田上ではヤングケアラーの疑いの件数はなかったということなのですが、今までがないからといって、これからがないとは限りませんので、教育委員会のほうでも注意していただきたいと思います。

以上です。

ほかに質疑がなければこれで10款を打ち切りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長（中野和美君） そうしましたら、本日の審査はこれで終了しました。

執行の皆様、お疲れさまでした。委員の皆さんは、しばらくお待ちください。

それでは、本日の審査報告ですが、質疑数と総括質疑について副委員長から報告

します。

副委員長（渡邊菜穂美君） では、報告させていただきます。

本日の質疑数ですが、11件ありました。総括質疑に対してはゼロ件になります。

3日間の総質疑数が80件になります。総括質疑は2件あります。

以上で終わります。

委員長（中野和美君） そういたしましたら、午後1時15分より総括質疑を行います。

お昼のため、休憩といたします。

午前 11時50分 休 憩

---

午後 1時15分 再 開

委員長（中野和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会に付託されました8件、3日間審査し、委員の皆さんから80件の質疑、2件の総括質疑がありました。

それでは、総括質疑を行います。

小野澤委員からお願いいたします。

6番（小野澤健一君） では、総括質疑をさせていただきます。小野澤でございます。

質問項目は、竹林等環境整備事業補助金200万円の事業検証結果についてであります。主要施策の成果の説明書では、町内の竹林整備に対し補助を行い、竹林の利用向上が図られたと検証結果を行っています。本事業は竹あかりイベント、バンブーへの補助金であり、当該イベントの収支状況、本事業の目的である竹林整備への貢献度、整備改善状況の詳細等及びイベントの総括を踏まえた上で、当該補助金の利用状況の妥当性を検証する必要がある。上記に基づく町の検証結果を具体的にご説明願いたい。

以上です。

委員長（中野和美君） 三條新聞社より傍聴の申出がありますので、これを許可します。

町長（佐野恒雄君） 皆さん、大変お疲れさまでございます。それでは、小野澤委員のご質問にお答えいたします。

竹林等環境整備事業補助金200万円の事業検証結果についてであります。まず、委員からは、この補助は竹あかりイベント、バンブー全体への補助金であり、当該イベントの収支状況や竹林整備の状況、イベントの総括が必要であるとのこと指摘であります。今回この補助金につきましては、確かに竹あかりイベント、バンブーに全く関係がないわけではありませんけれども、あくまでも事業の一環であ

る放置竹林の整備、これのために補助を行ったものであり、事業費200万円の補助金申請があり、その使途について竹林整備事業に充てられていることを確認し、交付を行ったものでありますので、十分効果はあったというふうに考えております。なお、竹あかりイベントの収支状況やイベントの総括検証等につきましては、特に必要であるとは考えておりませんけれども、この事業により町が大々的にPRされたことに間違いはなく、まちづくりに大きく貢献されたものと捉えております。

以上であります。

- 6 番（小野澤健一君） ありがとうございます。どう言ったらいいのか分からないのですけども、大体そういう答えなのだろうなと。要は私が問題提起、これ一つの問題提起なのですけども、前々からいろんな人たちが竹林整備の話をしてきているわけです。竹林整備はということかという、竹を伐採すればいいという問題ではないのです。私は、タケノコも自分のところで掘れるものだから、皆さんよりは竹に関する知識はあるという自負はある。要は竹林もタケノコが例えば十分出るためには、昔の番傘ありますけれども、あの番傘を開いて歩ける、それだけの竹の間隔を持たなければ駄目だと言われているのです、昔から。それから、竹というのは当然のことながら1年1年たてば古くなります。2年目、3年目ぐらいの竹が一番丈夫なのです。ところが、4年目、5年目になるともう古い竹であって色が変わってくる。そういうものを伐採をしていく、そういう必要があるのです。だから、バンブーブーにおいても、あそこにブランコもあるし、いろんな竹を使いますけれども、本来放置竹林あるいは竹林の整備のための竹ということであれば、二、三年目の竹ではなくて、四、五年目のそういうものをもし材料に使うのであれば、放置竹林というのはある程度改善をしていく。だから、私はそういう意味も込めて話をした。タケノコ掘りもタケノコ出てきたのを全部掘ればいいのではない。どれを残すかというのを確認をしながら、これは残そう、これは掘ろう、そこまでやって初めて竹林整備というのができるのです。前にも竹林の面積、当然私有地がいっぱいある、ほとんど私有地ですから、どれだけあるかというのは把握しづらいのだろうと思う。だから、そういった中で言葉では竹林整備、放置竹林の改善に寄与しましたと、こう言うけれども、では具体的にどうなのだと。例えば竹500本切りました、1,000本切りましたというだけでは本当は駄目なのです。今私が申し上げたように、2年、3年の本来一番元気な竹をばんばん切っていけば、その竹林が今後どうなるかというのは言わずとも、こういう形なわけです。一番大事なのは、切るのは切るでいいのです。切るのが一番大変なのですけども。切った後に結局それを処分で

きなくて、どこの竹やぶ行っても野積みになっているはずなのです。だから、それを本来何かの形で利用できれば一番いい。燃やせばすぐに消防署が来るわけだし、野焼きは当然できないわけ。だから、そこが一番の問題にもかかわらず、この成果の説明書の中では利用向上が図られたなんていうふうな言い方。それは、一ミリでも前進したからいいではないかという話になるかもしれないけれども、せっかく竹あかり、町長が言っているようにあれだけ田上町の一大イベントであれば、それを側面から、ほかの放置竹林とか、そういったものを整備することによって「竹あかりバンブーブー」がもっと輝くイベントになるのではないかと私は思うのです。だから、その努力を怠ってしまって今のようになり、そういう答えなのだろうなというふうに思いながら、やっているのかやっていないのかよく分からんというような形、それでは困るのです。だから、本当に竹林に対して、あるいはタケノコに対して、町が補助を出すとか云々は別にして、大事だということであれば、例えばこれどこかの市町村であったけれども、森林環境譲与税を使いながら、竹林を整備すると何平米当たり幾ら補助しますという、そういう制度がある市町村もあるのです。私調べただけけれども。そのまねをしろとは言わないけれども、町が本当に竹あかりイベント、バンブーブーを大事だ、すごい田上の一大イベントだと思うのであれば、それに付随した私有地の竹林をそれに見合ったような形で整備をしてやらなければ、竹あかりすごいな、何万人の人が来た。けれども、ふっと横見たら、何だ、放置竹林だらけではないかよという、それではちぐはぐではないのか。だから、そういう形で、今すぐ何をしろとは言わないけれども、放置竹林はうまくないということであれば、今私が申し上げたように竹というのは切って終わりではなくて切った後のほうが問題なのです。切るほうも問題なのだけれども、切った後の処分が問題なのですけれども、この辺は何か町長の中にありますか。昔は竹炭を作ったときに竹を集めてくれて、切ったほうは非常に助かったのです。持っていつてくれるから。ところが、今はそれがいないから、ほとんど全部野積みで、竹というのは風にさらされても結構残るのです。だから、それがどんどん、どんどん毎年のように増えていく。それがやっぱり現状だし、あとは切りもしない竹林というのはもう人が入れないほどの密集度があります。例えばゴルフ場の隣接している竹林は人が入れられないです。ああなってくるといずれどうなるのか。竹が枯れてくれればいいけれども、変なところにどんどん、どんどん移動していくと、ほかの植物がそこまで凌駕してくるというか、そういう状況も出てくるわけで、だからその辺は田上町が竹に対するどういう施策を持つかって私は必要だと思う。そういったものを聞きたかったの

だけれども、なかなか今のお話だとやっているからいいではないかと、こういう話なのだけれども、町長としてみればどうなのですか。私が今言ったように放置竹林もさることながら切った竹の処分、これは例えば町がある程度補助をしてくれてきれいにやればいいけれども、それも民地のことなので、そんなのはやっていられないと思われるのか、そのような仕組みに対するイメージがちょっと違うのです。だから、その辺について、放置竹林がいけないというのは町長は言われているけれども、ではいけないのであればどうしたらいいのか。前は竹あかりに200万円を出したけれども、今回は出していないわけです。出していないのであれば、その出していない分の200万円、森林環境譲与税が入ってきているわけですから、これについて竹林を今後どうしていくのかという、こういう何か思いがあったらお聞かせしていただきたいのですけれども。

町長（佐野恒雄君） 「竹あかりバンブーブー」への補助金、あくまでも先ほど申し上げましたように放置竹林の整備ということで出させていただいているわけです。私は、この200万円の森林環境譲与税を使った放置竹林の整備ということにおいては、ある一定の効果はあったのだらうというふうに捉えております。確かに小野澤委員の言われるように、非常に竹林のタケノコを生産するために竹を伐採する、この後の処理が大変なのだ、全くそのとおりだと思うのです。本当にあれだけの重い竹を切った後どう処分するか、それをどう何かに使えるかというところというのは非常に課題といたしますか、前にもちょっとお話をしたかもしれませんが、チップにして、肥料ではないのです。土壌改良材としてだらうと思うのですけれども、けあーずがチップにして出していると思うのですけれども、たしか福島だったか秋田だったのか、ちょっと分かりませんが、県内で全然使われていない。ほとんどが県外に出しているというふうなところで、それが本当にチップとしてばかりではないのですけれども、伐採した竹をどうするかというのは非常に大きな課題というのですか、問題なのだらうと思います。確かに昔は竹炭というふうなものもありましたし、活用の仕方としてはいろいろとあるのかもしれませんが、本当に竹の始末ということでこれが一番だというのはなかなか私自身も思い当たるものは今のところありません。ただ、しかし今回「竹あかりバンブーブー」に補助金を出して「竹あかりバンブーブー」が行われた。点灯式のときに私挨拶の中でも申し上げましたが、田上町の竹、タケノコなら田上町という、本当にそういう意味で町外に広くPRできたというのは非常に、田上のタケノコというのはもともとそういう意味で非常に有名ではあったわけですが、なお一層「竹あかりバンブーブー」のイベ

ントを通じてさらにそういうものが広まっていく。そうすると、結局また来春になるとタケノコを求めて大勢の方がおいでになられる。そうしたことから、今までタケノコを生産するために竹林の整備をやってきた人ばかりではなくて、タケノコをそれこそ整備して、もっといいタケノコを道の駅を通じて、また商店を通じて出していく。そういうことに少しでもつながってきているのではないかな。今回の竹林整備、竹あかりの竹林整備ばかりではなくて、そういうことが一般の竹林の所有者、そういうところにも何か広がってきているというのが非常に私としてみればうれしいというか、すばらしいことではないかなというふうに捉えております。今回、実行委員会のほうから要望書も上がらなかったのも、去年は補助金というのは町としてもしなかったわけですが、これから森林環境譲与税、確かに去年の分をすれば、また今年分というふうな形でたまっていく。ただ、これためていくと、また県内、国からためてはいかんというふうな、お叱りではないですけども、また言われるわけですし、これをどういうふうな形で、またどんな形で使っていくかというのは、今のところまだこういうものに使っていくというふうなものは考えてはおりませんけれども、そうした形でたまっていくわけですから、当然有効的な形で使っていければなというふうに思っております。

- 6 番（小野澤健一君） ありがとうございます。町長が言われるのは何となく分かる。端的に言えば竹あかりというか、バンブーブーがこれだけもう有名になっているわけですから、これを契機に竹林の整備を私は活動的にやっていく必要があると思うのです。それはどういうことかという、竹林整備をすることによってバンブーブーがより一層映えると思うのです。だから、一つのそういった成功事例がたまたまあるわけですから、今までのように何平米の竹林があつて、それがどうのこうのという、全体像もよく分からんというような状況なわけです。今でもそんなによく分からない、何本あるかなんて絶対分かりっこないわけです。だから、バンブーブーがあれば幻想的な風景を、景色を醸し出して、それに見合った竹林に田上町はなっているのかというと、私はそうではないと思うのです。だから、それを一つの契機にして、要は京都にあるみたいな、あんな青竹でした小道がいいとか、そんなものまで造れとは言わないけれども、せいぜい各人が持っている竹林について、私さっき申し上げたように切った後の処理が一番問題なわけですから、そういったものについて森林環境譲与税を使うかどうかは別としても、何かしら補助を出してやらなければ、民間の人たちってなかなか従来どおりという形。例えば木を切った竹林がそこらにみんな散らばっていたなんていうことになると、片っぱは幻想的なきれ

いな風景を見て、車に乗って一歩行ったら何か竹林の竹がそこら中に捨ててあるような、そんな景色見たらそれはもう全く幻滅するわけですので、そういうことがないように。非常に難しいとは思うのです。竹林を持っている人たちは若い人たちではなくて年配の人で、1本切るのはものすごく大変なのです。切った後に枝打ちを全部しなければならぬ。枝を全部取るのです。枝打ちをして1本の竹にして、そこから切って放置、野積みをして、こういうやっぱり、昔であればあの枝が竹ぼうきになったのですけれども、今竹ぼうき作る人たちもいない。だから、そういったものも含めて、民芸品ではないけれども、そういう域なのかもしれないけれども、もっと真剣になって考えていかないと、本当に竹あかり自体がすばらしければすばらしいほど逆に自然群生している竹林のほうのみすぼらしくなってきた、それは本末転倒ではないの。だから、今具体的なものが決まっていらないのだろうと思うけれども、本当に1年1年そういう形でそれを進めていかないと、いずれはどうにもこうにもならないと。その頃生きているかどうか、私なんか分かりませんけれども。竹林というのは移動するのです。地下に根がずっと行きますので、ずっとそこにあるわけではなくて、どんどん、どんどん移動していく。竹が生えたところの下草というのはなかなか育たない。太陽光線を全部遮られてしまう。だから、そういう意味で竹というのはいい面もあるし、悪い面もあるので、竹についてもっと詳しく町の状況を把握をして、放置竹林というのではなくて竹林を美しく保有していられる、そういう施策を打ってもらいたいなというふうに思っております。最後、それについて町長の意気込みだけお聞かせいただいて、あとは本当にしっかりとしたそういう放置竹林対策の何か施策を打ってもらいたいなというふうに思います。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 放置竹林の取り組み、非常にこれから大事になってくるなというふうに思っております。先ほど森林環境譲与税のことにも触れましたけれども、以前、17ヘクタールある町の竹林をどういうふうになっているのだというふうなことを議員の皆さんから何かお話があったような記憶があります。森林環境譲与税を使った中で、竹林だけではないのしょうけれども、もちろん山林を含めてだと思うのですけれども、手っ取り早く言えば、そうした今の竹林の状況はどういうふうな状況にあるのか、そうした基礎調査みたいなものにも本来の森林環境譲与税の使い方としてはあるのだというふうに聞いておりますし、そうした形でやっていくことも一つの方法かなというふうな捉え方をしております。

委員長（中野和美君） それでは、総括質疑2件目、池井委員の総括質疑お願いいたします。

ます。

13番（池井 豊君） 有害鳥獣の対策事業の在り方について総括質疑をさせていただきます。

令和5年度の有害鳥獣対策等の事業費は合計で200万円ほどに達しています。今後も事業拡大が予想されます。そんな中、産業振興課との質疑の中で、住民から猿等の出没の連絡を受けると課員が2名1組、1チームなのか2チームなのか、2人から4人が出動して追い払いの作業に従事し、本来業務ができるのは夕方からするというような答弁がありました。農業被害防止というのは産業振興課の事業ですが、例えば児童生徒の通学路の安全確保ならば教育委員会、一般住民の安全確保ならば総務課が担当すべきです。全庁的に対応していく必要が出てきていると思います。そうでなくても産業振興課は各種祭りやイベント、ゴマンド号に道の駅、工業団地に農業振興と忙しい部署です。有害鳥獣対策事業は新たな目を立てて全庁的に取り組むべきですが、いかがでしょうか。

町長（佐野恒雄君） それでは、池井委員のご質問にお答えいたします。

有害鳥獣対策事業の在り方についてであります。有害鳥獣に関しては、年々その出没範囲が拡大しており、私としても大変深刻な状況にあるというふうに捉えております。猿につきましては、最近では上野、山田地区までその出没範囲が拡大しておりますし、またイノシシや熊なども出没する中、対応していただく猟友会の出動日数や職員によるパトロール、追い払いの回数なども増加しております。関係者等の負担感、それから予算額が増加している状況を受けてのご質問かと思えます。

まず、予算に関しては、町民の安心・安全のために有害鳥獣対策、そして駆除には猟友会の協力や有害鳥獣対策に必要な機器であるとか捕獲箱などの購入などによって予算が増加いたしております。こうした中で、有害鳥獣対策事業の中心は産業振興課と考えます。一方で、猿だけでなく、イノシシ、熊など一刻も早い対応が必要になってくると思われます。町としての対応につきましては、必要に応じて全庁挙げて取り組んでいく必要があることは十分認識をいたしております。今後の体制については、庁議などにおいてこのたびいただいたご提案を参考とし、検討をしてまいります。

なお、有害鳥獣対策について、予算の中で目を別にしてはとのご提案についてです。令和6年度予算からこれまでの事業名を変更し、有害鳥獣対策事業といたしております。いただいたご提案につきましては今後の参考にいたします。全庁的に人員に余裕がある状況ではありません。こうした中でいかに町民の皆さんの期待に応

えつつ、一方で職員の負担を軽減していくかについて、十分に配慮しながら町政の運営を行ってまいります。

以上です。

13番（池井 豊君） 町長の考えは分かったのですが、今回の決算の数字見ると、電気柵の購入補助金なんて僅か20万円なのです。有害鳥獣捕獲従事者の報酬というのが今一番増えてきているのですが、これから電気柵は明らかに増えていくというふうに思っていますし、それからパトロールの件数なんかも増えていくことになると思います。ということは、多分200万円ではもう追いつかない事業になってくると思います。今日もテレビ朝日の「モーニングショー」ですか、何かもう東京都内でもあきる野市に熊が出て大変だとか、熊を車でひいてしまって軽自動車が大破したとか、本当全国的に、全自治体がもう大変な思いしてそういう対策事業をやっているような状況になってきていると思います。ですから、ぜひここはこれ以上事業費が増えていくようであれば、本当に目立ても考えながらやっていただきたいと思いますし、田上町においては人的被害が出ていないというのがまだ安心できる、安心ではないな、いいところなのですけれども、これからもし人的被害が出るというのが一番怖いところなので、これは多分主管課は産業振興課になると思うのです。そこに連絡が来ます。どこかからどこかに、羽生田に猿が出ましたよと、どこですかと、羽生田のどこどこですよ、通学路ですといったら教育委員会にすぐ連絡して、教育委員会が学校と連携を取りながら、その一番出没するような場所をカウントしながらやるとか。または産業振興課が受けて、それが一般住宅街であるのだったら総務課に連絡して、総務課の青色回転灯のミニパトで巡回して安全確保するとか、その連携が必要だと思うのです。産業振興課だけで一生懸命回ってモデルガンをばんばん撃っているという状況だけでは、どうも安全の確保という意味でちょっと手が薄いと思いますので、そういう対策ができないのかというのをまず1つ、重ねて質問いたします。

それから、今の有害鳥獣の出没、特に猿なのでしょうけれども、出ることで農業被害、実質的な経済的な農業被害というのもありますが、家庭菜園というか、趣味の農産物作っているような人たちの生きがいを奪うというような面があったり、それから安全という面があったり、様々な角度での被害というのがあると思うのです。それに対してどう対処していくかということがこれからの対応になっていくと思いますので、それらを充実していくことを考えるとやっぱり目立てが必要になってくるのではないかなと思います。重ねてそこら辺を質問します。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 今池井委員から言われた連携というのですか、そういうことはちゃんとやっているのです。猿が学校近くに出たと、猿だけではありませんけれども、学校の近くに出たということになれば当然教育委員会のほうに連絡をし、また教育委員会はそれを受けて学校のほうに連絡をすると、そういう情報的な連携は今でもやっているのです。ただ、今までそうした猿が出た、熊が出たとかというときに、結局産業振興課だけのメンバーで現地へ向かっているというのが今の状況だろうと思うのです。そこは、先ほどから申し上げているように全庁的な体制というのでしょうか、当然産業振興課だけではなくて、ほかの課からもパトロールというか、現地へ出てもらう、そういう対策というのかな、対応の仕方、それはこれからまさに全庁挙げての対応ということになっていくと思います。いずれにしても、この猿対策、熊対策、委員おっしゃられるように今のところは本当に人的な被害がない。そこは本当にほっとしているところですが、それこそこの先そうした被害が出ることをないように、本当に真剣になって取り組んでいかななくてはならないなというふうに思っております。あわせて、先ほど委員おっしゃられる農作物の関係、そうした面にもどうやって対処していくかということを実際に真剣に取り組んでいかなければならないなというふうに思っております。

13番（池井 豊君） さっきちょっと言い忘れましたけれども、阿賀町なんかですと、もう猿を来させないようにするために集落ぐるみで庭先の柿の木、栗の木を切りましょうみたいなことでやって、来させないような活動をする地区もあります。今日の朝のテレビに出ていたのは秋田の栗農家なのですが、熊がここを餌場として認識してしまったらこれは私の責任で、地域の人に危険を及ぼすかもしれないので、そうなったら私はここの栗畑の栗の木全部切りますと言って出ていましたけれども、そういうふうになると、今度高齢世帯みたいなところでは自分でチェーンソーで切るとか、そういうことができなくなってきたりすると思います。今後、そういう様々な事業が多分発生してくると思われまますので、ぜひこれからも財政措置、とにかく地域の住民の安全・安心、危険なところから守るところを中心にして事業展開をしていただきたいと思いますことをお願いして、私の質問を終わります。何かあれば。

町長（佐野恒雄君） 一般質問のときにもお答えをさせていただいております。猿に言えばとにかく頭数が増えている。そのためにもとにかく駆除が必要なのだというふうなことでお答えさせていただいております。駆除に当たっては、当然今あるおりだ

けでは足りませんので、おりの数をもう少し増やして、おりの設置場所についてもしっかりと検証した中で設置して、とにかく駆除に努めていきたいなと思っております。と同時に、猟友会のメンバーの人たちの見回りの大変さを思うと、センサーというのですか、捕獲ができたときの連絡が入るような、そういうこともしっかりと予算措置をして対応していきたいなと思っております。

委員長（中野和美君） 以上で総括質疑を終わります。

執行の皆様、お疲れさまでした。委員の皆さんは、しばらくお待ちください。

それでは、これより本委員会に付託されました認定第1号から認定第8号までの8件について、順次討論及び採決を行います。

最初に、認定第1号について討論を行います。討論はありませんか。

14番（高橋秀昌君） 実は私は、令和5年度の一般会計の当初予算には反対していたのです。反対の理由は、当時物価高騰で学校給食費の保護者負担を引き上げる、500円値上げするということや、令和4年までやっていた新型コロナ交付金を原資とした農業関係者への支援、こういうものをみんな取り上げたということから反対したのですが、年度途中において学校給食費を、国の交付金がベースなのですけれども、1か月分は無料にする。それから、当初予算でもあったのですが、子どもの医療費の入院の一部負担をなくして完全に無料にしたこと。それから、秋の農業者の米が1等米が一俵もなかったということから10アール当たり5,000円を補助するというようなことをやったという、こういう状況を見ていくと、当初予算では反対したのだけれども、この年度途中で議会の提案なども受け入れて、町が住民のために努力をした形跡が令和5年度の決算の中で明確に出ているということを感じました。

そこで、かつて自民党系の大先輩の方からこう言われたことがあるのです。執行と議会というのは両輪の車なのだと。こう言われたのが、私はこの令和5年度で感じるのは、議会と執行が極めてそうした切磋琢磨をして、住民の利益にかなった政策を補正予算の中でつくっていくという典型的なことが行われたのではないかなというふうに感じます。そういう意味では議会の努力、執行の努力をお互いに評価する必要があるなということを感じまして、そういう立場からこれを賛成としたいと思えます。

委員長（中野和美君） 今賛成の討論でしたけれども、ほかに討論、反対の討論はございませんか。

（なしの声あり）

委員長（中野和美君） それでは、反対討論がないようですので、討論を終わります。

認定第1号の採決をします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

委員長(中野和美君) 討論がないようですので、これで討論を終わります。

認定第2号の採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

委員長(中野和美君) これで討論を終わります。

次に、認定第3号の採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

委員長(中野和美君) 討論なしといたします。これで討論を終わります。

認定第4号の採決をします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

委員長(中野和美君) これで討論を終わります。

認定第5号の採決をします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

委員長(中野和美君) これで討論を終わります。

認定第6号の採決をします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

委員長(中野和美君) これで討論を終わります。

認定第7号の採決をします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

最後に、認定第8号について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

委員長(中野和美君) これで討論を終わります。

認定第8号の採決をします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(中野和美君) 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

本会議における委員会報告については、副委員長と相談の上、取りまとめ行いたいと思いますので、委員長にご一任願います。

これで本日の会議を閉じます。

以上で閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午後 1 時 5 8 分      閉   会

田上町議会委員会条例第 2 7 条の規定により、ここに署名する。

令和 6 年 9 月 1 8 日

決算審査特別委員長      中   野   和   美